

# 事業所運営上の留意点

(障害者福祉(障害児通所支援)サービス事業者)

## 目次

|    |  |       |
|----|--|-------|
| 1  | 令和6年度越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画                    | 1     |
| 2  | 令和5年度越谷市社会福祉施設等指導監査実施実績                    | 3     |
| 3  | 実地指導の流れ                                    | 5     |
| 4  | 令和6年度障害福祉サービス等報酬定の概要(障害者)                  | 6     |
| 5  | 厚生労働省からの通知(障害者)                            | 9 9   |
| 6  | 越谷市指定申請の手引き(障害者)                           | 1 2 2 |
| 7  | 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び指定基準条例改正に係る内容について(障害児) | 1 3 7 |
| 8  | サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント                    | 2 3 8 |
| 9  | 障害者差別・虐待防止について                             | 2 4 2 |
| 10 | 変更届等の届出に関する留意事項について                        | 2 5 3 |
| 11 | 事故報告について                                   | 2 5 6 |
| 12 | 越谷市の独自基準について                               | 2 6 1 |
| 13 | 社会福祉施設等における火災予防対策について                      | 2 6 2 |
| 14 | 住宅用火災警報器の設置及び維持管理について                      | 2 6 8 |
| 15 | 社会福祉施設等に関連する消防法の用途分類                       | 2 7 2 |
| 16 | 社会福祉施設等での感染症発生時の対応について                     | 2 7 3 |
| 17 | 越谷市入退院支援ルールについて                            | 2 7 9 |
| 18 | 「通院・入院時あんしんセット」について                        | 3 0 1 |

# 令和6年度 越谷市社会福祉施設等指導監査実施計画

令和6年4月  
越谷市福祉部福祉総務課

越谷市が所管する社会福祉法人並びに社会福祉施設及びサービス事業所の適正な運営確保を目的とした指導監査を実施するための計画を次のとおり定める。

## 1 実施方針

### (1) 利用者の立場に立った指導監査

利用者に安心かつ安全なサービスが提供されるよう、社会福祉施設及びサービス事業所の運営管理について適切な支援を行う。

### (2) 効率的・効果的な指導

指導の効率化及び指導時の文書削減を図りつつ、サービスの質の確保・向上（よりよいケアの実現）、利用者の保護、不適正事案等の防止に効果的な実地指導を行う。

### (3) 改善の徹底、機動的な監査

指導事項の改善が確認できない場合は、必要に応じて責任者の呼び出し、連続した指導・監査などの措置を講じ改善の徹底を図る。また、苦情・通報、事故報告等により、著しい運営基準違反及び給付費の不正請求等が疑われる場合は、迅速な特別指導監査及び監査を実施するなど機動的に対応する。

## 2 重点事項

### (1) 社会福祉法人

| 重点事項   | 着眼点   |
|--------|---|
| 理事会等運営 | 理事会及び評議員会において、続けて欠席している理事又は評議員がいないか。        |
| 人事管理   | 「施設長等の重要な役割を担う職員」を定款又はその他の規定等において明確に定めているか。 |
| 登記     | 変更登記について、期限内に登記を完了しているか。                    |

(2) 社会福祉施設・サービス事業所

| 重点事項        | 着眼点   |
|-------------|---|
| 人員基準        | 職員・従業者の員数は条例で定める基準等を満たしているか。  |
| 報酬基準        | 法令に基づく報酬、給付等の請求を適正に行っているか。  |
| 運営基準        | 以下の項目において、適正な運営を行っているか。   |
| 事故防止・安全計画等  | 研修実施、委員会開催など事故防止に最善の注意を払うとともに、事故が発生した場合の体制を整備し、原因分析や再発防止策の検討を行っているか。関係機関に速やかに事故報告を行っているか。〔保育〕安全計画に基づく対応を行っているか。 |
| 虐待防止・身体拘束廃止 | 研修実施、委員会開催など虐待防止・身体拘束廃止に向けた具体的かつ効果的な取組を行っているか。利用者の意思・人格を尊重したサービス提供に努めているか。                                      |
| 非常災害対策等     | 〔保育〕非常災害に備えるため、毎月、避難及び消火訓練を実施し、記録しているか。<br>〔介護・障害〕非常災害発生等に備えた業務継続計画を策定し、当該計画に基づく対応を適切に行っているか。                   |
| 感染症対策       | 感染症及び食中毒の予防、まん延の防止のための取組を適切に行っているか。   |
| 業務管理体制整備    | 新規参入事業者の届出や既届出事業者の届出事項変更に伴う変更届を適正な機関に遅滞なく行っているか。  |

3 一般指導監査・指導（定期実地指導） 対象・実施時期・結果の公表

令和6年5月～令和7年3月に、次の事業者を対象に一般指導監査及び指導（実地指導）を実施する。なお、当該年度に実施する保育施設等に対する指導監査（実地指導）については、より適切な施設・事業所運営を促すことを目的に、翌年度当初に施設ごとの指摘事項や改善状況等を市ホームページに掲載する。

（令和6年4月1日時点）

| 種別             |                     | 総数  | 対象数 | 実施周期（原則） |
|----------------|---------------------|-----|-----|----------|
| 社会福祉法人         |                     | 20  | 8   | 3年に1回    |
| 社会福祉施設・サービス事業所 | 老人福祉施設<br>介護保険サービス  | 638 | 146 | 3～6年に1回  |
|                | 障害者支援施設<br>障害福祉サービス | 423 | 136 | 3年に1回    |
|                | 児童福祉施設※<br>保育サービス※  | 193 | 104 | 1～6年に1回  |

※児童福祉施設に公立保育所3施設・保育サービスに幼保無償化対象10サービス含む。

以上

## 令和5年度 越谷市社会福祉施設等指導監査実施実績

### 1 集団指導

集団指導は、介護給付等(介護)、自立支援給付等(障がい)、施設型給付等(保育)の対象施設・事業所に対し、正確な情報伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目的として、年1回、講習等の形式で実施しております。

令和5年度は、コロナ禍後の効果的な実施方法を模索し、以下のように実施しました。

#### ○実施方法

| 種別       | 方法                     |
|----------|------------------------|
| 介護保険サービス | オンラインシステム(Zoom ミーティング) |
| 障害福祉サービス | 市ホームページ掲載資料の閲覧         |
| 保育施設等    | 市ホームページ掲載資料の閲覧<br>集合形式 |

#### ○参加数

| 種別            | 対象数 | 参加数 | 参加率 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 介護保険サービス      | 438 | 310 | 71% |
| 障害福祉サービス(障害者) | 256 | 183 | 71% |
| 障害福祉サービス(障害児) | 146 | 85  | 58% |
| 保育施設等         | 176 | 114 | 65% |

### 2 一般指導監査・指導(定期実地指導)

施設や各種サービス事業者の運営状況を確認し、適正な事業運営及び施設運営を図るとともに、各種サービス等の質の確保及び給付費請求の適正化を図ることを目的に実施しております。また、当該指導監査に合わせ、市が権限を有する事業者に対する、業務管理体制検査、市が所轄庁となる社会福祉法人の法人運営に対する指導監査を実施しております。

令和5年度は、以下のとおり実施しました。

#### ○実施件数

| 種別            | 予定  | 実績  | 実施率  |
|---------------|-----|-----|------|
| 社会福祉法人        | 7   | 6   | 86%  |
| 介護保険サービス      | 147 | 117 | 80%  |
| 障害福祉サービス(障害者) | 94  | 80  | 85%  |
| 障害福祉サービス(障害児) | 39  | 43  | 110% |
| 保育施設等         | 103 | 53  | 51%  |

○指摘件数

| 種別            | 指導事項 | 注意事項 | 助言  | 指摘なし |
|---------------|------|------|-----|------|
| 社会福祉法人        | 0    | 27   | 38  | 0    |
| 介護保険サービス      | 11   | 108  | 243 | 0    |
| 障害福祉サービス(障害者) | 21   | 166  | 172 | 0    |
| 障害福祉サービス(障害児) | 4    | 60   | 91  | 0    |
| 保育施設等         | 0    | 21   | 36  | 27   |

※指摘事項は、指導内容の軽重により指導・注意・助言にランク分けしています。

指導事項・・・改善のための必要な措置をとるべき事項

注意事項・・・違反の程度が軽微である事項又は指導を行わずとも改善が見込まれる事項

助言・・・事業運営に資するものと考えられる事項

3 特別指導監査・監査

「一般指導監査・指導(定期実地指導)」に対し、運営に不正又は著しい不当があったことを疑うに足る理由があるときなどは「特別指導監査・監査」を実施しております。なお、監査ではその報告等が虚偽である場合においては、サービスの指定取り消しや罰金などの強い罰則規定がある点において、指導とは大きく異なります。

令和5年度は、以下のとおり実施しました(一部継続して実施中)。

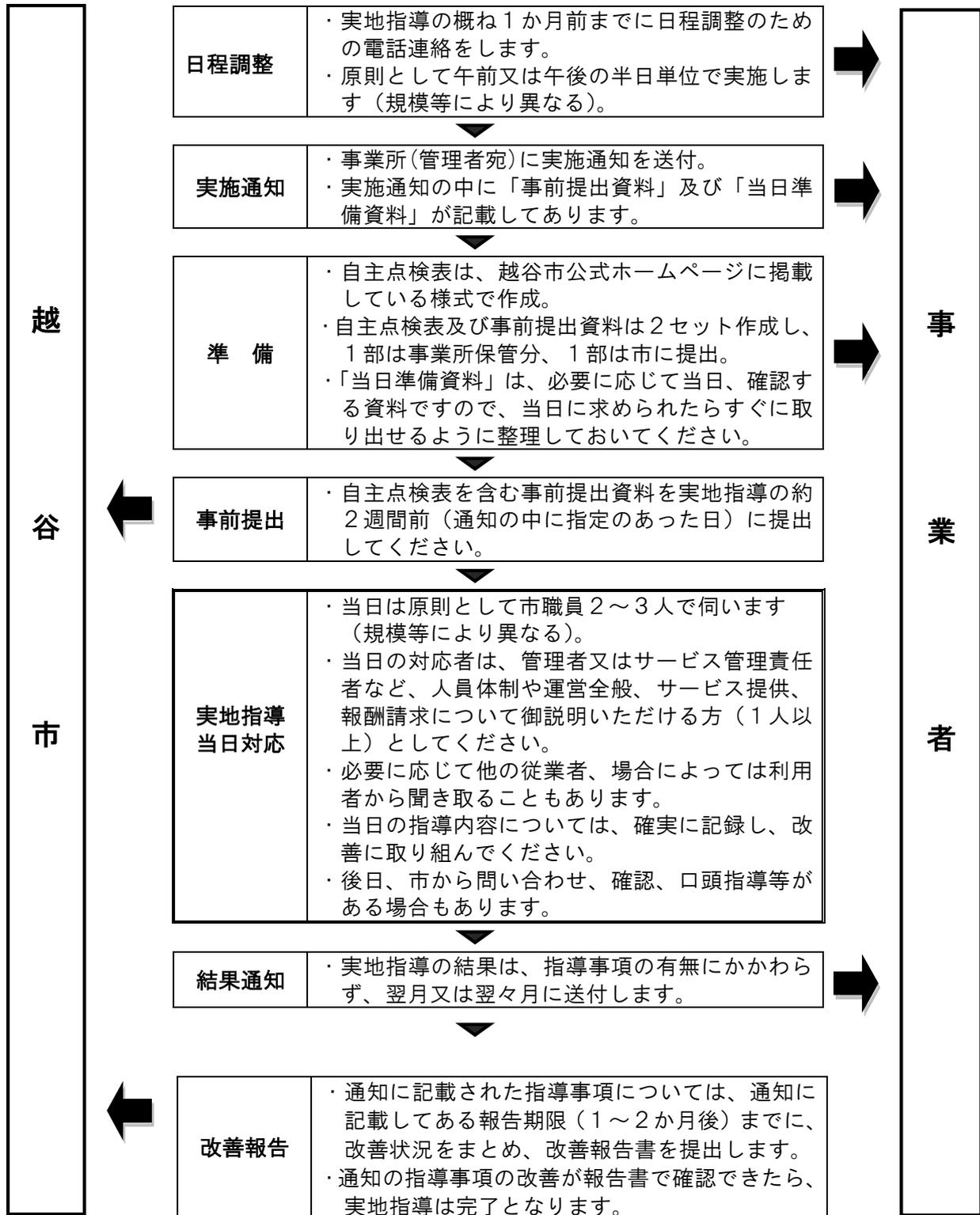
○違反・不正の疑い件数

| 種別  | 人員基準 | 運営基準 | 虐待・人格<br>尊重義務 | 不正請求 | 不正の手段<br>による指定 |
|-----|------|------|---------------|------|----------------|
| 介護  | 1    | 0    | 2             | 1    | 0              |
| 障害  | 1    | 0    | 0             | 2    | 1              |
| 障害児 | 3    | 0    | 0             | 1    | 2              |
| 保育  | 0    | 0    | 0             | 5    | 0              |

○結果件数

| 種別  | 処分 | 改善指導 | 指導なし | 継続中 |
|-----|----|------|------|-----|
| 介護  | 0  | 2    | 1    | 1   |
| 障害  | 0  | 0    | 1    | 3   |
| 障害児 | 0  | 4    | 0    | 2   |
| 保育  | 0  | 5    | 0    | 0   |

# 実地指導の流れ



# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要

令和6年2月6日  
障害福祉サービス等  
報酬改定検討チーム

## 【目次】

### 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方・・・4

### 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容・・・8

#### 1 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

- (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し・・・8
- (2) 福祉・介護職員等の処遇改善・・・8
- (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実・・・8
- (4) 強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実・・・10
- (5) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充・・・11
- (6) 意思決定支援の推進・・・12
- (7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）・・・12
- (8) 障害者虐待防止の推進・・・12
- (9) 身体拘束等の適正化の推進・・・13
- (10) 個別支援計画の共有・・・13
- (11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価・・・13
- (12) 人員基準における両立支援への配慮等・・・14
- (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等・・・14
- (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化・・・15
- (15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上・・・16
- (16) 情報公表未報告の事業所への対応・・・17
- (17) 地域区分の見直し・・・18
- (18) 補足給付の基準費用額の見直し・・・19
- (19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い・・・19
- (20) 施設入所者の送迎加算の取扱い・・・19

#### 2 訪問系サービス

- (1) 居宅介護・・・20
- (2) 重度訪問介護・・・22
- (3) 同行援護・・・23
- (4) 行動援護・・・24
- (5) 重度障害者等包括支援・・・26
- (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し・・・27

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| <b>3 日中活動系サービス</b>          |     |
| (1) 生活介護                    | 28  |
| (2) 短期入所                    | 34  |
| <b>4 施設系・居住支援系サービス</b>      |     |
| (1) 施設入所支援                  | 36  |
| (2) 共同生活援助                  | 41  |
| (3) 自立生活援助                  | 45  |
| <b>5 訓練系サービス</b>            |     |
| (1) 自立訓練（機能訓練）              | 47  |
| (2) 自立訓練（生活訓練）              | 49  |
| <b>6 就労系サービス</b>            |     |
| (1) 就労移行支援                  | 50  |
| (2) 就労継続支援A型                | 52  |
| (3) 就労継続支援B型                | 52  |
| (4) 就労定着支援                  | 55  |
| (5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項 | 57  |
| (6) 就労選択支援                  | 59  |
| <b>7 相談系サービス</b>            |     |
| (1) 計画相談支援・障害児相談支援          | 62  |
| <b>8 障害児支援</b>              |     |
| (1) 児童発達支援                  | 73  |
| (2) 放課後等デイサービス              | 87  |
| (3) 居宅訪問型児童発達支援             | 91  |
| (4) 保育所等訪問支援                | 92  |
| (5) 福祉型障害児入所施設              | 95  |
| (6) 医療型障害児入所施設              | 100 |
| <b>第3 終わりに</b>              | 101 |

**別紙1 障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて**

|                    |     |
|--------------------|-----|
| <b>[訪問系サービス]</b>   | 104 |
| 居宅介護サービス費          |     |
| 重度訪問介護サービス費        |     |
| 同行援護サービス費          |     |
| 行動援護サービス費          |     |
| 重度障害者等包括支援サービス費    |     |
| <b>[日中活動系サービス]</b> | 109 |
| 療養介護サービス費          |     |
| 生活介護サービス費          |     |
| 短期入所サービス費          |     |

|  |     |
|--|-----|
| <b>[施設系・居住支援系サービス]</b> . . . . .         | 134 |
| 施設入所支援サービス費                              |     |
| 共同生活援助サービス費                              |     |
| 自立生活援助サービス費                              |     |
| <b>[訓練系サービス]</b> . . . . .               | 142 |
| 機能訓練サービス費                                |     |
| 生活訓練サービス費                                |     |
| <b>[就労系サービス]</b> . . . . .               | 144 |
| 就労移行支援サービス費                              |     |
| 就労継続支援A型サービス費                            |     |
| 就労継続支援B型サービス費                            |     |
| 就労定着支援サービス費                              |     |
| 就労選択支援サービス費                              |     |
| <b>[相談系サービス]</b> . . . . .               | 159 |
| 計画相談支援費                                  |     |
| 障害児相談支援費                                 |     |
| 地域移行支援サービス費                              |     |
| 地域定着支援サービス費                              |     |
| <b>[障害児通所支援]</b> . . . . .               | 161 |
| 児童発達支援給付費                                |     |
| 放課後等デイサービス給付費                            |     |
| 居宅訪問型児童発達支援給付費                           |     |
| 保育所等訪問支援給付費                              |     |
| <b>[障害児入所支援]</b> . . . . .               | 177 |
| 福祉型障害児入所施設給付費                            |     |
| 医療型障害児入所施設給付費                            |     |
| <br>                                     |     |
| 別紙2 福祉・介護職員等処遇改善加算について . . . . .         | 186 |
| 別紙3 地域区分について . . . . .                   | 188 |
| 別紙4 重度障害者支援加算の拡充 . . . . .               | 190 |
| 別紙5 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について . . . . .  | 193 |
| 別紙6 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について . . . . . | 197 |
| 別紙7 児童発達支援センターの一元化 . . . . .             | 203 |

## 第1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方

### 1. これまでの経緯

- 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から17年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は約150万人、国の予算額は約2兆円となっており、施行時と比較すると、それぞれ約3倍以上となっている。
- また、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～中間整理～」がとりまとめられ、同報告書に基づき児童福祉法等の一部改正が行われ、さらに令和4年6月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて～社会保障審議会 障害者部会 報告書～」がとりまとめられた。同報告書に基づき、障害者総合支援法・精神保健福祉法等の一部改正が行われたところであるが、障害福祉サービス等報酬の改定により対応すべき事項についても、同報告書において指摘されている。
- またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとめられ、これを踏まえた対応が求められている。  
さらに、昨年5月には、令和6年度から令和8年度までの第7期障害福祉計画及び第3期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。
- このような状況の中、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題である。
- 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年5月から18回にわたって議論を行い、この間49の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。  
11月には令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果を公表し、12月6日には、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」をとりまとめたところ。  
この「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

## 2. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

- 昨年末の令和6年度予算の編成過程において、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で+1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率+1.5%を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でのサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うこととされた。
  
- また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。  
今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討することとされた。
  
- これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

### (1) 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり

#### ① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実

- 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。
- 障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。
- 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

## ② 医療と福祉の連携の推進

- 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。
- 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実を図る。

## ③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

- 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

## (2) 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応

### ① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築

- 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。
- 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。
- 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。
- 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。
- 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。
- 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害の育ちと暮らしを支える。

### ② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

- 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さ

らに障害者の就労を支援するため、事業の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。

- 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

### (3) 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

## 3. 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行(就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行)とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行とする。

## 第2 各サービスの報酬・基準に係る見直しの内容

### 1. 障害福祉サービス等における横断的な改定事項

#### (1) 経営実態等を踏まえた基本報酬の見直し【全サービス】

- 各サービスの経営の実態等を踏まえつつ、基本報酬を見直す。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

#### (2) 福祉・介護職員等の処遇改善

【処遇改善加算については、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

【基本報酬の見直しについては、全サービス】

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる。（経過措置区分として、令和6年度末まで現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う。）
- 就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする。
- 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う。
- 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す。

→「福祉・介護職員等処遇改善加算について」（別紙2）参照

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

#### (3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。

- ① 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】》 500単位／月

以下のいずれかに該当する場合に加算する。

- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1以上配置されている場合
- ・ 計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1以上配置されている場合

※ 配置されたコーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 平時からの情報連携を整えた通所系サービス事業所において、緊急時の受入れについて評価する。【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《緊急時受入加算【新設】》

100単位／日

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急事態等の際に、夜間に支援を行った場合に加算する。

- ③ 地域生活支援拠点等に係る既存の加算について、関係機関との連携調整に

従事する者を配置することを要件に加える。【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

《緊急時対応加算の見直し》（居宅介護の例）

[現 行]

地域生活支援拠点等に位置付けられている場合に、更に1回につき50単位を加算する。

[見直し後]

地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合に、更に1回につき50単位を加算する。

（4）強度行動障害を有する障害者への支援体制の充実

① 強度行動障害を有する障害者の受入体制の強化【生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助】

- ・ 強度行動障害を有する障害者のうち、行動関連項目の合計点が非常に高く、支援が困難な状態にある児者の受け入れ拡大や支援の充実の観点から、行動関連項目の合計点が10点以上という区切りだけでなく、行動関連項目の合計点が18点以上の障害者を受け入れ、強度行動障害を有する者に対するチーム支援の実施をマネジメントする中心的な役割を果たす中核的人材を配置し、適切な支援を行うことを評価する加算を拡充する。
- ・ 強度行動障害を有する者のグループホームにおける受入体制を強化するため、利用者の事態や環境の変化に適応するための初期のアセスメント等

→ 「重度障害者支援加算の拡充」（別紙4）参照

② 状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援【療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- ・ 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理をとるとともに、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

《集中的支援加算【新設】》

イ 集中的支援加算（I）

1000単位／回

強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

□ 集中的支援加算（Ⅱ） 500単位／日

指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ □の集中的支援加算（Ⅱ）を算定する場合は、Ⅰの集中的支援加算（Ⅰ）も算定可能。

**（5）視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の拡充【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】**

視覚、聴覚、言語機能に重度の障害がある利用者を多く受け入れている事業所において、様々なコミュニケーション手段を持つ利用者との交流にも配慮しつつ、より手厚い支援体制をとっている事業所を更に評価する。

[現 行]

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

[見直し後]

Ⅰ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅰ） 51単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の50以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を40で除した数以上配置していること。

□ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（Ⅱ） 41単位／日

視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者が利用者数の100分の30以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する職員を利用者の数を50で除した数以上配置していること。

**(6) 意思決定支援の推進【障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】**

- ① 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、「事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない」旨明記するとともに、障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドラインの内容を相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準や解釈通知に反映させる。
- ② 相談支援及び障害福祉サービス事業等の指定基準において、サービス担当者会議及び個別支援会議について、本人の心身の状況等によりやむを得ない場合を除き障害者本人の参加を原則とし、会議において本人の意向等を確認することとする。

**(7) 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】**

各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

**(8) 障害者虐待防止の推進【全サービス】**

- ① 令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。
- ② 指定基準の解釈通知において、
  - 虐待防止委員会（身体拘束適正化委員会を含む。）において、外部の第三者や専門家の活用に努めることや、
  - 障害福祉サービス事業所等の管理者及び虐待防止責任者が、都道府県の実施する虐待防止研修を受講することが望ましいことを明示する。

＜＜虐待防止措置未実施減算【新設】＞＞

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ること
- ② 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

**(9) 身体拘束等の適正化の推進**【計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援、自立生活援助、就労定着支援を除く全サービス】

- ① 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。
- ② 訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

《身体拘束廃止未実施減算の見直し》

[現 行]

基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

[見直し後]

(施設・居住系サービス) ※1

基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。

(訪問・通所系サービス) ※2

基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

※1 障害者支援施設（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、療養介護、障害児入所施設、共同生活援助、宿泊型自立訓練

※2 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

**(10) 個別支援計画の共有**【短期入所、就労選択支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域定着支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を除く全サービス】

指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定特定（障害児）相談支援事業所にも交付しなければならないこととする。

**(11) 高次脳機能障害を有する者に対する報酬上の評価**

- ① 高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。【計画相談支援・障害児相談支援】

《高次脳機能障害支援体制加算【新設】》

イ 高次脳機能障害支援体制加算（I） 60単位/日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高

次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

□ 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／日

高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

※ 以上の内容は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

- ② 高次脳機能障害を有する利用者が一定数以上であって、専門性を有する職員が配置されている事業所等の評価する。【生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

《高次脳機能障害者支援体制加算【新設】》

41単位／日

高次脳機能障害を有する利用者が全体の利用者数の100分の30以上であって、高次脳機能障害支援者養成研修を修了した従業者を事業所に50：1以上配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## (12) 人員基準における両立支援への配慮等【全サービス】

障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。

- ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
- ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

## (13) 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等【全サービス】

- ① 管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合にあっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業者と兼務で

きることとする。

② 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。

- ・ 利用者及び従業者と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
- ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。

また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

③ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

#### (14) 業務継続に向けた感染症や災害への対応力の取組の強化【全サービス】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

##### 《業務継続計画未策定減算【新設】》

以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着

支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。  
※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

(減算単位)

- 所定単位数の3%を減算  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- 所定単位数の1%を減算  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

(15) 障害者支援施設等における医療機関との連携強化・感染症対応力の向上【施設入所支援、共同生活援助、福祉型障害児入所施設】

- ① 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。

また、医科診療報酬点数表の感染対策向上加算の届出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

《運営基準【新設】》

- ① 指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- ② 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

《障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】》

イ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

以下の（１）から（３）までのいずれにも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。

- （１）第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
- （２）協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること。
- （３）医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に１年に１回以上参加していること。

ロ 障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から３年に１回以上実地指導を受けているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、１月につき所定単位数を加算する。

- ② 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け、評価を行う。

《新興感染症等施設療養加算【新設】》 240単位／日

入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定障害者支援施設等において、当該入所者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定施設入所支援等を行った場合に、１月に５日を限度として所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する。

(16) 情報公表未報告の事業所への対応【全サービス】

- ① 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。

- ② また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

《情報公表未報告減算【新設】》

障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 所定単位数の10%を減算  
(対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）
- ・ 所定単位数の5%を減算  
(対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、就労選択支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

《都道府県等による確認【新設】》

都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

(17) 地域区分の見直し【全サービス】

地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせるものとする。

また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し前の上乗せ割合から見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。

さらに、平成30年度報酬改定時以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

→ 「地域区分の見直しについて」（別紙3）参照

**(18) 補足給付の基準費用額の見直し【施設入所支援、障害児入所支援】**

施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

《補足給付に係る基準費用額の見直し》

|       | [現 行]   | [見直し後]    |
|-------|---------|-----------|
| 基準費用額 | 54,000円 | → 55,500円 |

**(19) 食事提供体制加算の経過措置の取扱い【生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】**

令和6年3月31日までの経過措置とされていた食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を評価する観点から、一定の要件を満たす場合に評価することとし、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

《食事提供体制加算の見直し》

通所系：30単位／日 短期入所、宿泊型自立訓練：48単位／日

[現 行]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

[見直し後]

収入が一定額以下（生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯、所得割16万円未満）の利用者に対して、事業所が原則として当該施設内の調理室を使用して、次の①から③までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

- ① 管理栄養士又は栄養士が献立作成に関わること（外部委託可）又は、栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士又は栄養士が栄養面について確認した献立であること
- ② 利用者ごとの摂食量を記録していること
- ③ 利用者ごとの体重やBMIを概ね6月に1回記録していること

**(20) 施設入所者の送迎加算の取扱い【生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労**

選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型】

施設入所者が希望する日中活動の提供を促進するため、障害者支援施設と隣接していない生活介護事業所等への送迎については、施設入所者についても送迎加算を算定可能とする。

《送迎加算の対象拡充》

[現 行]

指定生活介護事業所等において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定生活介護事業所等において、利用者（指定障害者支援施設と同一敷地内又は隣接する指定生活介護事業所等を利用する施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定生活介護事業所等との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

## 2 訪問系サービス

### (1) 居宅介護

#### ① 居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 特定事業所加算の算定にあたり、専門的な支援技術を必要とする重度障害児への支援が評価できるように、加算要件の「重度障害者への対応」、「中重度障害者への対応」の中に、「重度障害児（重症心身障害児、医療的ケア児）への対応」を追加する。

《居宅介護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）

- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ①及び② （略）

- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が30%以上）

- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者、喀痰吸引等を必要とする者並びに重症心身障害児及び医療的ケア児の占める割合が50%以上）

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

## ② 居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者とする暫定措置の廃止

- ・ 居宅介護のサービス提供責任者については、指定基準の解釈通知において、「居宅介護職員初任者研修課程の研修を修了した者であって、3年以上介護等の業務に従事したものをサービス提供責任者とする」という暫定措置を設けていたが、質の向上を図る観点から、これを廃止する。

※ あわせて、「居宅介護職員初任者研修課程修了者をサービス提供責任者として配置し、当該者が作成した居宅介護計画に基づいて居宅介護を行う場合は、所定単位数30%減算する」措置も廃止。

## ③ 通院等介助等の対象要件の見直し

- ・ 居宅介護の通院等介助等について、通知を改正し、居宅が始点又は終点となる場合には、障害福祉サービスの通所系の事業所や地域活動支援センター等から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助等に関しても、同一の事業所が行うことを条件に、支援の対象とする。

《通院等介助等の対象要件の見直し》

[現 行]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

[見直し後]

病院への通院等のための移動介助又は官公署での公的手続若しくは障害福祉サービスを受けるための相談に係る移動介助を行った場合に、所定単位数を算定する。

なお、目的地が複数あって居宅が始点又は終点となる場合には、指定障害福祉サービス（生活介護、短期入所、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）、指定通所支援（児童発達支援、放課後等デイサービス）、地域活動支援センター、地域生活支援事業の生活訓練等及び日中一時支援から目的地（病院等）への移動等に係る通院等介助及び通院等乗降介助に関しても、同一の指定居宅介護事業所が行うことを条件に、算定することができる。

## （２）重度訪問介護

### ① 入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

- ・ 入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分6の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分4及び5の利用者も対象とする。

#### 《入院中の重度訪問介護利用の対象拡大》

##### [現 行]

区分6に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、当該利用者との意思疎通を図ることができる重度訪問介護従業者が、当該病院等と連携し、病院等において重度訪問介護を行った場合に、入院又は入所をした病院等において利用を開始した日から起算して、90日以内の期間に限り、所定単位数を算定する。

##### [見直し後]

区分4以上に該当し、かつ、病院等へ入院又は入所をする前から重度訪問介護を受けていた利用者に対して、（中略）所定単位数を算定する。

### ② 入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

- ・ 重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

#### 《入院時支援連携加算【新設】》

300単位／回

病院又は診療所に入院する前から重度訪問介護を受けていた利用者が当該病院又は診療所に入院するに当たり、重度訪問介護事業所の職員が当該病院又は診療所を訪問し、当該利用者に係る必要な情報の提供及び当該病院又は診療所

と当該重度訪問介護事業所が連携して入院時の支援を行うために必要な調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算する。

### ③ 熟練従業者による同行支援の見直し

- ・ 重度訪問介護における熟練従業者の同行支援をより評価する観点から、熟練従業者及び新任従業者の報酬について見直しを行う。
- ・ 医療的ケア等の専門的な支援技術が必要な重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援について、採用から6か月以内の新任従業者に限らず、重度訪問介護加算対象者（15%加算対象者）に対する支援に初めて従事する従業者も、熟練従業者の同行支援の対象とする。

#### 《熟練従業者による同行支援の見直し》

##### [現 行]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、指定重度訪問介護事業所が新規に採用した従業者により支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。

##### [見直し後]

- ・ 障害支援区分6の利用者に対し、(中略)当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- ・ 指定重度訪問介護事業所に勤務する従業者が、重度訪問介護加算対象者(15%加算対象者)に対する支援に初めて従事し支援が行われる場合において、当該利用者の支援に熟練した従業者が同行して支援を行った場合に、それぞれの従業者が行う重度訪問介護につき、所要時間120時間以内に限り、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

### (3) 同行援護

#### ① 同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 専門的な支援技術を有する人材を配置した事業所を評価できるように、加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「盲ろう者向け通訳・介助員であり、同行援護従業者の要件を満たしている者」の配置割合を追加する。

#### 《同行援護の特定事業所加算の加算要件の見直し》

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%に加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合） 所定単位数の5%を加算

[現 行]

- ① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）
- ② 良質な人材の確保
  - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
  - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
  - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

[見直し後]

- ① (略)
- ② 良質な人材の確保
  - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
  - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
  - ・ 常勤の同行援護従事者によるサービス提供 40%以上
  - ・ 同行援護従業者養成研修及び国立リハビリテーションセンター学院視覚障害学科修了者等 30%以上
  - ・ 盲ろう者向け通訳・介助員で、同行援護従業者の要件を満たしている者 20%以上
- ③及び④ (略)

(4) 行動援護

① 短時間の支援の評価

- ・ 行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行う。

→「障害福祉サービス等の基本報酬の見直しについて」（別紙1）参照

## ② 行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し

- ・ 加算要件の「サービスの提供体制の整備」に、強度行動障害を有する者に対する医療・教育等の関係機関との連携に関する要件を追加する。
- ・ 加算要件の「良質な人材の確保」の要件の選択肢として、「中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の人数」を追加する。
- ・ 加算要件の「重度障害者への対応」の選択肢として、特に専門的な支援技術を必要とする「行動関連項目 18 点以上の者」を追加する。

### ＜行動援護の特定事業所加算の加算要件の見直し＞

良質な人材の確保とサービスの質の向上を図る観点から、条件に応じて、所定単位数に加算する。

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| ・ 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） | 所定単位数の20%に加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合）    | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合）    | 所定単位数の10%を加算 |
| ・ 特定事業所加算（Ⅳ）（①及び④に適合）    | 所定単位数の5%を加算  |

#### [現 行]

- ① サービス提供体制の整備
  - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
- ② 良質な人材の確保
  - ・ 介護福祉士の割合 30%以上
  - ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
  - ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ③ 重度障害者への対応（区分5以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が30%以上）
- ④ 中重度障害者への対応（区分4以上である者及び喀痰吸引等を必要とする者の占める割合が50%以上）

#### [見直し後]

- ① サービス提供体制の整備
  - ・ 研修の計画的実施、情報の的確な伝達等
  - ・ サービス提供責任者が行動援護計画、支援計画シート及び支援手順書の作成及び利用者に対する交付の際、医療機関、教育機関等と連絡及び調整を行い、当該関係機関から利用者に関する必要な情報の提供を受けていること。

※ 令和6年3月31日時点で、特定事業所加算を受けている事業所については、3年間の経過措置を設ける。

② 良質な人材の確保

- ・ 介護福祉士の割合 30%以上
- ・ 実務者研修修了者や介護職員基礎研修課程修了者等の割合 50%以上
- ・ 常勤の行動援護従事者によるサービス提供 40%以上
- ・ サービス提供責任者のうち1人以上が中核的人材育成研修を修了した者

③ 重度障害者への対応（区分5以上である者、喀痰吸引等を必要とする者及び行動関連項目合計点数が18点以上である者の占める割合が30%以上）

④ (略)

③ 行動援護のサービス提供責任者等の要件に係る経過措置の延長

- ・ 行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止する。

(5) 重度障害者等包括支援

① 強度行動障害を有する児者などに対する支援

- ・ 行動援護等の訪問系サービスの資格要件を満たした者がサービス提供を行う場合に、質の高い支援の実施として評価を行う。
- ・ 複数のサービス事業者による利用者への支援を行うにあたり、その事業者の担当者を招集して、利用者の心身の状況やサービスの提供状況の確認等を行った場合に、その連携した支援について評価する。

《有資格者支援加算【新設】》

60単位/日

- ・ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に従事する資格要件を満たした従業者が、利用者に対して、指定重度障害者等包括支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、重度障害者等包括支援として居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護を提供した場合に限る。

《外部連携支援加算【新設】》

200単位/回

- ・ 指定重度障害者等包括支援事業所が、第三者に委託することにより障害福祉サービスを提供する場合であって、当該委託を受けた事業者の担当者

を招集して、重度障害者等包括支援計画の実施状況について説明を行うとともに、利用者の心身の状況及び障害福祉サービスの提供の状況に関する必要な情報の提供を受け、当該事業所と連携して支援を行った場合に、利用者1人につき1月に4回を限度として所定単位数を加算する。

## (6) 訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- ① 居宅介護の国庫負担基準について、介護保険対象者の区分を追加する。
- ② 重度訪問介護の国庫負担基準について、重度障害者の単位の見直しや介護保険対象者の区分の細分化を行う。

### 《訪問系サービスの国庫負担基準の見直し》

#### ○居宅介護利用者

##### [現 行]

- ・ 障害支援区分1 3,040 単位 ( 6,280 単位)
- ・ 障害支援区分2 3,930 単位 ( 7,130 単位)
- ・ 障害支援区分3 5,770 単位 ( 9,010 単位)
- ・ 障害支援区分4 10,850 単位 (14,040 単位)
- ・ 障害支援区分5 17,380 単位 (20,570 単位)
- ・ 障害支援区分6 25,000 単位 (28,230 単位)
- ・ 障害児 9,750 単位 (13,010 単位)

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

##### [見直し後]

- ・ 障害支援区分1 3,100 単位 ( 6,410 単位)
- ・ 障害支援区分2 4,010 単位 ( 7,270 単位)
- ・ 障害支援区分3 5,890 単位 ( 9,190 単位)
- ・ 障害支援区分4 11,070 単位 (14,320 単位)
- ・ 障害支援区分5 17,730 単位 (20,980 単位)
- ・ 障害支援区分6 25,500 単位 (28,800 単位)
- ・ 障害児 9,950 単位 (13,270 単位)

※カッコ内は通院等（乗降）介助あり

#### 介護保険対象者

- ・ 障害支援区分5 1,100 単位
- ・ 障害支援区分6 1,810 単位

## ○重度訪問介護利用者

### [現 行]

- ・ 障害支援区分 4 28,430 単位
- ・ 障害支援区分 5 35,630 単位
- ・ 障害支援区分 6 50,800 単位

介護保険対象者 17,340 単位

### [見直し後]

- ・ 障害支援区分 4 28,940 単位
- ・ 障害支援区分 5 36,270 単位
- ・ 障害支援区分 6 62,050 単位

介護保険対象者

- ・ 障害支援区分 4 14,620 単位
- ・ 障害支援区分 5 15,290 単位
- ・ 障害支援区分 6 22,910 単位

## 3 日中活動系サービス

### (1) 生活介護

#### ① サービス提供時間ごとの基本報酬の設定

- ・ 基本報酬は営業時間で設定されているが、利用者ごとのサービス提供の実態に応じた報酬体系とするため、基本報酬の設定については、障害支援区分ごと及び利用定員規模に加え、サービス提供時間別に細やかに設定する。なお、サービス提供時間については、医療的ケアが必要な者や盲ろう者など、障害特性等により利用時間が短時間にならざるを得ない者への配慮として、個別支援計画に定めた標準的な支援時間で算定することを基本とすることなど一定の配慮を設ける。また、従業員の配置員数を算出する際に必要な前年度の平均利用者数の算出については、サービス提供時間を考慮する。(サービス提供時間が5時間以上7時間未満の利用者は、前年度の平均利用者数の算出の際、1人ではなく0.75人として計算し、5時間未満の利用者は、0.5人と計算する。短時間の利用者のニーズに応じたサービス提供も可能であり、例えば、短時間の利用者を午前・午後に分けて受け入れることも可能。)

→ サービス提供時間ごとの基本報酬の設定について（別紙1）参照

## ② 利用定員規模ごとの基本報酬の設定

- 利用者数の変動に対して柔軟に対応しやすくすることで、小規模事業所の運営をしやすくするとともに、障害者支援施設からの地域移行を促進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。あわせて、重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の基本報酬を設定する。

→ 利用定員規模ごとの基本報酬の設定の設定について（別紙1）参照

## ③ 延長支援加算の見直し

- 延長支援加算については、生活介護の基本報酬をサービス提供時間で8時間以上9時間未満まで設定することから、9時間以上の支援を評価する。（施設入所者については、延長支援加算は算定できない。）

### 《延長支援加算の見直し》

#### [現 行]

- |                  |        |
|------------------|--------|
| (1) 延長時間1時間未満の場合 | 61単位/日 |
| (2) 延長時間1時間以上の場合 | 92単位/日 |

#### [見直し後]

- |                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| <u>(1) 所要時間9時間以上10時間未満の場合</u>  | <u>100単位/日</u> |
| <u>(2) 所要時間10時間以上11時間未満の場合</u> | <u>200単位/日</u> |
| <u>(3) 所要時間11時間以上12時間未満の場合</u> | <u>300単位/日</u> |
| <u>(4) 所要時間12時間以上</u>          | <u>400単位/日</u> |

## ④ 常勤看護職員等配置加算の拡充

- 医療的ケアが必要な者に対する体制や医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価を行う。

### 《常勤看護職員等配置加算の見直し》

#### [現 行]

##### イ 常勤看護職員等配置加算（I）

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が20人以下      | 28単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 8単位/日  |

|                     |        |
|---------------------|--------|
| (5) 利用定員が81人以上      | 6単位/日  |
| □ 常勤看護職員等配置加算（Ⅱ）    |        |
| (1) 利用定員が20人以下      | 56単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 38単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 22単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 16単位/日 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 12単位/日 |
| ハ 常勤看護職員等配置加算（Ⅲ）    |        |
| (1) 利用定員が20人以下      | 84単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上40人以下 | 57単位/日 |
| (3) 利用定員が41人以上60人以下 | 33単位/日 |
| (4) 利用定員が61人以上80人以下 | 24単位/日 |
| (5) 利用定員が81人以上      | 18単位/日 |

[見直し後]

利用定員に応じ、以下の所定単位数に常勤換算方法で算定した看護職員の数に乗じて得た単位数を加算する。

|                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) 利用定員が5人以下       | 32単位/日 |
| (2) 利用定員が6人以上10人以下  | 30単位/日 |
| (3) 利用定員が11人以上20人以下 | 28単位/日 |
| (4) 利用定員が21人以上30人以下 | 24単位/日 |
| (5) 利用定員が31人以上40人以下 | 19単位/日 |
| (6) 利用定員が41人以上50人以下 | 15単位/日 |
| (7) 利用定員が51人以上60人以下 | 11単位/日 |
| (8) 利用定員が61人以上70人以下 | 10単位/日 |
| (9) 利用定員が71人以上80人以下 | 8単位/日  |
| (10) 利用定員が81人以上     | 6単位/日  |

⑤ 人員配置体制加算の拡充

- ・ 医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する複数職員による手厚い体制を評価する。

≪人員配置体制加算の見直し≫

[現 行]

|                     |         |
|---------------------|---------|
| イ 人員配置体制加算（Ⅰ）       |         |
| (1) 利用定員が20人以下      | 265単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下 | 212単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上      | 197単位/日 |
| □ 人員配置体制加算（Ⅱ）       |         |

|  |         |
|--|---------|
| (1) 利用定員が20人以下   | 181単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下  | 136単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上   | 125単位/日 |
| <b>ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)</b>  |         |
| (1) 利用定員が20人以下   | 51単位/日  |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下  | 38単位/日  |
| (3) 利用定員が61人以上   | 33単位/日  |
| [見直し後]   |         |
| <b>イ 人員配置体制加算 (Ⅰ)</b>  |         |
| (1) 利用定員が20人以下   | 321単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下  | 263単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上   | 245単位/日 |
| <b>ロ 人員配置体制加算 (Ⅱ)</b>  |         |
| (1) 利用定員が20人以下   | 265単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下  | 212単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上   | 197単位/日 |
| <b>ハ 人員配置体制加算 (Ⅲ)</b>  |         |
| (1) 利用定員が20人以下   | 181単位/日 |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下  | 136単位/日 |
| (3) 利用定員が61人以上   | 125単位/日 |
| <b>ニ 人員配置体制加算 (Ⅳ)</b>  |         |
| (1) 利用定員が20人以下   | 51単位/日  |
| (2) 利用定員が21人以上60人以下  | 38単位/日  |
| (3) 利用定員が61人以上   | 33単位/日  |
| ※人員配置体制加算 (Ⅰ) は従業者を常勤換算方法で「1.5: 1」以上配置<br>人員配置体制加算 (Ⅱ) は従業者を常勤換算方法で「1.7: 1」以上配置<br>人員配置体制加算 (Ⅲ) は従業者を常勤換算方法で「2 : 1」以上配置<br>人員配置体制加算 (Ⅳ) は従業者を常勤換算方法で「2.5: 1」以上配置 |         |

## ⑥ 入浴支援加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への入浴支援を評価するための加算を創設する。

### 《入浴支援加算【新設】》

80単位/日

医療的ケアが必要な者又は重症心身障害者に対して、入浴に係る支援を提供した場合、1日につき所定単位数を加算する。

## ⑦ 喀痰吸引等実施加算の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等への喀痰吸引・経管栄養の実施を評価するための加算を創設する。

《喀痰吸引等実施加算【新設】》

30単位／日

医療的ケアが必要な者であって喀痰吸引等が必要なものに対して、喀痰吸引等を実施するものとして登録した事業所において、喀痰吸引等の実施のために必要な知識・技能を修得するための研修を修了した職員が喀痰吸引等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⑧ リハビリテーション職の配置基準

- ・ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、人員配置基準として、看護職員、理学療法士と作業療法士の他に言語聴覚士を加える。（自立訓練（機能訓練）も同様。）

《人員基準の見直し》

[現 行]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

[見直し後]

指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- ・ 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

⑨ リハビリテーション加算におけるリハビリテーション実施計画の作成期間の見直し

- ・ リハビリテーション実施計画の作成期間を個別支援計画と同様に6か月ごとにする。

《リハビリテーション実施計画の作成期間の見直し》

[現 行]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び概ね3月ごとに関連スタッフがアセスメントとそれに基づく評価を行い、その後、多職種協働により、リハビリテーションカンファレンスを行って、リハビリテーション実施計画を作成すること。

[見直し後]

リハビリテーション実施計画原案に基づいたリハビリテーションやケアを実施しながら、概ね2週間以内及び6月ごとに（中略）リハビリテーション実

施計画を作成すること。

#### ⑩ 栄養状態のスクリーニング及び栄養改善の取組の充実

- 生活支援員や管理栄養士等の他職種と連携し、全ての利用者の栄養状態のスクリーニングを行うとともに、栄養状態にリスクのある者に対して個別に栄養管理を行う等、栄養ケア・マネジメントを行った場合を評価するための加算を創設する。

##### 《栄養スクリーニング加算【新設】》

5単位/回

利用開始及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報を、当該利用者を担当する相談支援専門員に提供した場合、1回につき所定単位数を加算する。

##### 《栄養改善加算【新設】》

200単位/回

次の(1)から(4)までのいずれにも適合する指定生活介護事業所等において、低栄養又は過栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の栄養状態の改善等を目的として、個別に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として所定単位数を加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を策定していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅に訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。

#### ⑪ 福祉専門職員配置等加算の算定方法の見直し

- 生活介護については、常勤職員が多く配置されていることや、常勤職員の勤続年数が長いことを適切に評価するため、福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）と福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）との併給を可能とする。

### (3) 短期入所

#### ① 緊急時の重度障害者の受入機能の充実

- ・ 平時から地域生活支援拠点等として情報連携を整えた短期入所において、重度障害者の緊急時の受け入れについて評価する。あわせて、短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直す。

#### 《地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し》

##### [現 行]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。

##### [見直し後]

地域生活支援拠点等として、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算する。加えて、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び基幹相談支援センター等との連携及び調整に従事する者を一以上配置し、医療的ケアが必要な児者、重症心身障害児者又は強度行動障害を有する児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に更に200単位を加算する。

#### 《緊急短期入所受入加算の見直し》

##### [現 行]

|                 |         |
|-----------------|---------|
| イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） | 180単位／日 |
| ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） | 270単位／日 |

##### [見直し後]

|                 |         |
|-----------------|---------|
| イ 緊急短期入所受入加算（Ⅰ） | 270単位／日 |
| ロ 緊急短期入所受入加算（Ⅱ） | 500単位／日 |

#### ② 福祉型強化短期入所サービス費における日中支援サービス類型の創設

- ・ 福祉型強化短期入所サービスにおいて、医療的ケア児者の入浴支援等、日中の支援ニーズに応えるサービス類型を評価する基本報酬を創設する。

#### 《福祉型強化短期入所サービス費の日中支援サービス類型【新設】》

- 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅰ）（障害者向け）
 

|              |           |
|--------------|-----------|
| (一) 区分6      | 1,107単位／日 |
| (二) 区分5      | 977単位／日   |
| (三) 区分4      | 846単位／日   |
| (四) 区分3      | 784単位／日   |
| (五) 区分1及び区分2 | 715単位／日   |
  
- 福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け）
 

|         |         |
|---------|---------|
| (一) 区分3 | 977単位／日 |
| (二) 区分2 | 816単位／日 |
| (三) 区分1 | 715単位／日 |

※ 医療的ケア児者に対して、看護職員を常勤で1人以上配置している指定短期入所事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する。

### ③ 医療的ケア児者の受入体制の拡充

- 福祉型短期入所サービスについては、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、障害支援区分5・6の障害者を多く受け入れている場合に、医療的ケアを行う体制を評価するための加算を創設する。

《医療的ケア対応支援加算【新設】》 120単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、医療的ケア児者に対し、指定短期入所等を行った場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

《重度障害児・障害者対応支援加算【新設】》 30単位／日

福祉型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、区分5若しくは区分6又は障害児支援区分3に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に100分の50を乗じて得た数以上である場合に、1日につき、所定単位数を加算する。

### ④ 医療型短期入所における受入支援の強化

- 医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合を評価するための加算を創設する。

《医療型短期入所受入前支援加算【新設】》

|   |  |           |
|---|--|-----------|
| イ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）  | 1,000単位／日 |
| ロ | 医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）  | 500単位／日   |
| ※ | イについては、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、自宅等へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所事業所等において、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。 |           |
| ※ | ロについては、テレビ電話装置等を活用することにより、指定短期入所事業所の職員が、利用を希望する医療的ケア児者に対して、当該指定短期入所事業所を利用する前日までに、医療的ケアの手技等を確認した上で、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算する。     |           |

#### ⑤ 医療型短期入所サービスの指定申請事務の負担軽減

- ・ 障害者総合支援法施行規則に基づく医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の書類は、省略可能とする。

#### 《短期入所に係る指定の申請書類等の省略》

介護老人保健施設の開設の許可を受けている場合においては、以下の申請書の記載又は書類の提出を省略させることができる。

- ・ 申請者の登記事項証明書又は条例等
- ・ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- ・ 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- ・ 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- ・ 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容

## 4 施設系・居住支援系サービス

### (1) 施設入所支援

#### ① 基本報酬の定員区分の見直し

- ・ 利用定員の変更を行いやすくし、施設から地域への移行を推進するため、利用定員ごとの基本報酬を10人ごとに設定する。

→ 基本報酬の区分の見直しについて（別紙1）参照

#### ② 地域移行を推進するための取組の推進

- ・ すべての入所者に対して、地域移行及び施設外の日中サービス利用の意

向を確認し、希望に応じたサービス利用にしなければならないことを運営基準に規定する。

- 本人の希望に応じたサービス利用に実効性を持たせるため、
  - 地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること
  - 意向確認のマニュアルを作成することを運営基準に規定する。当該規定については、令和6年度から努力義務化し、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算の対象とする。
- 地域移行に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合を評価するための加算を創設する。

#### 《指定障害者支援施設等の一般原則の見直し【新設】》

- 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、地域生活支援拠点等又は相談支援事業者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。
- 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、相談支援事業者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

#### 《地域移行等意向確認担当者の選任等【新設】》

- 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向や施設外のサービスの利用状況等の把握及び施設外におけるサービスの利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。
- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に関する指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化

- 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、地域

生活支援拠点等又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

《地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算【新設】》

- ・ 地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、1日につき5単位を減算する。  
(令和8年度から減算を実施。)

《地域移行促進加算(Ⅱ)【新設】》

60単位/日

- ・ 入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に、1月につき3回を限度として所定単位数を算定する。

③ 地域移行の実績の評価

- ・ 障害者支援施設から地域へ移行した者がいる場合であって、入所定員を1名以上減らした場合を評価するための加算を創設する。

《地域移行支援体制加算【新設】》

イ 利用定員が40人以下

- |           |        |
|-----------|--------|
| (1) 区分6   | 15単位/日 |
| (2) 区分5   | 13単位/日 |
| (3) 区分4   | 11単位/日 |
| (4) 区分3   | 8単位/日  |
| (5) 区分2以下 | 6単位/日  |

ロ 利用定員が41人以上50人以下

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 9単位/日 |
| (2) 区分5   | 7単位/日 |
| (3) 区分4   | 6単位/日 |
| (4) 区分3   | 5単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 4単位/日 |

ハ 利用定員が51人以上60人以下

- |           |       |
|-----------|-------|
| (1) 区分6   | 7単位/日 |
| (2) 区分5   | 6単位/日 |
| (3) 区分4   | 5単位/日 |
| (4) 区分3   | 4単位/日 |
| (5) 区分2以下 | 3単位/日 |

|  |       |
|--|-------|
| 二 利用定員が61人以上70人以下  |       |
| (1) 区分6  | 5単位/日 |
| (2) 区分5  | 4単位/日 |
| (3) 区分4  | 3単位/日 |
| (4) 区分3  | 3単位/日 |
| (5) 区分2以下  | 2単位/日 |
| ホ 利用定員が71人以上80人以下  |       |
| (1) 区分6  | 4単位/日 |
| (2) 区分5  | 3単位/日 |
| (3) 区分4  | 3単位/日 |
| (4) 区分3  | 2単位/日 |
| (5) 区分2以下  | 2単位/日 |
| へ 利用定員が81人以上   |       |
| (1) 区分6  | 3単位/日 |
| (2) 区分5  | 3単位/日 |
| (3) 区分4  | 2単位/日 |
| (4) 区分3  | 2単位/日 |
| (5) 区分2以下  | 2単位/日 |
| ※ 前年度に当該指定障害者支援施設等から退所し、地域生活が6月以上継続している者が1人以上いる指定障害者支援施設等であって、利用定員を減少させたものとして都道府県知事に届け出たものについて、1年間を限度として1日につき所定単位数に当該利用定員の減少数を乗じて得た単位数を加算する。 |       |

#### ④ 夜間看護体制加算の拡充

- ・ 入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直す。

《夜間看護体制加算の見直し》 60単位/日

[現 行]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、指定生活介護等を受ける利用者に対して指定施設入所支援等を提供する時間に、生活支援員に代えて看護職員を1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た施設入所支援等の単位において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

- ・ 夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、(中略) 1日につき所定単位数を加算する。生活支援員に代えて複数の

看護職員を配置して指定施設入所支援等の提供を行った場合、35単位に看護職員1に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算する。

⑤ 通院支援に対する評価の創設

- ・ 医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっていることを踏まえ、通院に係る支援を評価するための加算を創設する。

《通院支援加算【新設】》

17単位/回

- ・ 指定障害者支援施設等に入所する者に対し、通院に係る支援を実施した指定障害者支援施設等について、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

⑥ 見守り支援機器導入による夜勤職員配置体制加算の要件の緩和

- ・ 見守り支援機器を導入した上で入所者の支援を行っている障害者支援施設について、夜間職員配置体制加算の要件を緩和する。

《夜勤職員配置体制加算の要件の緩和》

[現 行]

- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合  
夜勤2人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合  
夜勤3人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合  
夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上

[見直し後]

- ・ 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上の数設置している場合、夜勤職員配置体制加算で配置される夜勤職員について、以下のとおり緩和することができる。
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が21人以上40人以下の場合  
夜勤1.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が41人以上60人以下の場合  
夜勤2.9人以上
- ・ 前年度の利用者の数の平均値が61人以上の場合

夜勤3人に、前年度の利用者の数の平均値が60を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上（加える数を1人に限り0.9とすることができる。）

## （2）共同生活援助

### ① グループホームから希望する一人暮らし等に向けた支援の充実（介護サービス包括型、外部サービス利用型）

- ・ グループホーム入居中に一人暮らし等を希望するに至った利用者を含め、一人暮らし等に向けた希望を持つ利用者を支援するため、現行の自立生活支援加算を拡充し、入居中における一人暮らし等に向けた支援や、居住支援法人との連携等を評価する。
- ・ グループホームの入居前から一人暮らし等をするための支援を希望する者に対する仕組みとして、共同生活住居（移行支援住居）単位で一人暮らし等に向けた一定の期間における集中的な支援を評価する。
- ・ グループホームの退居後の一定期間における相談支援や、新住居における在宅の支援チームへの引継ぎ等の支援を評価する。
- ・ 移行支援住居の入居中又は退居後の一定期間におけるピアサポートの専門性を評価する加算を創設する。

#### ≪自立生活支援加算の拡充≫

[現 行]

自立生活支援加算 500単位／回

[見直し後]

イ 自立生活支援加算（Ⅰ） 1,000単位／月

※ 居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、個別支援計画を見直した上で、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、6月間に限り所定単位数を加算する。

※ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、月に1回以上、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有した場合に、更に1月につき35単位を加算する。

※ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告した場合に、更に1月につき500単位を加算する。

ロ 自立生活支援加算（Ⅱ） 500単位／回

※ 現行の算定要件と同一（日中サービス支援型のみ）

## ハ 自立生活支援加算（Ⅲ）

|                        |        |
|------------------------|--------|
| (1) 利用期間が3年以内の場合       | 80単位／日 |
| (2) 利用期間が3年を超えて4年以内の場合 | 72単位／日 |
| (3) 利用期間が4年を超えて5年以内の場合 | 56単位／日 |
| (4) 利用期間が5年を超える場合      | 40単位／日 |

※ 以下の要件を満たす事業所において、居宅における単身等での生活を本人が希望し、かつ、可能と見込まれる利用者の退居に向け、一人暮らし等に向けた支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者の希望を踏まえた上で、一定期間の支援の実施により、その退居後に一人暮らし等へ移行することを目的とした住居（移行支援住居）を1以上有すること。
- ② 移行支援住居の定員が2人以上7人以下であること。
- ③ 事業所に置くべきサービス管理責任者に加え、専ら移行支援住居に入居する利用者に対する支援に従事するサービス管理責任者であって、かつ、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものが7：1以上配置されていること。
- ④ 移行支援住居への入居を希望する利用者の入居に際して会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ⑤ 移行支援住居の入居者に対し、住居の確保その他退居後の一人暮らし等に移行するための活動に関する相談、外出の際の同行、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。
- ⑥ 居住支援法人又は居住支援協議会に対して、定期的に、利用者の住宅の確保及び居住の支援に必要な情報を共有すること。
- ⑦ 居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、（自立支援）協議会や保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を定期的に報告すること。

≪退居後共同生活援助サービス費、退居後外部サービス利用型共同生活援助サービス費【新設】≫ 2,000単位／月

※ グループホームを退居した利用者（自立生活支援加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）を算定していた者に限る。）に対し、当該利用者の居宅を訪問して以下の要件を満たす内容の支援を行った場合に、退居日の属する月から3月間（引き続き支援することが必要であると市町村が認めた利用者に対しては6月間）に限り、1日につき所定単位数を算定する。

- ① 利用者の一人暮らし等への移行に当たって会議を開催した上で、利用者の意向を反映した個別支援計画を作成すること。
- ② おおむね週1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、当該利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の把握

を行い、必要な情報の提供及び助言並びに相談、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整等の支援を実施すること。

《ピアサポート実施加算、退居後ピアサポート実施加算【新設】》 100単位/月

※ 次の要件のいずれにも該当する事業所において、障害者又は障害者であったと都道府県知事が認める者である従業者であって、障害者ピアサポート研修修了者であるものが、利用者に対して、その経験に基づき相談援助を行った場合に加算する。

- ① 自立生活支援加算（Ⅲ）又は退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費を算定していること。
- ② 障害者ピアサポート研修修了者を従業者として2名以上（うち1名は障害者等）配置していること。
- ③ ②の者により、当該事業所の従業者に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

## ② 支援の実態に応じた報酬の見直し

- ・ 障害支援区分ごとの基本報酬について、重度障害者の受入れなどサービスの支援内容や経営の実態等を踏まえて見直す。
- ・ 世話人の配置基準に応じた基本報酬区分を改め、サービス提供時間の実態に応じて加算する報酬体系へと見直す。
- ・ 日中支援加算（Ⅱ）について、介護サービス包括型及び外部サービス利用型においては支援を提供した初日から評価を行うとともに、日中サービス支援型においては廃止する。

《基本報酬区分の見直し（介護サービス包括型の例）》 ※別紙1参照

[現 行]

- |   |                |                        |
|---|----------------|------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>4</u> ：1以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （世話人の配置 <u>5</u> ：1以上） |
| ハ | 共同生活援助サービス費（Ⅲ） | （世話人の配置 <u>6</u> ：1以上） |
| ニ | 共同生活援助サービス費（Ⅳ） | （体験利用）                 |

[見直し後]

- |   |                |                        |
|---|----------------|------------------------|
| イ | 共同生活援助サービス費（Ⅰ） | （世話人の配置 <u>6</u> ：1以上） |
| ロ | 共同生活援助サービス費（Ⅱ） | （体験利用）                 |

《人員配置体制加算【新設】（介護サービス包括型の例）》 ※別紙5参照

- |   |             |
|---|-------------|
| イ | 人員配置体制加算（Ⅰ） |
|---|-------------|

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法（従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、従業者の員数に換算する方法をいう。）で、利用者の数を12で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

ロ 人員配置体制加算（Ⅱ）

指定共同生活援助事業所に置くべき世話人及び生活支援員に加え、特定従業者数換算方法で、利用者の数を30で除して得た数以上の世話人又は生活支援員が配置されている事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

《日中支援加算（Ⅱ）の見直し》

日中支援加算（Ⅱ）

(1) 日中支援対象利用者が1人の場合

- (一) 区分4から区分6まで 539単位
- (二) 区分3以下 270単位

(2) 日中支援対象利用者が2人以上の場合

- (一) 区分4から区分6まで 270単位
- (二) 区分3以下 135単位

[現 行]

指定共同生活援助事業所、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所（区分2以下に該当する利用者に限る。）又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、生活介護等利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して日中に支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

③ 支援の質の確保

- ・ 運営基準において、各事業所に地域連携推進会議を設置して、地域の関

係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組を義務付ける。ただし、令和6年度までは経過措置として、事業者の努力義務とする（施設入所支援も同様。）。

《地域との連携等【新設】》

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、運営状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。
  - ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
  - ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。
- ※ 外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として都道府県知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。
- ※ 日中サービス支援型における協議会への報告義務は、これまでと同様。
- ※ 上記規定は、令和6年度から努力義務化、令和7年度から義務化。

- ④ 個人単位の居宅介護等の利用の特例的取扱い（介護サービス包括型、日中サービス支援型）
  - ・ 令和6年3月31日までとされている重度障害者に係る利用者ごとの個人単位での居宅介護等の利用について、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長する。その上で、居宅介護等を長時間利用する場合には、支援の実態に応じて基本報酬を見直す。

《個人単位の居宅介護等の利用時の基本報酬の見直し》 ※別紙1参照

[現 行]

令和6年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。

[見直し後]

令和9年3月31日までの間、経過措置の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、所要時間が8時間以上である場合は、所定単位数の100分の95を算定する。

(3) 自立生活援助

① 対象者の明確化

- ・ 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用

できる対象者を明確化する（地域定着支援も同様。）。

《対象者の見直し》

[現 行]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

[見直し後]

援助を要する障害者であって、居宅において単身であるため又はその家族と同居している場合であっても当該家族等の障害、疾病等若しくは当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、家族等による支援が見込めない状況にあるもの。

② 集中的に支援が必要な対象者に支援を行った場合の評価

- ・ 利用者の支援の必要性に応じて、月に6回以上訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する集中支援加算を新設する。
- ・ 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、テレビ電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

《集中支援加算【新設】》

集中支援加算 500単位／月

自立生活援助サービス費（Ⅰ）が算定されている指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、1月に6回以上、利用者の居宅を訪問することにより、指定自立生活援助を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

《自立生活援助サービス費（Ⅲ）【新設】》

自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月

指定自立生活援助事業所の地域生活支援員が、利用者の居宅への訪問及びテレビ電話装置等の活用による支援をそれぞれ1月に1日以上行った場合に、1月につき所定単位数を算定する。

《定期的な訪問等による支援方法の見直し》

[現 行]

指定自立生活援助事業者は、おおむね週に1回以上、利用者の居宅を訪問することにより、必要な援助を行わなければならない。

[見直し後]

指定自立生活援助事業者は、定期的に利用者の居宅を訪問することにより、又はテレビ電話装置等を活用して、必要な援助を行わなければならない。

### ③ 人員配置基準の弾力化

- 併設する事業所において地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。
- サービス管理責任者を常勤専従で配置する場合には、他の日中活動系サービスと同様に、配置基準を60：1とする。

#### 《相談支援専門員とサービス管理責任者の兼務【新設】》

自立生活援助と地域相談支援の指定を併せて受け、かつ、同一の事業所において一体的に運営している場合は、地域相談支援に係る事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助事業所に置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

#### 《従業者の員数の見直し》

[現 行]

サービス管理責任者 30:1

[見直し後]

サービス管理責任者

ア 常勤である場合 60:1 (他の職務との兼務不可)

イ ア以外の場合 30:1

### ④ 実施主体の拡充

- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

## 5 訓練系サービス

### (1) 自立訓練（機能訓練）

#### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価

- 標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《リハビリテーション加算の見直し【一部新設】》

リハビリテーション加算（I） 48単位／日

[現 行]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ （略）

[見直し後]

次の①から⑤に適合する事業所において、頸髄損傷による四肢麻痺等の状態にある障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合又は次の①から⑥に適合する事業所において、障害者に対してリハビリテーション実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ （略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② ピアサポートの専門性の評価

- ・ 利用者の自立に向けた意欲の向上や、地域生活を続ける上での不安の解消等に資する観点から、ピアサポートの専門性を評価する（自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を除く。）も同様。）。

《ピアサポート実施加算【新設】》 100単位／月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、各月単位で所定単位数を加算する。

※ 障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者（障害者であったと都道府県等が認める者を含む。）と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

③ 支給決定の更新の弾力化

- ・ 複数の障害を有する障害者が、それぞれの障害特性に応じた異なるプログラムによる支援を受けることによる効果が見込まれる場合であって、かつ、市町村の個別審査を経て必要性が認められた場合には、さらに1回の更新が可能となるように支給決定事務処理要領を見直す（自立訓練（生活訓練）も同様（宿泊型自立訓練を除く。））。

#### ④ 提供主体の拡充

- ・ 医療保険のリハビリテーションを提供する病院及び診療所並びに介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型サービス又は基準該当サービスの提供を可能とする。

#### 《通所リハビリテーション事業所における共生型サービスに関する基準【新設】》

- ① 通所リハビリテーション事業所の専用の部屋等の面積（介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、利用者用に確保されている食堂の面積を加える。）を、通所リハビリテーションの利用者の数と共生型サービスの利用者数の合計数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、当該通所リハビリテーションの利用者の数を当該通所リハビリテーションの利用者の数及び共生型サービスの利用者数の合計数であるとした場合の必要数以上であること。
- ③ 共生型サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、他の自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

※ 通所リハビリテーション事業所において、基準該当サービスを提供する場合の基準も同様。

#### 《病院又は診療所における基準該当サービスに関する基準【新設】》

地域において自立訓練（機能訓練）が提供されていないこと等によりサービスを受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う基準該当サービスに関して事業者が満たすべき基準は、次のとおりとする。

- ① 事業所の専用の部屋等の面積を、基準該当サービスを受ける利用者数で除して得た面積が3㎡以上であること。
- ② 管理者とともに、専従の理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は看護職員若しくは介護職員を10：1以上配置していること。
- ③ 基準該当サービスの利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所等から必要な技術的支援を受けていること。

#### (2) 自立訓練（生活訓練）

##### ① 社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用と報酬上の評価（宿泊型自立訓練を除く。）

- ・ 自立訓練（機能訓練）と同様に、標準化された支援プログラムの実施と客観的な指標に基づく効果測定を行い、これらの内容を公表している事業所を評価する。

《個別計画訓練支援加算の見直し》

個別計画訓練支援加算（I） 47単位／日

次の①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に、加算する。

①～⑤ （略）

⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表していること。

② 支援の実態に応じた報酬の見直し（宿泊型自立訓練）

- ・ 日中支援加算について、支援を提供した初日から評価を行う。

《日中支援加算の見直し》

5の2 日中支援加算 270単位／日

[現 行]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った日が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算する。

[見直し後]

日中活動系サービス等を利用することができないとき又は就労することができないときに、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

## 6 就労系サービス

### (1) 就労移行支援

① 就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し

- ・ 運営基準及び社会福祉法施行規則における利用定員規模を見直し、定員10名以上からでも実施可能とする。

《就労移行支援事業所の利用定員規模の見直し》

[現 行]

就労移行支援事業所は、20人以上（離島等においては10人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

[見直し後]

就労移行支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

## ② 支援計画会議実施加算の見直し

- ・ 地域の就労支援機関等と連携して行う支援計画会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

### 《支援計画会議実施加算の見直し》

[現 行]

#### ○ 支援計画会議実施加算 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の提供について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[見直し後]

#### ○ 地域連携会議実施加算（Ⅰ） 583単位／回

サービス管理責任者が就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

#### ○ 地域連携会議実施加算（Ⅱ） 408単位／回

サービス管理責任者以外の職業指導員、生活支援員、就労支援員が当該就労移行支援計画等の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労移行支援計画等の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労移行支援事業所等のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度と

する。

## (2) 就労継続支援A型

経営状況の改善や一般就労への移行等を促すため、スコア方式による評価項目について、以下のように見直すとともに、通知を改正し、情報公表制度におけるスコアの公表の仕組みを設ける。

- 事業者の経営改善への取組が一層評価されるよう、「生産活動」のスコア項目の点数配分を高くするなど、各評価項目の得点配分の見直しを行う。
- 労働時間の評価について、平均労働時間が長い事業所の点数を高く設定する。
- 生産活動の評価について、生産活動収支が賃金総額を上回った場合には加点、下回った場合には減点する。
- 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組を行った場合について新たな評価項目を設ける。
- 経営改善計画書未提出の事業所及び数年連続で経営改善計画書を提出しており、運営基準を満たすことができていない事業所への対応として、自治体による指導を行うとともに、経営改善計画に基づく取組を行っていない場合について新たにスコア方式に減点項目を設ける。

→「就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について」（別紙6）参照

## (3) 就労継続支援B型

### ① 平均工賃の水準に応じた報酬体系の見直し

- 工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬の単価を引上げ、低い区分の基本報酬の単価を引下げる。
- 「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系について、収支差率を踏まえて基本報酬を見直し、短時間の利用者が多い場合の減算を設ける。
- 多様な利用者への対応を行う事業所について、さらなる手厚い人員配置ができるよう、新たに人員配置6：1の報酬体系を創設する。
- 6：1の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算の要件を見直すとともに、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合に加算で評価する。

→「就労継続支援B型の基本報酬について」（別紙1）参照

《短時間利用減算【新設】》（「利用者の就労や生産活動等への参加等」をもって一律に評価する報酬体系） 所定の単位数の70/100算定

算定利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合には、基本報酬を減算する。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は利用者数の割合の算定から除外する。

《目標工賃達成指導員配置加算の見直し》（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）  
[現 行]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で7.5:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

| 利用定員       | 報酬単価 |
|------------|------|
| 20人以下      | 89単位 |
| 21人以上40人以下 | 80単位 |
| 41人以上60人以下 | 75単位 |
| 61人以上80人以下 | 74単位 |
| 81人以上      | 72単位 |

[見直し後]

○ 目標工賃達成指導員配置加算

目標工賃達成指導員を常勤換算方法で1人以上配置し、手厚い人員体制（職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で6:1以上、かつ当該目標工賃達成指導員、職業指導員及び生活支援員の総数が常勤換算方法で5:1以上）をもって、目標工賃の達成に向けた取り組みを行う場合に加算する。

| 利用定員       | 報酬単価 |
|------------|------|
| 20人以下      | 45単位 |
| 21人以上40人以下 | 40単位 |
| 41人以上60人以下 | 38単位 |
| 61人以上80人以下 | 37単位 |

81人以上

36単位

≪目標工賃達成加算【新設】≫（「平均工賃月額」に応じた報酬体系）

10単位／日

目標工賃達成指導員配置加算の対象となる指定就労継続支援B型事業所等が各都道府県において作成される工賃向上計画に基づき、自らも工賃向上計画を作成するとともに、当該計画に掲げた工賃目標を達成した場合に加算する。

## ② 平均工賃月額の算定方法の見直し

事業所の中には、障害特性等により利用日数が少ない方を多く受け入れる場合があることを踏まえ、通知を改正し、基本報酬を算定する際の平均工賃月額の算定方法について、平均利用者数を用いた新しい算定式を導入する。

≪基本報酬の算定に用いる平均工賃月額の算定方法の見直し≫

[現 行]

- ① 前年度の平均工賃月額の算定方法は以下のとおり。
  - ア 前年度における各月の工賃支払対象者の総数を算出
  - イ 前年度に支払った工賃総額を算出
  - ウ 工賃総額(イ)÷工賃支払対象者の総数(ウ)により1人当たり平均工賃月額を算出

※ ただし、障害基礎年金1級受給者が半数以上いる場合は、算出した平均工賃月額に2千円を加えた額を報酬算定時の平均工賃月額とする。
- ② 平均工賃月額の算出は、原則、①の方法によるが、平均工賃月額の算出から以下の場合には、当該月の工賃支払対象者から除外するとともに、当該月に当該利用者に支払った工賃は工賃総額から除外して算出する。
  - ・ 月の途中において、利用開始又は終了した利用者
  - ・ 月の途中において、入院又は退院した利用者
  - ・ 月の途中において、全治1か月以上の怪我やインフルエンザなどの流行性疾患により連続1週間以上の長期に渡って利用できなくなった利用者(利用できなくなった月から利用可能となった月まで除外)
- ③ また、以下の場合には、事業所の努力によっても利用者の利用日数を増やすことが困難であるため、工賃支払対象者・工賃総額から除外して算出する。
  - ・ 複数の日中活動に係る障害福祉サービスの利用者
  - ・ 人工透析など、通年かつ毎週1回以上引き続き通院する必要がある利用者

[見直し後]

前年度の平均工賃月額算定方法は以下のとおり。

ア 前年度における工賃支払総額を算出

イ 前年度における開所日1日当たりの平均利用者数を算出

前年度の延べ利用者数÷前年度の年間開所日数

ウ 前年度における工賃支払総額(ア)÷前年度における開所日1日当たりの平均利用者数(イ)÷12月により、1人当たり平均工賃月額を算出

※ 現行の②・③の算定方法は廃止する。

(4) 就労定着支援

① 就労定着率のみを用いた報酬設定

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系とする。

→「就労定着支援の基本報酬について」(別紙1)参照

② 定着支援連携促進加算の見直し

地域の就労支援機関等と連携して行うケース会議の実施を促進する観点から、会議前後にサービス管理責任者と情報を共有することを条件に、サービス管理責任者以外の者が出席する場合でも加算の対象とする。また、地域の就労支援機関等と連携することにより、地域のノウハウを活用し支援効果を高めていく取組である加算であることから、加算の名称を地域連携会議実施加算に変更する。

《定着支援連携促進加算の見直し》

[現 行]

○ 定着支援連携促進加算 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

[見直し後]

○ 地域連携会議実施加算 (I) 579単位/回

関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、当該指定就労定

着支援事業所のサービス管理責任者が関係機関との連絡調整を行った場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

○ 地域連携会議実施加算（Ⅱ）405単位／回

関係者により構成される会議を開催し、当該会議において、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が当該就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、当該指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、1月につき1回、かつ、1年につき4回を限度として、所定単位数を加算する。

※ 算定は（Ⅰ）（Ⅱ）合わせて1月につき1回かつ1年につき4回を限度とする。

③ **支援終了の際の事業所の対応**

就労定着支援終了にあたり、職場でのサポート体制や生活面の安定のための支援が実施されるよう、適切な引き継ぎのための体制を構築していない場合について減算を設ける。

《支援体制構築未実施減算【新設】》

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という。）について、適切な引き継ぎのための以下の措置を講じていない場合に、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任
- ・ 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

④ **実施主体の追加**

障害者就業・生活支援センター事業を行う者を就労定着支援事業の実施主体に追加する。

## ⑤ 就労移行支援事業所等との一体的な実施

就労移行支援事業所等との一体的な運営を促進する観点から、通知を改正し、本体施設のサービス提供に支障がない場合、就労移行支援事業所の職業指導員等の直接処遇職員が就労定着支援に従事した勤務時間を、就労定着支援員の常勤換算上の勤務時間に含める。

### 〈就労移行支援事業所等との一体的な実施〉

#### [現 行]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することはできない。

#### [見直し後]

一体的に運営する就労移行支援事業所等の就労支援員等が就労定着支援員を兼務する場合について、就労定着支援員が業務に従事した時間を、就労定着支援員に係る常勤換算上の勤務時間に算入することができる。

## (5) 就労系障害福祉サービスにおける横断的な改定事項

### ① 就労系障害福祉サービスを一時的に利用する際の評価（就労継続支援A型・就労継続支援B型）

一般就労中の障害者が就労継続支援を一時的に利用する際の評価について、就労継続支援A型の基本報酬を算定する際のスコア評価項目における平均労働時間の計算や、就労継続支援B型の基本報酬を算定する際の平均工賃月額  
の計算から、当該障害者の労働時間と工賃を除くこととする。

### ② 休職期間中に就労系障害福祉サービス等を利用する際の対応（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型・生活介護・自立訓練）

一般就労中の障害者が休職期間中に就労系障害福祉サービスを利用する際、当該休職者を雇用する企業や医療機関等による復職支援の実施が見込めない場合等の現行の利用条件や、一般就労中の障害者が休職期間中に復職支援として生活介護や自立訓練を利用する際の条件について、改めて事務連絡で周知するとともに、支給申請の際に、当該障害者の雇用先企業や主治医の意見書等の提出を求めることとする。

### ③ 就労系障害福祉サービスにおける施設外就労に関する実績報告書の提出義務の廃止等の見直し（就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型）

地方公共団体の事務負担軽減のため、通知を改正し、報酬請求に当たっては、施設外就労に関する実績について、事業所から毎月の提出は不要とする。ただし、事業所には、施設外就労の実績記録書類を作成・保存することを義務付けるとともに、地方公共団体は、利用者の訓練状況等の実態把握が必要な場合には当該書類を確認することとする。

#### ④ 基礎的研修開始に伴う対応（就労移行支援及び就労定着支援）

令和7年度より独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が実施する基礎的研修（以下「基礎的研修」という。）が開始されることに伴い、就労移行支援事業所の就労支援員及び就労定着支援事業所の就労定着支援員は基礎的研修の受講を必須とすることを通知で明記する。ただし、令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

##### ◀就労支援員及び就労定着支援員の人員に関する見直し▶

###### ○ 就労支援員の人員基準

###### [現 行]

就労支援員について、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

###### [見直し後]

就労支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも、指定基準を満たすものとして取り扱うとともに、基礎研修を受講した場合に就労支援関係研修修了加算を算定できることとする。

###### ○ 就労定着支援員の人員基準

###### [現 行]

就労定着支援員について、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が行うことが望ましいこと。

###### [見直し後]

就労定着支援員については、基礎的研修を受講したものでなければならない。また、資格要件はないが、職場実習のあっせん、求職活動の支援及び就職後の職場定着のための支援等、障害者に関する就労支援の経験を有した者が

行うことが望ましいこと。

※ 令和9年度までは経過措置として、基礎的研修を受講していない場合でも指定基準を満たすものとして取り扱う。

**⑤ 施設外支援に関する事務処理の簡素化（就労移行支援及び就労継続支援A型・就労継続支援B型）**

施設外支援について、通知を改正し、1ヶ月ごとに個別支援計画について見直しが行われている場合に、報酬を算定することとする。

≪施設外支援の要件の見直し≫

[現 行]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1週間ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

[見直し後]

施設外支援については、施設外支援の内容が、事前に個別支援計画に位置付けられ、1ヶ月ごとに当該個別支援計画の内容について必要な見直しが行われているとともに、当該支援により、就労能力や工賃（賃金）の向上及び一般就労への移行が認められる場合に、報酬を算定する。

**(6) 就労選択支援**

**① サービスの対象者**

令和7年10月以降、就労継続支援B型の利用前に、原則として就労選択支援を利用することとする。また、新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者及び就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者は、支援体制の整備状況を踏まえつつ、令和9年4月以降、原則として就労選択支援を利用することとする。

**② 実施主体の要件**

- ・ 就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者を実施主体とする。

就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援

助成金（障害者職業能力開発コース）による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

- 就労選択支援事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めることとする。

### ③ 従事者の人員配置・要件

- 就労選択支援事業所には、事業所ごとに、管理者及び常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員を置くものとする。ただし、就労移行支援又は就労継続支援と一体的に就労選択支援を実施する場合（利用者数の合計が就労移行支援等の利用定員を超えない場合に限る。）は就労移行支援等の職員及び管理者を兼務できることとする。
- 就労選択支援員は、就労選択支援員養成研修の修了を要件とする。経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- また、就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- なお、基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間（令和9年度末までを想定）は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。
- 個別支援計画の作成は不要とし、サービス管理責任者の配置は求めないこととする。

### ④ 就労選択支援の基本プロセス

- 事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等整理（以下「アセスメント」という。）を行うものとする。
- 事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所等の関係機関の担当者等を招集して多機関連携会議を開催し、利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、担当者等に意見を求めるものとする。
- 事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。
- 事業者は、協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

### ⑤ 支給決定期間

- ・ 支給決定期間は1か月を原則とし、自己理解等の改善に向け、1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。
- ・ また、就労選択支援の内容のうち、アセスメントの期間は、2週間以内を基本とする。

### ⑥ 特別支援学校における取扱い

より効果的な就労選択に資するアセスメントを実施するため、特別支援学校高等部の3年生以外の各学年で実施できること、また、在学中に複数回実施することを可能とする。加えて、職場実習のタイミングでの就労選択支援も実施可能とする。

### ⑦ 他機関が実施した同様のアセスメントの取扱い

障害者就業・生活支援センター、障害者職業センター、就労系障害福祉サービス事業所等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとする。この場合、多機関連携会議の開催、アセスメントの結果の作成又は関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センター等の機関に対し、多機関連携会議への参加等の協力を求めることができることとする。

### ⑧ 中立性の確保

- ・ 正当な理由なく、就労選択支援事業所において前6月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した指定就労移行支援、指定就労継続支援A型又は就労継続支援B型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には減算を設けることとする。ただし、地域において、利用者が利用可能な就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型事業所が1カ所しか存在していない等、特定の事業所を利用することについて、正当な理由がある場合は減算しない。

《特定事業所集中減算【新設】》 200単位/月

- ・ 市町村が、必要以上に就労選択支援を支給決定しないよう、支給決定事務処理要領において示す。
- ・ 事業者は、他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならないこととする。
- ・ 本人へ提供する情報に誤りや偏りがないよう多機関連携会議を開催する

こととする。

### ⑨ 計画相談支援事業との連携・役割分担

指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を、利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。指定就労移行支援事業者等は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

相談支援専門員は、利用者が就労移行支援又は就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、就労移行支援事業者又は就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供等を行うものとする。また、利用者が就労選択支援を利用している場合には、アセスメントの結果等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行わなければならないこととする。

### ⑩ 基本報酬・加算の設定

#### ア 基本報酬の設定

就労選択支援の基本報酬は、サービス提供日に応じた日額報酬とする。

◀就労選択支援サービス費の設定【新設】▶

就労選択支援サービス費（1日につき） 1,210単位

#### イ その他の加算と減算の設定

##### ① 加算

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、利用者負担上限額管理加算、食事提供体制加算、福祉専門職員配置等加算、欠席時対応加算、医療連携体制加算、送迎加算、在宅時生活支援サービス加算、福祉・介護職員等処遇改善加算

##### ② 減算

虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算

## 7 相談系サービス

### (1) 計画相談支援・障害児相談支援

※ 以下の見直し内容①～⑨は計画相談支援について記載。障害児相談支援についても同様。

## ① 基本報酬の見直し

- ・ 機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）、（Ⅱ）、（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参加していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- ・ 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）サービス利用支援費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加していること」についても、対象に加える。

### ≪機能強化型サービス利用支援費等の拡充≫

[現 行]

#### イ サービス利用支援費

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） | 1,864単位 |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） | 1,764単位 |
| (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） | 1,672単位 |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） | 1,622単位 |
| (5) サービス利用支援費（Ⅰ）      | 1,522単位 |
| (6) サービス利用支援費（Ⅱ）      | 732単位   |

#### ロ 継続サービス利用支援費

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） | 1,613単位 |
| (2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） | 1,513単位 |
| (3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） | 1,410単位 |
| (4) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ） | 1,360単位 |
| (5) 継続サービス利用支援費（Ⅰ）      | 1,260単位 |
| (6) 継続サービス利用支援費（Ⅱ）      | 606単位   |

[見直し後]

#### イ サービス利用支援費

|                       |         |
|-----------------------|---------|
| (1) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ） | 2,014単位 |
| (2) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ） | 1,914単位 |
| (3) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ） | 1,822単位 |
| (4) 機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ） | 1,672単位 |
| (5) サービス利用支援費（Ⅰ）      | 1,572単位 |
| (6) サービス利用支援費（Ⅱ）      | 732単位   |

#### ロ 継続サービス利用支援費

|                         |         |
|-------------------------|---------|
| (1) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ） | 1,761単位 |
| (2) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ） | 1,661単位 |
| (3) 機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ） | 1,558単位 |

|                           |         |
|---------------------------|---------|
| (4) 機能強化型継続サービス利用支援費 (IV) | 1,408単位 |
| (5) 継続サービス利用支援費 (I)       | 1,308単位 |
| (6) 継続サービス利用支援費 (II)      | 606単位   |

(機能強化型サービス利用支援費 (I)、(II)、(III) を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加)

- ① 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
- ② 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
- ③ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件)

※1 特別地域加算の対象地域のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。

※2 経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす。

※3 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う。

- ・ 上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする。
- ・ 上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対応及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

## ② 質の高い相談支援を提供するための各種加算の見直し

- ・ 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所において、主任相談

支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

- ・ 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

#### 《主任相談支援専門員配置加算の拡充》

##### [現 行]

主任相談支援専門員配置加算 100単位／月

- ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

##### [見直し後]

イ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位／月

- ※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。

ロ 主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位／月

- ※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

#### 《地域体制強化共同支援加算の見直し》 2000単位／月

##### [現 行]

（算定要件）

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

##### [見直し後]

（算定要件）

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

- ※ 令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

### ③ 適切な相談支援の実施

- ・ 市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- ・ モニタリング期間について、地域移行に向けた意思決定支援の推進やライフステージの変化が著しい児童期の特性の観点等から、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下を追加する。
  - 障害者支援施設又はグループホームを利用している者で、地域移行や一人暮らし等に係る意思が明確化する前の段階にあって、居住の場の選択について丁寧な意思決定支援を行う必要がある者
  - 重度の障害を有する等により、意思決定支援のために頻回な関わりが必要となる者
  - 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

### ④ 医療等の多機関連携のための加算の見直し

- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。
- ・ 医療・保育・教育機関等連携加算及び集中支援加算について、利用者の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害者等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- ・ 上記以外の関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算についても、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。

#### 〈医療・保育・教育機関等連携加算の拡充〉

[現 行]

医療・保育・教育機関等連携加算 100単位／月

※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下①及び③において同じ。）の職員等と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、指定サービス利用支援を行った場合に加算する。

[見直し後]

|                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 医療・保育・教育機関等連携加算 | 300単位／月 (①-Ⅱ、②) |
|                 | 200単位／月 (①-Ⅰ)   |
|                 | 150単位／月 (③)     |

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
  - Ⅰ 指定サービス利用支援
  - Ⅱ 指定継続サービス利用支援
- ② 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合(算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。)
- ③ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月1回を限度とする。)

#### 《集中支援加算の拡充》

[現 行]

集中支援加算 300単位／月

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合
- ②・③ (略)

[見直し後]

集中支援加算 300単位／月 (①～④)

150単位／月 (⑤)

※ 指定(継続)サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 障害福祉サービス等の利用に関して、利用者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及び家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)
- ②・③ (略)
- ④ 利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職

員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）

- ⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

《入院時情報連携加算の拡充》

[現 行]

- イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 200単位／月  
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 100単位／月

[見直し後]

- イ 入院時情報連携加算（Ⅰ） 300単位／月  
ロ 入院時情報連携加算（Ⅱ） 150単位／月

《退院・退所加算の拡充》

[現 行]

- 退院・退所加算 200単位／月

[見直し後]

- 退院・退所加算 300単位／月

《居宅介護事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算の拡充》

[現 行]

(計画相談)

- 居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)  
100単位／月 (③)

(障害児相談)

- 保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)  
100単位／月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合  
② (略)  
③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合

[見直し後]

(計画相談)

居宅介護支援事業所等連携加算 300単位／月 (①、②)  
150単位／月 (③)

(障害児相談)

保育・教育等移行支援加算 300単位／月 (①、②)  
150単位／月 (③)

※ 介護保険の居宅介護支援事業者等への引継に一定期間を要する者等に対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

① 月に2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族に面接する場合(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。)

② (略)

③ 他機関との連携に当たり、利用者の心身の状況等の必要な情報を提供する場合(単位数の変更のみ)

⑤ 医療との連携のための仕組み

- ・ 支給決定に際して市町村に提出された医師意見書について、本人の同意を得た上で、相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成に活用できる旨、周知する。

⑥ 高い専門性が求められる者の支援体制

- ・ 要医療児者支援体制加算、行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

《要医療児者支援体制加算の見直し》

[現 行]

要医療児者支援体制加算 35単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

ⅰ 要医療児者支援体制加算(Ⅰ) 60単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員

により、医療的ケア児者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

□ 要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月

※ 医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

#### 《行動障害支援体制加算の見直し》

[現 行]

行動障害支援体制加算 35単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動関連項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。

□ 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月

※ 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

#### 《精神障害者支援体制加算の見直し》

[現 行]

精神障害者支援体制加算 35単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

[見直し後]

イ 精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位／月

※ 以下のいずれも満たす場合に加算する。

- 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
- 利用者が通院する病院等における看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る。）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神障害者に対して

現に指定計画相談支援を行っている場合。

□ 精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位／月

※ 地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

### ⑦ 相談支援に従事する人材の確保

- ・ 機能強化型の基本報酬を算定している指定特定相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、サービス等利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

### ⑧ ICTの活用等

- ・ 以下の加算の要件である利用者への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）
  - 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合）
  - 集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
  - 居宅介護支援事業所等連携加算（月2回以上居宅訪問した場合）
  - 保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

≪初回加算の見直し≫ 300単位／月（計画相談）

[現 行]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

[見直し後]

（算定要件）

- ・ 新規にサービス等利用計画を作成する場合

※ 月2回以上、利用者の居宅等を訪問し、利用者及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

→ 集中支援加算、居宅介護支援事業所等連携加算、保育・教育等移行支援加算についても同様。

### ⑨ 離島や過疎地などにおける取扱い

- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。
  - 居宅訪問を要件とするサービス等利用計画の作成やモニタリングについて、指定特定相談支援事業所と利用者の居宅等との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができることとする。
  - 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、指定特定相談支援事業所と訪問する居宅等との間に一定の距離がある場合は更に評価する。
  - 従たる事業所（サテライト）について、解釈通知において、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であっても設置を可能とする。
  - 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

#### 《特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用【新設】》

指定（継続）サービス利用支援について、相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。

- 一 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅等との間に一定の距離があること。
- 二 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

#### 《遠隔地訪問加算【新設】》 300単位／回

特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、指定特定相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、利用者の居宅等を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）

- ・退院・退所加算
- ・居宅介護支援事業所等連携加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・保育・教育等移行支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合に限る。）
- ・医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・集中支援加算（利用者の居宅等への訪問により面接する場合、利用者が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

→機能強化型の基本報酬の算定について、①参照

## ⑩ 障害児相談支援におけるこどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進

- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- ・ 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

## 8 障害児支援

### (1) 児童発達支援

#### ① 児童発達支援センターの一元化

- ・ 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
- ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める。
- ・ 難聴児や重症心身障害児について、現行の基準で求めている体制等も踏まえて、障害特性に応じた支援を行った場合の評価を行う（⑰⑲⑳参照）。
- ・ なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人

### 第3 終わりに

- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、客観性・透明性の向上を図るため、前回改定に引き続き、厚生労働省内に設置した検討チームにおいて、有識者の参画を得て公開の場で検討を行った。
- 今回の報酬改定に係る検討を行う中で出た意見等を踏まえ、以下の事項について、引き続き検討・検証を行う。
  - ① **障害者支援施設の在り方について**
    - ・ 障害者支援施設の在り方についての検討を進めるため、令和6年度において、今後の障害者支援施設が担う役割や機能等に関して整理しつつ、更なる地域移行を進めていくための調査研究の実施や検討の場を設ける。
  - ② **共同生活援助における支援の質の確保について**
    - ・ 共同生活援助における障害者の特性に応じた支援や、サービスの質を評価するための具体的な基準の在り方について、支援に関するガイドラインの策定や、管理者、従業者等に対する資格要件や研修の導入等について、令和6年度以降検討する。
  - ③ **共同生活援助における個人単位で居宅介護等を利用する場合の経過措置の取扱いについて**
    - ・ 今年度末までの経過措置とされていた、共同生活援助を利用する重度の障害者が個人単位で居宅介護等を利用することについては、引き続きその在り方を検討する。
  - ④ **障害福祉サービスの地域差の是正について**
    - ・ 障害福祉サービスの地域差を是正し、サービスの供給が計画的かつ効率的に行われる方策について、必要なサービスが公平かつ適正に提供されるよう、共同生活援助における総量規制も含めた地域の実態や地域移行の状況を踏まえた事業所指定の在り方について検討する。
  - ⑤ **計画相談支援及び障害児相談支援について**
    - ・ 相談支援事業所における手話通訳士等によるコミュニケーション支援の実態を把握するとともに、コミュニケーション支援の体制を確保する方策について検討する。
  - ⑥ **質の高い障害児支援の確保について**
    - ・ 質の高い障害児支援の提供を推進するため、支援に当たる人材の配置や評価の在り方について検討する。

- 障害児相談支援について、セルフプランの状況等も踏まえながら、必要な質・量を確保する方策について、引き続き検討する。
- ⑦ 障害福祉サービスの公平で効率的な制度の実現について
- 障害福祉サービスについて、障害者が希望する地域生活を実現するとともに、多様化する利用者のニーズに応じて質の確保・向上を図る必要がある。こうした中で、制度の持続可能性を確保する観点から、サービス間・制度間の公平性を踏まえ、報酬改定におけるサービスの質等に応じたメリハリある報酬設定等、公平で効率的な制度の実現に向けた検討を行う。
- ⑧ 処遇改善の実態把握等について
- 今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握する。
  - 今回の報酬改定では、処遇改善分について2年分を措置し、3年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する。
- ⑨ 経営実態調査のさらなる分析について
- 次回の障害福祉サービス等報酬改定に向けては、障害福祉事業所・施設の経営実態等をより適切に把握できるよう、「障害福祉サービス等経営概況調査」や「障害福祉サービス等経営実態調査」において、特別費用や特別収益として計上されている経費の具体的な内容が明確になるよう、調査方法を見直し、次回以降の調査に反映させる。
- ⑩ 食事提供体制加算等について
- 食事提供体制加算については、食事提供時における栄養面での配慮を行うための要件を新たに設け令和9年3月31日まで経過措置を延長することとするが、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者等との公平性等の観点も踏まえつつ、今後、経過措置の実施状況や効果を踏まえた上で、更に検討を深める。
  - 児童発達支援センターの、自園調理を前提とした基準（調理室の設置、栄養士等の配置）について、今後、構造改革特別区域法に基づく特例措置の全国展開に関する検討に対応することとし、同特例措置の実施状況や現場の支援の状況等も踏まえながら、更に検討を深める。
- ⑪ 補足給付の在り方について
- 施設入所者に対する補足給付の在り方については、他制度とのバランス、在宅で生活する障害者との公平性等の観点も踏まえ、引き続き検討する。
- ⑫ 事業者が提出する各種様式等の簡素化・標準化について

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、標準様式等の使用の基本原則化について検討を行う。  
また、令和6年度に電子的に申請・届出を可能とするためのシステムの整備に向けて検討する。

## 福祉・介護職員等処遇改善加算について

### 算定要件等

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
  - ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※） 既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字

| 加算率（※） | 区分 | 要件   | 対応する現行の加算等（※）  | 新加算の趣旨                   |
|--------|----|--|--|--------------------------|
| [8.1%] | Ⅰ  | <b>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul>  | a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】<br>b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】<br>c. ベースアップ等支援加算【1.1%】 | 事業所内の経験・技能のある職員を充実       |
| [8.0%] | Ⅱ  | <b>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）</li> <li>・ <del>ダブルプゴとの配分ルール</del>【撤廃】</li> </ul> | a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】<br>b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】<br>c. ベースアップ等支援加算【1.1%】 | 総合的な職場環境改善による職員の定着促進     |
| [6.7%] | Ⅲ  | <b>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul>  | a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】<br>b. ベースアップ等支援加算【1.1%】                       | 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備       |
| [5.5%] | Ⅳ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分</b></li> <li>・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>                            | a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】<br>b. ベースアップ等支援加算【1.1%】                       | 福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 |

※ 加算率は生活介護のものを例として記載。

## 福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率について

| サービス区分               | 福祉・介護職員等処遇改善 |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----------------------|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                      | I            | II    | III   | IV    | V(1)  | V(2)  | V(3)  | V(4)  | V(5)  | V(6)  | V(7)  | V(8)  | V(9)  | V(10) | V(11) | V(12) | V(13) | V(14) |
| 居宅介護                 | 41.7%        | 40.2% | 34.7% | 27.3% | 37.2% | 34.3% | 35.7% | 32.8% | 29.8% | 28.3% | 25.4% | 30.2% | 23.9% | 20.9% | 22.8% | 19.4% | 18.4% | 13.9% |
| 重度訪問介護               | 34.3%        | 32.8% | 27.3% | 21.9% | 29.8% | 28.9% | 28.3% | 27.4% | 24.4% | 22.9% | 22.4% | 22.8% | 20.9% | 17.9% | 17.4% | 16.4% | 15.4% | 10.9% |
| 同行援護                 | 41.7%        | 40.2% | 34.7% | 27.3% | 37.2% | 34.3% | 35.7% | 32.8% | 29.8% | 28.3% | 25.4% | 30.2% | 23.9% | 20.9% | 22.8% | 19.4% | 18.4% | 13.9% |
| 行動援護                 | 38.2%        | 36.7% | 31.2% | 24.8% | 33.7% | 31.8% | 32.2% | 30.3% | 27.3% | 25.8% | 24.0% | 26.7% | 22.5% | 19.5% | 20.3% | 18.0% | 17.0% | 12.5% |
| 重度障害者等包括支援           | 22.3%        |       | 16.2% | 13.8% | 17.8% | 19.9% |       |       | 15.4% |       | 17.0% | 11.7% |       | 12.5% | 9.3%  |       | 10.9% | 6.4%  |
| 生活介護                 | 8.1%         | 8.0%  | 6.7%  | 5.5%  | 7.0%  | 6.9%  | 6.9%  | 6.8%  | 5.8%  | 5.7%  | 5.5%  | 5.6%  | 5.4%  | 4.4%  | 4.4%  | 4.3%  | 4.1%  | 3.0%  |
| 施設入所支援               | 15.9%        |       | 13.8% | 11.5% | 13.1% | 13.6% |       |       | 10.8% |       | 10.8% | 11.0% |       | 8.0%  | 8.7%  |       | 8.7%  | 5.9%  |
| 短期入所                 | 15.9%        |       | 13.8% | 11.5% | 13.1% | 13.6% |       |       | 10.8% |       | 10.8% | 11.0% |       | 8.0%  | 8.7%  |       | 8.7%  | 5.9%  |
| 療養介護                 | 13.7%        | 13.5% | 11.6% | 9.9%  | 10.9% | 12.0% | 10.7% | 11.8% | 9.2%  | 9.0%  | 9.9%  | 8.8%  | 9.7%  | 7.1%  | 7.1%  | 6.9%  | 7.8%  | 5.0%  |
| 自立訓練（機能訓練）           | 13.8%        | 13.4% | 9.8%  | 8.0%  | 12.0% | 12.0% | 11.6% | 11.6% | 10.2% | 9.8%  | 9.8%  | 8.0%  | 9.4%  | 8.0%  | 6.2%  | 7.6%  | 5.8%  | 4.0%  |
| 自立訓練（生活訓練）           | 13.8%        | 13.4% | 9.8%  | 8.0%  | 12.0% | 12.0% | 11.6% | 11.6% | 10.2% | 9.8%  | 9.8%  | 8.0%  | 9.4%  | 8.0%  | 6.2%  | 7.6%  | 5.8%  | 4.0%  |
| 就労選択支援               | 10.3%        | 10.1% | 8.6%  | 6.9%  |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
| 就労移行支援               | 10.3%        | 10.1% | 8.6%  | 6.9%  | 9.0%  | 8.6%  | 8.8%  | 8.4%  | 7.3%  | 7.1%  | 6.5%  | 7.3%  | 6.3%  | 5.2%  | 5.6%  | 5.0%  | 4.8%  | 3.5%  |
| 就労継続支援A型             | 9.6%         | 9.4%  | 7.9%  | 6.3%  | 8.3%  | 8.0%  | 8.1%  | 7.8%  | 6.7%  | 6.5%  | 6.2%  | 6.6%  | 6.0%  | 4.9%  | 5.0%  | 4.7%  | 4.5%  | 3.2%  |
| 就労継続支援B型             | 9.3%         | 9.1%  | 7.6%  | 6.2%  | 8.0%  | 7.9%  | 7.8%  | 7.7%  | 6.6%  | 6.4%  | 6.1%  | 6.3%  | 5.9%  | 4.8%  | 4.9%  | 4.6%  | 4.4%  | 3.1%  |
| 就労定着支援               | 10.3%        |       | 8.6%  | 6.9%  | 9.0%  | 8.6%  |       |       | 7.3%  |       | 6.5%  | 7.3%  |       | 5.2%  | 5.6%  |       | 4.8%  | 3.5%  |
| 自立生活援助               | 10.3%        | 10.1% | 8.6%  | 6.9%  | 9.0%  | 8.6%  | 8.8%  | 8.4%  | 7.3%  | 7.1%  | 6.5%  | 7.3%  | 6.3%  | 5.2%  | 5.6%  | 5.0%  | 4.8%  | 3.5%  |
| 共同生活援助（介護サービス包括型）    | 14.7%        | 14.4% | 12.8% | 10.5% | 12.1% | 12.4% | 11.8% | 12.1% | 9.8%  | 9.5%  | 9.6%  | 10.2% | 9.3%  | 7.0%  | 7.9%  | 6.7%  | 7.7%  | 5.1%  |
| 共同生活援助（日中サービス支援型）    | 14.7%        | 14.4% | 12.8% | 10.5% | 12.1% | 12.4% | 11.8% | 12.1% | 9.8%  | 9.5%  | 9.6%  | 10.2% | 9.3%  | 7.0%  | 7.9%  | 6.7%  | 7.7%  | 5.1%  |
| 共同生活援助（外部サービス利用型）    | 21.1%        | 20.8% | 19.2% | 15.2% | 18.5% | 17.1% | 18.2% | 16.8% | 14.5% | 14.2% | 12.2% | 16.6% | 11.9% | 9.6%  | 12.6% | 9.3%  | 10.3% | 7.7%  |
| 児童発達支援               | 13.1%        | 12.8% | 11.8% | 9.6%  | 11.1% | 10.9% | 10.8% | 10.6% | 8.9%  | 8.6%  | 8.3%  | 9.8%  | 8.0%  | 6.3%  | 7.6%  | 6.0%  | 7.0%  | 5.0%  |
| 医療型児童発達支援            | 17.6%        | 17.3% | 16.3% | 12.9% | 15.6% | 14.2% | 15.3% | 13.9% | 12.2% | 11.9% | 10.1% | 14.3% | 9.8%  | 8.1%  | 10.9% | 7.8%  | 8.8%  | 6.8%  |
| 放課後等デイサービス           | 13.4%        | 13.1% | 12.1% | 9.8%  | 11.4% | 11.1% | 11.1% | 10.8% | 9.1%  | 8.8%  | 8.4%  | 10.1% | 8.1%  | 6.4%  | 7.8%  | 6.1%  | 7.1%  | 5.1%  |
| 居宅訪問型児童発達支援          | 12.9%        |       | 11.8% | 9.6%  | 10.9% | 10.7% |       |       | 8.7%  |       | 8.1%  | 9.8%  |       | 6.1%  | 7.6%  |       | 7.0%  | 5.0%  |
| 保育所等訪問支援             | 12.9%        |       | 11.8% | 9.6%  | 10.9% | 10.7% |       |       | 8.7%  |       | 8.1%  | 9.8%  |       | 6.1%  | 7.6%  |       | 7.0%  | 5.0%  |
| 福祉型障害児入所施設           | 21.1%        | 20.7% | 16.8% | 14.1% | 17.3% | 18.4% | 16.9% | 18.0% | 14.6% | 14.2% | 15.2% | 13.0% | 14.8% | 11.4% | 10.3% | 11.0% | 10.9% | 7.1%  |
| 医療型障害児入所施設           | 19.1%        | 18.7% | 14.8% | 12.7% | 15.3% | 17.0% | 14.9% | 16.6% | 13.2% | 12.8% | 14.4% | 11.0% | 14.0% | 10.6% | 8.9%  | 10.2% | 10.1% | 6.3%  |
| 障害者支援施設が行う生活介護       | 10.1%        |       | 8.4%  | 6.7%  | 9.0%  | 8.4%  |       |       | 7.3%  |       | 6.5%  | 7.3%  |       | 5.4%  | 5.6%  |       | 4.8%  | 3.7%  |
| 障害者支援施設が行う自立訓練（機能訓練） | 12.5%        |       | 9.9%  | 8.1%  | 10.7% | 10.7% |       |       | 8.9%  |       | 8.5%  | 8.1%  |       | 6.7%  | 6.3%  |       | 5.9%  | 4.1%  |
| 障害者支援施設が行う自立訓練（生活訓練） | 12.5%        |       | 9.9%  | 8.1%  | 10.7% | 10.7% |       |       | 8.9%  |       | 8.5%  | 8.1%  |       | 6.7%  | 6.3%  |       | 5.9%  | 4.1%  |
| 障害者支援施設が行う就労移行支援     | 10.7%        |       | 8.9%  | 7.1%  | 9.4%  | 8.9%  |       |       | 7.6%  |       | 6.7%  | 7.6%  |       | 5.4%  | 5.8%  |       | 4.9%  | 3.6%  |
| 障害者支援施設が行う就労継続支援A型   | 10.5%        |       | 8.7%  | 6.9%  | 9.2%  | 8.7%  |       |       | 7.4%  |       | 6.6%  | 7.4%  |       | 5.3%  | 5.6%  |       | 4.8%  | 3.5%  |
| 障害者支援施設が行う就労継続支援B型   | 10.4%        |       | 8.6%  | 6.9%  | 9.1%  | 8.7%  |       |       | 7.4%  |       | 6.6%  | 7.3%  |       | 5.3%  | 5.6%  |       | 4.8%  | 3.5%  |

※経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)～(14)を設ける。



## 重度障害者支援加算の拡充

## ①生活介護・施設入所支援の場合

| 見直し後  | 現行  |
|---|---|
| <p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>360単位／日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位／日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>（一）に加え+150単位／日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位／日</p> <p>ハ 重度障害者支援加算（Ⅲ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 <u>180単位／日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位／日</p> | <p>□ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）<u>実践研修修了者が支援計画シート等の作成を行う体制を整えた場合</u><br/><u>7単位／日</u></p> <p>（二）<u>基礎研修修了者が行動関連項目10点以上の者に個別支援を行った場合</u><br/><u>180単位／日</u></p> <p>※ <u>個別支援を開始した日から180日以内は+500単位／日</u></p> |

|   |  |
|---|--|
| <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合<br/> <u>(一) に加え+150単位/日</u></p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は (一) ※に加え+200単位/日</p> <p>(注) ロ、ハの加算については、指定障害者支援施設等が施設入所者に指定生活介護等の提供を行った場合は算定しない。</p> |  |
|---|--|

## ②短期入所の場合

| 見直し後   | 現行   |
|--|--|
| <p><u>イ 重度障害者支援加算 (I)</u></p> <p>(一) 区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合<br/> <u>50単位/日</u></p> <p>※ 実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合<br/> <u>+100単位/日</u></p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合<br/> <u>(一) に加え+50単位/日</u></p> <p><u>ロ 重度障害者支援加算 (II)</u></p> <p>(一) 区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合<br/> <u>30単位/日</u></p> <p>※ 実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき、基礎研修修了者が支援を行った場合+70単位/日</p> <p>(二) (一) を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき支援を行った場合<br/> <u>(一) に加え+50単位/日</u></p> | <p>重度障害者支援加算</p> <p>区分6かつ行動関連項目10点以上の者等を受け入れた場合<br/> 50単位/日</p> <p>※ 基礎研修修了者が支援を行った場合+10単位/日</p> |

③共同生活援助の場合

| 見直し後  | 現行  |
|---|---|
| <p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+500単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>（一）生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は+400単位/日</p> <p>（二）（一）を満たした上で、行動関連項目18点以上の者に対して、中核人材養成研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合</p> <p>（一）に加え+150単位/日</p> <p>※ 個別支援を開始した日から180日以内は（一）※に加え+200単位/日</p> | <p>イ 重度障害者支援加算（Ⅰ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分6かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 360単位/日</p> <p>ロ 重度障害者支援加算（Ⅱ）</p> <p>生活支援員のうち20%以上の基礎研修修了者を配置し、区分4以上かつ行動関連項目10点以上の者に対して、実践研修修了者作成の支援計画シート等に基づき個別支援を行った場合 180単位/日</p> |

## 共同生活援助における人員配置体制加算の創設について

### (介護サービス包括型)

#### イ 人員配置体制加算(Ⅰ) (加配 12:1)

- (1) 区分 4 以上 83 単位
- (2) 区分 3 以下 77 単位

イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法<sup>\*</sup>で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

#### ロ 人員配置体制加算(Ⅱ) (加配 30:1)

- (1) 区分 4 以上 33 単位
- (2) 区分 3 以下 31 単位

ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イを算定している場合は、算定しない。

#### ハ 人員配置体制加算(Ⅲ) (加配 12:1、個人単位特例) 84 単位

ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 12:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イ又はロを算定している場合は、算定しない。

ニ 人員配置体制加算(IV) (加配 30:1、個人単位特例) 33 単位

ニについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 30:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和 9 年 3 月 31 日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第 18 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受ける利用者に対し、指定共同生活援助を行った場合に、1 日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が 8 時間以上である場合にあっては、所定単位数の 100 分の 95 に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、イからハまでを算定している場合は、算定しない。

(日中サービス支援型)

ホ 人員配置体制加算(V) (加配 7.5:1)

(1) 区分 4 以上 138 単位

(2) 区分 3 121 単位

ホについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 7.5:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。

ヘ 人員配置体制加算(VI) (加配 20:1)

(1) 区分 4 以上 53 単位

(2) 区分 3 45 単位

ヘについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で 20:1 以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1 日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホを算定している場合は、算定しない。

ト 人員配置体制加算(VII) (加配 7.5:1、日中住居以外)

(1) 区分 4 以上 131 単位

(2) 区分 3 以下 112 単位

トについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホ又はヘを算定している場合は、算定しない。

チ 人員配置体制加算(Ⅷ)（加配20:1、日中住居以外）

- (1) 区分4以上 50 単位
- (2) 区分3以下 42 単位

チについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合は利用者に対して、日中サービス支援型指定共同生活援助等の提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ホからトまでを算定している場合は、算定しない

リ 人員配置体制加算(Ⅸ)（加配7.5:1、個人単位特例） 134 単位

リについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからチまでを算定している場合は、算定しない。

ヌ 人員配置体制加算(Ⅹ)（加配20:1、個人単位特例） 50 単位

ヌについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからリまでを算定している場合は、算定しない。

ル 人員配置体制加算(Ⅺ)（加配7.5:1、個人単位特例、日中住居以外） 128 単位

ルについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で7.5:1以上の世話人等を配置）に適合している事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからヌまでを算定している場合は、算定しない。

ヲ 人員配置体制加算(XII)（加配20:1、個人単位特例、日中住居以外） 49 単位

ヲについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で20:1以上の世話人等を配置）に適合しているものとして都道府県知事に届け出た日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、令和9年3月31日までの間、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者であって、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数（これらの規定に基づく居宅介護又は重度訪問介護の利用について、所要時間が8時間以上である場合にあっては、所定単位数の100分の95に相当する単位数とする。）を加算する。ただし、この場合において、ホからルまでを算定している場合は、算定しない。

（外部サービス利用型）

ワ 人員配置体制加算(XIII)（加配12:1） 73 単位

ワについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で12:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

カ 人員配置体制加算(XIV)（加配30:1） 28 単位

カについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準（基準上の人員に加え、特定従業者数換算方法で30:1以上の世話人を配置）に適合している事業所において、利用者に対し、外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、ワを算定している場合は、算定しない。

※ 「特定従業者数換算方法」とは、従業者の勤務延べ時間数を除するべき時間数を40時間として、本加算の算定に当たっての従業者の員数に換算する方法をいう。

## 就労継続支援A型の基本報酬におけるスコア方式について

※変更部分は下線部

|  |                      |                     |
|--|----------------------|---------------------|
| <b>I 労働時間</b>  |                      |                     |
| <b>1日の平均労働時間の状況</b>  | (評価要素)<br>・1日の平均労働時間 |                     |
| (評価の視点)<br>「1日の平均労働時間」が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため、「1日の平均労働時間」により評価。               |                      |                     |
| (評価方法)<br>前年度において、雇用契約を締結していた利用者※の労働時間の合計数を当該利用者の合計数で除して算出した事業所における1日当たりの平均労働時間数によって8段階の評価を行う。 |                      |                     |
| 【現行】   |                      |                     |
| 7時間以上  | : <u>80</u> 点        | 4時間以上4時間30分未満 : 40点 |
| 6時間以上7時間未満   | : <u>70</u> 点        | 3時間以上4時間未満 : 30点    |
| 5時間以上6時間未満   | : <u>55</u> 点        | 2時間以上3時間未満 : 20点    |
| 4時間30分以上5時間未満  | : <u>45</u> 点        | 2時間未満 : 5点          |
| 【見直し後】   |                      |                     |
| 7時間以上  | : <u>90</u> 点        | 4時間以上4時間30分未満 : 40点 |
| 6時間以上7時間未満   | : <u>80</u> 点        | 3時間以上4時間未満 : 30点    |
| 5時間以上6時間未満   | : <u>65</u> 点        | 2時間以上3時間未満 : 20点    |
| 4時間30分以上5時間未満  | : <u>55</u> 点        | 2時間未満 : 5点          |
| ※ 通常の事業所に雇用されている利用者であって、一時的に就労継続支援A型を利用している者は除く。   |                      |                     |

|  |  |
|--|--|
| <b>Ⅱ 生産活動</b>  | <b>(評価要素)</b>  |
| <b>生産活動収支の状況</b>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支の状況</li> </ul> |
| <p><b>(評価の視点)</b><br/> 生産活動収支の状況が健全であることは、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の生産活動収支の状況に基づき評価を行う。</p>   |  |
| <p><b>(評価方法)</b><br/> <b>【現行】</b><br/> 前年度及び前々年度の各年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって4段階評価の評価。</p> <p>前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点<br/> 前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 25点<br/> 前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点<br/> 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 5点</p> <p><b>【見直し後】</b><br/> 前年度、前々年度及び前々々年度において生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額（以下、生産活動収支という。）が、利用者に支払う賃金の総額以上であるかによって6段階評価の評価。</p> <p>前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支がそれぞれ当該年度に利用者に支払う賃金の総額以上である : 60点<br/> 前年度及び前々年度の前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 50点<br/> 前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額以上である。 : 40点<br/> 前年度の生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : 20点<br/> 前年度及び前々年度、生産活動収支が、利用者に支払う賃金の総額未満である。 : -10点<br/> 前年度、前々年度及び前々々年度における生産活動収支が利用者に支払う賃金の総額未満である : -20点</p> |  |

|  |   |
|--|---|
| <b>Ⅲ 多様な働き方</b>  | <p><b>(評価要素)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 免許及び資格の取得の促進並びに検定の受験の勧奨に関する事項</li> <li>② 当該就労継続支援A型事業所の利用者を、職員(利用者を除く)として登用する制度に係る試験等の手続、対象者の要件及び採用時期に関する事項</li> <li>③ 在宅勤務に係る労働条件及び服務規律に関する事項</li> <li>④ フレックスタイム制に係る労働条件に関する事項</li> <li>⑤ 1日の所定労働時間を短縮するに当たり必要な労働条件に関する事項</li> <li>⑥ 早出遅出勤務に係る労働条件に関する事項</li> <li>⑦ 時間を単位として有給休暇を付与又は計画付与制度の取得に関する事項</li> <li>⑧ 従業者が私的に負傷し、又は疾病にかかった場合の療養のための休暇の取得に関する事項</li> </ul> |
| <p><b>多様な働き方に係る<br/>制度整備状況</b></p>   | <p><b>(評価の視点)</b><br/>         利用者の多様な働き方のニーズに対応できるかどうかは就労の機会の提供の観点で重要であることから、多様な働き方を実現できる制度の整備状況により評価を行う。</p>  |
| <p><b>(評価方法)</b><br/> <b>【現行】</b><br/>         任意の5項目について規程等(就業規則その他これに準ずるものに限る。)で定めており、前年度において雇用契約を締結していた利用者の希望により当該5項目に係る制度を活用した実績があった場合に、各項目ごとに評価値を2(実績がない場合は1)として評価(最大10)した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。<br/>         8以上の場合：35点    6又は7の場合：25点    1以上5以下の場合：15点<br/> <b>【見直し後】</b><br/>         評価項目について規程等(就業規則その他これに準ずるものに限る。)で定めている場合、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。<br/>         5点以上の場合：15点    3点又は4点の場合：5点    2点以下の場合：0点</p> |   |

|   |   |
|---|---|
| <b>IV 支援力向上</b>   | <p><b>(評価要素)</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員の研修に関する計画に基づく障害者雇用、障害者福祉その他障害者就労に関する外部研修会等の参加又は外部講師による内部研修会の開催状況</li> <li>② 外部研修会等への講師派遣、学会等での研究発表又は実践報告の実施状況</li> <li>③ 障害者就労に係る先進的な取組を行う他の事業所等への視察若しくは実習への参加又は他の事業所等からの視察等の受入状況</li> <li>④ 販路拡大、事業拡大等に向けた展示会への出展、商談会への参加その他生産活動収益の増加に資するビジネスマッチングに係る取組の実施状況</li> <li>⑤ 昇給、昇格と連動した人事評価制度の整備状況</li> <li>⑥ 障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の修了し、利用者の就労又は生産活動等の支援を実施するピアサポートの配置状況</li> <li>⑦ 前年度末日から過去3年以内の福祉サービス第三者評価の受審状況</li> <li>⑧ 国際標準化機構が制定したマネジメントシステム規格等の認証取得又は更新審査等の受審状況</li> </ol> |
| <b>安心な職場環境の基礎となる支援力向上の取組</b>  | <p><b>(評価の視点)</b></p> <p>職員が常に仕事に対して意欲的に臨めるようなキャリアアップの機会を組織として提供し、第三者の評価を踏まえて、支援環境の整備につとめることは、基礎となる職員の支援力を高め、利用者に対する支援の質の向上に繋がることから、支援力向上に係る取組の実施状況により評価を行う。</p>  |
| <p><b>(評価方法)</b></p> <p><b>【現行】</b></p> <p>任意の5項目について、各項目の取組実績に応じて別に定める算定方法に従い評価値として各1～2として評価（最大10）した上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>8以上の場合：35点      6又は7の場合：25点      1以上5以下の場合：15点</p> <p><b>【見直し後】</b></p> <p>各項目の取組実績に応じて1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて以下3段階の評価。</p> <p>5点以上の場合：15点      3点又は4点の場合：5点      2点以下の場合：0点</p> |   |

※ Vについては変更なし

|   |  |
|---|--|
| <b>V 地域連携活動</b>   | <p><b>(評価要素)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地元企業と連携した高付加価値の商品開発や販売の取組の有無</li> <li>・ 施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した事業や取組</li> </ul>                 |
| <b>地域連携活動の実施状況</b>  | <p><b>(評価の視点)</b></p> <p>事業所がその事業を展開する中で、利用者と地域との接点や関係を作り、地域での利用者の活躍の場を広げていくことは、利用者がそこで暮らし、自立した生活を実現していく上でも大切なことから、事業所における地域と連携した事業や取組（地域連携活動）の実施状況により評価を行う。</p> |
| <p><b>(評価方法)</b></p> <p>前年度に実施した地元企業と連携した高付加価値の商品開発、施設外就労による地域での働く場の確保等地域と連携した取組について、当該取組をまとめた報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表するとともに、当該報告書において連携先である地元企業等から当該取組が地域連携活動である旨の意見又は評価が付されていることをもって評価する。</p> <p>1事例以上ある場合      :      10点</p> |  |

|  |                    |
|--|--------------------|
| <b>VI 経営改善計画【新規】</b>   | <b>(評価要素)</b>      |
| <b>経営改善計画の作成状況</b>   | ・ 経営改善計画の作成及び提出の有無 |
| <p><b>(評価の視点)</b><br/> 指定基準に従った適切な事業運営を行うことは、障害福祉サービス提供事業所として必須事項であり、利用者の賃金確保、水準にも大きく影響することから、事業所の経営改善計画の作成状況に基づき、スコアの減算方式を導入し、評価。</p> |                    |
| <p><b>(評価方法)</b><br/> <b>【新規】</b><br/> 経営改善計画の作成状況に基づき評価。</p> <p>経営改善計画を提出期限までに未提出の場合 -50点</p>   |                    |

|   |                                 |
|---|---------------------------------|
| <b>VII 利用者の知識・能力の向上【新規】</b>   | <b>(評価要素)</b>                   |
| <b>利用者の知識及び能力の向上に向けた取組の状況</b>   | ・ 利用者の知識及び能力の向上のための支援の取組状況により評価 |
| <p><b>(評価の視点)</b><br/> 事業所が利用者の知識及び能力の向上を図ることは、利用者の一般就労に向けた意欲の創出や利用者の社会参加において、重要な取組であることから、その取組状況を評価する。</p>   |                                 |
| <p><b>(評価方法)</b><br/> <b>【新規】</b><br/> 前年度において、就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、当該支援の具体的な内容を記載した報告書を作成し、インターネットの利用その他の方法により公表していることをもって評価する。</p> <p>取組が1以上ある場合 : 10点</p> |                                 |

【現行】

| 項目             | 点数       |  |
|----------------|----------|--|
| I 労働時間         | 5点 ~ 80点 |  |
| II 生産活動        | 5点 ~ 40点 |  |
| III 多様な働き方     | 0点 ~ 35点 |  |
| IV 支援力向上のための取組 | 0点 ~ 35点 |  |
| V 地域連携活動       | 0点 ~ 10点 |  |

【見直し後】

| 項目                   | 点数         |  |
|----------------------|------------|--|
| I 労働時間               | 5点 ~ 90点   |  |
| II 生産活動              | -20点 ~ 60点 |  |
| III 多様な働き方           | 0点 ~ 15点   |  |
| IV 支援力向上             | 0点 ~ 15点   |  |
| V 地域連携活動             | 0点 ~ 10点   |  |
| VI 経営改善計画【新規】        | -50点 ~ 0点  |  |
| VII 利用者の知識・能力の向上【新規】 | 0点 ~ 10点   |  |

## 児童発達支援センターの一元化 一元化後の児童発達支援センターの人員基準・設備基準について

◎改正後（一元化後）の基準（令和6年4月以降～）

|      | 児童発達支援センター   |   |  |  |
|------|--|---|--|--|
|      | 児童発達支援   | 治療を行う場合   |  |  |
| 人員基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○嘱託医・・・ 1以上<br/>(神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○児童指導員及び保育士 4：1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・保育士・・・ 1以上</li> </ul>                             (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること)                         </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○栄養士・・・ 1以上<br/>(障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○調理員・・・ 1以上<br/>全部委託の場合は置かないことも可</li> <li>○機能訓練担当職員<br/>機能訓練を行う場合に置く</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○看護職員<br/>医療的ケアを行う場合に置く</li> <li>○管理者<br/>支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul> | 左記の人員に加え、<br>○診療所に必要とされる従業者<br>・・・医療法に規定する必要数            |
| 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医務室</li> <li>○発達支援室 定員おおむね10人<br/>床面積 2.47㎡以上/人</li> <li>○遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○屋外遊技場</li> <li>○相談室</li> <li>○調理室</li> <li>○便所</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○静養室</li> <li>○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> </ul>  | 左記の基準に加え(※)、<br>○医療法に規定する診療所に必要とされる設備<br>(※) 医務室については除く。 |

◎経過措置

旧医療型児童発達支援センター及び旧福祉型児童発達支援センター（難聴児、重症心身障害児）の人員・設備について、令和8年度末までの間（設備基準は当分の間）、改正前の基準によることができる。

<参考> 改正前の基準

|      | 福祉型   |  |   | 医療型  |
|------|---|--|---|--|
|      | 障害児   | 難聴児  | 重症心身障害児   |  |
| 人員基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○嘱託医・・・ 1以上 (神科又は小児科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○児童指導員及び保育士 4：1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・保育士・・・ 1以上</li> </ul>                             (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること)                         </li> <li>○栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○調理員・・・ 1以上 全部委託の場合は置かないことも可</li> <li>○機能訓練担当職員 機能訓練を行う場合に置く</li> <li>○児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○看護職員 医療的ケアを行う場合に置く</li> <li>○管理者 支障がない場合は他の職務との兼務可</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>○嘱託医・・・ 1以上 (眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○児童指導員及び保育士 4：1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・保育士・・・ 1以上</li> </ul>                             (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること)                         </li> <li>○栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可)</li> <li>○機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く)</li> <li>○看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く)</li> <li>○児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)</li> </ul> 上記の人員に加え、言語聴覚士を指定発達支援の単位ごとに4人以上配置<br><br>※ 言語聴覚士、機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○嘱託医・・・ 1以上<br/>(内科、精神科、神経と組み合わせた名称を診療診療科とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に相当の経験を有する者)</li> <li>○児童指導員及び保育士 4：1以上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童指導員・・・ 1以上</li> <li>・保育士・・・ 1以上</li> </ul>                             (機能訓練担当職員、看護職員等の数を総数に含める場合は、半数以上が児童指導員又は保育士であること)                         </li> <li>○栄養士・・・ 1以上 (障害児の数が40人以下の場合は置かないことができる)</li> <li>○調理員・・・ 1以上 (全部委託の場合は置かないことも可)</li> <li>○機能訓練担当職員 (機能訓練を行う場合に置く)</li> <li>○看護職員 (医療的ケアを行う場合に置く)</li> <li>○児童発達支援管理責任者・・・ 1以上</li> <li>○管理者 (支障がない場合は他の職務との兼務可)</li> </ul> 上記の人員に加え、看護職員、機能訓練担当職員を各々1人以上配置<br><br>※ 機能訓練担当職員、看護看護職員については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○診療所に必要とされる従業者・・・医療法に規定する必要数</li> <li>○児童指導員・・・ 1以上</li> <li>○保育士・・・ 1以上</li> <li>○看護職員・・・ 1以上</li> <li>○理学療法士又は作業療法士・・・ 1以上</li> <li>○機能訓練担当職員・・・ 必要数<br/>(言語訓練等を行う場合)</li> <li>○児童発達支援管理責任者 1人以上</li> <li>○管理者<br/>(支障がない場合は他の職務との兼務可)</li> </ul> |
| 設備基準 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医務室</li> <li>○指導訓練室 定員おおむね10人 床面積 2.47㎡以上/人</li> <li>○遊戯室 床面積 1.65㎡以上/人</li> <li>○屋外遊技場</li> <li>○相談室</li> <li>○静養室 (主として知的障害児が通所)</li> <li>○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> <li>○調理室</li> <li>○便所</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医務室</li> <li>○指導訓練室</li> <li>○遊戯室</li> <li>○屋外遊技場</li> <li>○相談室</li> <li>○調理室</li> <li>○便所</li> <li>○聴力検査室 (主として聴覚障害児が通所)</li> <li>○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医務室 (設けられないこと)</li> <li>○指導訓練室</li> <li>○遊戯室 (設けられないこと)</li> <li>○屋外遊技場 (設けられないこと)</li> <li>○相談室 (設けられないこと)</li> <li>○調理室</li> <li>○便所</li> <li>○その他、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けること</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○医療法に規定する診療所に必要とされる設備</li> <li>○浴室及び便所には手すり等身体機能の非自由を助ける設備</li> <li>○階段の傾斜は緩やかにする</li> <li>○指導訓練室</li> <li>○相談室</li> <li>○屋外訓練場</li> <li>○調理室</li> </ul>  |

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令及び児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 2 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整理に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 18 号）及び児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 4 号）が別紙のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日等から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本命令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

## 1. 命令等の趣旨

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）において、共同生活援助の支援内容の拡大、一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の指定又は更新における関係市町村の意見申出及び就労選択支援の創設に係る規定の整備を行い、
- ・ 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）において、指定障害児通所支援事業者の指定又は更新における関係市町村の意見申出に係る規定の整備を行うとともに、

その他所要の改正を行うもの。

## 2. 主な改正内容（令和6年内閣府・厚生労働省令第2号関係）

### （1）一般就労中の就労系障害福祉サービスの利用について

- 一人ひとりの障害者の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められていることを踏まえ、改正法において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）に基づく就労移行支援及び就労継続支援について、従来の対象者に加え、「通常の事業所に雇用されている障害者であって主務省令で定める事由により当該事業所での就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの」についても、これらのサービスを利用できることとされた。（改正法第2条の規定による改正後の総合支援法第5条第13項及び第14項）

#### 〈命令の改正内容〉

- 当該主務省令で定める事由として、以下の事由を規定する。
  - ・ 通常の事業所に新たに雇用された後に労働時間の延長を図ろうとする場合
  - ・ 休職から復職を図ろうとする場合
- また、総合支援法第23条において、支給決定の有効期間は主務省令で定める期間としているところ、一般就労中の就労移行支援及び就労継続支援の支給決定の有効期間は、1月間から6月間の範囲内で月を単位として市町村が定める期間とする。

### （2）共同生活援助（グループホーム）の支援内容の拡大について

- グループホームにおいて、地域で生活する上での希望や課題を本人と確認しつつ、一人暮らし等に向けた支援を提供することが求められていることを踏まえ、改正法において、グループホームの支援内容として、「居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談その他の主務省令で定める援助」が含まれることが明文化された。（改正法第2条の規定による改正後の総合支援法第5条第17項）

#### 〈命令の改正内容〉

- 当該主務省令で定める援助として、以下の援助を規定する。
  - ・ 居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談（法定事項）
  - ・ 住居の確保に係る援助
  - ・ その他の居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助

### （3）指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の指定又は更新における関係市町村の意見申出について

- 地域のニーズに応じた障害福祉サービスの整備を図るため、改正法において、関係市町村長は以下のことができることとされた。
  - ・ 主務省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の指定又は更新について、当該指定又は更新をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めること（改正法第2条の規定による改正後の総合支援法第36条第6項及び第51条の19第2項）
  - ・ 当該通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の指定又は更新に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意

見を申し出ること（改正法第2条の規定による改正後の総合支援法第36条第7項及び第51条の19第2項）

#### 〈命令の改正内容〉

- 関係市町村による当該通知の求めの方法等について、以下の内容を規定する。
  - (1) 市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
    - ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（指定障害福祉サービス事業者の指定又は更新の場合に限る。）
    - ・ 通知の対象となる区域及び期間
    - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
  - (2) 市町村長は、(1)の事項を伝達したときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
  - (3) 都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
    - ・ 事業所の名称及び所在地
    - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
    - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（指定の更新の場合にあっては、当該更新の予定年月日）
    - ・ 利用者の推定数（療養介護、生活介護、短期入所（併設事業所において行うものに限る。）、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助に係る指定障害福祉サービス事業者の指定又は更新の場合に限る。）
    - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業員の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係るものに限る。）
- また、関係市町村による都道府県知事に対する意見の申出の方法について、市町村長は、指定障害福祉サービス事業者又は指定一般相談支援事業者の指定又は更新に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。
  - ・ 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（指定障害福祉サービス事業者の指定又は更新の場合に限る。）
  - ・ 都道府県知事が指定又は更新を行うに当たり条件を付することを求める旨及びその理由
  - ・ 条件の内容
  - ・ その他必要な事項

#### （4） 地域生活支援拠点等において対処し、又は備える事態について

- 障害者の心身の状況やその環境等に起因して生じる緊急事態を未然に防止し、又は緊急事態が生じた場合に適切に対処するため、改正法において、関係機関と連携して受入体制を整備する地域生活支援拠点等が法律上位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等が設けられたところ。（改正法第2条の規定による改正後の総合支援法第77条第3項）

#### 〈命令の改正内容〉

- 地域生活支援拠点等において行う事業の一つとして、「障害の特性に起因して生じる緊急の事態その他の主務省令で定める事態に対処し、又は当該事態に備える

ため、地域生活障害者等からの相談に応じるとともに、地域生活障害者等を支援するための体制の確保その他の必要な措置について関係機関との連携及び調整を行い、又はこれに併せて当該事態が生じたときにおける宿泊場所の一時的な提供その他の必要な支援を行う事業」が規定されたところ、当該主務省令で定める事態として、以下の事態を規定する。

- ・ 障害の特性に起因して生じる緊急の事態（法定事項）
- ・ 地域生活障害者等の介護を行う者等の障害、疾病等のため、当該地域生活障害者等に対する支援が見込めない緊急の事態その他の地域生活障害者等が地域において安心して自立した日常生活又は社会生活を営むことを困難にする緊急の事態

## （５） 就労選択支援の創設について

### ① 就労選択支援の対象者等

- 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、改正法において、就労アセスメントの手法を活用し、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスとして、就労選択支援が創設された。（改正法第 3 条の規定による改正後の総合支援法第 5 条第 13 項）
- 就労選択支援については、「就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与すること」と定義されている。

#### 〈命令の改正内容〉

- 就労選択支援の対象者として、就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者を規定する。
- 就労選択支援において整理する事項として、以下の事項を規定する。
  - ・ 就労選択支援を利用する障害者の障害の種類及び程度、就労に関する意向、就労に関する経験、就労するために必要な配慮及び支援並びに就労するための適切な作業の環境
  - ・ その他適切な選択のために必要な事項
- 就労選択支援において供与する便宜として、以下の便宜を規定する。
  - ・ 障害福祉サービス事業を行う者、特定相談支援事業を行う者、公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター、教育機関、医療機関その他の関係者との適切な支援の提供のために必要な連絡調整
  - ・ 地域における障害者の就労に係る社会資源、障害者の雇用に関する事例等に関する情報の提供及び助言
  - ・ その他の必要な支援

### ② 就労選択支援に係る事業者の指定の申請等

#### 〈命令の改正内容〉

- 総合支援法第 36 条第 1 項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又

は書類を、当該申請に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととする。

- (1) 事業所の名称及び所在地
  - (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - (3) 申請に係る事業の開始の予定年月日
  - (4) 申請者の登記事項証明書又は条例等
  - (5) 事業所の平面図及び設備の概要
  - (6) 利用者の推定数
  - (7) 事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴
  - (8) 運営規程
  - (9) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
  - (10) 申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
  - (11) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
  - (12) 連携する公共職業安定所その他の関係機関の名称
  - (13) 誓約書
  - (14) その他指定に関し必要と認める事項
- 総合支援法第 41 条第 1 項の規定に基づき就労選択支援に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の更新を受けようとする者は、上記(1)から(14)まで ((3)及び(13)を除く。)に掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこととする。ただし、都道府県知事は、当該申請に係る事業者が既に当該都道府県知事に提出している上記(4)から(12)までの事項に変更がないときは、これらの事項に係る申請書の記載又は書類の提出を省略させることができることとする。
- (1) 現に受けている指定の有効期間満了日
  - (2) 誓約書

(6) その他所要の改正を行うこととする。

### 3. 主な改正内容（令和 6 年厚生労働省令第 18 号関係）

改正法による総合支援法第 5 条の条項の移動等に伴う所要の手当を行うものとする。

### 4. 主な改正内容（令和 6 年内閣府令第 4 号関係）

#### (1) 指定障害児通所支援事業者の指定における関係市町村の意見申出について

- 地域のニーズに応じた障害児支援の整備を図るため、改正法において、関係市町村長は以下のことができることとされた。
- ・ 内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、指定障害児通所支援事業者の指定又は更新について、当該指定又は更新をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めること（改正法第 5 条の規定による改正後の児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 15 第 6 項）
  - ・ 当該通知を受けたときは、主務省令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者の指定又は更新に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の市町村障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ること（改正法第 5 条の規定による改正後の児童福祉法第 21 条の 5 の 15 第 7 項）

### 〈府令の改正内容〉

- 関係市町村による当該通知の求めの方法等について、以下の内容を規定することとする。
- (1) 市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
- ・ 通知の対象となる障害児通所支援の種類（指定障害児通所支援事業者の指定又は更新の場合に限る。）
  - ・ 通知の対象となる区域及び期間
  - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2) 市町村長は、(1)の事項を伝達したときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3) 都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
- ・ 事業所の名称及び所在地
  - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
  - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（指定の更新の場合にあっては、当該更新の予定年月日）
  - ・ 利用者の推定数（児童発達支援又は放課後デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定又は更新の場合に限る。）
  - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用定員並びに通常の事業の実施地域に係るものに限る。）
- また、関係市町村による都道府県知事に対する意見の申出の方法について、市町村長は、指定障害児通所支援事業者の指定又は更新に関し、市町村障害児福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。
- ・ 意見の対象となる障害児通所支援の種類
  - ・ 都道府県知事が指定又は更新を行うに当たり条件を付することを求める旨及びその理由
  - ・ 条件の内容
  - ・ その他必要な事項

(2) その他所要の改正を行うこととする。

### 5. 施行期日

令和6年4月1日

※ 2. (5) 及び (6)、3 並びに 4. (2) のうち就労選択支援の創設に伴う改正については、改正法附則第1条第4号の政令で定める日（令和7年10月（予定））

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )  
こども家庭庁支援局長  
( 公 印 省 略 )

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）

本日、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 17 号）及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 6 年内閣府令第 5 号）が別紙のとおり公布され、令和 6 年 4 月 1 日等から施行することとされたところである。その趣旨及び主な内容等について下記のとおり通知するので、これらについて十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図っていただく等、本命令等の円滑な施行について特段の御配慮をお願いする。

記

## 1. 命令等の趣旨

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定に向けた議論等を踏まえ、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 43 条第 3 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 19 第 3 項等の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営

に係る基準等の改正等を行うもの。

## 2. 主な改正内容（令和6年内閣府・厚生労働省令第3号関係）

### （1）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の一部改正

#### ①全サービス関係

都道府県知事（指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。（2）の⑤において同じ。）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があつたときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

#### ②短期入所関係

介護老人保健施設が短期入所に係る指定障害福祉サービス事業者の指定の申請をする際の書類の提出について、事務負担軽減の観点から、介護老人保健施設に係る指定の申請において提出する書類と同様の書類については省略可能とする。

#### ③自立訓練（機能訓練）関係

医療から自立訓練（機能訓練）への円滑な移行を図り、また、障害者の身体機能・生活能力の維持・向上等に関する支援ニーズに対応するため、介護保険の通所リハビリテーション事業所において、共生型自立訓練（機能訓練）の提供を可能とする。

#### ④自立生活援助関係

障害者の地域移行・地域生活を推進するため、同居する家族の障害、疾病等の場合に限らず、本人の生活環境の大きな変化その他の事情により、当該障害者に対し、当該障害者の家族等による居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある場合においても支給対象となることを明確化する。

#### ⑤地域定着支援関係

④と同様の改正を行う。

### （2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）の一部改正

#### ①訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

(一) サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(二) サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。

(三) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援

を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。

(四) 管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

## ②全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

(一) サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(二) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、

- ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、
- ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

(三) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。

(四) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

(五) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

## ③生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

## ④自立訓練（機能訓練）関係

(一) ③と同様の改正を行う。

(二) 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(三) 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

(四) (1)の③の改正を踏まえ、共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

## ⑤就労選択支援関係

### ＜人員に関する基準＞

(一) 指定就労選択支援事業所に置くべき就労選択支援員の数は、指定就労選択支援事

業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を 15 で除した数以上とし、就労選択支援員は、原則として、専ら当該指定就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならないこと等とする。

- (二) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

#### ＜設備に関する基準＞

- (三) 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

#### ＜運営に関する基準＞

- (四) 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前 3 年以内に当該事業者の事業所の 3 人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者でなければならないこととする。
- (五) 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向等の整理（以下この⑤において「アセスメント」という。）に当たり、
- ・ 障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、
  - ・ この場合において、(六)の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。
- (六) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。
- (七) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。
- (八) 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、障害者総合支援法第 89 条の 3 第 1 項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

### <関係規定の準用>

- (九) 指定就労選択支援の事業の運営に関する基準について、指定障害福祉サービス基準第9条から第20条まで、第23条、第28条、第33条の2、第35条の2から第41条まで、第57条、第60条、第66条、第68条から第70条まで、第74条、第75条（第2項第1号を除く。）、第84条、第85条、第86条から第92条まで、第159条及び第170条の2の規定を準用することとするとともに、所要の読替規定を設ける。

#### ⑥就労移行支援関係

就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

#### ⑦就労継続支援A型関係

⑥と同様の改正を行う。

#### ⑧就労継続支援B型関係

(一) 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

(二) ⑥と同様の改正を行う。

#### ⑨就労定着支援関係

地域において必要な就労定着支援事業を利用できるようにする観点から、障害者就業・生活支援センターを、実施主体として追加する。

#### ⑩自立生活援助関係

(一) 相談支援事業所において提供される地域相談支援との支援の継続性の確保や自立生活援助の整備を促進する観点から、指定地域移行支援事業者又は指定地域定着支援事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域移行支援又は指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合には、当該事業所に配置された相談支援専門員を自立生活援助のサービス管理責任者とみなすことができることとする。

(二) サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。

(三) 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。

(四) 指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

#### ⑪共同生活援助関係

(一) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「総合支援法一部改正法」という。）による障害者総合支援法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

(二) 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及び

その家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この⑩において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。

- (三) 指定共同生活援助事業者は、(二)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。
- (四) (二)及び(三)については、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (五) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第96号）第3条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (六) 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。
- (七) 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長する。

### (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）の一部改正

#### ①全サービス関係

個別支援計画に係る規定等、指定障害福祉サービス基準と同様の規定を設けている障害福祉サービス基準においても、(2)の②と同様の改正を行う。

#### ②生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療養士の他に、言語聴覚士を加える。

#### ③自立訓練（機能訓練）関係

②と同様の改正を行う。

#### ④就労選択支援関係

- (一) (2) の⑤ (四及び九を除く。)と同様の改正を行う。
- (二) 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。
- (三) 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととする。
- (四) 就労選択支援の事業について、障害福祉サービス基準第8条、第9条(第2項第1号を除く。)、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条まで、第28条から第32条の2まで、第34条から第36条まで、第38条、第41条、第43条、第44条及び第45条から第49条までの規定の規定を準用することとするとともに、所要の読替規定を設ける。

#### ⑤就労移行支援関係

事業所の利用定員規模と利用状況の実態の乖離が生じていることに鑑み、定員規模を20人以上(離島等については10人以上)から、10人以上に見直す。

### (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)の一部改正

- ① 指定特定相談支援事業者は、利用者が指定計画相談支援を利用することにより、地域の教育、就労等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての者が共生することができるよう、地域社会への参加や包摂の推進に努めるとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望を踏まえて障害者支援施設、精神科病院等から地域生活への移行の推進に努めなければならないこととする。
- ② 指定特定相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定特定相談支援事業所に相談支援員(専ら当該指定特定相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下この②において同じ。)を置くことができることとする。この場合において、当該指定特定相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。
  - (一) 当該指定特定相談支援事業所が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第180号)第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに適合すること。
  - (二) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者(平成30年厚生労働省告示第115号)に該当する者(当

該指定に係る特定相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。)により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること。

- ③ 指定計画相談支援の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ④ 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、
  - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならないこととするとともに、
  - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この(4)において「アセスメント」という。)に当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- ⑤ 相談支援専門員が担当者等を招集して行う会議(サービス担当者会議)について、利用者本人が参加するものとし、また、利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- ⑥ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して利用者に対するアセスメント又はサービス等利用計画の実施状況の把握(以下この(4)において「モニタリング」という。)に係る面接を行うことができることとする。
  - (一) 当該アセスメント又はモニタリングに係る利用者が離島等に居住し、かつ、指定特定相談支援事業所と当該利用者の居宅との間に一定の距離があること。
  - (二) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月にアセスメント又はモニタリングに当たって当該利用者の居宅を訪問して面接を行ったこと。
- ⑦ 相談支援専門員は、利用者が現に指定就労移行支援又は指定就労継続支援を利用している場合であって、モニタリングの結果等を踏まえて就労選択支援の利用が必要と認められるときは、指定就労移行支援事業者又は指定就労継続支援事業者と連携し、就労選択支援に関する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- ⑧ 相談支援専門員は、利用者が就労選択支援を利用している場合には、就労選択支援による就労に関する意向等の整理等を踏まえてサービス等利用計画の見直しを行うとともに、指定就労選択支援事業者と連携し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行わなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行うこととする。

### 3. 主な改正内容(令和6年厚生労働省令第17号関係)

#### (1) 社会福祉法施行規則の一部改正

就労移行支援について定員規模を20人以上(離島等については10人以上)から、10人以上に見直すことに伴い、離島等に限らず、常時保護を受ける者が10人以上であれば社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に該当することとする。

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）の一部改正

**< I 意思決定支援を推進するための方策 >**

- ① 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- ② サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、
  - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないことし、この場合において、サービス管理責任者は、⑦の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、
  - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この（2）において「アセスメント」という。）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- ③ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- ④ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や⑦の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

**< II 地域移行支援を推進するための取組 >**

- ⑤ 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、障害者総合支援法第 77 条第 3 項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- ⑥ 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- ⑦ 指定障害者支援施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。

- ⑧ 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。また、地域移行等意向確認等に当たっては、障害者総合支援法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。

### ＜Ⅲ 支援の質の確保＞

- ⑨ 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。以下この⑨において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定障害者支援施設等は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設等を見学する機会を設けなければならないこととする。
- ⑩ 指定障害者支援施設等は、⑨の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。
- ⑪ ⑨及び⑩については、指定障害者支援施設等がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。

### ＜Ⅳ 自立訓練（機能訓練）・相談支援の充実等＞

- ⑫ 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、指定障害者支援施設等において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、看護職員・理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。
- ⑬ 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

### ＜Ⅴ 感染症発生時に備えた平時からの対応＞

- ⑭ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- ⑮ 指定障害者支援施設等は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号。以下「障害者支援施設基準」という。）の一部改正

個別支援計画に係る規定等、指定障害者支援施設基準と同様の規定を設けている障害者支援施設基準においても、(2)と同様の改正を行う。

(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 27 号）の一部改正

①地域移行支援関係

- (一) 指定地域移行支援に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。
- (二) 指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画の作成に当たっては、
  - ・ 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととする。
  - ・ 利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この(4)において「アセスメント」という。）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。
- (三) 計画作成会議について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (四) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、指定地域移行支援従事者は、地域移行支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者に交付しなければならないこととする。

②地域定着支援関係

- (一) ①の(一)と同様の改正を行う。
- (二) 指定地域定着支援従事者は、地域定着支援台帳の作成に当たってのアセスメントに当たり、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ行わなければならないこととする。同時に、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

(5) その他所要の改正を行うこととする。

4. 主な改正内容（令和 6 年内閣府令第 5 号関係）

(1) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定通所基準」という。）の一部改正

①児童発達支援の一元化及び児童発達支援（児童発達支援センターにおいて提供する場  
合に限る。以下この①において同じ。）における人員・設備基準等の 3 類型（障害児、

## 難聴児、重症心身障害児)の区分の一元化関係

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「児童福祉法一部改正法」という。）により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「医療型児童発達支援」について、「児童発達支援」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、指定通所基準においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

### ②指定障害児通所支援に係る全サービス共通関係

- (一) 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。
- (二) 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。
- (六) 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととする。

### ③児童発達支援・放課後等デイサービス関係

- (一) 指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。
- (二) 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。

- (三) 指定児童発達支援事業者等は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならないこととする。
- (四) 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。
- (五) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

#### ④居宅訪問型児童発達支援関係

- (一) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、障害児の特性その他の事情を踏まえた支援の確保並びに支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならないこととする。
- (二) 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確にした事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）を策定・公表しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

#### ⑤保育所等訪問支援関係

- (一) 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。
- (二) 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。
- (三) 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的な内容を定めなければならないこととする。

**(2) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。）の一部改正**

**○児童発達支援センターの一元化及び児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分の一元化関係**

児童福祉法一部改正法により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童福祉法における「児童発達支援センター」について、「福祉型」と「医療型」という類型を廃止し、「児童発達支援センター」に一元化する改正が行われたことを踏まえ、児童福祉施設基準においても同様に類型を一元化するとともに、既存の福祉型における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる児童発達支援センター以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

**(3) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）の一部改正**

**①指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設共通関係**

- (一) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、施設の指定入所支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- (二) 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。
- (三) 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。
- (四) 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、入所支援計画の原案について意見を求めることとする。
- (五) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設は、できる限り障害児が良好な家庭的環境において指定障害児入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととする。
- (六) 指定福祉型障害児入所施設及び指定医療型障害児入所施設の管理者は、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳以上に達した入所児童について、入所支援計画の作成と同様の手順により、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、当該移行支援計画に基づき移行支援を進めなければならないこととする。

**②指定福祉型障害児入所施設関係**

- (一) 新興感染症の発生時等に施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関と

の間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

- (二) 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

#### (4) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）の一部改正

- ① 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。
- ② 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下この②において同じ。）を置くことができることとする。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定自立生活援助事業所、指定一般相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の職務その他これに類する職務に従事させることができるものとする。
- (一) 指定障害児相談支援事業所が児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準（平成27年厚生労働省告示第181号）第1号イからニまでに掲げる基準のいずれかに該当するものであること。
- (二) 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める者（平成30年厚生労働省告示第116号）に該当する者（当該指定に係る障害児相談支援事業所の相談支援専門員として職務に従事する者に限る。）により相談支援員に対して指導助言が行われる体制が確保されていること。
- ③ 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。
- ④ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達程度に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮しつつ、障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならないこととする。
- ⑤ 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活全般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定障害児通所支援以外の福祉サービス等の利用も含めて当該計画上に位置付けるよう努めなければならないこととする。
- ⑥ 相談支援専門員が担当者等を招集して行う会議（サービス担当者会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で

会議を開催し、専門的な知見からの意見を求めなければならないこととする。

- ⑦ 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、障害児等の選択及びインクルージョンの観点等を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に障害児に対して提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うこととする。
- ⑧ 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又は障害児支援利用計画の実施状況の把握（以下この（４）において「モニタリング」という。）に係る面接を行うことができることとする。
  - (一) 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が離島等に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居宅との間に一定の距離があること。
  - (二) 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月にアセスメント又はモニタリングに当たって当該障害児の居宅を訪問して面接を行ったこと。

#### （５）児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）の一部改正

都道府県知事等は、指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設及び指定障害児相談支援事業者の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第 33 条の 18 第 1 項の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

（６）その他所要の改正を行うこととする。

#### 5. 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

- ※ 2. (2) の⑤から⑦まで、⑧の(二)、(3) の④、(4) の⑦及び⑧、(5) 並びに 4. (6) のうち就労選択支援の創設に伴う改正については、総合支援法一部改正法附則第 1 条第 4 号の政令で定める日（令和 7 年 10 月（予定））

#### 6. 経過措置について

- (1) 2. (2) の⑧の(二)の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和 6 年内閣府・厚生労働省令第 3 号の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。
- (2) 3. (2) の⑦及び⑧の地域移行等意向確認等に関する指針の策定、地域移行等意向確認担当者の選任、地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容の報告については、令和 6 年厚生労働省令第 17 号の施行の日から令和 8 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。
- (3) 3. (2) の⑨及び⑩の地域連携推進会議の設置及び地域連携推進会議における報告、要望、助言等の記録の作成及び公表については、令和 6 年厚生労働省令第 17 号の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間、努力義務とする。
- (4) 令和 6 年内閣府令第 5 号の施行の際現に指定を受けている医療型児童発達支援に係る

指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。以下同じ。）については、

- ・ 改正後の指定通所基準第6条に規定する従事者の員数の基準に関しては、当該規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、
- ・ 同令第10条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、それぞれ、なお従前の例によることができることとする。

※ 医療型児童発達支援センターに関する児童福祉施設基準に規定する基準についても同様の経過措置を置く。

(5) 令和6年内閣府令第5号の施行の際現に指定を受けている主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、

- ・ 改正後の指定通所基準第6条に規定する従事者の員数及び利用定員の基準に関しては、当該規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、
- ・ 同令第10条に規定する設備基準に関しては、当該規定にかかわらず、当分の間、それぞれ、なお従前の例によることができることとする。

※ 福祉型児童発達支援センターに関する児童福祉施設基準に規定する人員基準等及び設備基準についても同様の経過措置を置く。

(6) 4.(1)の③の(三)及び④の(二)の事業所全体の支援内容を示すプログラムの策定・公表については、この命令の施行の日から令和7年3月31日までの間、努力義務とする。

(7) その他所要の経過措置を設ける。

# 障害者支援施設・障害福祉サービス事業所

## 指定の手引

令和6年6月

越谷市 福祉部 障害福祉課

目 次

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1. はじめに         | 2  |
| 2. 指定申請の流れ      | 4  |
| 3. 指定申請における注意事項 | 9  |
| 4. 指定事業開始後の手続   | 12 |

## 1. はじめに

この手引は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に規定する指定障害福祉サービス事業、指定障害者施設入所支援事業のうち、次に掲げる事業（以下「障害福祉サービス等」という。）の指定を受けようとする事業者のため、指定手続に係る基本的事項をまとめたものです。

※児童福祉法に規定する指定障害児通所支援の指定は子ども施策推進課で行います。

|           | 種類                          | 内容   |
|-----------|-----------------------------|--|
| 訪問系       | 居宅介護                        | 居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事や生活に関する相談や助言など行います。   |
|           | 重度訪問介護                      | 重度の肢体不自由者その他の障害者であって、常時介護が必要な方に、居宅で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事や生活に関する相談や助言や外出時の移動中の介護を行います。             |
|           | 行動援護                        | 知的障害又は精神障害で常時介護が必要な方に、外出時の移動中の介護、排せつ食事の介護などを行います。  |
|           | 同行援護                        | 視覚障害で移動が困難な方に、移動に必要な情報の提供や移動の援護、排せつ及び食事の介護などを行います。   |
|           | 重度障害者等包括支援                  | 介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。   |
| 日中活動系・施設系 | 短期入所                        | 障害者を在宅で介護している家族が、急な病気などにより一時的に介護ができなくなったときに、短期間、一時的に施設に入所し、家族に代わって施設が介護サービスを行います。                        |
|           | 療養介護                        | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。  |
|           | 生活介護                        | 常に介護を必要とする人に、日中、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。  |
|           | 施設入所支援                      | 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。   |
| 訓練系・就労系   | 自立訓練<br>・機能訓練<br>・生活訓練      | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。   |
|           | 就労移行支援                      | 一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探しなどを通じ、適性に合った職場への就労などが見込まれる者に対し、事業所内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援などを実施します。            |
|           | 就労継続支援<br>A型：雇用型<br>B型：非雇用型 | 一般就労が困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練などを供与します。雇用契約を結ぶ「雇用型」と結ばない「非雇用型」があります。 |

|       |                     |   |  |
|-------|---------------------|---|--|
|       | 就労定着支援              | 一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応する支援を行います。                                    |  |
| 居住支援系 | 共同生活援助<br>(グループホーム) | 障がい者が地域で自立した生活を進めるための住まいの場であり、日常生活の相談が必要な人に世話人を配置し、家事支援、日常生活の相談などを行います。 |  |
|       | 自立生活援助              | 一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。      |  |
| 相談系   | 一般相談支援              | 地域移行支援  | 障害者支援施設に入所している方や精神科病院に入院している方などに対して、地域における生活に移行するための相談、住居の確保、障害福祉サービスの体験的な利用支援などを行います。 |
|       |                     | 地域定着支援  | 居宅において単身で生活している方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談や訪問などの必要な支援を行います。                             |
|       | 特定相談支援              | 計画相談支援  | 障害者の自立した生活を支え、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてサービス等利用計画についての相談や作成などを行います。                    |

## 2. 指定申請の流れ

指定申請は、毎月10日までに提出されたものについて審査を行い、書類が整っており基準を満たしている場合に限り、翌月1日に指定します。なお、提出いただいた書類について不備等があった場合、20日まで修正期間を設けます。提出が11日以降となった場合や20日までに修正が完了しなかった場合、翌々月の1日での指定となります。

| 時期                               | 事業者   | 障害福祉課                                 |
|----------------------------------|---|---------------------------------------|
| 指定予定月の3月前まで                      | ○指定申請事前準備 →<br>○指定申請素案作成<br>・人員基準<br>・設備基準<br>・運営規程の作成 など | ○指定相談（要事前予約）<br>○指定申請素案の内容確認          |
| 指定予定月の前月10日まで<br>（返却・修正期間は20日まで） | ○指定申請 →<br>電子申請から必要書類を添付し、申請                              | ○指定申請書の受理・審査（不備があれば返却）<br><br>○事前現地確認 |
| 指定月1日                            | ○指定事業所開所 ←  | ○指定通知書                                |

※社会福祉施設等施設整備費補助金を申請する場合は、補助金の協議書提出前（施設整備の前年度4月）までに1回目の指定相談を行ってください。

### （1）事前相談

事業所の指定を受けるには、人員基準、設備基準、運営基準を満たすことが必要です。サービスの種別ごとに細かい基準があるため事前相談を行ってください。特に賃貸物件で事業を行う場合には、賃貸契約締結前にご相談ください。なお、事前相談は必ず電子申請にて予約してください。

事業所開設にあたり社会福祉施設等施設整備費補助金の活用を希望する場合は、「障がい児（者）施設 社会福祉施設等施設整備費補助金 協議の手引き」をご参照ください。

事前相談は、指定事業所の開所予定日の3月前を目途に行ってください。社会福祉等施設整備費補助金の申請をする場合は協議書提出（施設整備の前年度4月）の3月前までに行います。

## (2) 他法令の遵守について

指定申請にあたって、都市計画法、建築基準法、消防法、食品衛生法等他法令についても遵守していただく必要があります。指定申請を行う前に各担当課に相談及び指導を受け、相談年月日、担当者名、相談及び指導内容を記録してください。

### ○開発許可等に関すること

事業を開始したい土地が、「市街化調整区域」「農業振興地域」に該当しないかどうか確認する必要があります。まず開発指導課にご相談ください。

#### ◆開発許可に関する総合的な相談に関すること

開発指導課（☎963-9234）

#### ◆農業振興地域に関すること

農業振興課（☎963-9193）

### ○建築に関すること

事業開始にあたって、建築確認申請の有無に関わらず建築基準法やバリアフリー法の規定に適合させる必要があります。事前に確認申請の手続きが必要となる場合がありますので、早めにご相談ください。

#### ◆建築基準・バリアフリー・福祉のまちづくり条例に関すること

建築住宅課（☎963-9235）

### ○消防に関すること

事業開始にあたって、消防法に違反していないか確認が必要です。また「防火対象物使用開始（変更）届出書」の届出が義務となる場合があります。必ず届出義務の有無を確認し、義務である場合には必ず提出し、実地検査を受けてください。

#### ◆防火対象物使用開始届出に関すること

消防局予防課（☎974-0103）

### ○食品の取扱いに関すること

事業所で訓練等作業の一環として作成した食品を、不特定多数の人に販売するには保健所の許可が必要です。また事業所内で食事を調理して利用者に提供する場合も、食品衛生についての指導を受けてください。

#### ◆食品衛生に関すること

保健所生活衛生課（☎973-7533）

他法令の確認については、指定申請前にすべて終了してください。そのうえ、「他法令遵守の確認票」に記載し、申請時に書類を添付してください。申請時点で書類が提出いただけない場合は基準を満たさないものとし、申請書類は受理できません。

なお、防火対象物使用開始届の提出義務のある事業所については、検査を合格し、消防局から「防火対象物使用開始（変更）届出書」が返却されたことをもって、確認を終えたものとします。

### （３）指定申請書の作成

指定申請に必要な書類は、市ホームページからダウンロードできます。また、サービスの種類により提出書類が異なる場合もありますので、市ホームページに掲載している「新規申請時必要書類」をよくご確認ください。

【ホームページ掲載場所】（ページ番号：8524）

トップページ > 福祉・健康 > 障がい者支援 > 事業者等向けの情報 > 障害福祉サービス事業所等の指定 > 障害福祉サービス事業所等の指定申請について > 「申請様式・添付書類」

### （４）指定申請書の提出

提出方法は電子申請のみとなります。市ホームページに掲載された外部リンクからご申請ください。

指定申請は、必要書類をすべて揃え、すぐにサービスの提供が開始できる状態で行ってください。申請時点で消防の検査が不合格等で開始届（又は検査済証）が手元にない場合や、内装工事等が終了していない場合などは、申請書類は受理できません。

【ホームページ掲載場所】（ページ番号：8524）

トップページ > 福祉・健康 > 障がい者支援 > 事業者等向けの情報 > 障害福祉サービス事業所等の指定 > 障害福祉サービス事業所等の指定申請について > 「指定の概要」

### （５）指定通知

指定した事業者には、事業所番号を付した指定通知書を送付します。指定事業所の見やすい場所に重要事項等とともに掲示してください。なお、指定通知の再発行はしませんので大切に保管してください。

## (6) 指定基準

越谷市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、及び越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例により、サービス種別毎に次の3つの視点から指定基準が定められています。

指定申請時だけでなく、指定事業の実施にあたっては指定基準を満たしている必要があります。

- ①人員基準（従業者の知識、技能、人員配置等に関する基準）
- ②設備基準（事業所に必要な設備等に関する基準）
- ③運営基準（サービス提供にあたって事業所が行わなければならない事項や留意事項など、事業を実施する上で求められる運営上の基準）

### 【指定が受けられない場合】

- ① 申請者が法人でないとき。
- ② 事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が越谷市条例で定める基準を満たしていないとき
- ③ 申請者が、越谷市条例で定める設備及び運営に関する基準に従って適正な障害福祉サービス事業等の運営をすることができないと認められるとき
- ④ 申請者が、指定の申請前5年以内に障害福祉サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき
- ⑤ 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき
- ⑥ 管理者が暴力団関係者であるとき 等

## (7) 越谷市の独自基準

越谷市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例、及び越谷市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例では、本市の独自基準を次のとおり定めています。

### 共通事項

#### ○非常災害対策、事故防止対策

| 本市の独自基準（埼玉県に準じる）          | 国基準（参考） |
|---------------------------|---------|
| ・非常用食料、飲料水等、非常災害に必要な物資の備蓄 | （なし）    |
| ・事故防止等に関する措置              | （なし）    |

#### ○個人情報の取扱いに関する規定

| 本市の独自基準             | 国基準（参考） |
|---------------------|---------|
| ・個人情報の取扱いを運営規定に規定する | （なし）    |

#### ○暴力団排除

| 本市の独自基準                    | 国基準（参考） |
|----------------------------|---------|
| ・越谷市暴力団排除条例に定める暴力団員等ではないこと | （なし）    |

### 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援

#### ○訓練・作業室の面積、静養室の設置

| 本市の独自基準（埼玉県に準じる）            | 国基準（参考）               |
|-----------------------------|-----------------------|
| ・訓練・作業室の面積は定員1人当たり3.3㎡以上とする | ・訓練又は作業に支障がない広さを有すること |
| ・静養室を設け、寝台又はこれに代わる設備を備える    | （なし）                  |

### 生活介護、自立訓練（機能訓練）

#### ○医務室の設置

| 本市の独自基準（埼玉県に準じる）      | 国基準（参考） |
|-----------------------|---------|
| ・医務室を設け、治療に必要な器具等を備える | （なし）    |

### 3. 指定申請における注意事項

#### (1) 定款

障害福祉サービス等の指定を受ける場合には、事業を法人の定款に定める必要があります。

社会福祉法人の定款準則では、障害者総合支援法に基づく事業として、第一種社会福祉事業の「障害者支援施設の経営」又は第二種社会福祉事業の「障害福祉サービス事業の経営」を規定します。

#### (2) 多機能型

多機能型とは、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービスのうち2以上のサービスを1つの事業所で行うことをいいます。

多機能型の定員は合計20人以上で、それぞれの事業は6人以上（就労継続支援A型・B型は10人以上、児童発達支援と放課後等デイサービスは5人以上）の定員になります。児童福祉法に基づく事業については子ども施策推進課の所管となるので、申請時に両課で調整します。

#### (3) 従たる事業所

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型については、定められた要件を満たす場合については、「主たる事業所」のほか「従たる事業所」を設置することができます。

「主たる事業所」と「従たる事業所」との間の距離については、30分以内に移動可能な距離であることが必要です。

#### (4) 利用定員

利用定員は、同時にサービスの提供を受けられることができる利用者数の上限です。

利用契約の人数に上限はありませんが、1日の利用者数が定員の150%を超える場合や過去3月間の利用者数が定員の125%を超える場合は報酬が減算されますので、指定を受ける際は利用見込みに応じた定員設定を行ってください。

なお、共同生活援助については、定員を超えて利用者を受け入れることはできません。体験利用者も定員に含みます。

#### (5) 前年度の平均利用者数

前年度の平均利用者数は、前年度（4月1日から翌年3月31日まで）の利用者延べ数を開所日数で除して得た数です。前年度に実績のない新規指定申請時は利用定員の90%を平均利用者数とします。端数は小数第二位を切り上げます。

なお、新規指定から6月以上1年未満の間は、直近の6月の利用者延べ数を開所日

数で除して得た数を平均利用者数とし、平均利用者数の増減により報酬の区分に変更がある場合は、体制届を障害福祉課に提出します。

(6) 人員配置における常勤換算方法

非常勤も含めた職員の員数を常勤職員の員数に換算します。

生活支援員や職業支援員など職種毎に職員の1週間の勤務時間を、常勤職員の1週間の勤務すべき時間数で除して計算します。

1週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間として計算します。

端数は小数第二位を切り捨てます。

【計算例】

○事業所の1週間の勤務すべき時間が週40時間（1日8時間）の場合

・常勤職員A（週40時間勤務）＋非常勤職員B（週18時間勤務）＝58時間

∴58時間÷40時間＝1.4人（常勤換算）

(7) サービス提供責任者

訪問系サービスの指定を受けるには、サービス提供責任者の配置が必要です。サービス提供責任者は居宅介護等計画の作成及び従業者に対する技術指導等サービスの内容の管理を行います。資格要件や実務経験が必要です。ご確認ください。

(8) サービス管理責任者

訪問系サービスを除く全てのサービスにおいて、サービス管理責任者の配置が必要となります。サービス管理責任者は、障害特性や障害者の生活実態に関する専門的な知識や個別支援計画の作成・評価などの技術をもち、さらにほかの職員に対する指導的立場が期待されています。事業所に必ず配置する職員ですが、研修への参加と実務経験が必要となりますので、ご確認ください。

(9) 業務管理体制の整備に関する届出

障害福祉サービス等の事業者は、法令遵守等の業務管理体制を整備し、所管行政機関に届け出る必要があります。すでに届出済の場合は提出不要です。

| 事業所等の区分                    | 届出先   |
|----------------------------|-------|
| 1 指定事業所等が2以上の都道府県に所在する事業者等 | 厚生労働省 |
| 2 全ての事業所等が越谷市に所在する事業者等     | 越谷市   |
| 3 1及び2以外の事業者等              | 埼玉県   |

| 対象となる事業者         | 届出事項  |
|------------------|---|
| 全ての事業者           | (1) 事業者の名称又は氏名<br>" 主たる事務所の所在地<br>" 代表者の氏名、生年月日、住所、職名 |
|                  | (2) 法令遵守責任者の氏名  |
| 事業所等の数が20以上の事業者  | (3) 上記に加え「法令遵守規定」の概要                                  |
| 事業所等の数が100以上の事業者 | (4) 上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要                           |

| 根拠条文                | 事業の実施主体・施設の設置主体                     |
|---------------------|-------------------------------------|
| 障害者総合支援法<br>第51条の2  | ・ 指定障害福祉サービス事業者<br>・ 指定障害者支援施設等の設置者 |
| 障害者総合支援法<br>第51条の31 | ・ 指定一般相談支援事業者<br>・ 指定特定相談支援事業者      |

#### (10) 現地確認

指定をする前に、管理者・サービス管理責任者同席のもと現地確認を行います。その時点で設備の不備がある場合は指定予定年月日に指定をすることができませんのでご注意ください。(居宅介護等訪問系サービスは行いません)

※指定できない例

- ・ 設備基準を満たしていない(申請書の平面図と実態が合致していない等)
- ・ 改修工事が完了していない
- ・ 消防署の指導による設備・備品の設置が完了していない 等

#### (11) 報酬の請求

障害福祉サービスの報酬(介護給付費、訓練等給付費)の請求は、国民健康保険団体連合会(国保連)にインターネットで行うこととなります。指定を受ける前に必ずインターネットの接続環境を整備し、メールアドレスを取得してください。

事業所の指定を受けると、国保連からインターネット請求に関する資料が郵送されてきますので、口座の登録など必要な手続きを取ってください。

#### (12) 第三者委員の設置

社会福祉法に規定されています。事業所外部の苦情受付窓口、苦情解決の一員としての役割を担います。中立な立場で対応できる方を設置してください。

#### 4. 指定事業開始後の手続

##### ○体制届、変更届、指定変更、廃止・休止・再開届、辞退届の手続の流れ

|                     | 事業者  | 障害福祉課                                       |
|---------------------|--|---|
| 毎年4月<br>10日まで       | ○体制届<br>・指定申請時にも提出<br><br>☆体制届は加算等に変更がある場合にも提出します<br>増額：各月15日までに提出→翌月適用<br>減額（減算）：速やかに提出 | ○体制届の受理<br>・請求システムデータ更新                     |
| 変更の日<br>から10日<br>以内 | ○変更届<br>・事業所の名称変更<br>・管理者、サービス管理責任者の変更<br>・運営規程の変更 など                                    | ○変更届の受理<br>○現地確認<br>(平面図に変更があるとき)           |
| 変更の前<br>月の10日<br>まで | ○指定変更申請書   | ○申請書の受理・審査（返却・修正）<br>○現地確認<br>(平面図に変更があるとき) |
| 指定変更<br>月の1日        |  | ○指定通知書                                      |
| 廃止休止<br>1月前ま<br>で   | ○廃止・休止・再開届<br>・障害福祉サービス事業所の廃止・休止   | ○廃止・休止・再開届の受理                               |
| 閉所3月<br>前まで         | ○辞退届<br>・障害者支援施設の指定辞退  | ○辞退届の受理                                     |

## (1) 体制届

### ① 4月の手続

介護給付費等の算定に係る体制等に関する届出書については、昨年度から加算に変更のあった事業所が指定の期日までに提出する必要があります。4月分の給付費から適用になります。

### ② 5月～3月の手続

加算される単位数が増加する場合は、毎月15日までに電子申請で提出してください。翌月分の給付費から適用になります。16日以降に届いたものは翌々月の適用になります。

加算要件を満たさなくなった場合は、速やかに提出してください。要件を満たさなくなった月から適用になります。

【ホームページ掲載場所】（ページ番号：8521）

トップページ > 福祉・健康 > 障がい者支援 > 事業者等向けの情報 > 障害福祉サービス事業所等の指定 > 介護給付費等の算定に係る体制届について

## (2) 変更届

次の指定内容に変更がある場合は、変更の日から10日以内に変更届を提出します。

なお、事業所（施設）の移転、共同生活住居を追加する場合は、事前相談を受けた上で、変更する日の前月10日までに変更届を提出する必要があります。

必要書類については、ホームページをご確認ください。

## (3) 指定変更申請

生活介護、就労継続支援A型・B型事業において利用定員を増やすときは、障害者総合支援法第37条の規定により指定変更申請の手続が必要です。

障害者支援施設において施設障害福祉サービスの種類を変更しようとするとき又は入所定員を増加しようとするときは、障害者総合支援法第39条の規定により指定変更申請の手続が必要です。

指定変更申請書は、事前相談を受けた上で、変更する日の前月10日までに提出してください。

【ホームページ掲載場所】（ページ番号：8523）

トップページ > 福祉・健康 > 障がい者支援 > 事業者等向けの情報 > 障害福祉サービス事業所等の指定 > 変更の届出について

#### (4) 指定更新

指定には期間が6年間と定められており、指定期間満了に伴う指定更新手続きが必要となります。

指定更新に際し、その指定の内容（定員、人員、運営）に変更がない場合は、指定期間満了月の10日までに更新申請書を電子申請で提出してください。

指定の内容（定員、人員、運営）を変更しようと考えている場合は、速やかに変更届を提出してください。

#### (5) 廃止・休止・再開届

障害福祉サービスを廃止・休止・再開するときは、1月前までに休止・廃止・再開届出書を提出します。なお、廃止・休止の際は、利用者の援護地である市町村に転所先の協力を求めるなど、利用者の安心・安全に最大限配慮してください。

#### (6) 辞退届

障害者支援施設を廃止するときは、3月前までに辞退届を提出します。なお、障害者支援施設を廃止する際は、利用者の援護地である市町村に移転先の協力を求めるなど、利用者の安心・安全に最大限配慮してください。

【ホームページ掲載場所】（ページ番号：8522）

トップページ > 福祉・健康 > 障がい者支援 > 事業者等向けの情報 > 障害福祉サービス事業所等の指定 > 更新申請・廃止・休止・再開の届出について

#### (7) その他

##### ア 危機管理

当課が作成した「危機管理マニュアル」に基づき、日頃から事故防止の対応を行ってください。万が一、事故が発生した場合は、速やかに関係機関に事故報告を提出するとともに、後日再発防止策を講じて報告してください。

##### イ 実地指導（指導監査）

越谷市福祉総務課より、施設設備、法人運営、財務管理等について実地指導が実施されます。実地指導に先立ち、自主点検表が送付されますので点検をお願いします。

##### ウ 各種手続きについて

越谷市では、事前相談予約や指定申請、変更届等の各種手続きについては、すべて電子申請で行っております。電話での相談予約や紙媒体での届出の提出は受け付けていませんので注意してください。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び  
指定基準条例改正に係る内容について（障害児）

- 1 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について  
（資料）令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要
  
- 2 指定基準条例改正について  
（資料）越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
  
- 3 令和6年度に義務化・経過措置期間が終了する項目について  
（資料）令和6年度に義務化・経過措置期間が終了する項目について

【備考】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定及び指定基準改正に係るこども家庭庁からの通知・事務連絡については、こども家庭庁のホームページに公開されていますのでご参照ください。

こども家庭庁ホームページ「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」  
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

# 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係） 改定事項の概要

令和6年4月1日  
こども家庭庁支援局障害児支援課

本資料は改定事項の概要をお示しするものであり、基準の解釈、加算の算定要件・留意事項等の詳細は、関係の告示、通知、事務連絡等でご確認ください。

|  |  |
|--|--|
| <b>1. 児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実</b>                |  |
| (1) 障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備                       |  |
| ① 児童発達支援センターの一元化（基準・報酬） ……3                            |  |
| (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化                                |  |
| ① 中核機能強化加算【新設】（児発シター） ……4                              |  |
| ② 中核機能強化事業所加算【新設】（児発（シター除く）・放デイ） ……5                   |  |
| <b>2. 質の高い発達支援の提供の推進</b>                               |  |
| (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等                             |  |
| ① 総合的な支援の推進（基準）（児発・放デイ・居宅訪問型児発） ……6                    |  |
| ② 事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬） ……7<br>（児発・放デイ・居宅訪問型児発）     |  |
| ③ 児童指導員等加配加算【見直し】（児発・放デイ） ……8                          |  |
| ④ 専門的支援体制加算【見直し・新設】（児発・放デイ） ……9                        |  |
| ⑤ 専門的支援実施加算【見直し・新設】（児発・放デイ） ……9                        |  |
| ⑥ 基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）<br>（児発・放デイ） ……10 |  |
| ⑦ 自己評価・保護者評価の充実（基準）（児発・放デイ） ……11                       |  |
| (2) 関係機関との連携の強化  |  |
| ① 関係機関連携加算【見直し】（児発・放デイ） ……12                           |  |
| ② 事業所間連携加算【新設】（児発・放デイ） ……13                            |  |
| (3) 将来の自立等に向けた支援の充実                                    |  |
| ① 通所自立支援加算【新設】（放デイ） ……14                               |  |
| ② 自立サポート加算【新設】（放デイ） ……15                               |  |
| (4) その他  |  |
| ① 支援におけるこどもの最善の利益の保障（基準）（通所・居宅） ……16                   |  |
| ② 食事提供加算【見直し】（児発シター） ……17                              |  |
| <b>3. 支援ニーズの高い児への支援の充実</b>                             |  |
| (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実 ※5(2)⑤も参照                    |  |
| ① 医療連携体制加算【見直し】（児発・放デイ） ……18                           |  |
| ② 主として重症児の基本報酬【見直し】（児発・放デイ） ……19                       |  |
| ③ 入浴支援加算【新設】（児発・放デイ） ……20                              |  |
| ④ 送迎加算【見直し】（児発・放デイ） ……21                               |  |
| ⑤ 共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】（児発・放デイ） ……22                   |  |
| (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実 ※(5)④、6(3)①②も参照                 |  |
| ① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】（児発） ……23                     |  |
| ② 放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】（放デイ） ……24                |  |
| ③ 集中的支援加算【新設】（児発・放デイ） ……25                             |  |

## (3. 続き)

## (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

- ① 児童発達支援の個別サポート加算（I）【見直し】（児発） ……26
- ② 放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）【見直し】（放デイ） ……27
- ③ 個別サポート加算（II）【見直し】（児発・放デイ） ……28
- ④ 人工内耳装用児支援加算【見直し・新設】（児発・放デイ） ……29
- ⑤ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】（児発・放デイ） ……30

## (4) 不登校児童への支援の充実

- ① 個別サポート加算（III）【新設】（放デイ） ……31

## (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実 ※2(1)①②も参照

- ① 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定） ……32
- ② 訪問支援員特別加算【見直し】 ……33
- ③ 多職種連携支援加算【新設】（※保育所等訪問も同じ） ……34
- ④ 強度行動障害児支援加算【新設】（※保育所等訪問も同じ） ……35
- ⑤ 家族支援加算【新設・見直し】（※保育所等訪問も同じ） ……36

## 4. 家族支援の充実 ※3(5)⑤、6(4)①も参照

## (1) 家族への相談援助等の充実

- ① 家族支援加算【見直し・新設】（児発・放デイ） ……37
- ② 子育てサポート加算【新設】（児発・放デイ） ……38

## (2) 預かりニーズへの対応

- ① 延長支援加算【見直し】（児発・放デイ） ……39

## 5. インクルージョンの推進

## (1) 児発・放デイにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

- ① インクルージョンに向けた取組の推進（基準）（児発・放デイ・保育所等訪問） ……40
- ② 保育・教育等移行支援加算【見直し】（児発・放デイ） ……41

## (2) 保育所等訪問支援の充実 ※3(5)③④⑤も参照

- ① 効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等） ……42
- ② 関係機関連携加算【新設】 ……43
- ③ 自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入（基準・報酬） ……44
- ④ 訪問支援員特別加算【見直し】 ……45
- ⑤ ケアニーズ対応加算【新設】 ……46

## 目次②

**6. 障害児入所施設における支援の充実****(1) 地域生活に向けた支援の充実**

- ① 移行支援計画の作成（基準）…47
- ② 移行支援関係機関連携加算【新設】…48
- ③ 体験利用支援加算【新設】…49
- ④ 日中活動支援加算【見直し・新設】〔※福祉型〕…50

**(2) 小規模化等による質の高い支援の提供の推進**

- ① 家庭的な養育環境の確保（基準）…51
- ② 小規模グループケア加算【見直し】…52
- ③ 主として知的障害児の基本報酬の見直し〔※福祉型〕…53

**(3) 支援ニーズの高い児への支援の充実**

- ① 強度行動障害児特別支援加算【見直し】…54
- ② 集中的支援加算【新設】…55
- ③ 要支援児童加算【新設】…57

**(4) 家族支援の充実**

- ① 家族支援加算【新設】…58

**(5) その他**

- ① 支援におけるこどもの最善の利益の保障（基準）…59
- ② 感染症対応力の向上（基準）〔※福祉型〕…60
- ③ 障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】〔※福祉型〕…61
- ④ 新興感染症等施設療養加算【新設】〔※福祉型〕…62
- ⑤ 補足給付の基準費用額の見直し〔※福祉型〕…63
- ⑥ 経過的サービス費の廃止〔※福祉型〕…64

**7. 障害児相談支援の充実** ※(1)～(3)は計画相談支援・障害児相談支援共通**(1) 基本報酬等の充実**

- ① 基本報酬の見直し…65
  - ② 主任相談支援専門員配置加算【見直し】…66
  - ③ 地域体制強化共同支援加算【見直し】…67
- (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等**
- ① 医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】…68
  - ② 集中支援加算【見直し】…69
  - ③ 入院時情報連携加算【見直し】…70
  - ④ 退院・退所加算【見直し】…70
  - ⑤ 保育・教育等移行支援加算【見直し】…70

**( (2) 続き)**

- ⑥ 要医療児者支援体制加算【見直し】…71
- ⑦ 行動障害支援体制加算【見直し】…72
- ⑧ 精神障害者支援体制加算【見直し】…73
- ⑨ 高次脳機能障害支援体制加算【新設】…74

**(3) 相談支援人材の確保及びICTの活用**

- ① 適切な相談支援の実施（セルフプラン率の公表等、モニタリング期間）…75
- ② 相談支援に従事する人材の確保（相談支援員の創設）…76
- ③ ICTの活用等（初回加算等）…77
- ④ 離島や過疎地等における取扱い
  - ・ 特別地域加算の対象区域におけるテレビ電話装置等の活用（基準）等…78
  - ・ 遠隔地訪問加算【新設】等…79

**(4) 障害児相談支援における対応**

- ① こどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進…80

**8. 共通事項・その他**

- ① 福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】…81
  - 〔通所・訪問・入所〕
- ② 本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）（通知等）…82
  - 〔通所・訪問・入所〕
- ③ 虐待防止措置未実施減算【新設】（全）…83
- ④ 身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔通所・訪問・入所〕…84
- ⑤ 個別支援計画の共有（基準）〔通所・訪問〕…85
- ⑥ 人員基準における面立支援への配慮等（通知等）〔全〕…86
- ⑦ 障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等…87
  - ・ 管理者の兼務要件の緩和
  - ・ 管理者のテレワーク要件の明確化〔全〕
  - ・ 指定申請・報酬請求関連文書等の標準様式・標準添付書類の作成〔全〕
- ⑧ 業務継続計画未策定減算【新設】（全）…88
- ⑨ 情報公表未報告減算【新設】（全）…89
- ⑩ 地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】〔障害児相談支援〕…90
- ⑪ 地域区分の見直し〔全〕…91

## 1.(1)障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

令和6年度報酬改定

### ①児童発達支援センターの一元化（基準・報酬）

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化する。一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定する。
- 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、上記の基準に加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準を定める。
- なお、3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準（医療型、難聴児、重症心身障害児）に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定する。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### ポイント

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、多様な障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」が一元化され、「福祉型」の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）についても一元化されることに伴い、一元化後の新たな基準として、現行の福祉型（障害児）を基本としたうえで、児童発達支援センターが併せて治療を行う場合は、これに加えて、旧医療型で求めていた医療法に規定する診療所に必要とされる基準（人員・設備）を定めるもの
- なお、上記の新たな基準については、一定期間の経過措置を設けることとし、令和6年4月1日において指定を受けている旧医療型児童発達支援センター、主として難聴児を通わせる児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターに係る人員に関する基準については令和9年3月31日まで、設備に関する基準については当分の間、なお従前の例によることができるものとする
- 旧基準により運営する児童発達支援センター（旧医療型、旧主として難聴児、旧主として重症心身障害児）については、新基準により運営する児童発達支援センターとは別の基本報酬を設定。また、加算についても、算定可否について新基準とは別に設定（例えば、今回新設された中核機能強化加算については、旧基準により運営する児童発達支援センターは算定不可）  
なお、基本報酬の時間区分については、旧主として難聴児については導入し、旧医療型・旧主として重症心身障害児については導入していない

#### 【参照法令等】

運営基準：改正前の第6条第4項（旧主として難聴児）、第6条第5項（旧主として重症心身障害児）、第55条～第64条、  
運営基準一部改正府令（令和6年内閣府令第5号）附則第2条～第5条  
報酬告示：別表2（経過的障害児通所給付費等単位数表）

## 1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

令和6年度報酬改定

### ① 中核機能強化加算【新設】〔児童発達支援センター〕

- 児童発達支援センターの中核機能の発揮を促進する観点から、専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能(※)を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担うセンターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価を行う。

(※) ①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能、②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能、③地域のインクルージョンの中核機能、④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

#### 単位数 (新旧)

【現行】  
なし



【改定後】

**中核機能強化加算【新設】**  
中核機能強化加算 (I)  
中核機能強化加算 (II)  
中核機能強化加算 (III)

※単位数は利用定員区分ごとに設定  
5 5 単位～1 5 5 単位/日  
4 4 単位～1 2 4 単位/日  
2 2 単位～ 6 2 単位/日

#### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出 (※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。リスト掲載事業所から都道府県に届出)

- 本加算は、ごどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、ごどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

#### 【主な要件】

<加算 (I) (II) (III) 共通の基本要件>

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす児童発達支援センターとして位置付けられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること (市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等)
- ③ 幅広い発達段階及び多様な障害特性に応じた専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携体制を確保していること (定期的な情報共有、研修会の開催、助言援助等の実施等)
- ⑤ インクルージョンの推進体制を確保していること (保育所等訪問支援の実施、地域の保育所等への助言援助等の実施等)
- ⑥ 入口としての相談機能を果たす体制を確保していること (障害児相談支援の実施、早期の相談支援の提供等)
- ⑦ 地域の障害児支援体制の状況、上記の者による評価 (自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等) を公表していること
- ⑧ 自己評価の項目について、外部の者による評価 (自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等) を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑨ 従業者に対する年間の研修計画を作成し、当該計画に従い、1年に1回以上研修を実施していること

<各加算の要件> ※加算 (I) イロハ全てに適合 加算 (II) イ・ロに適合 加算 (III) イ又はロのいずれかに適合

イ 主として包括的な支援の推進と地域支援を行う専門人材として、常勤専任で1人以上加配

ロ (ハ)の資格者等で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る)

ハ 主として専門的な発達支援及び相談支援を行う上で中心となる専門人材として、常勤専任で1人以上加配 (同上)

ハ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士(※1)、児童指導員(※1)の全ての職種を配置(※2)し、連携して支援を行っていること

(※1) 障害児通所支援又は入所支援の業務に3年以上従事した者に限る (※2) 基準人員等でも可。2職種までは常勤・常勤換算ではない配置によることも可

- イ・ハにより加配した専門人材 (中核機能強化職員) について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で、地域支援にあたることを可とする (ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可)

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7 基準告示 (270) 1

## 1. (2) 児童発達支援センターの機能・運営の強化

### ② 中核機能強化事業所加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に、評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**中核機能強化事業所加算【新設】 7.5単位～18.7単位/日** ※単位数は利用定員区分ごとに設定

（主として重症心身障害児を通わせる事業所 125単位～374単位/日）

※市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合

#### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（※市町村が加算対象事業所のリストを作成し都道府県に提出。対象リスト掲載事業所から都道府県に届出）

- 本加算は、こどもと家族に対する支援の充実とあわせて、地域全体の障害児支援体制の充実強化を図るため、市町村が地域の障害児支援の中核的役割を担うと位置付ける指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定するもの

【主な要件】

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置付けられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること（市町村との定期的な情報共有、地域の協議会への参画等）
- ③ 専門的な発達支援・家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること
- ⑤ 地域の障害児支援体制の状況、上記の体制確保等に関する取組の実施状況を1年に1回以上公表していること
- ⑥ 自己評価の項目について、外部の者による評価（自治体、当事者団体、地域の事業所等の同席や第三者評価等）を概ね1年に1回以上受けていること
- ⑦ 主として上記の体制の確保等に関する取組を実施する専門人材として、常勤専任で1以上加配（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、心理担当職員、保育士、児童指導員で、資格取得・任用後、障害児通所支援等業務に5年以上従事した者に限る）

- ⑦により加配した専門人材（中核機能強化職員）について、支援を提供する時間帯は事業所で支援に当たることを基本としつつ、支援の質を担保する体制を確保した上で地域支援にあたることを可とする（ただし、保育所等訪問支援の訪問支援員との兼務は不可）

【参照法令等】

報酬告示：第1の注7の2（児発）、第3の6の5（放デイ）

基準告示（270）1の2（児発）、6の2（放デイ）

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

### ① 総合的な支援の推進（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援）

- 適切なアセスメントの実施とこどもの特性を踏まえた支援を確保する観点から、運営基準において、事業所に対して、支援において、5領域（※）を全て含めた総合的な支援を提供することを基本とし、支援内容について、事業所の個別支援計画等において5領域とのつながりを明確化した上で提供することを求める。

（※）「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設・見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保並びに指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。（第26条第4項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）心身の健康等に関する領域との関連性（中略）を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

#### ポイント

- 本基準は、児童発達支援の主な対象が、乳幼児期という生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることを踏まえ、障害児の適正、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援の確保や、指定児童発達支援の質の評価・その改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、5領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととしたもの
- 個別支援計画の指定児童発達支援の具体的な内容等の記載において、5領域との関連性を明記することを求める。
  - ※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援改革の取扱いの変更について」（令和6年3月15日）も家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、総合的な支援の提供に関してのアセスメントや支援の実施における視点などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

## 2. (1)総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

### ②事業所の支援プログラムの作成・公表（基準・報酬）〔児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援〕

○ 総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、運営基準において、事業所に対して、5領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラム（支援プログラム）の作成・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、1年の経過措置期間を設ける。

#### 運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

○ 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（第26条の2・新設）

※1年の経過措置期間を設ける（令和7年3月31日までは努力義務）

※第71条、第71条の14により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業についても準用

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし

【改定後】

支援プログラム未公表減算 所定単位数の85%を算定

※ 児童発達支援に義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合  
（令和7年4月1日から適用）



#### ポ イ ン ト

要・都道府県への基準適合の届出

○ 本基準は、総合的な支援の推進と事業所が提供する支援の見える化を図るため、事業所に対し、5領域（「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」との関連性を明確にした事業所における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成し、その公表を求めるもの

○ 支援プログラムの作成・公表が行われていない事業所については、基本報酬について85%を算定（15%を減算）するもの

○ 支援プログラムについては、事業所が提供する発達支援における基本的考え方や支援の内容、関係機関連携や家族支援、インクルージョンの取組等の事業所の支援の全体像と方針について整理し記載すること。事業所の従業者の意見も聞いて作成すること

※支援プログラムの参考様式について、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しする予定  
（令和6年度早期に改定・発出予定）

○ 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、義務化・減算の施行は令和7年度からとなるが、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、取組を進めるよう努められたい

#### 【参照法令等】

運営基準：第26条、第27条（児発）、第71条（放デイ）、第71条の14（居宅訪問型児発）

報酬告示：第1の注3（4）7の4（児発）、第3の1の注4の（4）（放デイ）、第4の1の注3の（3）

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

### ③ 児童指導員等加配加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 児童指導員等加配加算について、専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】

|  |  |
|--|--|
| 児童指導員等加配加算<br>＜児童発達支援センター<br>理学療法士等を配置<br>児童指導員等を配置<br>その他の従業者を配置＞ | 2 2～6 2 単位/日<br>同 1 5～4 1 単位/日<br>同 1 1～3 0 単位/日     |
| ＜児童発達支援事業所（障害児）<br>理学療法士等を配置<br>児童指導員等を配置<br>その他の従業者を配置＞           | 7 5～1 8 7 単位/日<br>同 4 9～1 2 3 単位/日<br>同 3 6～9 0 単位/日 |



【改定後】

|  |  |
|--|--|
| 児童指導員等加配加算<br>＜児童発達支援センター＞<br>児童指導員等を配置<br>常勤専従・経験5年以上<br>常勤専従・経験5年未満<br>常勤換算・経験5年以上<br>常勤換算・経験5年未満<br>その他の従業者を配置<br>＜児童発達支援事業所（障害児）＞<br>児童指導員等を配置<br>常勤専従・経験5年以上<br>常勤専従・経験5年未満<br>常勤換算・経験5年以上<br>常勤換算・経験5年未満<br>その他の従業者を配置<br>※「経験」は児童福祉事業（幼稚園、特別支援教育を含む）に従事した経験年数 | 区分に応じて2 2～6 2 単位/日<br>同 1 8～5 1 単位/日<br>同 1 5～4 1 単位/日<br>同 1 3～3 6 単位/日<br>1 1～3 0 単位/日 |
| 区分に応じて7 5～1 8 7 単位/日<br>同 5 9～1 5 2 単位/日<br>同 4 9～1 2 3 単位/日<br>同 4 3～1 0 7 単位/日<br>3 6～9 0 単位/日   |  |

#### ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の家族等に対して障害児の関わり方に関する助言を行う等の支援の強化を図るために、基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を配置している場合において、配置形態（常勤専従・常勤換算）及び従業者の児童福祉事業等に従事した経験年数に応じて算定するもの

#### 【主な要件】

- ・基準の人員に加え、児童指導員等又はその他の従業者を1以上配置（常勤専従又は常勤換算）していること
- ・「児童指導員等」とは、児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語通訳士、手話通訳士、手話通訳者、特別支援学校免許取得者、心理担当職員（心理学修了等）、視覚障害児支援担当職員（研修修了等）、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者をいう
- ・勤案する経験年数は、児童福祉事業（幼稚園、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導での教育を含む）に従事した経験年数とする。なお、本加算における経験年数は、資格取得又はその職種として配置された以後の経験に限らないものとする

- 常勤換算の場合、児童指導員等とその他の従業者、経験年数5年以上の者と5年未満の者を組み合わせて配置する場合、低い区分の単位数を算定する
- 本加算は常時見守りが必要な障害児への支援等の強化を目的としてしていることから、算定の対象となる児童指導員等及びその他の従業者については、サービス提供時間帯を通じて事業所で直接支援にあたることを基本とする

#### 【参照法令等】

報酬告示：第1の1の注8（児発）、第3の1の注7（放デイ） 基準告示（270）：1の3（児発）、7（放デイ）

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

### ④ 専門的支援体制加算 / ⑤ 専門的支援実施加算 [専門的支援加算・特別支援加算の見直し/新設] [児童発達支援、放課後等デイサービス]

○ 専門的支援加算及び特別支援加算について、専門人材の活用と二ーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、両加算を統合し、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う。

#### 単位数 (新旧)

【現行】  
 専門的支援加算  
 <児童発達支援センター (障害児) > 2 2 ~ 6 2 単位/日  
 <理学療法士等を配置 区分に応じて 1 5 ~ 4 1 単位/日  
 <児童指導員を配置 同 1 5 ~ 4 1 単位/日  
 <児童発達支援事業所 (障害児) >  
 <理学療法士等を配置 区分に応じて 7 5 ~ 1 8 7 単位/日  
 <児童指導員を配置 同 4 9 ~ 1 2 3 単位/日  
 ※ 専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合  
 特別支援加算 5 4 単位/回  
 ※ 理学療法士等を配置して、専門的支援を計画的に行なった場合 (専門的支援加算を算定できない)



【改定後】  
 専門的支援体制加算...①  
 <児童発達支援センター > 区分に応じて 1 5 ~ 4 1 単位/日  
 <児童発達支援事業所 (障害児) > 同 4 9 ~ 1 2 3 単位/日  
 専門的支援実施加算 1 5 0 単位/回 (原則月 4 回を限度) ...②

※①専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合  
 ②理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行なった場合 (専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月 6 回を限度 (放デイは月 2 回 ~ 最大月 6 回を限度))

#### ポイント 要：都道府県への届出 (人材の配置)

○ 専門的支援体制加算及び専門的支援実施加算は、理学療法士等による支援が必要な障害児への専門的な支援の強化を図るために、基準の人員に加え、理学療法士等の専門職員を配置している場合 (体制加算) 及び、専門職員による個別・集中的な支援を計画的に実施した場合 (実施加算) に、それぞれ算定するもの (両加算を併せとることが可能)

【主な要件】

<専門的支援体制加算>  
 ・基準の人員に加え、専門職員として理学療法士等 (理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士 (※)、児童指導員 (※)、心理担当職員 (心理学修了等) 又は視覚障害児支援担当職員 (研修修了等)) を 1 以上配置 (常勤換算) していること  
 (※) 保育士・児童指導員は資格取得・任用から 5 年以上児童福祉事業に従事したものに限る

<専門的支援実施加算>

・理学療法士等を配置 (常勤換算でなく単なる配置で可。基準人員等によることも可) し、個別支援計画を踏まえ、理学療法士等が、専門性に基づく評価・計画に則った 5 領域のうち特定 (又は複数) の領域に重点を置いた支援を行うための専門的支援実施計画を作成し、当該計画に基づき支援を行うこと。  
 なお、専門的支援は個別での実施を基本としつつ、個々の二ーズを踏まえた支援を確保した上で、小集団 (5 名程度まで) 又は基準人員を配置した上での小集団 (2 まで) の組み合わせによる実施も可とする。また、専門的支援の時間は同日の支援時間の全てとする必要はないが、30分以上を確保すること  
 ・計画の実施状況の把握を行うとともに、対象児の生活全般の質を向上させるための課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと  
 ・計画の作成・見直しに当たって、対象児及び保護者に対し説明するとともに同意を得ること  
 ・対象児ごとの支援記録を作成すること

○ 専門的実施加算について、当該事業所における対象児の月利用日数に応じて月の算定限度回数を設定  
 児童発達支援：限度回数 4 回 (月利用日数 1 2 日未満の場合) 同 6 回 (同 1 2 日以上の場合)  
 放課後等デイサービス：限度回数 2 回 (月利用回数 6 日未満の場合) 同 4 回 (同 6 日以上 1 2 日未満の場合) 同 6 回 (同 1 2 日以上の場合)

【参照法令等】報酬告示：第 1 の 1 の注 9、8 (児発)、第 3 の 1 の注 8、6 (放デイ)  
 基準告示 (270)：1 の 4、1 の 6 (児発)、7、(放デイ)

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

### ⑥基本報酬におけるきめ細かい評価（支援時間の下限の設定・時間区分の創設）（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 基本報酬について、発達支援に対するきめ細かい評価とする観点から、極めて短時間の支援（30分未満）は算定対象から原則除外するとともに、個別支援計画に定めた個々の利用者の支援時間に応じた評価が可能となるよう、支援時間による区分を設ける。
- 支援時間による区分は、「30分以上1時間30分以下」、「1時間30分超3時間以下」、「3時間超5時間以下」の3区分とする。5時間を超える長時間の支援については、延長支援加算を見直し、預かりニーズに対応した延長支援として、同加算により評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
 <児童発達支援センター（障害児）>  
 定員30人以下 1086単位/日  
 <児童発達支援（障害児）>  
 定員10人以下 885単位/日  
 <放課後等デイサービス（障害児）>  
 定員10人以下 授業終了後 604単位/日  
 学校休業日 721単位/日  
 ※医療的ケア区分、利用定員に応じて単位を設定



#### 【改定後】

<児童発達支援センター（障害児）>  
 定員30人以下  
 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 1104単位/日  
 時間区分2（1時間30分超3時間以下） 1131単位/日  
 時間区分3（3時間超5時間以下） 1184単位/日  
 <児童発達支援（障害児）>  
 定員10人以下  
 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 901単位/日  
 時間区分2（1時間30分超3時間以下） 928単位/日  
 時間区分3（3時間超5時間以下） 980単位/日  
 <放課後等デイサービス（障害児）>  
 定員10人以下  
 時間区分1（30分以上1時間30分以下） 574単位/日  
 時間区分2（1時間30分超3時間以下） 609単位/日  
 時間区分3（3時間超5時間以下） 666単位/日

※放デイの時間区分3は学校休業日のみ算定可能

※医療的ケア区分、利用定員、時間区分に応じて単位を設定

#### ポイント

- 児童発達支援給付費及び放課後等デイサービス給付費（基本報酬）において、支援の提供時間に応じた区分（時間区分）を導入する。区分は「時間区分1」支援時間30分以上1時間30分以下、「時間区分2」同1時間30分超3時間以下、「時間区分3」同3時間超5時間以下の3区分とする。なお、放課後等デイサービスについては、現行の授業終了後（平日）・学校休業日の区分を統合し、いずれの場合であっても支援時間に応じた新たな時間区分により算定することとしつつ、時間区分③は学校休業日のみ算定可とする
- 「支援の提供時間」は、現に支援に要した時間ではなく、個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間（個別支援計画において定めた提供時間）とする。ただし、現実の提供時間が個別支援計画において定めた時間より短い場合について、事業所都合により支援が短縮された場合は、現に支援に要した支援時間により算定する。一方、障害児や保護者の事情により支援が短縮された場合には、個別支援計画において定めた時間により算定するが、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める
- 支援の提供時間は、30分以上5時間以下の間で定めることを基本とする。30分未満の支援については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にす必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。また、5時間以上の支援については、預かりニーズに対応した延長支援として、延長支援加算により評価を行う
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所、共生型、基準該当の基本報酬については、時間区分は導入しない。また、児童発達センターの一元化にとまいない、旧基準により運営する旧主として難聴児を通わせる児童発達支援センターについては時間区分を導入、旧医療型児童発達支援センター、旧主として重症心身障害児を通わせる児童発達支援センターについては、時間区分は導入しない
- 本見直しに伴い、放課後等デイサービスの欠席時対応加算（Ⅱ）は廃止。なお、開所時間減算については変更なし（適用される）

## 2. (1) 総合的な支援の推進と特定領域への支援の評価等

令和6年度報酬改定

### ⑦自己評価・保護者評価の充実（基準）〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、運営基準等において、実施方法を明確化する。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【見直し】

- 指定児童発達支援事業者は、支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（第26条第6項・見直し）
- 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同条第7項・見直し）

※第71条により、指定放課後等デイサービス事業についても準用

#### ポ イ ン ト

- 自己評価・保護者評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、指定児童発達支援事業所の従事者による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）を受けて、その改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価と保護者評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価・保護者評価の参考様式や実施手順については、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」でお示しているところ、これらガイドラインの改定とあわせて、改定してお示する予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

## 2. (2) 関係機関との連携の強化

令和6年度報酬改定

### ①関係機関連携加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、関係機関連携加算について、対象となる関係機関に医療機関や児童相談所等を含めるとともに、個別支援計画作成時以外に情報連携を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
関係機関連携加算（Ⅰ） 200単位/回（月1回を限度）…①  
関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位/回（1回を限度）…②  
※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合  
② 就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合



#### 【改定後】

関係機関連携加算（Ⅰ） 250単位/回（月1回を限度）…①  
関係機関連携加算（Ⅱ） 200単位/回（月1回を限度）…②  
関係機関連携加算（Ⅲ） 150単位/回（月1回を限度）…③  
関係機関連携加算（Ⅳ） 200単位/回（1回を限度）…④  
※①保育所や学校等との個別支援計画に関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等した場合  
②保育所や学校等との会議等により情報連携を行った場合  
③児童相談所、医療機関等との会議等により情報連携を行った場合  
④就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整を行った場合

#### ポイント

○ 本加算は、こどもと家族に対する包括的な支援を進める観点から、障害児が日々通う保育所や学校等や、障害児の状況等により連携が必要な児童相談所やこども家庭センター、医療機関等その他関係機関との情報共有や連絡調整などの連携を行った場合に算定するもの

#### 【主な要件】

- ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得ること
  - ・関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
  - ・保育所や学校等との個別支援計画の作成又は見直しに関する会議を開催し、連携して個別支援計画を作成等すること（加算（Ⅰ））【現行どおり】
  - ・保育所や学校等と児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅱ））【新】
  - ・児童相談所、こども家庭センター、医療機関等と、情報共有のための会議を開催又は参加し、情報共有・連絡調整を行うこと（加算（Ⅲ））【新】
  - ・就学先の小学校や就職先の企業等との連絡調整・相談援助を行うこと（加算（Ⅳ））【現行どおり】
- 各加算の要件の会議については、要旨等について記録を行うこと。会議についてはオンラインの活用も可能とする
- 加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の同一月の算定は不可。加算（Ⅲ）については、個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携に対しては算定しない
- 多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月1回までとする

#### 【参照法令等】

報酬告示：第1の12の2（児発）、第3の10の2（放デイ）

## 2. (2) 関係機関との連携の強化

令和6年度報酬改定

### ②事業所間連携加算【新設】〔児童発達支援、放課後等デイサービス〕

- 障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する見について、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合の評価を行う。
- 併せて、セルフプランの場合に、自治体から障害児支援利用計画を障害児支援事業所に共有、また障害児支援事業所から個別支援計画を自治体に共有して活用する仕組みを設ける。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

#### 事業所間連携加算【新設】

事業所間連携加算（Ⅰ） 500単位/回（月1回を限度）…①  
事業所間連携加算（Ⅱ） 150単位/回（月1回を限度）…②  
※セルフプランで障害児支援の複数事業所を併用する見について、

- ① コーディネートの中核となる事業所として、会議を開催する等により事業所間の情報連携を行うとともに、家族への助言援助や自治体との情報連携等を行った場合
- ② ①の会議に参画する等、事業所間の情報連携を行い、その情報を事業所内で共有するとともに、必要に応じて個別支援計画の見直しを行うなどにより支援に反映させた場合

#### ポイント

※市町村がコア連携事業所を定め、当該事業所に取組を依頼

- 本加算は、障害児支援の適切なコーディネートを進める観点から、セルフプランで複数事業所を併用する障害児について、利用する事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等の情報連携を行った場合に算定するもの

【対象となる見】セルフプランで複数事業所を併用する見  
【主な要件】

＜事業所間連携加算（Ⅰ）＞ ※連携・取組の中心となるコア連携事業所を評価するもの

- ・市町村から事業所間の連携を実施するよう依頼を受けた事業所（コア連携事業所）であること
- ・見が利用する他の事業所との間で、見に係る支援の実施状況、心身の状況、生活環境等の情報共有・支援の連携のための会議を開催すること（※会議はオンラインの活用を可能とする。全ての事業所の参加を基本とするが、やむを得ない場合の算定も認める）
- ・会議の内容及び整理された見の状況や支援に関する要点について、他の事業所、市町村、保護者に共有すること
- ・あわせて、市町村に、見に係る各事業所の個別支援計画を共有すること。また、障害児・家族の状況を踏まえて、急ぎの障害児相談支援の利用の必要性の可否を報告すること

・保護者に対して、上記の情報を踏まえた相談援助を行うこと（この場合に家庭連携加算を算定することも可能とする）

・上記の情報について、事業所の従事者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと

＜事業所間連携加算（Ⅱ）＞ ※コア連携事業所以外の事業所を評価するもの

- ・コア連携事業所が開催する会議に参加するとともに、個別支援計画をコア連携事業所に共有すること
- （※会議の場に参加できない場合であっても、会議の前後にコア連携事業所と情報共有等を行った場合は算定を可能とする）
- ・上記の情報について、事業所の従業者に情報共有を行うとともに、必要に応じて個別支援計画を見直すこと

- 複数事業所の全てが同一法人内の事業所である場合には算定しない。

- 市町村は、セルフプランで複数事業所利用の場合には、コア連携事業所を定め、当該セルフプランをコア連携事業所に共有するとともに、事業所間連携加算を活用した取組を依頼することを基本とする。また、本取組により情報共有された見の情報を、給付決定更新の際のアセスメント等の参考とすることを基本とする（給付決定マニュアルにおいて規定）。なお、各都道府県・市町村ごとのセルフプラン率について、今後毎年公表することを予定しており、それと併せて本加算による取組の状況についても公表することを予定

## 2. (3) 将来の自立等に向けた支援の充実

令和6年度報酬改定

### ① 通所自立支援加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

- こどもの自立に向けた支援を促進する観点から、こどもの状態等も踏まえながら、通所や帰宅の機会を利用して自立に向けた支援を計画的に行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**通所自立支援加算 60単位/回（算定開始から3月を限度）**

※ 学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合

#### ポイント

- 本加算は、指定放課後等デイサービス事業所において、障害児に対して、学校・居宅等と事業所間の移動について、自立して通所が可能となるよう、職員が付き添って計画的に支援を行った場合に算定するもの  
【主な要件】
  - ・ 児童が公共交通機関等又は徒歩により放課後等デイサービスに通う際に、放課後等デイサービスの従業者が同行し、自立しての通所に必要な知識等（※）を習得するための助言・援助等の支援を行うこと（※）移動経路、公共交通機関の利用方法、乗車中のマナー、緊急時の対応方法等
  - ・ あらかじめ児童及び保護者の意向を確認し、保護者の同意を得た上で、支援の実施及び個別に配慮すべき事項その他の支援を安全かつ円滑に実施する上で必要となる事項について、個別支援計画に位置付けること
  - ・ 児童の安全な通所のために必要な体制を確保した上で支援を行うこと
  - ・ 児童一人につき職員一人が個別的に支援を行うことを基本とするが、児童の状態に応じて安全かつ円滑な支援が確保される場合には、職員一人が児童二人に支援を行うことも可能とする
  - ・ 通所に係る支援の安全確保のための取組に関する事項について、安全計画に位置付け、職員に周知を図るとともに、研修等を行うこと
  - ・ 加算対象児ごとの支援記録を作成すること
- 重症心身障害児は対象とならない。また、同一敷地内の移動や、極めて近距離の移動などは対象とならない
- 算定開始から3月（90日）の間に行った通所に係る支援に限り、算定が可能。進学・進級、転居等の環境の変化により、改めて自立した通所につなげるために支援が必要と判断される場合には、改めて算定することが可能

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の4（放デイ）  
基準告示（270）8の4の6

## 2. (3) 将来の自立等に向けた支援の充実

令和6年度報酬改定

### ②自立サポート加算【新設】〔放課後等デイサービス〕

- こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、高校生について、学校や地域との連携の下、学校卒業後の生活を見据えた支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**自立サポート加算【新設】 1.00単位/回（月2回を限度）**

※ 高校生（2年生・3年生に限る）について、学校卒業後の生活に向けて、学校や地域の企業等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合

#### ポイント

- 本加算は、こどもの自立を見据えた支援を促進する観点から、進路を選択する時期である就学児に対して、学校卒業後の生活を見据えて、学校等と連携しながら、相談援助や体験等の支援を計画的に行った場合に算定するもの  
【対象となる児】進路を選択する時期にある就学児（高校2年生・3年生を基本とする）  
【主な要件】
  - ・ 児童の個別支援計画及び学校での取組内容を踏まえ、当該児が希望する進路を円滑に選択できるよう支援するための自立サポート計画を作成すること
  - ・ 自立サポート計画に基づき、児童の適性・障害の特性に対する自己理解の促進に向けた相談援助や、必要となる知識技能の習得支援など、児童が希望する進路を選択する上で必要となる支援を行うこと。その際、必要に応じて地域の商工会や企業等と連携すること
  - なお、これらの支援に当たっては、基本とされる総合的な支援の提供を確保した上で進めること  
〔想定される取組〕
    - 自己理解の促進に向けた相談援助：適正や障害特性の理解、現在や将来の課題などについて客観的な評価を交えた相談援助の実施 等
    - 進路の選択に資する情報提供や体験機会の提供：働く意義や職種・業種の情報提供、事業所での作業体験、企業等での職業体験、就労・進学等を経験している障害者による経験に基づく相談援助・講話等のピアの取組 等
    - 必要な知識・技能を習得するための支援：生活や職場での基本的マナー、進路に必要な具体的な知識技能の習得支援
    - 計画に基づく支援の実施状況の把握を行うとともに、課題を把握し、必要に応じて計画の見直しを行うこと
    - 計画の作成・見直しに当たって、当該児童・保護者に説明するとともに、同意を得ること
    - 児童が在籍する学校との日常的な連携体制を確保し、自立サポート計画の作成・見直し、支援の実施において必要な連携を図ること（なお、連携における会議等の実施について、関係機関連携加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定を可能とする）
    - 対象児ごとの支援に関する記録を行うこと

【参照法令等】

報酬告示：第3の7の3（放デイ）  
基準告示（270）：8の4の5

## 2. (4) その他

令和6年度報酬改定

### ① 支援におけるこどもの最善の利益の保障

(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第26条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第27条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たるとする担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（同上第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第28条第2項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

### ポイント

- 本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定児童発達支援事業者に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①個別支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されることは、「障害児にとって最も善いこととは何か」を考慮することという。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に於いて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とはいえないと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである
- 個別支援計画の作成にあたっての個別支援会議における、「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先考慮される体制」の確保として、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる（その際言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要）
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- 今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮に関して、考え方や取組の留意点などを示した手引きをお示しする予定（令和6年度早期に発出予定）

## 2. (4) その他

令和6年度報酬改定

### ② 食事提供加算（見直し）〔児童発達支援センター〕

- 令和5年度末までの経過措置とされていた児童発達支援センターの食事提供加算について、栄養面など障害児の特性に応じた配慮や、食育的な観点からの取組等を求めるとともに、取組内容に応じた評価とする見直しを行った上で、令和9年3月31日まで経過措置を延長する。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
食事提供加算（Ⅰ）（中間所得者の場合） 30単位/日  
食事提供加算（Ⅱ）（低所得者の場合） 40単位/日  
※ 児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して  
食事の提供を行う場合



【改定後】

食事提供加算（Ⅰ） 30単位/日…①  
食事提供加算（Ⅱ） 40単位/日…②

※ 児童発達支援センターが低所得・中間所得世帯の児に対して**利用する障害児の**

**栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合**

① **栄養士による助言・指導の下で取組を行う場合**

② **管理栄養士等による助言・指導の下で取組を行う場合**

#### ポイント

要・都道府県への届出（調理室で調理された食事の提供）

- 本加算は、児童発達支援センターにおいて、低所得・中間所得世帯の児に対して、令和9年3月31日までの間、障害児の栄養面や特性に応じた配慮等を行い、食事の提供を行う場合に算定するもの

【対象となる児】低所得・中間所得世帯の児

【主な要件】

- ・児童発達支援センターの調理室において調理された食事を提供していること（調理室での調理の外部委託は可。外部搬入は不可）
- ・栄養士（加算Ⅰ）又は管理栄養士（加算Ⅱ）が献立の確認及び食事提供の助言・指導を行うこと（栄養士・管理栄養士は従業者でなく外部との連携により確保することも可）
- ・障害児の特性、年齢、発達程度、食事の摂取状況その他の配慮すべき事項を踏まえた適切な食事提供を行うこと
- ・障害児ごとの食事の摂取量、身長・体重・その他の身体の成長に関する事項を把握し、記録すること
- ・食に関する体験の提供その他の食育の推進に関する取組を計画的に実施していること（行事食の提供や調理実習の実施等）
- ・保護者の求めに応じて、食事・栄養に関する相談援助を行うこと
- ・障害児の家族等に対して、年に1回以上食事・栄養に関する研修会等を開催し、食事に関する情報提供を行うこと（加算Ⅱのみ）

【参照法令等】

報酬告示：第1の3

基準告示（270）：1の5

### 3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

#### ① 医療連携体制加算 (VII) 【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 医療的ケア児への支援の促進を図る観点から、認定特定行為業務従事者による支援を評価する医療連携体制加算 (VII) について、評価の見直しを行うとともに、主として重症心身障害児に対して支援を行う事業所においても算定を可能とする。

#### 単位数 (新旧)

##### 【現行】

医療連携体制加算 (VII) 100 単位/日

- ※ 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合 (医療的ケア区分による基本報酬又は主として重症心身障害児に対し支援を行う場合の基本報酬を算定している場合は算定しない)

##### 【改定後】

医療連携体制加算 (VII) 250 単位/日

- ※ 喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合 (医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合は算定しない)



#### ポイント

要・市町村による児の判定 (医療的ケア児)

- 本加算は、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が、医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に算定するもの
- これまで、主として重症心身障害児を通わせる事業所において重症心身障害児に対し指定通所支援を行った場合の基本報酬が算定されていた障害児については医療連携体制加算 (VII) を算定することができないとされていたが、令和6年度報酬改定後は当該障害児についても算定可能とするもの
- 医療的ケア区分による基本報酬を算定している場合や、看護職員を確保し医療連携体制加算 (I) ~ (V) により評価されている場合、主として重症心身障害児を通わせる事業所において看護職員加配加算を算定している場合には、算定しない

#### 【参照法令等】

報酬告示：別表第1の10 (児発)、別表第3の8 (放デイ)

### 3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ②主として重症心身障害児の基本報酬【見直し】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 重症心身障害児への支援を促進する観点から、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬について、定員による区分設定を1人単位刻みから3人単位刻みとする見直しを行う。なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬については、時間区分創設の見直しは行わない。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）

|           |          |
|-----------|----------|
| 利用定員が5人   | 2098単位/日 |
| 利用定員が6人   | 1757単位/日 |
| 利用定員が7人   | 1511単位/日 |
| 利用定員が8人   | 1326単位/日 |
| 利用定員が9人   | 1184単位/日 |
| 利用定員が10人  | 1069単位/日 |
| 利用定員11人以上 | 837単位/日  |

※放デイも同様の定員区分設定



【改定後】  
主として重症心身障害児を通わせる事業所（児童発達支援）

|                |          |
|----------------|----------|
| 利用定員が5人以上7人以下  | 2131単位/日 |
| 利用定員が8人以上10人以下 | 1347単位/日 |
| 利用定員11人以上      | 850単位/日  |

※放デイも同様の定員区分設定

#### ポイント

- 主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬（重症心身障害児に対して支援を行う場合）について、定員による区分を1人単位刻みの8区分から、3人単位刻みの3区分に見直す
- なお、主として重症心身障害児を通わせる事業所の基本報酬（重症心身障害児に対して支援を行う場合）について、時間区分による算定は導入しない。当該基本報酬を算定する場合には、延長支援加算は従前のとおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる
- 支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：（児発）別表第1の1の八、注2の2、注2の6（放デイ）別表第3の1のロ、注1の3、注2の3

### 3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ③入浴支援加算【新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ こどもの発達や日常生活、家族を支える観点から、医療的ケア児や重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

入浴支援加算【新設】 5.5単位/回（月8回を限度）  
（放課後等デイサービス 7.0単位/回（月8回を限度））

※ 医療的ケア児又は重症心身障害児に、発達支援とあわせて入浴支援を行った場合

#### ポイント

要・市町村による児の判定（医ケア児・重症児） / 要・都道府県への基準適合の届出

○ 本加算は、こどもの発達や日常生活の支援及び家族支援の観点から、医療的ケア児又は重症心身障害児に対して発達支援とあわせて入浴支援を行った場合に算定するもの  
【対象となる児】 医療的ケア児、重症心身障害児  
【主な要件】

- ・安全に入浴させるために必要となる浴室・浴槽・衛生上必要な設備を備え、衛生的な管理を行っていること
  - ・障害特性、身体状況等も十分に踏まえた安全に入浴させるために必要な体制を確保していること。具体的には以下の取組を行うこと
  - ① 個々の対象児について、その特性等を踏まえた入浴方法や支援の体制・手順などを書面で整理し、支援にあたる従業者に周知すること
  - ② 入浴機器について、入浴支援を行う日及び定期的に安全性及び衛生面の観点から点検を行うこと
  - ③ 入浴支援にあたる全従業者に対して、定期的に入浴支援の手法や入浴機器の使用方法、突発事故が発生した場合の対応等について研修や訓練等を実施すること
  - ・入浴支援の安全確保のための取組その他の必要な事項について、安全計画に位置付け、従業者への周知徹底と当該計画に基づく取組を行うこと
  - ・事前に対象児の障害特性、家庭における入浴の状況その他の必要な情報を把握し、これらを踏まえて個別支援計画に位置付けた上で支援を実施すること
  - ・安全な入浴のために必要な体制を確保した上で、障害特性や発達段階に応じた適切な方法で支援を実施すること
- 浴槽を使用した部分浴の場合は算定可。清拭のみの場合は算定不可。シャワー浴は洗身を行う場合は算定可（単にシャワーを浴びせるだけの場合は算定不可）

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の9の2（児発）、別表第3の7の2（放デイ）  
施設基準告示（269）：4の2（児発）、10の2（放デイ）  
基準告示（270）：1の12（児発）、8の4の4（放デイ）

### 3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ④送迎加算【見直し】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 医療的ケア児や重症心身障害児の送迎について、こどもの医療濃度等も踏まえた評価を行う。

#### 単位数（新旧）

##### 【現行】

##### 送迎加算

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外>  
障害児 54単位/回

医療的ケア児 + 37単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬を算定する事業所のみ

看護職員の付き添いが必要。

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所>

重症心身障害児 37単位/回

(※) 職員の付き添いが必要

##### 【改定後】

##### 送迎加算

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所以外>  
障害児 54単位/回

重症心身障害児 + 40単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）+ 8.0単位/回

医療的ケア児（その他の場合）+ 4.0単位/回

(※) 医療的ケア区分による基本報酬以外の事業所でも算定可。

<児童発達支援センター、主として重症心身障害児を支援する事業所>

重症心身障害児 4.0単位/回

医療的ケア児（医療的ケアスコア16点以上の場合）8.0単位/回

医療的ケア児（その他の場合）4.0単位/回

(※) 重症心身障害児については、職員の付き添いが必要

(※) 医療的ケア児については、医療的ケアが可能な職員の付き添いが必要

#### ポイント

要・市町村による児の判定（医ケア児・重症児の場合） / 要・都道府県への基準適合の届出（医ケア児・重症児の場合）

- 本加算は、車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行った場合に算定するもの。重症心身障害児や医療的ケア児の送迎については体制確保を求めた上でさらなる加算を行うもの

##### 【主な要件】

- ・ 車両により居宅や学校等と事業所との間の送迎を行うこと
- ・ 重症心身障害児の送迎の加算（40単位）については、運転手に加え、基準により置くべき直接支援業務に従事する職員1以上が同乗すること
- ・ 医療的ケア児の送迎の加算（40単位）については、運転手に加え、看護職員等（喀痰吸引等のみ必要な児の場合には認定特定行為従事者を含む）1以上が同乗すること

- 今回の改定では、医療的ケア児の送迎の加算について、医療的ケア区分による基本報酬算定事業所以外でも算定可能とするとともに、医療的ケアスコア16点以上の児（中重度医療的ケア児）の送迎について、さらに高い単位数を設定したところ（80単位）。なお、中重度医療的ケア児の送迎にあたっては、医療濃度も踏まえた安全な送迎に必要な体制を確保するものとする

- 同一敷地内又は隣接する敷地内での送迎については、重症心身障害児・医療的ケア児の加算も含めた全体の単位数の7割の単位数を算定

##### 【参照法令等】

報酬告示：別表第1の11（児発）、別表第3の9（放デイ） 施設基準子告示（269）：4の3～4の6（児発）、10の3～10の6（放デイ）

### 3. (1) 医療的ケア児・重症心身障害児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ⑤ 共生型サービス医療的ケア児支援加算【新設】〔共生型児童発達支援、共生型放課後等デイサービス〕

- 医療的ケア児の受入れ先の拡充を図る観点から、共生型サービスにおいて、医療的ケア児に対して支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**共生型サービス医療的ケア児支援加算 4.00単位/日**

※共生型サービスにおいて、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む）を1以上配置し、地域に貢献する活動を行っているものとして届け出た事業所において、医療的ケア児に対して支援を行った場合

#### ポイント

- 要・市町村による児の判定（医ケア児） / 要・都道府県への届出（配置、地域貢献活動）  
本加算は、共生型サービス事業所において、看護職員等（認定特定行為業務従事者を含む。以下同じ。）を1以上配置し、医療的ケア児に対して看護職員等により医療的ケア（認定特定行為業務従事者にあつては、喀痰吸引等に限る。）を行うことに加え、地域に貢献する活動を行っている場合に算定するもの

【対象となる児】 医療的ケア児

【主な要件】

- ・ 共生型サービス事業所において、看護職員等を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可）していること
- ・ 医療的ケア児に対して、看護職員等が医療的ケアを行っていること
- ・ 当該事業所が地域に貢献する活動を行っていること。地域に貢献する活動の具体的な内容としては、
  - ・ 「地域住民へ医療的ケア児に対する理解を行っていること。地域に貢献する活動の具体的な内容としては、
  - ・ 「地域の交流の場の設置（開放スペースや交流会により、医療的ケア児と地域のこどもの交流を実施する等）」
  - ・ 「保育所等で医療的ケア児の受入が促進されるための後方支援」
  - ・ 「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」
  - ・ 「地域のボランティアの受入や地域活動の実施」

など、地域や多世代との関わりを持つためのものとし、医療的ケア児のインクルージョンの推進に資する活動とする

- 看護職員等の配置について、医療連携体制加算（Ⅰ）～（Ⅶ）で評価されている場合には、算定しない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の12の5（児発）、別表第3の10の5（放デイ）

### 3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ① 児童発達支援の強度行動障害児支援加算【見直し】〔児童発達支援〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実する。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
強度行動障害児支援加算 155単位/日  
※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】  
強度行動障害児支援加算 200単位/日  
（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）  
※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

#### ポイント 要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出

- 本加算は、指定児童発達支援事業所又は共生型児童発達支援事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、従業者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

#### 【対象となる児】

- ・ 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

#### 【主な要件】

- ・ 実践研修修了者を1以上配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成  
※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行うて進めるよう努めること
- ・ 配置基準上の従業者による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合）については、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに1回以上の頻度で、当該児の観察及び支援計画シートに基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業者が行う場合にあつては、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと
- ・ 共生型児童発達支援事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする

- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中において、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと

- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

#### 【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の2（児発）  
基準告示（270）：1の7（対象）、1の8（支援）

### 3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ② 放課後等デイサービスの強度行動障害児支援加算【見直し】〔放課後等デイサービス〕

- 強度行動障害を有する児への支援を充実させる観点から、強度行動障害児支援加算について、支援スキルのある職員のある職員の配置や支援計画の策定等を求めた上で、評価を充実するとともに、専門人材の支援の下、行動障害の状態がより強い児に対して支援を行った場合の評価の見直しを行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】

強度行動障害児支援加算 155単位/日  
 ※強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行った場合

【改定後】

強度行動障害児支援加算Ⅰ（児基準20点以上） 200単位/日…①

強度行動障害児支援加算Ⅱ（児基準30点以上） 250単位/日…②

（加算開始から90日以内の期間は、さらに+500単位/日）

- ※①強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合
- ②強度行動障害支援者養成研修（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準30点以上）に対して、支援計画を作成し当該計画に基づき支援を行った場合

#### ポイント

要・市町村による児の判定  
 要・都道府県への基準適合の届出

- 加算Ⅰは、指定放課後等デイサービス事業所又は共生型放課後等デイサービス事業所が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業員が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの。

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・実践研修修了者を1以上配置（常勤・常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）し、支援計画シートを作成…①
- ・配置基準上の従業員による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合）については、実践研修修了者が原則2回の支援ごとに当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認すること、その他の従業員が行う場合については、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと…②
- ・共生型放課後等デイサービス事業所については、児童発達支援管理責任者を置いている場合のみ算定可能とする…③
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業員が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの
- 【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準30点以上）
- 【主な要件】・①～③に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）、中核的人材研修修了者による助言
- 改定後の加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間はさらに500単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令等】報酬告示：別表第3の6の2（放デイ） 基準告示（270）：8の2（対象）、8の3（支援）

### 3. (2) 強度行動障害を有する児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ③集中的支援加算【新設】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともに、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**集中的支援加算【新設】 1000単位/日**

- ※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1月に4回を限度として所定単位数を加算

#### ポイント

要・市町村による児の判定 ※市町村と都道府県が連携して運用

- 本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児通所支援事業所に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの  
【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して障害児通所支援の利用や日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき市町村が判定）

#### 【主な要件】

- ・ 広域的支援人材（※）を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと（※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認めた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）
- ・ 「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び事業所のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と事業所が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（事業所全体の支援の進め方の計画）を作成し、②事業所において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
- ・ 広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象となる児への支援が行われる日及び随時に、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、事業所への助言援助を受けること（なお、本加算の算定は、対象児に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
- ・ 集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね1月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
- ・ 対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
- ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
- ・ 広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な報酬を支払うこと
- ・ 対象児が複数の事業所を併用している場合にあつては、これらの事業所とも連携し集中的支援実施計画の作成や支援を行うこと。なお、複数事業所がそれぞれ広域的支援人材の助言援助を受けて支援を行う場合には、それぞれが本加算を取得することを可能とする
- ・ 支援にあつては対象児の障害児相談支援事業所とも緊密に連携すること（セルブプランの場合には市町村において速やかに相談支援につなげること）

- 本加算については、市町村が事業所から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、都道府県が広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を市町村及び都道府県に提出するものとする（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付）とも家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照

- 強度行動障害児支援加算との併算定は可能

### 3. (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ① 児童発達支援の個別サポート加算 (I) 【見直し】 【児童発達支援】

- 個別サポート加算 (I) について、保護者の負担軽減・事務の効率化の観点から、基本報酬に包括化して評価することとした上で、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合に評価を行う。

#### 単位数 (新旧)

【現行】

個別サポート加算 (I) 100単位/日

※ 著しく重度又は行動上課題のあるケアニーズの高い障害児 (乳幼児等サポート調査表で食事・排せつ・入浴・移動が一定の区分に該当) に対して支援を行った場合 (主として重症心身障害児が利用する事業所を除く)



【改定後】

個別サポート加算 (I) 120単位/日

※ 重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合 (主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く)

#### ポイント 要・市町村による児の判定

- 本加算は、著しく重度の障害児に対し、児童発達支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】 ※現行とは異なることに留意 (乳幼児等サポート調査表は廃止)

- ① 重症心身障害児
- ② 身体に重度の障害がある児童 (1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児)
- ③ 重度の知的障害がある児童 (療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害児)
- ④ 精神に重度の障害がある児童 (1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児)

- 主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所において重症心身障害児に対し指定児童発達支援を行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【参照法令等】  
報酬告示：別表第1の9 (児発)

### 3. (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ②放課後等デイサービスの個別サポート加算（I）【見直し】〔放課後等デイサービス〕

- 個別サポート加算（I）について、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、著しく重度の障害児が利用した場合の評価の見直しを行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】

個別サポート加算（I） 100単位/日

- ※ 著しく重度（食事・排せつ・入浴・移動のうち3以上が全介助）又はケアニーズの高い（就学時サポート調査表13点以上）障害児に対して支援を行った場合（主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く）



【改定後】

個別サポート加算（I）

90単位/日…①

120単位/日…②

- ※①ケアニーズの高い障害児に対して支援を行った場合
- ②ケアニーズの高い障害児に対して強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置し支援を行った場合、又は著しく重度の障害児に対して支援を行った場合（いずれも主として重症心身障害児が利用する事業所の基本報酬を算定している場合を除く。）

#### ポイント

要・市町村による児の判定（ケアニーズの高い児/著しく重度の児）

要・都道府県への基準適合の届出（強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の配置・支援による加算を受ける場合）

- 本加算は、これまでの個別サポート加算（I）同様、著しく重度及び行動上の課題のあるケアニーズの高い就学児を対象としながら、行動障害の予防的支援を充実させる観点から、強度行動障害の知識のある職員による支援を行った場合の評価を充実するとともに、重度障害児への支援を充実させる観点から、それぞれのこどもの状態像や体制に応じて加算をするもの

【対象となる児】※これまでと変更なし

①ケアニーズの高い障害児 90単位/日

就学児サポート調査表【厚生労働大臣の定める基準（平24厚労告270・第8号の4）】の各項目において算出した合計が13点以上の障害児

②著しく重度の障害児 120単位/日

就学児サポート調査表において、食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするとされた障害児

- 上記①の障害児に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置（常勤換算ではなく単なる配置で可。児発管は不可）して、当該者が支援を行った場合には、さらに30単位を加算（合計120単位）するものとする。ただし、強度行動障害児支援加算を算定している場合には算定しない

- 主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において重症心身障害児に対し指定放課後等デイサービスを行う場合の基本報酬を算定している場合については、本加算を算定しない

【参照法令等】

報酬告示：別表第3の7（放デイ）

施設基準告示（269）：10（基礎研修修了者の配置）

基準告示（270）：8の4（対象児）、8の4の2（支援の基準）、8の4の3（対象児）

### 3. (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ③個別サポート加算(Ⅱ)【見直し】〔児童発達支援・放課後等デイサービス〕

- 要支援・要保護児童への支援の充実を図る観点から、個別サポート加算(Ⅱ)について、こども家庭センターやサポートプランに基づく支援との連携を推進しつつ、評価の見直しを行う。

#### 単位数(新旧)

【現行】

個別サポート加算(Ⅱ) 1.25単位/日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所等と連携(支援の状況等を年1回以上共有)し支援を行った場合



【改定後】

個別サポート加算(Ⅱ) 1.50単位/日

※ 要保護児童・要支援児童に対し、児童相談所やこども家庭センター等と連携(支援の状況等を6月に1回以上共有)し支援を行った場合

#### ポイント

- 本加算は、要保護・要支援児童に対して、家庭との関わりや、心理的に不安定な児童へのケア、支援に必要な関係機関との連携が必要となることを考慮し、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定するもの。ただし、これらの支援の必要性について、保護者に説明することが適当ではない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、本加算の算定について慎重に検討すること

【対象となる児】

・要保護・要支援児童(児童相談所やこども家庭センター等の機関と連携して支援を行う必要がある障害児)

【主な要件】

- ・児童相談所やこども家庭センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師(連携先機関等)と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、児童発達支援計画に位置づけ、通所給付決定保護者の同意を得ること
- ・連携先機関等と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと
- ・支援の状況等を6月に1回以上関係機関と共有すること。その記録を文書で保管すること
- ・市町村から、連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

- 本加算を算定している場合にあつては、同じ観点からの関係機関等との連携については、関係機関連携加算(Ⅲ)は算定できない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の9(児発)、別表第3の7(放デイ)

### 3. (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ④人工内耳装用児支援加算【見直し・新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

- 難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価を行う。

##### 単位数（新旧）

###### 【現行】

人工内耳装用児支援加算

利用定員に応じて445～603単位/日

※主として難聴児を支援する児童発達支援センター（眼科・耳鼻咽喉科の嘱託医を配置、言語聴覚士を4以上配置、聴力検査室を設置）において、人工内耳を装用している児に対して支援を行った場合



###### 【改定後】

人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）

利用定員に応じて445～603単位/日…①

人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）150単位/日…②

※① 児童発達支援センター（聴力検査室を設置）において、眼科・耳鼻

咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

② 児童発達支援センター又は児童発達支援事業所において、眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下、言語聴覚士を配置し、人工内耳を装用している児に対して、専門的な支援を計画的に行った場合

##### ポイント

要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への基準適合の届出（設備・人材の配置）

- 本加算は、人工内耳を装用している障害児に対して、言語聴覚士を配置し、かつ眼科・耳鼻咽喉科の医療機関との連携の下で支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】人工内耳を装用している児

【主な要件】

<人工内耳装用児支援加算（Ⅰ）> ※児童発達支援センターのみ算定可

- ① 聴力検査室を有していること
- ② 言語聴覚士を1以上加配で配置（常勤換算による配置）し児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置づけて支援を行うこと
- ③ 主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること
- ④ 地域の保育所、学校、障害児支援事業所等の関係機関に対して、人工内耳装用児に対する支援に関する相談援助を行うとともに、情報提供の機会や研修会の開催等、人工内耳装用児への理解や支援を促進する取組を計画的に行うこと（実施の内容の要点等に関する記録を作成）

<人工内耳装用児支援加算（Ⅱ）>

- ① 言語聴覚士を1以上配置（常勤換算ではなく単なる配置で可）し児の状態や個別配慮事項等について個別支援計画に位置づけて支援を行うこと
- ② 主治医又は眼科若しくは耳鼻咽喉科の診察を行う医療機関との連携体制が確保されていること
- ③ 地域の関係機関の求めに応じて、相談援助を行うこと（実施の内容の要点等に関する記録を作成）

- 旧主として難聴児指定発達支援事業所（センター）において、主として難聴児経過的児童発達支援給付費を算定している場合において、加算（Ⅰ）の②は加配でなくとも可（基準人員によること可）

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の4（児発）、別表第3の6の4（放デイ） 施設基準告示（269）4 基準告示（270）1の10、1の11（児発）

### 3. (3) ケアニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ⑤ 視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 視覚障害児や重度の聴覚障害児への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算【新設】 100単位/日

※ 視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して、支援を行った場合

#### ポイント

要・市町村による児の判定 / 要・都道府県への届出（人材の配置）

188 ○ 本加算は、視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある児に対して、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

- ・ 視覚に重度の障害を有する障害児（視覚障害に関して1級又は2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
- ・ 聴覚に重度の障害を有する障害児（聴覚障害に関して2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
- ・ 言語機能に重度の障害を有する障害児（言語機能に関して3級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）

【主な要件】

- ・ 意思疎通に関し専門性を有する者を、当該障害児に対して支援を行う時間帯を通じて配置し、当該者がコミュニケーション支援を行いながら、当該障害児に対して支援を行っていること（加配でなく基準により配置すべき職員によることも可。常勤換算でなく単なる配置で可）
- ・ 「意思疎通に求める専門性を有する者」とは、以下のとおりとする（視覚障害）点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者（聴覚障害又は言語機能障害）日常生活上の場面において、必要な手話通訳等を行うことができる者（障害のある当事者）障害特性に応じて、当事者としての経験に基づきコミュニケーション支援を行うことができる者

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の8の5（児発）、別表第3の6の5（放デイ）

### 3. (4) 不登校児童への支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ①個別サポート加算(Ⅲ)【新設】〔放課後等デイサービス〕

- 継続的に学校に通学できない児童（不登校児童）への支援の充実を図る観点から、通常の発達支援に加えて、学校との連携を図りながら支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

個別サポート加算(Ⅲ)【新設】 70単位/日

※不登校の状態にある障害児に対して、学校との連携の下、家族への相談援助等を含め、支援を行った場合

#### ポイント

- 本加算は、放課後等デイサービスにおいて、不登校の状態にある障害児について、学校及び家族等と緊密に連携を図りながら放課後等デイサービスを行った場合に算定するもの
- 【対象となる児童】
- ・ 不登校の状態にある障害児とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるため、長期間継続的もしくは断続的に欠席している児童（病気や経済的な理由による者は除く）」であって、学校と情報共有を行い、事業所と学校の間で、緊密な連携を図りながら支援を行うことが必要と判断された児童とする
- 【主な算定要件】
- ・ あらかじめ保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置づけて支援を行うこと。個別支援計画の作成に当たっては、学校と連携して作成を行うこと
  - ・ 学校との情報共有を、対面又はオンラインで、月に1回以上行うこと。その要点について記録を行い学校に共有すること（当該連携について関係機関連携加算(Ⅰ)(Ⅱ)の算定は不可)
  - ・ 家族への相談援助（居宅への訪問、対面、オンラインいずれの方法でも可）を月に1回以上行うこと。障害児や家族の意向、状況の把握と、支援の実施状況等の共有を行い、その要点について記録を行うこと（当該相談援助について家族支援加算の算定は不可）
  - ・ 学校との情報共有において、障害児の不登校の状態について確認を行い、障害児等の状態や登校状況等を考慮した上で、学校と事業所との間で本加算による支援の継続の可否について検討を行うこと（その結果、本加算による支援を終える場合であっても、その後の支援において学校との連携に努めること）
  - ・ 市町村（教育担当部局又は障害児支援担当部局）から、家庭や学校との連携状況や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答すること

【参照法令等】

報酬告示：別表第3の7（放デイ）

### 3. (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ① 効果的な支援の確保・促進（支援時間の下限の設定）〔居宅訪問型児童発達支援〕

- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。

#### ポイント

- 居宅訪問型児童発達支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認めた場合に限り、算定可能とする。
- 現に要した支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児等の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

170

【参照法令等】  
報酬告示：第4の1の注2

32

### 3. (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ②訪問支援員特別加算【見直し】（居宅訪問型児童発達支援）

○ 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみでなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
訪問支援員特別加算 679単位/日  
※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合



【改定後】  
訪問支援員特別加算（Ⅰ） 850単位/日…①  
訪問支援員特別加算（Ⅱ） 700単位/日…②  
※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事5年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合  
①業務従事10年以上の職員の場合  
②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

#### ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業又は障害児入所施設等の従業者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定居宅訪問型児童発達支援を行った場合に算定するもの ※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

【要件】

<訪問支援員特別加算（Ⅰ）>

以下の①又は②に規定する期間が10年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

<訪問支援員特別加算（Ⅱ）>

以下の①又は②に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が居宅に訪問して支援を行うこと

① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の2 基準告示（270）10の2の2

### 3. (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実／5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ③多職種連携支援加算【新設】（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

- 障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人のチームでの多職種連携による支援についての評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

多職種連携支援加算【新設】 200単位/回（月1回を限度）

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

#### ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

- 本加算は、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、異なる専門性を有する2以上の訪問支援員により支援を行った場合に、算定するもの

【主な要件】

- ・ 2以上の複数人の訪問支援員により訪問支援を行うこと。複数人のうち1人は、訪問支援員特別加算を算定できる訪問支援員であること
- ・ 複数人の訪問支援員は、異なる専門性を有していること。具体的には、以下の①～⑦のうち、それぞれ異なるいずれかの資格・経験を有する訪問支援員であること
- ①保育士・児童指導員、②理学療法士、③作業療法士、④言語聴覚士、⑤看護職員、⑥児童発達支援管理責任者・サービス管理責任者・相談支援専門員、⑦心理担当職員
- ・ あらかじめ当該児童のアセスメントに基づき、多職種連携による支援の必要性と支援内容を個別支援計画に明記し、保護者の同意を得ること
- ・ 支援にあたる複数人が、支援の提供に要する時間を通じて滞在し、連携して支援を行うこと
- ・ 訪問支援を行った後、それぞれの職種の専門性の観点から記録を行うこと

- 本加算は、月1回を限度として算定するものであるが、居宅訪問型児童発達支援の利用開始直後や状態の悪化等の場合、居宅訪問型児童発達支援計画策定時や更新時など、障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、職種の異なる複数人が連携しての多角的なアセスメントや支援が求められるで行われるタイミングで活用されることが望ましい

【参照法令等】

報酬告示：別表4の1の4（居宅訪問型児発）、別表5の1の5（保育所等訪問支援）

### 3. (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実／5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ④ 強度行動障害児支援加算【新設】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が専門的な支援を行う場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**強度行動障害児支援加算【新設】 200単位/日**

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を修了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

#### ポイント

要・市町村による児の判定  
要・都道府県への基準適合の届出（支援の基準適合）

- 本加算は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所（指定保育所等訪問支援事業所）が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、当該修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

- ・強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・実践研修修了者の配置（児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シート等の作成  
※対象児が他の通所支援事業所も利用している場合、当該事業所と情報交換を行って進めるよう努めること
- ・実践研修修了者又は基礎研修修了者による支援計画シート等に基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合は、実践研修修了者が1月に1回以上当該児の観察及び支援計画シート等に基づき支援が行われていることを確認（訪問して行うことが望ましいが、オンラインや記録等によることも可）すること

- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこと

【参照法令等】

報酬告示：別表第4の1の5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の7（保育所等訪問支援）

施設基準告示（269）

基準告示（270）10の2の3（居宅・対象児）、10の2の4（居宅・支援）、10の8（保育所等・対象児）、10の9（保育所等・支援）

### 3. (5) 居宅訪問型児童発達支援の充実 / 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

#### ⑤ 家族支援加算【新設・見直し】〔居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援〕

- 障害児の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う〔居宅訪問型児発〕
- 家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点から、家庭連携加算を見直し、家族支援の評価の見直しを行う〔保育所等訪問〕

#### 単位数（新旧）

＜居宅訪問型児童発達支援＞

【現行】  
なし

＜保育所等訪問支援＞

【現行】  
家庭連携加算（月2回を限度）

入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合  
居宅を訪問（所要時間1時間以上） 2.80単位/回  
（所要時間1時間未満） 1.87単位/回



【改定後】＜居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援＞

家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

障害児の家族に対して個別に相談援助等を行った場合

居宅を訪問（所要時間1時間以上） 3.00単位/回  
（所要時間1時間未満） 2.00単位/回

※居宅訪問型児童発達支援にあっては、訪問日以外の日の訪問に限る

事業所等で対面 1.00単位/回  
オンライン 8.00単位/回

家族支援加算（Ⅱ）（月4回を限度）

障害児の家族に対してグループでの相談援助等を行った場合

事業所等で対面 8.00単位/回  
オンライン 6.00単位/回

※多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（Ⅰ）及び（Ⅱ）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

#### ポイント

- 本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、加算（Ⅰ）は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算（Ⅱ）は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの【主な要件】
  - ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
  - ・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）
  - ・相談内容の要点等に関する記録を行うこと
  - ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
  - ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
  - 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能（ただし、必要な場合には同席の下で行うなど、効果的な支援となるよう努めること）
  - 加算（Ⅰ）は訪問日以外の日に限り算定可。また、保育所等訪問支援について、保護者へのフィードバックとは区分して実施すること
  - 加算（Ⅰ）について、保育所など、居宅・事業所以外の場で対面個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
  - 加算（Ⅰ）（Ⅱ）ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
  - 個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（Ⅰ）と加算（Ⅱ）の併算が可能
  - 児発・放デイとの多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回（居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の多機能型事業所で当該サービス利用の場合、加算（Ⅰ）は月2回）を限度とすること

【参照法令等】 報酬告示：別表第4の1の3（居宅訪問型児発）、別表第5の1の4（保育所等訪問支援）

#### 4. (1) 家族への相談援助等の充実

令和6年度報酬改定

##### ① 家族支援加算【家庭連携加算・事業所内相談支援加算の見直し】（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 家庭連携加算（居宅への訪問による相談援助）について、訪問支援を促進する観点から、評価の見直しを行う。また、事業所内相談支援加算（事業所内での相談援助）について、家族のニーズや状況に応じた支援の提供を促進する観点や、オンラインによる相談援助を推進する観点から、評価の見直しを行う。両加算について統合し、個別とグループでの支援に整理して評価を行う。
- きょうだいの支援も促進されるよう、統合後の加算において、きょうだいの相談援助等の対象であることを明確化する。

##### 単位数（新旧）

- 【現行】
- ・家庭連携加算（月4回を限度）  
入所児童の家族に対して個別に相談援助等を行った場合  
居宅を訪問（所要時間1時間以上） 280単位/回  
（所要時間1時間未満） 187単位/回
  - ・事業所内相談支援加算  
入所児童の家族に対して事業所等で相談援助等を行った場合  
加算（I）（個別相談） 100単位/回（月1回を限度）  
加算（II）（グループ） 80単位/回（月1回を限度）

- 【改定後】※両加算を統合
- ・**家族支援加算（I）（月4回を限度）**  
入所児童の家族（きょうだいを含む）に対して個別に相談援助等を行った場合  
居宅を訪問（所要時間1時間以上） 300単位/回  
（所要時間1時間未満） 200単位/回  
事業所等で対面  
オンライン 100単位/回  
80単位/回
  - ・**家族支援加算（II）（月4回を限度）**  
入所児童の家族（きょうだいを含む）に対してグループでの相談援助等を行った場合  
事業所等で対面 80単位/回  
オンライン 60単位/回
- ※ 多機能型事業所において、同一の児に複数のサービスによる支援を行う場合、家族支援加算は、各サービスを合計して（I）及び（II）それぞれ月4回を超えて算定することはできないこととする。

##### ポイント

- 本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、加算（I）は、訪問、事業所等での対面若しくはオンラインで個別に、加算（II）は、事業所等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの  
【主な要件】
- ・あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
- ・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。事業所等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）
- ・相談内容の要点等に関する記録を行うこと
- ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
- ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
- 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能（ただし、必要な場合には同席の下で行うこと）
- 加算（I）について、保育所など、居宅・事業所以外の場で対面で個別に相談援助を行う場合は、「事業所等で対面」を算定するものとする
- 加算（I）（II）ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居宅訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
- 個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算（I）と加算（II）の併算が可能
- 保育所等訪問支援等との多機能型事業所である場合には、同一の児に係る家族支援について、各サービスに係る家族支援加算の算定回数は通算するものとし、その合計数は月4回を限度とすること

【参照法令等】 報酬告示：別表第1の2（児発）、別表第3の2（放デイ）

#### 4. (1) 家族への相談援助等の充実

令和6年度報酬改定

##### ②子育てサポート加算【新設】（児童発達支援、放課後等デイサービス）

○ 家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族が支援場面等を通じて、こどもの特性や、特性を踏まえたこともへの関わり方等を学ぶことができる機会を提供した場合の評価を行う。

##### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**子育てサポート加算【新設】 80単位/回（月4回を限度）**

※ 保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

##### ポイント

○ 本加算は、障害児の家族の障害特性への理解と養育力の向上につなげる観点から、家族に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等の支援を行った場合に算定するもの

【主な要件】

- ・ あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
- ・ 障害児への指定児童発達支援とあわせて、障害児の家族等に対して、支援を行う場面を観察する機会、当該場面に参加する機会その他の障害児の特性や特性を踏まえたこどもへの関わり方に関する理解を促進する機会を提供するとともに、それとあわせて相談援助等を行うこと
- ・ 「機会の提供」について、児童発達支援を提供する時間帯を通じて、家族等が直接支援場面の観察や参加等をしていることを基本とする。ただし、障害児の状態等から、家族等が直接支援場面に同席することが難しい場合には、マジックミラー越し等により、支援場面を観察しながら、異なる従業者が相談援助等の支援を行っても差し支えない
- ・ 「相談援助等」について、従業者による一方的な説明や指示、複数の障害児及び家族等に対する一斉指示、支援内容を報告するのみではなく、障害児及び家族ごとの状態を踏まえて個別に障害児の状況や支援内容に関する説明と相談対応を行うなど、個々の障害児及び家族にあわせて丁寧に支援を行うこと
- ・ 複数の障害児及び家族等に対してあわせて支援を行う場合には、障害児及び家族ごとの状態に応じた支援が可能な体制を確保し支援を実施すること。従業者1人があわせて行う相談援助は、最大5世帯程度までを基本とする
- ・ 家族等への支援内容の要点等に関する記録を行うこと

○ 子育てサポート加算を算定する時間帯に行う相談援助等について、家族支援加算は算定できない

【参照法令等】

報酬告示：別表第1の2の2（児発）、別表第3の2の2（放デイ）

#### 4. (2) 預かりニーズへの対応

##### ① 延長支援加算の見直し（児童発達支援・放課後等デイサービス）

- 基本報酬の評価において、支援時間に応じた区分を設定することとあわせて、延長支援加算を見直し、一定の時間区分を超えた時間帯の支援について、預かりニーズに対応した延長支援として評価を行う。
- 延長時間帯の職員配置については、安全確保の観点から、2人以上の配置を求めるとともに、児童発達支援管理責任者の対応も認めるなど、運用の見直しを行う。

##### 単位数（新旧）

【現行】延長支援加算

営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間において支援を行った場合（人員基準により置くべき直接支援職員1名以上を配置）

| 対象者/時間 | 1時間未満   | 1時間以上<br>2時間未満 | 2時間以上   |
|--------|---------|----------------|---------|
| 障害児    | 61単位/日  | 92単位/日         | 123単位/日 |
| 重症児    | 128単位/日 | 192単位/日        | 256単位/日 |



【改定後】延長支援加算

基本報酬における最長の時間区分に対応した時間（5時間※1）の発達支援に加えて、当該支援の前後に預かりニーズに対応した支援を計画的に行った場合（職員を2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員（児童発達支援管理責任者を含む）を配置）

| 対象者/時間 | 1時間以上<br>2時間未満 | 2時間以上   | 30分以上<br>1時間未満（※2） |
|--------|----------------|---------|--------------------|
| 障害児    | 92単位/日         | 123単位/日 | 61単位/日             |
| 重症児    | 192単位/日        | 256単位/日 | 128単位/日            |

（※1）放課後等デイサービスについては平日3時間、学校休業日5時間

（※2）延長時間30分以上1時間未満の区分は、利用者の都合等で延長時間が計画よりも短くなった場合に限り算定可能

##### ポイント

- 本加算は、発達支援に加えて、支援の前後に預かりニーズに対応した支援（延長支援）を計画的に行った場合に算定するもの【主な要件】
  - ・ 支援時間が5時間（放デイ平日は3時間）である児を受け入れることとしていること
  - ・ 運営規程に定められている営業時間が6時間以上であること（放デイ平日は除く）
  - ・ 障害児本人の状態又は家族の事情、保育所等の子育て支援に係る一般施策での受入先が不足している等の延長支援が必要な理由を確認するとともに、あらかじめ保護者の同意を得ること
  - ・ 上記の支援時間による支援の前後に、個別支援計画に位置付けて（※）延長支援（1時間以上）を行うこと（※）支援が必要な理由、延長支援時間・延長支援を行う時間帯に職員を2（対家庭が10人を超える場合は、2に10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数）以上配置していること（うち1人以上は基準により置くべき職員（児発管含む）とすること。医療的ケア児の場合には看護職員等を配置すること）
  - ・ 延長支援を行った場合、実際に要した延長支援時間の記録を行うこと
- 延長支援時間は1時間以上で設定すること。支援の前後ともに延長支援を行う場合はいずれも1時間以上とすること
- 算定は実際に要した延長支援時間の区分で算定する。ただし、あらかじめ定められた時間よりも長くなった場合は、あらかじめ定められた時間で算定する。児童又は保護者の都合により延長支援時間が1時間未満となった場合は、1時間未満の区分での算定が可能（この場合でも30分以上の支援時間であることが必要）
- 延長支援を計画的に行う中で、予定していた日以外に緊急的に生じた預かりニーズに対応するために延長支援を実施した場合にも算定が可能（当該理由及び延長支援時間について記録）。急な延長支援を行う状況が継続する場合には、速やかに個別支援計画の見直しを行うこと
- 主として重症心身障害児を通わせる事業所で支援を受けている重症心身障害児や共生型事業所等で支援を受けている障害児については、基本報酬において時間区分を設けていないため、従前のとおり、事業所の営業時間（8時間以上）の前後で支援が行われた場合に、その支援時間に応じた加算となる（ただし、当該時間帯の体制については、職員2名以上（うち1名は人員基準により置くべき職員）であることを求める

## 5. (1) 児発・放デイにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

令和6年度報酬改定

### ①インクルージョンに向けた取組の推進〔児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業所に対し、併行通園や保育所等への移行等、インクルージョン推進の取組を求めるとともに、事業所の個別支援計画において具体的な取組等について記載しその実施を求める。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第26条の3・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、（中略）インクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的内容、指定児童発達支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。（第27条第4項・見直し）

※第71条、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定保育所等訪問事業についても準用。

#### ポイント

- 本基準は、障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる社会の実現に向けては、こども施策全体の連続性の中で、インクルージョンを推進していくことが重要であることに鑑み、指定児童発達支援事業者は、障害児が児童発達支援を受けることにより、地域の保育・教育等の支援を受けられることができるよう、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととしたもの
- 個別支援計画において、インクルージョンの観点を踏まえた取組（例えば保育所等への移行支援等）や、支援におけるインクルージョンの視点（例えば地域との交流の機会の確保等）について明記することを求める
  - ※ 個別支援計画の参考様式について、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う児童発達支援及び放課後等デイサービスにおける個別支援計画の取扱いの変更について」（令和6年3月15日こども家庭庁障害児支援課事務連絡）を参照。なお、令和6年4月までに利用を開始した児については、次回の個別支援計画の見直しのタイミングで計画の見直しの対応を行うことを可能とする
- 個別支援計画の参考様式、インクルージョンの観点を踏まえた事業所の取組・支援などについて、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」、「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に改定・発出予定）

## 5. (1) 児童発達支援・放課後等サービスにおけるインクルージョンに向けた取組の推進

令和6年度報酬改定

### ② 保育・教育等移行支援加算【見直し】〔児童発達支援・放課後等サービス〕

- 保育所等への移行に向けた取組を推進する観点から、保育・教育等移行支援加算について、保育所等への移行前の移行に向けた取組等についても評価を行う。

#### 単位数（新旧）

##### 【現行】

保育・教育等移行支援加算 500単位/回（1回を限度）  
 ※ 障害児が地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行うことにより、通所支援事業所を退所して保育所等に通うことになった場合（退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合）



##### 【改定後】

保育・教育等移行支援加算  
 ・退所前に移行に向けた取組（※）を行った場合  
500単位/回（2回を限度）  
 （※）移行先への助言援助や関係機関等との移行に向けた協議等  
 ・退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合  
 500単位/回（1回を限度）  
 ・退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合  
500単位/回（1回を限度）

#### ポイント

- 本加算は、指定児童発達支援事業所等が、障害児に対して、地域において保育・教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、当該障害児が指定児童発達支援事業所等を退所して、保育所等（移行先施設）に通うことになった場合であって、
  - ①退所前6か月以内に、移行先施設との間で、退所後の生活に向けた会議を開催し、又は移行先施設に訪問して退所後の生活に関して助言援助等（保育・教育等移行支援）を行った場合（2回を限度）
  - ②退所後30日以内に、障害児の居宅等を訪問して相談援助を行った場合（1回を限度）
  - ③退所後30日以内に、移行先施設を訪問して移行先施設に助言・援助等を行った場合（1回を限度）
 に算定するもの  
 【主な要件】
  - ・障害児及び家族の意向や課題を把握し、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて計画的に実施すること
  - ・退所前の保育・教育等移行支援については、移行先施設との間で、子どもや家族の状況や課題の共有を行うとともに、会議においては、移行に向けて必要な取組等の共有や連携調整などを行うこと。また、助言援助においては、必要な環境調整や支援方法の伝達などを行うこと
  - ・退所後の居宅等を訪問しての相談援助においては、障害児又はその家族等に対して、移行後の生活における課題等に関して相談援助を行うこと
  - ・退所後の移行先施設を訪問しての助言援助においては、移行先施設に対して、移行後の生活における課題等に関して助言・援助を行うこと
  - ・それぞれについて、支援の要点に関する記録を行うこと
- 本加算は、退所前の移行支援については退所日に、また、退所後の支援については実施日（訪問日）に算定すること
- 関係機関連携加算や保育所等訪問支援などで評価した行為については、本加算は算定されない
- 退所して病院等へ入院する場合、他の社会福祉施設等へ入所する場合、小中高に進学して学校に入学する場合は本加算は算定できない

【参照法令等】報酬告示：第1の12の4（児発）、第3の10の3（放デイ）

## 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

### ① 効果的な支援の確保・促進（訪問先と連携した個別支援計画の作成、支援時間の下限の設定等）〔保育所等訪問支援〕

- 運営基準において、事業者に対して、個別支援計画について、保育所や学校等の訪問先と連携して作成・見直しを行うことを求める。
- 訪問支援時間に下限を設定し、30分以上とすることを求める。
- 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンス、関係機関との連携等において、オンラインの活用を推進する。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

○ 児童発達支援管理責任者は、保育所等訪問支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第79条により準用される第27条第5項）

#### ポイント

（訪問先と連携した個別支援計画の作成）

○ 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、児童発達支援管理責任者に対し、個別支援計画の作成に当たり、障害児に対する指定保育所等訪問支援の提供に当たる担当者や当該障害児に係る訪問先施設の担当者等を招集して行う会議を開催し、当該個別支援計画について意見を求めることとしたもの。会議についてはオンラインを活用することが可

（支援時間の下限の設定）

○ 訪問支援の提供時間（個別支援計画に位置付けられた内容の支援を行うのに要する標準的な時間）を個別支援計画に定めることとし、その時間は30分以上とする。30分未満の支援の設定については、周囲の環境に慣れるために支援の時間を短時間にする必要がある等の理由で市町村が認められた場合に限り、算定可能とする。現に要した訪問支援の時間が30分未満となった場合については、基本報酬を算定しないことを基本とするが、障害児又は訪問先施設の事情による場合には算定を可能とする。なお、個別支援計画に定めた支援の内容や提供時間が、実際の支援の提供と合致しない場合には、速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うことを求める

（オンラインの活用の推進）

○ 訪問先施設の職員に対するフィードバックやカンファレンスについて、業務効率化の観点から、オンラインで行うことも推奨する（「保育所等訪問支援ガイドライン」においてお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定））。関係機関連携加算（新設）において、会議をオンラインで行うことも可とするともに、家族支援加算（見直し）において、オンラインでの実施について新たに評価を行う

【参照法令等】

基準省令：第79条により準用される第27条第5項 報酬告示：第5の1の注2

## 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

### ②関係機関連携加算【新設】〔保育所等訪問支援〕

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、訪問先施設に加えて、利用児童の支援に関わる医療機関や児童相談所等の関係機関と連携して個別支援計画の作成やケース会議等を実施した場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

関係機関連携加算【新設】 150単位/回（月1回を限度）

※訪問先施設及び利用児童の支援に関わる関係機関との会議等により情報連携を行った場合

#### ポイント

- 本加算は、効果的な支援を確保・促進する観点から、保育所・学校等の訪問先施設に加えて、児童相談所、こども家庭センター、医療機関その他の関係機関との連携を図るため、会議を開催等して当該関係機関と情報連携を行った場合に算定するもの。

#### 【主な要件】

- ・ あらかじめ給付決定保護者の同意を得ること
- ・ 関係機関との日常的な連携体制の確保に努めること
- ・ 関係機関との間で、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有のための会議を開催し、又は会議に参加し、情報共有・連絡調整を行うこと。  
なお、会議はオンラインの活用も可能とする（なお、個別支援計画を作成等する場合の会議についても算定可）
- ・ 会議や日常的な連携を踏まえて、必要に応じて個別支援計画の見直しなど、関係機関と連携した支援の提供を進めること。その際、訪問先施設を含めた連携の取組となるよう努めること
- ・ 会議や日常的な連絡調整等の要点等について、記録を行うこと。

- 多機能型事業所の場合、同一の児童に係る関係機関連携加算の算定は各サービスで合わせて月1回までとする  
また、多機能型事業所の場合であって、当該児童が個別サポート加算（Ⅱ）（要保護・要支援児童への支援の評価）を算定している場合には、同加算で求める児童相談所等との情報連携等との情報連携に対しては、本加算を算定しない

【参照法令等】

報酬告示：第5の1の8

## 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

### ③自己評価・保護者評価・訪問先評価の導入〔保育所等訪問支援〕

- 効果的な支援を確保・促進する観点から、運営基準において、事業所に対して、自己評価、保護者評価及び訪問先評価の実施・公表を求めるとともに、未実施の場合の報酬の減算を設ける。なお、未実施減算については、1年の経過措置期間を設ける。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 指定保育所等訪問支援事業者は、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（第79条により準用される第26条第5項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、前項の規定により、その提供する指定保育所等訪問支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価（自己評価）を行うとともに、当該指定保育所等訪問支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者による評価（保護者評価）及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けて、その改善を図らなければならない。（同第6項・新設）
- 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者及び訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。（同第7項・新設）

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

自己評価等未公表減算 所定単位数の8.5%を算定

- ※ 保育所等訪問支援に義務付けられている自己評価等の実施・公表が未実施の場合（令和7年4月1日から適用）

#### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出

- 本基準は、効果的な支援を確保・促進する観点から、指定保育所等訪問支援事業者に対して、自己評価・保護者評価・訪問先評価の実施を求め、これらの実施に当たっては、指定保育所等訪問支援事業者の従業員による評価を受けた上で自己評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価（保護者評価）、当該事業所が訪問する施設による評価（訪問先施設評価）を受けてその改善を図らなければならないこととしたもの
- また、指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね1年に1回以上、自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の内容及びこれらの評価を受けて行う改善の内容について、保護者・訪問先施設に示すとともに、インターネットの利用等により公表しなければならないこととしたもの
- 自己評価等の実施・公表が行われていない事業所については、基本報酬については、基本報酬について8.5%を算定（1.5%を減算）するもの
- 公表については、インターネットの利用その他の方法により広く公表すること。公表方法及び公表内容を都道府県に届け出ること。なお、減算の施行は令和7年度からとなる
- 自己評価・保護者評価・訪問先評価の参考様式や実施手順については「保育所等訪問支援ガイドライン」でお示しする予定（令和6年度早期に作成・発出予定）

【参照法令等】

運営基準：第79条により準用される第26条第5・6・7項 報酬告示：第5の1の注2（4）

## 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

### ④訪問支援員特別加算【見直し】〔保育所等訪問支援〕

- 支援の充実を図る観点から、訪問支援員特別加算について、配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員への評価の見直しを行う。

#### 単位数（新旧）

##### 【現行】

訪問支援員特別加算 679単位/日

- ※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務に従事5年以上（その他職員は10年以上）の職員を配置した場合



##### 【改定後】

訪問支援員特別加算 (I) 850単位/日…①

訪問支援員特別加算 (II) 700単位/日…②

- ※ 保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務に従事5年以上（保育所等訪問支援等の業務従事の場合、3年以上）の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事10年以上（保育所等訪問支援等の業務従事5年以上）の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満（保育所等訪問支援等の業務従事3年以上）の職員の場合

#### ポイント

要・都道府県への届出（人材の配置）

- 本加算は、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくは障害児入所施設等の従業者等として一定の業務従事歴がある者を配置し、当該者が指定保育所等訪問支援を行った場合に算定をするもの ※配置のみではなく、当該者が訪問支援を行う必要があることに留意

【要件】

<訪問支援員特別加算 (I) >

以下の①若しくは②に規定する期間が10年以上の者又は③に規定する期間が5年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

<訪問支援員特別加算 (II) >

以下の①若しくは②に規定する期間が5年以上の者又は③に規定する期間が3年以上の者を配置し、当該者が保育所等に訪問して支援を行うこと

- ① 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士又は看護職員の資格を取得後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ② 児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員又は相談支援専門員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務その他これらに準ずる業務に従事した期間
- ③ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格を取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者、心理担当職員若しくは相談支援専門員として配置された日以後、指定保育所等訪問支援等（指定保育所等訪問支援のほか、自治体の事業に基づき、地域の障害児通所支援事業所に対して助言・援助を行う業務を含む）の業務に従事した期間

#### 【参照法令等】

報酬告示：第5の1の2

基準告示（270）：10の6（人材の基準）

## 5. (2) 保育所等訪問支援の充実

令和6年度報酬改定

### ⑤ケアニーズ対応加算【新設】〔保育所等訪問支援〕

- ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、保育所等訪問支援において、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児へ支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**ケアニーズ対応加算【新設】 120単位/日**

※訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

#### ポイント

要・市町村による児の判定

- 本加算は、著しく重度の障害児又は医療的ケア児に対し、指定保育所等訪問支援事業所に訪問支援員特別加算の対象となる職員を配置し、保育所等訪問支援を行った場合に算定するもの【対象となる児】
  - ①重症心身障害児
  - ②身体に重度の障害がある児童（1級・2級の身体障害者手帳の交付を受けている障害児）
  - ③重度の知的障害がある児童であること（療育手帳を交付されており、最重度又は重度であると判定をされている障害）
  - ④精神に重度の障害がある児童（1級の精神障害者保健福祉手帳を交付されている障害児）
  - ⑤医療的ケア児
- 訪問支援員特別加算の対象となる職員が訪問支援を直接実施しなくても算定が可能であるが、この場合にあつては、当該職員が対象児童への支援内容について、事前の確認や事後のフォローを行うなど、支援についてサポートを行うこと

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示：第5の1の6

基準告示（270）10の7

## 6. (1) 地域生活に向けた支援の充実

令和6年度報酬改定

### ① 移行支援計画の作成（基準）〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

- 早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対し、15歳以上に達した入所児童について、移行支援に係る個別の計画（移行支援計画）を作成し、同計画に基づき移行支援を進めることを求める

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

#### 【新設・一部改正】

（指定障害児入所施設等の一般原則）

- 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（入所支援計画）及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（移行支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効率的に指定入所支援を提供しなければならぬ。（第3条・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。（第20条第1項・見直し）
- 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。（第21条の2第1項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。（同条第2項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果等に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他の必要事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。（同条第3項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。（同条第4項・新設）

※このほか入所支援計画作成の規定を準用

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

#### ポイント

- 本基準は、令和6年4月の改正児童福祉法の施行等により、障害児入所施設は原則18歳未満、最長22歳までの利用となり、入所児童について、都道府県・政令市の調整の下、障害児入所施設から成人期の生活へ円滑な移行に向けた取組が進められることを踏まえ、早期からの計画的な移行支援を促進する観点から、15歳に達した入所児童について、移行支援計画を作成し、同計画に基づき、個々の状況に応じた丁寧・着実な移行支援を進めることとしたもの
- 移行支援計画の作成・見直しの手順や留意点については、入所支援計画の作成と同様。なお、移行支援計画の作成を含めた「移行支援の手引き」（令和3年12月の移行調整の手引きの見直し）を令和6年度早期に発出予定
- 15歳未満の障害児であっても、家庭に戻ることや里親に委託されること等、退所が決定している場合は、切れ目のない支援を継続する観点から、移行支援計画を作成することが望ましい。この場合に、移行支援関係機関連携加算等の算定も可能。また、有期有目的での短期間の入所の場合など、当該施設における移行支援が明らかにかに不要と判断される場合には、入所支援計画に退所に向けた支援の内容を盛り込むことで作成に代えることが可能

## 6. (1) 地域生活に向けた支援の充実

令和6年度報酬改定

### ② 移行支援関係機関連携加算【新設】〔福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設〕

- 移行支援計画を作成・更新する際に、当該児の移行に関わる行政・福祉等の関係者が参画する会議を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

**移行支援関係機関連携加算 250単位/回（月1回を限度）**

※ 移行支援計画の作成又は変更又はあって、都道府県、市町村、障害福祉サービス事業所等関係者により構成される会議を開催し、関係者と情報共有・連携調整を行った場合

#### ポイント

- 指定障害児入所施設においては、15歳以上の入所児童について移行支援計画を作成し、同計画に基づき当該児童の移行支援を進めることが必要（指定入所基準第3条第1項）
- 本加算は、移行支援計画を作成・更新する際に、自治体や基幹相談支援センター等の関係者が参画する会議（移行支援関係機関連携会議）を開催し、移行支援に関して連携・調整を行った場合に算定するもの【主な要件】
  - ・ 移行支援計画の作成又は更新にあたって、都道府県、市町村、教育機関、基幹相談支援センター（又は相談支援事業所）等の関係機関が参画する会議を開催し、移行支援に関して情報共有及び連携調整を行うこと。
  - ※ 会議には、入所給付決定を行った都道府県等、移行予定先（未定の場合は保護者の居住地又は入所施設の所在地）の市町村及び基幹相談支援センター（未設置の場合は相談支援事業所）、障害児が所属する教育機関の出席を基本とし、このほか必要に応じて障害児本人・その家族、児童相談所、移行予定先の障害福祉サービス事業者、居住施設、医療機関等の移行支援の関係者の参加を求めること
  - ※ 会議はオンラインを活用して行うことも可
  - ※ 全ての関係者の出席を基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、事前及び事後に移行支援及び会議に関する情報共有・連絡調整を行うこと
  - ※ 会議においては、見発管又はソーシャルワーカーが、児童の状況や移行支援の状況等について説明を行うとともに、関係者から意見をもらい、移行支援計画の作成・見直しを検討すること
  - ・ 会議における検討を踏まえて、移行支援計画の作成・更新を行うこと（関係機関との具体的な連携方法を記載）
  - ・ 会議に加えて、関係機関との日常的な連携体制を構築し、障害児等の意向、支援内容、移行に向けた課題等について状況共有を行うこと
  - ・ 会議の要点と、移行支援計画に反映させるべき内容について、記録を行うこと
- 都道府県、政令市が招集する協議の場（個別のケース会議）を活用し、同様の取組を行った場合にも算定可能とすること
- より早期から移行支援を実施する観点から、15歳未満の入所児童に移行支援計画を作成等する場合についても、本加算の算定は可能

【参照法令等】

報酬告示（213）：第1の6の2（福祉型）、第2の4の2（医療型）

## 6. (1) 地域生活に向けた支援の充実

令和6年度報酬改定

### ③体験利用支援加算【新設】〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

- 強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする入所児童の宿泊・日中サービス利用体験時に、障害児入所施設の職員が、事前に体験先施設との連携・調整を行うとともに、体験先施設への付き添い等により支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

体験利用支援加算（Ⅰ） 700単位/日（1回3日まで、2回を限度）・・・①  
 体験利用支援加算（Ⅱ） 500単位/日（1回5日まで、2回を限度）・・・②

※強度行動障害を有する児、重症心身障害児等、特別な支援を必要とする児に対して、移行支援計画に基づき、宿泊や障害福祉サービス等による日中活動の体験利用を行う場合に、体験先施設との連携・調整や体験中の付き添い等の支援を行った場合。

- ①宿泊施設等（グループホームや短期入所を含む）での体験利用
- ②日中活動（生活介護や就労B型支援を含む）の体験利用

#### ポイント

要・都道府県の対象児の判定

- 本加算は、重症心身障害児、重度障害児又は強度行動障害を有する児が、日常生活及び社会生活への移行に向けた宿泊や日中活動の体験を行う際に、体験先施設等との連携・調整や体験先施設等への付き添い等の支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】

・重症心身障害児、重度障害児（重度障害児支援加算の対象児）、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）

【主な要件】

- ・対象児に対して、退所予定日から遡って1年間の期間において、移行支援計画に位置付けて、計画的に宿泊や日中活動の体験利用を提供すること
- ※障害福祉サービスの体験利用のほか、民間企業が提供する活動や、居宅での宿泊体験も対象となる
- ・体験利用の提供にあたって、施設に置くべき従業員が、①体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援、及び②体験利用に係る関係者との連絡調整・相談援助を行うこと

①体験利用の日における新たな環境への適応に対する支援

体験先施設等へ付き添うこと（障害児の環境への適応状況を踏まえて一部の日程で行わないことも可）

体験先施設等からの緊急連絡に対応できる体制（夜間の対応を含む）を確保すること

②体験利用に係る関係者との連絡調整・相談援助

- ・体験先施設等に対して、障害児の状態像や支援内容を情報共有すること、障害児の特性や状態等を踏まえた環境調整や対応の助言援助を行うこと
- ・体験内容及び体験時の障害児の様子、体験終了後の障害児及び体験先施設等からの所見や移行支援に係る意見について、記録を行うこと
- ・体験利用を踏まえ、必要に応じて移行支援計画を更新すること

- 宿泊体験については、3日未満（例えば1泊2日）の体験利用であっても1回と数える。日中活動の体験については、1回の5日間について、連続日でも（例えば週1日で5週間利用の場合でも）1回と数えることを可能とする

【参照法令等】

報酬告示（213）：第1の6の3（福祉型）、第2の4の3（医療型）

基準告示（270）：15の2（福祉型・対象児）、17の6（医療型・対象児）

## 6. (1) 地域生活に向けた支援の充実

令和6年度報酬改定

### ④ 日中活動支援加算【職業指導員加算の見直し・新設】〔福祉型障害児入所施設〕

日中活動や移行支援の充実を図る観点から、職業指導員加算について、専門的な支援を計画的に提供することを求める内容に見直す。

#### 単位数（新旧）

【現行】

職業指導員加算 基本報酬の区分に応じて8～296単位/日

※ 職業指導員を専任で配置した場合



【改定後】

日中活動支援加算 基本報酬の区分に応じて16～322単位/日

※ 一定の経験を有する職業指導員を専任で配置し、将来における生活も考慮した施設における日中活動に関する計画を作成し、支援を行った場合

#### ポイント 要・都道府県への届出（人材の配置）

○ 本加算は、一定の経験を有する専任の職業指導員を1以上配置している指定福祉型障害児入所施設において、日中活動計画を作成し、当該計画に基づき計画的に指定入所支援を行った場合に算定するもの  
【主な要件】

- ・ 専任の職業指導員（障害児に対する直接支援の業務又はこれに準ずる業務に3年以上従事していた者に限る）を1以上配置していること
- ・ 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、入所児童の将来の日常生活・社会生活の見通しを考慮した日中活動計画（日中活動のプログラム）を作成していること
- ※①入所する全ての児童を対象とした、休日、祝日及び長期休みにおける計画、②未就学児及び学卒後の児童を対象とした平日における計画を、1月ごとに作成（以下、留意点）
  - ・ 施設における日ごとの日中活動の内容が確認できるものとし、児童の将来の日常生活・社会生活の見通しを考慮したものとする
  - ・ 内容を検討する際には児童の意見を考慮することとし、また、施設内のほか、施設外での活動等の活動も検討すること
  - ・ 未就学児を対象とした計画については、児童発達支援ガイドラインや保育所保育指針のこどもの活動等の記載を参考にすること
  - ・ 学卒後の児童を対象とした計画については、地域生活への移行も見据え、障害福祉サービス事業所と連携して作成するよう努めること
- ・ 日中活動計画に基づき、計画的に日中活動を行うこと。活動中の障害児の状態等について定期的に記録を行い、従業者に共有すること
- ・ 日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画の見直しを行うこと

○ 主として肢体不自由児に対し支援を行う施設は対象外（現行の職業指導員加算と同じ）

【参照法令等】

報酬告示（123）：第1の注4（福祉型）

施設基準告示（269）：12の16 基準告示（270）：12の33

## 6. (2) 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

令和6年度報酬改定

### ① 家庭的な養育環境の確保〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

- 家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、運営基準において、障害児入所施設に対して、できる限り良好な家庭的な環境の中で支援を行うよう努めることを求める。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

#### 【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。（第20条第2項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

#### ポイント

- 本基準は、障害児入所施設における支援が、できる限り良好な家庭的な養育環境の中で、特定の大人を中心とした継続的で安定した愛着関係の下で行われることが重要であることに鑑み、家庭的な養育環境の確保を推進する観点から、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならないこととしたもの

- なお、良好な家庭的環境の提供の視点も盛り込んだ「障害児入所施設運営指針」（令和3年障発0909第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）について、適切な入所支援の提供にあたって参考とすることが望ましい旨を、留意事項通知において示している（基準省令第20条（指定入所支援の取扱方針）の解釈部分）

## 6. (2) 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

令和6年度報酬改定

### ②小規模グループケア加算【見直し】（福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設）

- より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケア加算について、より小規模なケアの評価の見直しを行う。また、サテライト型の評価について、安全な運営のために人員配置の強化を求めた上で、評価の見直しを行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
小規模グループケア加算（定員4～8名（※）） 240単位/日  
（※）都道府県知事が認めた施設については最大10名  
サテライト型（定員4～6名）として実施した場合+308単位/日  
（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は2以上）  
配置



#### 【改定後】

小規模グループケア加算(I)（定員4～6名） 320単位/日  
小規模グループケア加算(II)（定員7名又は8名） 233単位/日  
（※）都道府県知事が認めた施設で定員9名又は10名の場合 186単位/日  
サテライト型（定員4～6名）として実施した場合 +378単位/日  
（※）専任の児童指導員又は保育士を1以上（サテライト型は3以上（うち1以上は専任））配置

#### ポイント

- 本加算は、より家庭的な環境による支援を促進する観点から、小規模グループケアを実施している場合に算定するもの。サテライト型の小規模グループケアを実施している場合はさらなる評価を行うもの【主な要件】
  - ・小規模グループケアの児童の人数は、4～8名、7名又は8名、9名又は10名でそれぞれ評価）。サテライト型の児童の人数は、4～6名とすること
  - ・小規模グループケアの設備は、居室、居間、食堂等、入所している障害児が相互に交流できる場所、その他生活に必要な台所、浴室、便所等を有していること。サテライト型は、建物自体が本体施設から分離した場所（外部のアパート、法人所有の土地内の別の建物等）で実施すること
  - ・小規模グループケアは、従業員の員数に加えて、専任の児童指導員又は保育士を1以上、サテライト型は、従業員の員数に加えて、児童指導員又は保育士を3以上（うち1以上は専任）配置すること
  - ※専任以外の児童指導員又は保育士については、指定福祉型障害児入所施設その他の職務に従事して差し支えない
  - 専任の児童指導員又は保育士は、できる限り家庭的な環境の中でケアを行った場合に当該加算を算定することも踏まえ、食事等の生活場面において可能な限り児童と関わるものとする
  - ・小規模グループケアによるケアの内容を含めた入所支援計画を作成し、当該計画に基づき適切に支援を行うこと

【参照法令等】  
報酬告示（123）：第1の9（福祉型）、第2の5（医療型）  
施設基準（269）：17・17の2（福祉型）、20（医療型）

6. (2) 小規模化等による質の高い支援の提供の推進

令和6年度報酬改定

③主として知的障害児の基本報酬の見直し〔福祉型障害児入所施設（主として知的障害）〕

○ ケアの小規模化を推進する観点から、基本報酬（主として知的障害のある児童に対して支援を行う場合）について、利用定員規模別の報酬設定をよりきめ細かく（11人以上から40人以下の区分設定を、10人単位刻みから5人単位刻みに）設定するとともに、大規模の定員区分について整理を行う（111人以上の区分を削除）

単位数（新旧）

| 【現行】   | 【改定後】  |
|--|--|
| イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 | イ 主として知的障害のある児童（自閉症を主たる症状とする児童を除く。以下「知的障害児」という。）に対し指定入所支援を行う場合 |
| (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で単独施設であるとき                                 | (1) 入所定員が5人以上9人以下の場合で単独施設であるとき                                 |
| (2) 入所定員が10人の場合  | (2) 入所定員が10人の場合  |
| (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (3) 入所定員が11人以上20人以下の場合   | (3) 入所定員が11人以上15人以下の場合   |
| (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (4) 入所定員が21人以上30人以下の場合   | (4) 入所定員が16人以上20人以下の場合   |
| (イ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき                                   | (イ) 当該指定入所支援を行う施設が主たる施設であるとき                                   |
| (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (5) 入所定員が31人以上40人以下の場合   | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (6) 入所定員が41人以上50人以下の場合   | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (7) 入所定員が51人以上60人以下の場合   | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (8) 入所定員が61人以上70人以下の場合   | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (9) 入所定員が71人以上80人以下の場合   | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (10) 入所定員が81人以上90人以下の場合  | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (11) 入所定員が91人以上100人以下の場合                                       | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (12) 入所定員が101人以上110人以下の場合                                      | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (13) 入所定員が111人以上120人以下の場合                                      | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (14) 入所定員が121人以上130人以下の場合                                      | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (15) 入所定員が131人以上140人以下の場合                                      | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (16) 入所定員が141人以上150人以下の場合                                      | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (17) 入所定員が151人以上160人以下の場合                                      | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (18) 入所定員が161人以上170人以下の場合                                      | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (19) 入所定員が171人以上180人以下の場合                                      | (イ) 当該指定入所支援を行う施設に併設する施設が主たる施設であるとき                            |
| (20) 入所定員が181人以上190人以下の場合                                      | (ロ) 当該指定入所支援を行う施設が単独施設であるとき                                    |
| (21) 入所定員が191人以上の場合  | ● 【削除】 入所定員111人～191人以上（10人刻み）                                  |

【参照法令等】  
報酬告示（123）：第1の1のイ

## 6. (3) 支援二一ズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

### ① 強度行動障害児特別支援加算【見直し】〔福祉型障害児入所、医療型障害児入所〕

- 強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、強度行動障害児特別支援加算について、体制・設備の要件について、標準的な支援を行う上で必要な内容に整理するとともに、評価の見直しを行う。加えて、行動障害の状態がより強い児への支援について、専門人材の配置や支援計画策定等のプロセスを求めた上で、評価の見直しを行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
強度行動障害児特別支援加算 781単位/日  
(加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日)  
※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合（3年間を限度）  
<体制> 医師、心理担当職員を配置。対象児2人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）  
<設備> 居室は原則個室。行動改善室等の必要な設備を設ける

【改定後】  
強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）（児基準20点以上） 390単位/日  
強度行動障害児特別支援加算（Ⅱ）（児基準30点以上） 781単位/日  
(加算開始から90日以内の期間は、さらに+700単位/日)  
※強度行動障害を有する児への支援を行う体制・設備を有する入所施設において、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して支援を行う場合  
<体制> 医師、心理担当職員を配置。対象児4人につき児童指導員1加配。強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）。加算（Ⅱ）は、同（中核的人材養成研修）を修了した職員を配置。  
<設備> 居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設ける

#### ポイント 要・都道府県への基準適合の届出 / 要・都道府県の対象児の判定

- 加算Ⅰは、指定障害児入所施設等が強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シートを作成した上、配置基準上の従業員が支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの  
【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）  
【主な要件】
  - ・居室は原則個室。児が興奮時に落ち着くための空間・設備を設けること（専用の別室ではなく施設の一角を活用することも可）
  - ・医師及び心理担当職員を配置するとともに、対象児4人につき児童指導員1以上を加配
  - ・実践研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）。実践研修修了者による支援計画シートの作成
  - ・配置基準上の従業員による支援計画シートに基づく支援（基礎研修修了者が支援を行う場合にあっては、実践研修修了者が週に3日以上頻度で当該児の観察及び支援計画シート等に基づく支援が行われていることを確認すること、その他の従業員が行う場合については、これに加えて、日々の支援内容について実践研修修了者又は基礎研修修了者に確認した上で支援を行うこと）
- 加算Ⅱは、強度行動障害支援者養成研修（中核人材）修了者を配置し、強度行動障害を有する児に対し、当該修了者が支援計画シート等の作成に係る助言を行い、当該修了者又は実践研修修了者が助言を踏まえた支援計画シートを作成し、配置基準上の従業員が当該児に対して支援計画シートに基づいた支援を行った場合に算定するもの  
【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準30点以上）  
【主な要件】
  - ・加算Ⅰの要件に加え、中核的人材研修修了者の配置（常勤換算でなく単なる配置で可。児発管でも可）
  - ・中核的人材研修修了者が週に1回以上の頻度で状況の確認及び助言を行うこと
- 加算の算定を開始した日（改定前の加算を既に算定している場合にはその開始日）から起算して90日以内の期間はさらに700単位を加算することができる。これは、初期段階には当該児童に対して手厚い支援を要するためであり、当該期間中においては、加算対象となる障害児に応じた環境調整・支援計画シートに基づいた支援を適切に行うこと
- 支援計画シートについては、3月に一回程度の頻度で見直しを行うこととする

【参照法令、通知、事務連絡等】

報酬告示（123）：第1の1の注7（福祉型）、第2の1の注5の2（医療型）  
施設基準（269）：14（福祉型）、18の3（医療型）  
基準（270）：13・13の2（福祉型：支援）、14（福祉型：対象児）、17の3・17の4（医療型：支援）、17の5（医療型：対象児）

## 6. (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

### ② 集中的支援加算【新設】（福祉型障害児入所支援施設・医療型障害児入所支援施設）

- 状態が悪化した強度行動障害を有する児者に対し、高度な専門性により地域を支援する広域的支援人材が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を事業所等とともにを行い、環境調整を進めることを評価する加算を創設する。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

#### 集中的支援加算【新設】

集中的支援加算(I) 1000単位/日

※ 強度行動障害を有する児者の状態が悪化した場合に、広域的支援人材が指定障害者支援施設、共同生活援助事業所等を訪問し、集中的な支援を行った場合、3月以内の期間に限り1日に4回を限度として所定単位数を加える

集中的支援加算(II) 500単位/日

※ 指定短期入所事業所、指定障害者支援施設、指定共同生活援助事業所又は指定障害児入所施設が、集中的な支援が必要な利用者や他の指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合、3月以内の期間について、1日につき所定単位数を加算する。

※ 口の集中的支援加算(II)を算定する場合は、Iの集中的支援加算(I)も算定可能。

#### ポイント

要・都道府県による児の判定

<集中的支援加算(I)>

- 本加算は、強度行動障害を有する児の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を障害児入所支援施設に訪問等させ、集中的な支援を行った場合に算定するもの
- 【対象となる児】 強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき都道府県が判定）

【主な要件】

- ・ 広域的支援人材（※）を事業所に訪問させ、又はオンライン等を活用して、広域的支援人材が中心となって、対象となる児に対して集中的支援を行うこと（※）強度行動障害を有する児者の支援に関して高度な専門性を有すると都道府県（政令市・児相設置市含む）が認められた者であって地域において支援を行うものをいう（都道府県において、中核的支援人材研修の講師や発達障害者支援地域マネージャー等から選定し、名簿を作成）
- ・ 「集中的支援」については、①広域的支援人材が対象となる児及び施設のアセスメントを行った上で、広域的支援人材と施設が共同し、対象児の状態・状況の改善に向けた環境調整その他の必要な対応・支援を短期間で集中的に実施するための集中的支援実施計画（施設全体の支援の進め方の計画）を作成し、②施設において、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画及び個別の入所支援計画（実践研修修了者を配置している場合は併せて支援計画シート等）に基づき支援を実施すること
- ・ 広域的支援人材から、訪問又はオンライン等の活用により、対象児の状況や支援内容の確認を受けるとともに、助言援助を受けると（なお、本加算の算定は、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行うものとする）
- ・ 対象児の状況及び支援内容について、広域的支援人材に概ね週1回以上の頻度で情報共有を行うこと
- ・ 集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
- ・ 対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと。
- ・ 集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること
- ・ 広域的支援人材に対して、本加算を踏まえた適切な報酬を支払うこと

- 本加算については、都道府県が施設から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を都道府県に提出するものとする（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付）ことども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照

- 強度行動障害児特別支援加算との併算定は可能

（次頁に続く）

## 6. (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

### ②集中的支援加算【新設】〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

＜集中的支援加算（Ⅱ）＞

○ 本加算は、指定障害児入所施設において、集中的な支援が必要な利用者を他の施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を行った場合に算定するもの

【対象となる児】強度行動障害を有する児（児基準20点以上）であって、状態が悪化して日常生活の維持が困難な状態となっている児（申請に基づき都道府県が判定）

【主な要件】

- ・集中的支援を提供できる体制を備えているものとして都道府県が認めた施設であること
  - ※都道府県において、実践研修修了者を配置（常勤専従でなく単なる配置で可）し支援計画シート等による支援を実施する体制・実績がある施設を選定し名簿を作成。強度行動障害児特別支援加算（Ⅰ）を算定可能な施設を基本とする
- ・広域的支援人材の支援を受けながら、施設の実践研修修了者が中心となって、対象となる児を他施設等から受け入れて集中的支援を行うこと
- ※広域的支援人材の支援については、加算（Ⅰ）にある集中的支援実施計画の作成、助言援助等と同様。当該支援に関しては加算（Ⅰ）の算定が可能
- ※集中的支援は、集中的支援実施計画に基づくとともに、強度行動障害児特別支援加算の要件に適合する支援を行うこと（設備・加配、支援計画シートに基づき支援の実施等）
- ※実践研修修了者は、対象となる児の状況や支援の内容等について、広域的支援人材に月1回以上、適時に情報共有を行うこと
- ・集中的支援の後に対象児が生活・利用する予定の施設・事業所に対する支援の方針（児の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を集中的支援実施計画に位置付けるとともに、当該計画に基づき、広域的支援人材と連携しながら当該取組を行うこと。なお、広域的支援人材の支援に関しては、加算（Ⅰ）の算定が可能
- ・集中的支援実施計画について、広域的支援人材と共同し、概ね月に1回以上の頻度で見直しを行うこと
- ・対象児の状況及び支援内容について記録を行うこと
- ・集中的支援を実施すること及びその内容について、保護者に説明し、同意を得ること

○ 本加算については、市町村（入所の場合は都道府県）が事業所等から集中的支援実施の申請を受け、実施の必要性を検討し、都道府県が広域的支援人材の名簿（都道府県が予め作成・共有）から広域的支援人材を選定し、その派遣を調整する枠組みを構築して、運用するものとする。広域的支援人材は、支援終了後に集中的支援の実施報告書を市町村及び都道府県に提出するものとする（「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」（令和6年3月19日付こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）参照）

○ 集中的支援の後は元の事業所・施設等に戻ることを基本としつつ、在宅の場合や対応が困難と考えられる場合は、あらかじめ市町村と都道府県が連携しながら、集中的支援の終了までの間に可能な限り速やかに、集中的支援の後に対象児が生活・利用する事業所・施設等の確保を行うこと

○ 強度行動障害児特別支援加算との併算定は可能（併算定して実施することを基本とする）

【参照法令等】 報酬告示：別表第1の8の3（児発）、別表第3の6の3（放デイ） 基準告示（270）1の9（児発・対象）、8の3の2（放デイ・対象）

## 6. (3) 支援ニーズの高い児への支援の充実

令和6年度報酬改定

### ③ 要支援児童加算【新設】〔福祉型障害児入所施設・医療型障害児入所施設〕

- 被虐待児への支援の充実を図る観点から、被虐待児に対して、関係機関とも連携しながら、心理面からの支援を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

要支援児童加算【新設】  
ア 要支援児童加算（Ⅰ） 150単位/回（月に1回を限度）・・・①  
イ 要支援児童加算（Ⅱ） 150単位/回（月に4回を限度）・・・②

※保護・要支援児童に対し、入所支援を行った場合  
①児童相談所等の関係機関と連携し、入所支援を行った場合  
②一定の経験年数を有する心理担当職員が、計画的に専門的な心理支援を行った場合。

#### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（加算（Ⅱ））

- 加算Ⅰは、被虐待児への支援の充実を図る観点から、要保護児童又は要支援児童の支援について児童相談所等関係機関との連携を図るため、当該障害児に係る会議を開催又は児童相談所等関係機関が開催する会議に参加し、情報共有・連携調整を行った場合に算定するもの【対象となる児童】要保護児童、要支援児童【主な要件】
  - ・当該児童への支援について、児童相談所等関係機関との会議を開催又は当該関係機関が開催する会議に参加し、当該児童の状況や支援について情報共有・連携調整を行うこと
  - ※会議には、児童相談所、入所以前に児童が居住していた市町村（こども家庭センター等）の参加を基本とし、このほかに必要に応じて家族の支援機関、医師、病院の公認心理士等の関係者が参加すること。会議はオンラインを活用して行うことも可
  - ※全ての関係者の出席を基本とするが、やむを得ず欠席が生じる場合には、事前及び事後に支援及び会議に関する情報共有・連絡調整を行うこと
  - ※会議においては、支援の状況等を共有しつつ、支援の内容、方針、他の入所者や従業者と当該児童の関わり方等について検討すること
  - ・会議に加えて、関係機関との日常的な連携体制を構築し、児童の状態や支援内容について適切に情報共有を行うこと
  - ・会議や日常的な連携を踏まえて、必要に応じて入所支援計画の見直しを行うこと（なお、入所支援計画を作成・変更する場合は会議についても算定可）
  - ・児童相談所等関係機関と状況等について記録を行うこと
  - ・児童相談所等関係機関と状況等について共有しながら支援を行っていくことについて、あらかじめ保護者の同意を得た上で、入所支援計画に位置付けて取り組むこと
  - ・当該児童への指定入所支援の状況について、都道府県、市町村、児童相談所等から確認の連絡があったときは、当該内容等について回答すること
- 加算Ⅱは、一定の経験を有する心理担当職員を配置している指定障害児入所施設において、当該心理担当職員が要保護児童又は要支援児童に対して計画的に専門的な心理支援を行った場合に算定するもの【対象となる児童】要保護、要支援児童【主な要件】
  - ・心理担当職員（障害児に対する直接支援・相談支援又はこれに準ずる業務に従事した期間が通算して3年以上）を1以上配置していること
  - ・心理支援室等、専門的な心理支援を行うための部屋及び必要な設備を有すること
  - ・心理担当職員が、当該児童の成育環境・心理的側面等について評価を行い（臨床心理アセスメントや個別の心理面接を活用）、当該評価を踏まえて当該児童に係る心理支援のための計画（心理特別支援計画）を作成し、当該計画に基づいて個別又はグループでの心理支援を行うこと
  - ・心理支援の内容や当該児童の状況等の要点について、記録を行うこと

【参照法令等】報酬告示（123）：第1の8の2（福祉型）、第2の4の4（医療型）  
施設基準（269）：16の2（福祉型）、19の3（医療型）基準（270）：15の3（福祉型）、17の7（医療型）

## 6. (4) 家族支援の充実

令和6年度報酬改定

### ① 家族支援加算【新設】〔福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設〕

○入所児童の家族に対して相談援助や養育力向上の支援等を行った場合の評価を行う。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

#### 家族支援加算（Ⅰ）（月2回を限度）

入所児童の家族等に対して個別に相談援助を行った場合  
 居室を訪問 (所要時間1時間以上) 300単位/回  
 (所要時間1時間未満) 200単位/回  
 施設等で対面 100単位/回  
 オンラインによる個別 80単位/回

#### 家族支援加算（Ⅱ）（月2回を限度）

入所児童の家族等に対してグループでの相談援助を行った場合  
 施設等で対面 80単位/回  
 オンライン 60単位/回

#### ポイント

○ 本加算は、障害児の家族（きょうだいを含む。）等に対して、加算(Ⅰ)は、訪問、施設等での対面若しくはオンラインで個別に、加算(Ⅱ)は、施設等での対面若しくはオンラインでグループにより、相談援助等を行った場合に算定するもの  
 【主な要件】

- ・あらかじめ入所給付決定保護者の同意を得た上で、個別支援計画に位置付けて、従業者が計画的に実施すること
- ・相談援助は30分以上行うこと（訪問は短時間でも相談援助を行う必要がある場合や家族側の事情による場合は30分未満も可。施設等・オンラインは30分未満の場合は算定不可）
- ・相談内容の要点等に関する記録を行うこと
- ・オンラインの場合、原則としてカメラ有で実施すること（家族側の通信環境等の事情によりやむを得ない場合にはこの限りでない）
- ・グループでの相談援助については、最大8世帯までを1組として行うこと。なお、グループでの相談援助はペアレントトレーニングや保護者同士のピアの取組を想定しており、当該トレーニングの知識や、家族への支援等に一定の経験を有する職員の下で行うことが望ましい
- 家族等への相談援助は、障害児が同席していない場合でも算定可能（ただし、必要な場合には同席の下で行うなど、効果的な支援となるよう努めること）
- 加算(Ⅰ)について、居室など、学校など、施設等以外の場で対面個別に相談援助を行う場合は、「施設等で対面」を算定するものとする
- 加算(Ⅰ)(Ⅱ)ともに、同一の日はそれぞれ1回に限り算定可（例えば、個別を同一の日に居室訪問とオンラインで実施した場合、いずれかのみ算定可）
- 個別とグループの相談援助を同一の日に実施した場合、加算(Ⅰ)と加算(Ⅱ)の併算が可能
- 地域移行加算により評価する家族等への相談援助、及び、体験利用支援加算(Ⅰ)について自宅での宿泊体験で算定する場合に当該加算により評価する家族等への相談援助については、本加算では評価しない

【参照法令等】

報酬告示（123）：第1の5の2（福祉型）、第2の3の3（医療型）

## ① 支援におけるこどもの最善の利益の保障【福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、個別支援計画の作成、個別支援会議の実施、支援の提供を進めることを求める。

## 運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

## 【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。（第20条第3項・新設）
- 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、（中略）障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。（第21条第2項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、入所支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児に対する指定入所支援の提供に当たるとる担当者等を招集して行う会議を開催し、入所支援計画の原案について意見を求めるものとする。（第21条第5項・見直し）
- 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。（第22条第2項・新設）

※第57条により、指定医療型障害児入所施設についても準用

## ポ イ ン ト

- 本基準は、障害児支援におけるこどもの最善の利益を保障するため、指定福祉型障害児入所施設（指定医療型障害児入所施設）に対し、障害児と保護者の意思を尊重するための配慮を求めるとともに、児童発達支援管理責任者に対し、①入所支援計画の作成に当たり、障害児の意見が尊重され、最善の利益を優先して考慮すること、②業務を行うに当たり、障害児と保護者の意思を尊重するよう努めることを求めるもの
- 「最善の利益が優先して考慮」されることは、「障害児にとって最も善いこと（何か）」を考慮することをいう。障害児の意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、障害児にとって最善とは言い難いと認められる場合には、障害児の意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。
- 入所支援計画の作成にあたっての個別支援会議における、「障害児の意見が優先考慮される体制」の確保として、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くことが求められる。例えば、会議の場に障害児と保護者を参加させることや、会議の開催前に担当者等が障害児や保護者に直接会うことなどが考えられる（その際言葉だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要）
- 児童発達支援管理責任者は、従業者に対しても、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重する観点から必要な助言・指導等を行うことが求められる。これらを適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- 今回の改定にあわせて、支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮などを示した手引きをお示しする予定（令和6年度早期に発出予定）

## ②感染症対応力の向上〔福祉型障害児入所施設〕

- 感染症発生時に備えた平時からの対応として、障害者支援施設等は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めることを努力義務とするとともに、協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、新興感染症の発生時等における対応についても協議を行うことを義務付ける。

## 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号）

## 【新設】

- 指定福祉型障害児入所施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。（第39条第3項・新設）
- 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。（同条第4項・新設）

## ポイント

- 本基準は、感染症発生時に備えた平時からの対応として、指定福祉型障害児入所施設は、感染者の対応を行う協定締結医療機関と連携し、新興感染症の発生時等における対応を取り決めるよう努めなければならないこととする（※）とともに、障害児の病状の急変等に備えるためあらかじめ定めることとされている協力医療機関が協定締結医療機関である場合には、当該協定締結医療機関との間で、新興感染症の発生時等における対応について協議を行わなければならないこととしたもの
- （※）の取り決めの内容としては、流行初期間経過後（新興感染症の発生の公表後4か月程度から6か月程度経過後）において、入所児童が新興感染症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院調整等を行うことが想定される。

## 6. (5) その他

令和6年度報酬改定

### ③障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】〔福祉型障害児入所施設〕

- 感染症発生時における施設内感染防止等のため、平時から一定の体制を構築している場合、加算で評価する。また、医療診療報酬点数表の感染対策向上加算の届け出を行った医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けることについて評価する。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

障害者支援施設等感染対策向上加算【新設】

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ） 10単位／月

障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ） 5単位／月

#### ポイント

要・都道府県への基準適合の届出（加算（Ⅰ）／加算（Ⅱ））

- 本加算は、感染症への対応力の強化のため、福祉型障害児入所施設において、医療機関との連携体制の確保や研修等の取組を行っている場合に、算定するもの

【主な要件】

＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅰ）＞

- ・ 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること
- ・ 協力医療機関等との間で、感染症の発生時の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時に、協力医療機関等と連携し適切に対応することが可能であること

- ・ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関が行う院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加していること

＜障害者支援施設等感染対策向上加算（Ⅱ）＞

- ・ 医科診療報酬点数表の感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から3年に1回以上実地指導を受けていること

【参照法令等】  
報酬告示（123）：第1の9の2（福祉型）

## 6. (5) その他

令和6年度報酬改定

### ④ 新興感染症等施設療養加算【新設】〔福祉型障害児入所施設〕

- 障害者支援施設等が新興感染症等の発生時に施設内療養を行う場合、感染拡大に伴う病床ひっ迫時の対応として、必要な体制を確保した上で施設内療養を行うことに対し、適切な感染対策を行っていることなどの要件を設け評価を行う

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

新興感染症等施設療養加算【新設】 240単位/日（1月に5日を限度）

#### ポイント

- ⑧○ 本加算は、新興感染症等の感染拡大時に、福祉型障害児入所施設において施設内療養を行った場合に、算定するもの【主な要件】
  - ・ 入所児童が、別に子ども家庭庁長官が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保している指定福祉型障害児入所施設において、当該入所児童に対し、適切な感染対策を行った上で、指定入所支援等を行うこと
- 別に子ども家庭庁長官が定める感染症については、今後のパンデミック発生時に必要に応じて指定する

【参照法令等】  
報酬告示（123）：第1の9の3（福祉型）

6. (5) その他

⑤補足給付の基準費用額の見直し【福祉型障害児入所施設】

○ 施設入所者の食費や居住に要する費用（食費・光熱水費）については、低所得者に係る負担を軽減するため、基準費用額（食費・光熱水費に係る平均的な費用の額）から、所得に応じた負担限度額を控除した差額を「補足給付」として支給しているが、この補足給付の基準費用額について、令和5年障害福祉サービス等経営実態調査結果等を踏まえて見直す。

単位数（新旧）

【現行】  
基準費用額 54,000円



【改定後】  
基準費用額 55,500円

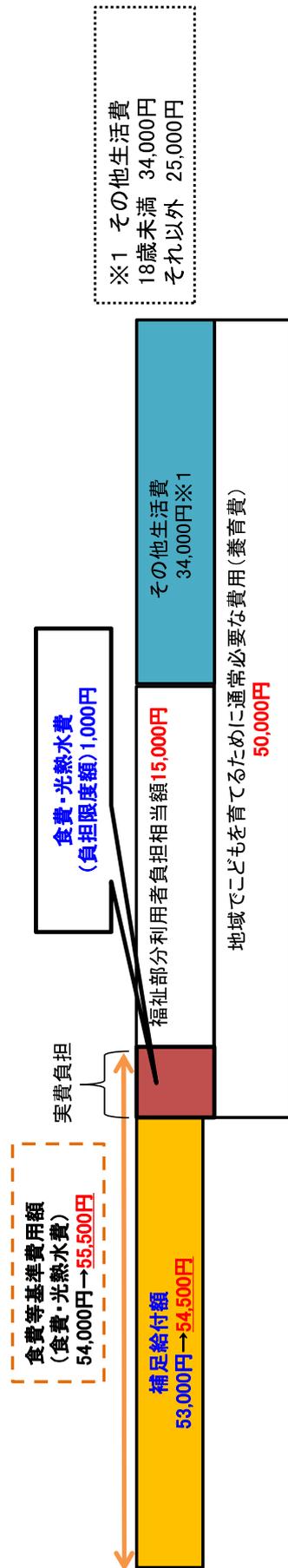
ポイント

○ 基準費用額について、1,500円増額して55,500円とする

○ なお、一般1世帯において、世帯の負担軽減を図るため、制度施行時から「地域で子どもを育てるために通常必要な費用（養育費）」及び「福祉部分利用者負担相当額」について住民税非課税世帯と同様にしている措置について、令和5年度末までの期限を令和8年度末までに延長する

| 区分   | 補足給付の額  |
|--|---|
| 一般1世帯<br>（※R5年度未まで）<br>住民税非課税世帯<br>生活保護世帯<br>→令和8年度未まで延長 | (月額) 54,000円 - 負担限度額 (月額)<br>※ 負担限度額 (月額) = 50,000円 - その他生活費の額 (※1) - 福祉部分利用者負担相当額 (上限15,000円)<br>→ 55,500円 |
| 一般2世帯  | (月額) 54,000円 - 負担限度額 (月額)<br>※ 負担限度額 (月額) = 79,000円 - その他生活費の額 (※1) - 福祉部分利用者負担相当額 (上限37,200円)              |

【例】障害児入所施設利用者、一般1世帯(所得割28万円未満)、施設利用料259,000円の場合



【参照法令等】

児童福祉法施行令第27条の6第1項の規定に基づき食費等の基準費用額として子ども家庭庁長官が定める費用の額（平成18年厚労省告示第560号）（改正告示第7条）  
児童福祉法施行令第27条の13第2項の規定に基づき家計における一人当たりの平均的な支出額として子ども家庭庁長官が定める額（平成24年厚労省告示280）（改正告示第11条）

### ⑥ 経過的サービス費の廃止（福祉型障害児入所施設）

- 経過的生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費について、令和6年3月31日までの間の措置であることを踏まえ、廃止する

#### 単位数（新旧）

【現行】  
報酬告示（平成18厚労告523）  
別表第6（生活介護サービス費）  
二 経過的生活介護サービス費  
別に厚生労働大臣が定めるところにより児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表障害児入所給付費単位数表の第1（福祉型障害児入所施設）に掲げるそれぞれの前定単位数に100分の94を乗じて得た単位数

別表第9（施設入所支援サービス費）  
本 経過的施設入所支援サービス費  
別に厚生労働大臣が定めるところにより障害児入所給付費単位数表の第1（福祉型障害児入所施設）に掲げるそれぞれの前定単位数に100分の32を乗じて得た単位数

【改定後】  
廃止



#### ポイント

- 経過的生活介護サービス費及び経過的施設入所支援サービス費について、経過措置期間の満了に伴い廃止する
- なお、改正児童福祉法（令和6年4月施行）において、①障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体（都道府県及び政令市）を明確化する、②強度行動障害を有する者や入所等の開始から満20歳に達するまでの期間が十分な期間でない者その他満20歳に到達してもなお引き続き指定入所支援を受ける必要がある者について、23歳に達するまで入所継続を可能とする（都道府県による障害児入所給付費等の支給を可能とする）見直しを行っている
- 障害児入所施設における成人としての生活に向けた移行支援については、障害児入所施設に移行支援計画の作成とそれに基づく支援を求め（6（1）①）ととともに、移行支援関係機関連携加算（6（1）②）や体験利用支援加算（6（1）③）などを創設したところ、これらを活用して移行支援を進めることが求められる。この点、「移行支援の手引き」（令和3年12月の移行調整の手引きの見直し）を令和6年度早期に発出予定

【参照法令等】  
報酬告示（523）：別表第6二、別表第9本

## 7. (1) 基本報酬等の充実

令和6年度報酬改定

### ①基本報酬の見直し〔障害児相談支援〕※児者共通

- 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。
- 離島や過疎地等における取扱いとして、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

#### 単位数（新旧）

【現行】

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 障害児支援利用援助費           | 2,027単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）   | 1,927単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）   | 1,842単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）   | 1,792単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）   | 1,692単位 |
| 障害児支援利用援助費（Ⅰ）        | 815単位   |
| 障害児支援利用援助費（Ⅱ）        |         |
| 継続障害児支援利用援助費         |         |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） | 1,724単位 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） | 1,624単位 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） | 1,527単位 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） | 1,476単位 |
| 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）      | 1,376単位 |
| 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）      | 662単位   |

【改定後】

|                      |         |
|----------------------|---------|
| 障害児支援利用援助費           | 2,201単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）   | 2,101単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）   | 2,016単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）   | 1,866単位 |
| 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）   | 1,766単位 |
| 障害児支援利用援助費（Ⅰ）        | 815単位   |
| 障害児支援利用援助費（Ⅱ）        |         |
| 継続障害児支援利用援助費         |         |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ） | 1,896単位 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ） | 1,796単位 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ） | 1,699単位 |
| 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ） | 1,548単位 |
| 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）      | 1,448単位 |
| 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）      | 662単位   |

#### ポイント

- 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加する
  - ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること
  - ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること
  - ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件に選択肢を追加）
- 経過措置として、改正前に機能強化型障害児支援利用援助費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす
- 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う
  - ・ 上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする
  - ・ 上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することによって、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする
- 特別地域加算の対象地域に所在する事業所のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定障害児相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることとする

【参照法令等】 報酬告示（126）：別表の1の注1、注8 基準告示（181）：第1号

### 7. (1) 基本報酬等の充実

#### ②主任相談支援専門員配置加算【見直し】〔障害児相談支援〕※見者共通

○ 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
主任相談支援専門員配置加算 100単位/月  
※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。



#### 【改定後】

主任相談支援専門員配置加算  
**主任相談支援専門員配置加算 (I) 300単位/月**  
※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。  
主任相談支援専門員配置加算 (II) 100単位/月  
※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所又はその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

#### ポイント

要・市町村への届出（主任相談支援専門員の配置）

※4 ○ 本加算は、常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が当該事業所や地域の事業所の従業者等に対し資質向上のための研修・助言指導を行う体制を整備している場合に、算定するもの（加算Iは基幹相談支援センター等地域の中核を担う事業所、加算IIはその他の事業所を評価）

#### 【主な要件】

- ・ 基幹相談支援センターの委託を受けている事業所、児童発達支援センターと一体的に運営される事業所、又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村が認める事業所であること（加算Iのみ）
- ・ 常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ 従業者等に対する研修・助言指導を行う以下の体制を整備していること
  - ・ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
  - ・ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
  - ・ 当該事業所の全ての相談支援専門員に対する地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上を目的とした指導・助言
  - ・ 基幹相談支援センターが実施する地域の事業所の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援への協力（加算Iは基幹相談支援センターと共同で実施、加算IIは協力が望ましい）
- ※以上の取組を、加算Iは自事業所及び他事業所の従業者に対して、加算IIは自事業所又は他事業所の従業者に対して（いずれか必須）実施する体制を整備されている旨を掲示・公表していること

○ 主任相談支援専門員は、原則専従であるが、同一敷地内にある計画相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の職務との兼務可

#### 【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の4 基準告示（181）：第4号

## 7. (1) 基本報酬等の充実

### ③ 地域体制強化共同支援加算【見直し】〔障害児相談支援〕 ※ 児者共通

○ 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保した上で、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

#### 単位数（新旧）

【現行】

地域体制強化共同支援加算 2000単位/月

※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること



【改定後】

地域体制強化共同支援加算 2000単位/月

※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。

※ 令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

#### ポイント

要・市町村への基準適合の届出（地域生活支援拠点等への位置付け）又は 地域生活支援拠点等との連携体制確保・協議会への定期的な参画

○ 本加算は、相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する取組を行った場合に算定するもの。

【主な要件】

- ・事業所の要件として、①運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること、又は、②地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保する（令和8年度末までは、地域生活支援拠点等が整備されていない場合は、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することとする）とともに、協議会に定期的に参画していること
- ・支援が困難な対象者に、事業所の相談支援専門員又は相談支援員と、福祉サービスを提供する事業所の職員等（支援関係者）が、3者以上による会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明などの必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行うこと
- ・加算の対象となる会議、対象者に対する説明等の必要な支援を行った場合には、その内容を記録すること。市町村から求めがあった場合には提出すること

○ 本加算で協議会へ報告する事例は、障害児・家族の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであることに留意して事例の選定を行うこと。なお、協議会への報告の内容等については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」を参照すること

○ 加算算定の相談支援事業所は、それ以外の支援関係者が支援に当たり要した費用を負担することが望ましい

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の17 基準告示（181）：第4号

## 7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

令和6年度報酬改定

### ① 医療・保育・教育機関等連携加算（見直し）〔障害児相談支援〕 ※児者共通

○ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。また、利用者の通院に同行し障害児等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害児等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。さらに、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月  
※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く）の職員等と面談を行い、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に加算する。

【改定後】

医療・保育・教育機関等連携加算

300単位/月 (①-Ⅱ、②)

200単位/月 (①-I) 150単位/月 (③)

※ 指定（継続）障害児支援利用援助を実施する月において、次の①～③のいずれかの場合を行った場合に加算

①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合

I 指定障害児支援利用援助 II 指定継続障害児支援利用援助

②障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者自身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合

#### ポイント

○本加算は、障害児の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行った場合に算定するもの【主な要件】

<①福祉サービス等提供機関の職員との面談等による障害児支援利用計画の作成又はモニタリング> ※1月に1回を限度

・福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。例：保育所、学校、児童相談所、医療機関、訪問看護事業所等）の職員との面談又は会議により、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画の作成又は見直し、モニタリングを行うこと（会議はオンラインの活用可。障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（障害児支援利用計画に計画されている機関等が原則）の参加によるサービス担当者会議による算定も可）

・初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院等する施設のみから情報提供を受ける場合は算定不可

<②障害児への通院同行> ※1月に3回を限度。同一の病院等については1月に1回を限度

・障害児が病院等に通院するに当たり、通院に同行して病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報（※）を提供すること

※当該障害児の基本情報、状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の利用状況、支援の利用状況、障害児支援利用計画の内容等

<③福祉サービス等提供機関への情報提供> ※①病院等・訪問看護事業所、②それ以外の福祉サービス等提供機関 ごとに1月に1回を限度

・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供すること

○本加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること

○情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、障害児支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。当該記録について、市町村から求めがあった場合には提出すること

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の8

## 7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

令和6年度報酬改定

### ② 集中支援加算【見直し】（障害児相談支援）※児者共通

- 集中支援加算について、障害児の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場や、関係機関等からの求めに応じて障害児の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- 加算の要件である障害児への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

#### 単位数（新旧）

【現行】  
集中支援加算 300単位/月  
※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算  
① 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児の保護者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者及び家族に面接する場合  
②・③（略）



【改定後】  
集中支援加算 300単位/月（①～④）  
150単位/月（⑤）  
※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算  
① 障害福祉サービス等の利用に関して、障害児の保護者等の求めに応じ、月に2回以上、障害児の居宅等を訪問し、障害児及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）  
②・③（略）  
④ 障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対し、利用者の心身の状況、生活環境等の障害児に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）  
⑤ 福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

#### ポイント

- 本加算は、計画決定月及びモニタリングの対象月以外において、障害児に対して支援を行った場合に算定するもの
- 障害児の居宅等を訪問し障害児及び家族に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）
- また、今回の改定において、障害児への通院同行及び福祉サービス等提供機関への情報提供について、医療・保育・教育機関等連携加算において評価を行うこととしたことを踏まえ、計画決定月及びモニタリングの対象月以外のこれらの支援についても、集中支援加算により評価を行うこととしたもの（計画決定月及びモニタリングの対象月は医療・保育・教育機関等連携加算を算定、それ以外の月は集中支援加算を算定）
- 今回追加された障害児への通院同行及び福祉サービス等提供機関への情報提供の算定要件等については、医療・保育・教育機関等連携加算を参照

【参照法令等】  
報酬告示（126）：別表の9

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

③入院時情報連携加算／④退院・退所加算／⑤保育・教育等移行支援加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

- 関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算について、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。
- 保育・教育等移行支援加算について、要件である障害児への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

単位数（新旧）

【現行】

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 入院時情報連携加算    |                            |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 200単位/月                    |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 100単位/月                    |
| 退院・退所加算      | 200単位/月                    |
| 保育・教育等移行支援加算 | 300単位/月（①、②）<br>100単位/月（③） |

※新たに就学・進学・雇用される障害児について、就学等する先への引継ぎの業務を行う場合に加算  
 ※新たに就学・進学・雇用される障害児について、就学等する先への引継ぎに一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算  
 ①月に2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接する場合  
 ②関係機関が開催する会議に参加した場合  
 ③他機関との連携に当たり、障害児の心身の状況等の必要な情報を提供する場



【改定後】

|              |                            |
|--------------|----------------------------|
| 入院時情報連携加算    |                            |
| 入院時情報連携加算（Ⅰ） | 300単位/月                    |
| 入院時情報連携加算（Ⅱ） | 150単位/月                    |
| 退院・退所加算      | 300単位/月                    |
| 保育・教育等移行支援加算 | 300単位/月（①、②）<br>150単位/月（③） |

- ※新たに就学・進学・雇用される障害児について、就学等する先への引継ぎに一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算  
 ①月に2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を利用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）  
 ②関係機関が開催する会議に参加した場合  
 ③他機関との連携に当たり、障害児の心身の状況等の必要な情報を提供する場  
 合（単位数の変更のみ）

ポイント

- 入院時情報連携加算、退院・退所加算、保育・教育等移行支援加算について、単位数の引き上げを行うもの
- 保育・教育等移行支援加算について、障害児の居宅等を訪問し障害児及び家族に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）

【参照法令等】  
 報酬告示（126）：別表の5（入院時情報連携加算）、6（退院・退所加算）、7（保育・教育等移行支援加算）

## 7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

### ⑥ 要医療児者支援体制加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

- 要医療児者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

#### 単位数（新旧）

【現行】  
 要医療児者支援体制加算 35単位/月  
 ※医療的ケア児等コーデイネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



#### 【改定後】

要医療児者支援体制加算  
**要医療児者支援体制加算 (I) 60単位/月**  
 ※医療的ケア児等コーデイネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合に加算する  
**要医療児者支援体制加算 (II) 30単位/月**  
 ※医療的ケア児等コーデイネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

## ポイント

要・市町村への基準適合の届出（研修修了者の配置等）

- 本加算は、医療的ケア児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

#### 【主な要件】

- ・ 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること
- ・ 【加算Iのみの要件】医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者が、医療的ケア児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
- ※「現に支援を行っていること」とは、前6月に医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていること
- ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において医療的ケアを必要とする者又は医療的ケア児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む
- 本加算は体制の整備を評価する加算であり、医療的ケア児のみでなく、全ての利用者について加算することができる
- 医療的ケア児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

#### 【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の13 基準告示（181）：第7号

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑦ 行動障害支援体制加算【見直し】〔障害児相談支援〕 ※ 児者共通

○ 行動障害支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に行動障害についての専門的な支援を必要とする障害児等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

単位数 (新旧)

【現行】  
 行動障害支援体制加算 35単位/月  
 ※ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



【改定後】  
 行動障害支援体制加算  
**行動障害支援体制加算 (I) 60単位/月**  
 ※ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合に加算する。  
 行動障害支援体制加算 (II) 30単位/月  
 ※ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

ポイン ト

要・市町村への基準適合の届出 (研修修了者の配置等)

○ 本加算は、行動障害を有する児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、行動障害を有する児への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの  
 【主な要件】

- ・ 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・ 行動援護従業者養成研修でも可
- ・ 実践研修修了者を配置している旨を公表していること
- ・ 「加算Iのみの要件」実践研修修了者が、強度行動障害を有する児 (児基準20点以上) の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
- ※ 「現に支援を行っていること」とは、前6月に強度行動障害児に対して指定障害児相談支援を行っていること
- ※ 一体的に実施する指定特定相談支援事業所において強度行動障害を有する者 (区分3以上かつ行動関連項目10点以上) 又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

- 本加算は体制の整備を評価する加算であり、強度行動障害を有する児のみでなく、全ての利用者について加算することができる
- 行動障害を有する児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑨精神障害者支援体制加算【見直し】〔障害児相談支援〕※見者共通

○精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に精神障害の専門的な知見を有する者による支援を必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

単位数（新旧）

【現行】  
精神障害者支援体制加算 35単位/月  
※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



【改定後】

精神障害者支援体制加算  
**精神障害者支援体制加算（I） 60単位/月**  
※以下のいずれも満たす場合に加算する。  
・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。  
・精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神に障害のある児に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合。  
精神障害者支援体制加算（II） 30単位/月  
※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

要・市町村への基準適合の届出  
（研修修了者の配置等）

ポイント

○本加算は、精神に障害のある児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、精神に障害のある児への知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

【主な要件】  
・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修（精神障害関係従事者養成研修等）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること  
・当該研修修了者を配置している旨を公表していること  
（以下、加算Iのみの要件）

・当該研修修了者が、精神に障害のある児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること  
※「現に支援を行っていること」とは、前6月に精神に障害のある児に対して指定障害児相談支援を行っていること  
※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において精神障害者又は精神に障害のある児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む  
・当該精神に障害のある児が通院する病院等や利用する訪問看護事業所の保健師・看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が確保されていること  
※療養生活継続支援加算を算定している病院等、精神科重症患者支援管理連携加算を出している訪問事業所であり、障害児が前1年以内に通院又は利用していることが必要  
※少なくとも1年に1回以上、当該関係者で面談又は会議を行い、当該児の支援に関して検討を行っていること

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、精神に障害を有する児のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○精神障害のある児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の14 基準告示（181）：第8号

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑩ 高次脳機能障害支援体制加算【新設】〔障害児相談支援〕 ※児者共通

○高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

高次脳機能障害支援体制加算【新設】

高次脳機能障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/日  
 ※高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。  
 高次脳機能障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位/日  
 ※高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

ポイント

要・市町村への基準適合の届出（研修修了者の配置等）

○本加算は、高次脳機能障害を有する児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害を有する児への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの  
 【主な要件】

- ・高次脳機能障害支援者養成研修（実践研修）又は同研修に準ずるものとして都道府県知事が同等以上の内容と認める研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
- ・当該研修修了者を配置している旨を公表していること
- ・〔加算Ⅰのみの要件〕当該研修修了者が、高次脳機能障害を有する児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること  
 ※「現に支援を行っていること」とは、前6月に高次脳機能障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていること
- ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において高次脳機能障害を有する者又は高次脳機能障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、高次脳機能障害を有する児のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○高次脳機能障害を有する児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

○高次脳機能障害を有する児とは、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である児をいう。医師の意見書や診断書で高次脳機能障害の診断があることを確認すること（支給決定や手帳の情報も活用）

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の14の2 基準告示（181）：第9号

## 7. (3) 相談支援人材の確保及びICTの活用

令和6年度報酬改定

### ①適切な相談支援の実施（セルフプラン率の公表等、モニタリング期間）※児者共通

- 市町村ごとのセルフプラン率やモニタリング期間の設定状況について、国が公表し、見える化する。さらに、今後、自治体による障害福祉計画及び障害児福祉計画に基づく相談支援専門員の計画的な養成や、市町村における対象者の状況に応じた柔軟なモニタリング期間の設定を促す方策を講じる。
- モニタリング期間について、モニタリング期間を標準より短い期間で設定することが望ましい場合として、新たに以下（下線部）を追加する。
  - ・ 利用する指定障害児通所支援事業所の頻繁な変更やそのおそれのある障害児
  - ・ 障害児通所支援等を安定的に利用することに課題のある障害児
  - ・ 医療的ケア児など障害児通所支援事業所等と医療機関等との多機関連携が必要な障害児
  - ・ 複数の障害児通所支援事業所を利用している障害児
  - ・ 家族や地域住民等との関係が不安定な世帯の障害児
  - ・ 学齢期の長期休暇等により、心身の状態が変化しておそれのある障害児
  - ・ 就学前の児童の状態や支援方法に関して、保護者の不安の軽減・解消を図る必要のある障害児
  - ・ 進学や就労をはじめとしたライフステージの移行期にある障害児や、複数の事業所を利用する等により発達支援や家族支援に係る連絡調整等が頻回に必要な障害児

※上記の状況に該当する場合が多い者と考えられる、複合的な課題を抱えた世帯の障害児、医療的ケア児、強度行動障害を有する児、被虐待児又はそのおそれのある障害児については、モニタリング期間の設定に当たっては、特に留意して検討する旨も規定。

【参照法令等】

「障害児通所給付費等の通所給付決定等について」（平成24年3月30日障発0330第14号）、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」

## 7. (3) 相談支援人材の確保及びICTの活用

令和6年度報酬改定

### ②相談支援に従事する人材の確保（相談支援員の創設）〔障害児相談支援〕※見者共通

- 機能強化型の基本報酬を算定している指定障害児相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

#### 【新設】

- 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務に従事させることができるものとする。（第3条第4項・新設）
- ・当該指定障害児相談支援事業所が機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定基準に適合していること（機能強化型のいづれかの基本報酬を算定していること）
- ・当該指定障害児相談支援事業所の主任相談支援専門員により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること
- 相談支援員を置く場合、第11条（身分を証する書類の携行）、第15条第1項第1号（管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させる）、第2項第1号から第8号まで（指定障害児支援利用援助の方針（計画案の作成・交付まで）及び第3項（指定障害児支援利用継続援助の方針）、第15条の2（テレビ電話装置等の活用）、第18条（管理者の責務）、第20条第1項から第3項まで（勤務体制の確保等）、第23条第1項（掲示等））、第26条第1項・第2項（事業者等からの利益收受等の禁止）の規定について、「相談支援専門員」を「相談支援員又は相談支援員」と読み替え。（第3条第5項・新設）

214

#### ポイント

- 指定障害児相談支援事業者は、①機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること、②当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること（※）のいずれも満たす場合に、「相談支援員」を置くことができる。

※①利用者に関する情報又はサービス提供に当たった際の留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催、②全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施、③全ての相談支援員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導・助言のいずれも満たす体制

- 相談支援員は、常勤専従で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが必要

- 相談支援員は、障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことが可能（サービス担当者会議の開催、それを踏まえた計画作成は不可）

- 原則専従を求めめるが、一体的に管理運営される指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業の業務については兼務可（基幹相談支援センター、障害者相談支援事業は委託する市町村が認める場合に限る）

76

## 7. (3) 相談支援人材の確保及びICTの活用

令和6年度報酬改定

### ③ICTの活用等（初回加算等の見直し）〔障害児相談支援〕※見者共通

- 以下の加算の要件である障害児への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）
  - ・初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、障害児の居宅を訪問して面接した場合）
  - ・集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
  - ・保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

#### 単位数（新旧）

【現行】  
初回加算 500単位/月  
※新規に障害児支援利用計画を作成する場合  
※契約日から3月経過以降、月2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

【改定後】  
初回加算 500単位/月  
※新規に障害児支援利用計画を作成する場合  
※契約日から3月経過以降、月2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族と面接を行った場合は（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

※集中支援加算、保育・教育等移行支援加算についても同様の見直し。

#### ポイント

- 初回加算、集中的支援加算、保育・教育等移行支援加算について、障害児の居宅を訪問し障害児及び家族に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）
  - ※集中的支援加算については7（2）②、保育・教育等移行支援加算については7（2）⑤を参照
- オンラインを活用する場合には、障害児等の面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問しての面接を希望する場合は、居宅を訪問しての面接を行うよう努めること

【参照法令等】  
報酬告示（126）：別表の3（初回加算）、7（保育・教育等移行支援加算）、9（集中支援加算）

## 7. (3) 相談支援人材の確保及びICTの活用

令和6年度報酬改定

### ④ 離島や過疎地等における取扱い（テレビ電話装置等の活用【基準】等）〔障害児相談支援〕 ※児者共通

- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域において、以下の取扱いを可能とする。
  - ・ 居室訪問を要件とする障害児支援利用計画の作成やモニタリングの作成やモニタリングについて、障害児相談支援事業所と障害児の居室との間に一定の距離がある場合であって、面接を行う前月又は前々月に当該障害児の居室を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った場合は、テレビ電話装置等を活用して面接を行うことができる。
  - ・ 従たる事業所（サテライト）について、解任通知において、主たる事業所から30分で移動可能な範囲を超えて支援を行う場合であって、右設置を可能とする。

**運営基準** ※児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

#### <テレビ電話装置等の活用>

**【新設】**

- 相談支援専門員は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話装置等を活用して障害児に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接を行うことができる。（第15条の2・新設）
  - ・ 当該アセスメント又はモニタリングに係る障害児が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ、指定障害児相談支援事業所と当該障害児の居室等との間に一定の距離があること。
  - ・ 当該面接を行う日の属する月の前月又は前々月に、当該障害児の居室等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行ったこと。

## 216 ポイント

#### <テレビ電話装置等の活用>

- 障害児に対するアセスメント及びモニタリングについては、障害児の居室に訪問して面接することとされているが、離島等のへき地に居住し、かつ、訪問に時間を要する障害児については、一定の要件を満たす場合に限り、テレビ電話装置等を活用した面接を可能とする
- 【要件】**
  - ・ 障害児が特別地域に居住し、かつ、事業所と障害児の居室との間に一定の距離（※）があること
  - ※ 事業所から居室への訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。なお、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること
  - ・ テレビ電話装置等を活用したアセスメント又はモニタリングを行う前月又は前々月に、実際に当該障害児の居室を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行っていること
- アセスメント及びモニタリングに係る面接については、訪問によることが原則であるため、障害児及びその保護者に対して、面接方法に係る意向を確認した上で、訪問による面接を希望する場合は、極力訪問により面接するよう努めること

#### <サテライトの設置> ※解釈通知

- 従たる事業所の設置については、主たる事業所との距離が「概ね30分以内で移動可能な距離であって、相談支援員の業務の遂行上支障がないこと」を求めているが、離島等の特例として、特別地域に事業所が所在する場合であって、広域で相談支援体制を整備する必要があると市町村が認めた場合は、主たる事業所との距離が「概ね30分以上」の場合であっても、同一都道府県内において従たる事業所を設置可能とする。（都道府県と市町村が必要な連携を図ること）

## 7. (3) 相談支援人材の確保及びICTの活用

令和6年度報酬改定

### ④ 離島や過疎地等における取扱い（遠隔地訪問加算【新設】等）（障害児相談支援）※児者共通

- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。
  - ・ 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、障害児相談支援事業所と訪問する居宅等の間に一定の距離がある場合は更に評価する。
  - ・ 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。（※7（1）①参照）

#### 単位数（新旧）

【現行】  
なし

【改定後】

遠隔地訪問加算【新設】 300単位/回

※特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児の居宅、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。

- ・ 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、障害児の居宅を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
- ・ 入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）
- ・ 退院・退所加算
- ・ 保育・教育等移行支援加算（障害児の居宅への訪問により面接する場合に限る。）
- ・ 医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、障害児が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
- ・ 集中支援加算（障害児の居宅への訪問により面接する場合、障害児が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

#### ポイント

- 遠隔地訪問加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて評価するもの
- 「一定の距離」については、訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。なお、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること
- 算定は、300単位に各加算の回数を乗じて行う（初回加算は3を限度）

【参照法令等】  
報酬告示（126）：別表の18（遠隔地訪問加算）

## 7. (4) 障害児相談支援における対応

令和6年度報酬改定

### ① こどもの最善の利益の保障、インクルージョンの推進〔障害児相談支援〕

- 運営基準において、事業所に対し、障害児等の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の下で、障害児支援利用計画の作成、サービス担当者会議の実施を進めることを求める。
- 運営基準において、事業所に対し、障害児支援利用計画の作成や必要な情報の提供・助言等の援助を行うにあたって、インクルージョンの観点を踏まえること等、インクルージョンの推進に努めることを求める。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

#### 【新設】

＜こどもの最善の利益の保障＞

- 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児等の意思をできる限り尊重するための配慮をするものとする。（第15条第1項第2号・新設）
- 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の種類にに応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう障害児等の希望等を踏まえて作成するよう努めなければならない。（第15条第2項第1号・見直し）
- 相談支援専門員は、通所給付決定を踏まえて障害児支援利用計画の変更を行い、指定障害児通所支援事業者その他の者との連絡調整等を行うとともに、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、サービス担当者会議の開催等により、当該障害児支援利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めなければならない。（第15条第2項第10号・見直し）

＜インクルージョンの推進＞

- 指定障害児相談支援事業者は、障害児が指定障害児相談支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加（インクルージョン）の推進に努めなければならない。（第2条第6項・新設）
- 相談支援専門員は、障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の日常生活先般を支援する観点及びインクルージョンの観点から、指定通所支援に加えて、指定通所支援以外の福祉サービス等、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて障害児支援利用計画上に位置付けるよう努めなければならない。（第15条第2項第3号・見直し）
- 相談支援専門員は、障害児の心身の状況、その置かれている環境、障害児等の選択及びインクルージョンの観点を踏まえつつ、福祉サービス等が多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう必要な情報の提供及び助言を行う等の援助を行うものとする。（第15条第3項第6号・新設）

#### ポイント

- 障害児支援利用計画の作成に当たっては、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、障害児の年齢や発達の程度に応じて、障害児本人や保護者の意見を聴くなど、当該障害児の意見をできる限り尊重するための配慮が必要である
- 相談支援専門員については、上記の配慮等を適切に行うため、専門コース別研修の意思決定支援コース及び障害児支援コースを受講することが望ましい
- サービス担当者会議については、障害児の意見を尊重し、障害児の最善の利益を保障することが重要であることに鑑み、当該障害児の年齢や発達程度に応じて、障害児本人や保護者が参加することが望ましい。なお、その際、年齢や発達程度により意見を尊重することが難しい障害児がいることを考慮し、言葉による表現だけでなく、身体の動きや表情、発声なども観察し、意見を尊重することが重要である
- 「支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を令和6年度早期に発出予定
- インクルージョンの観点からの取組としては、保育所等への移行支援等の取組や、地域との交流の機会の確保等の取組が想定される

① 福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】（障害児通所支援・訪問支援・入所施設）※児者共通

- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化するとともに、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、加算率を引き上げる（経過措置区分として、令和6年度未まで現行の3加算の取得状況に基づき加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを行う）
- 新加算においては、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一する（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）
- 月額賃金の改善に関する要件を見直し、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金に充てることとする
- 令和7年度に、職場環境等要件の見直しを行う ○ 福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にもつながるよう、基本報酬を見直す

単位数

【改定後】福祉・介護職員等処遇改善加算【見直し・新設】 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる

|             |           |         |         |        |          |           |         |         |         |
|-------------|-----------|---------|---------|--------|----------|-----------|---------|---------|---------|
| 児童発達支援      | 加算Ⅰ：13.1% | Ⅱ：12.8% | Ⅲ：11.8% | Ⅳ：9.6% | 福祉型障害児入所 | 加算Ⅰ：21.1% | Ⅱ：20.7% | Ⅲ：16.8% | Ⅳ：14.1% |
| 放課後等デイサービス  | 加算Ⅰ：13.4% | Ⅱ：13.1% | Ⅲ：12.1% | Ⅳ：9.8% | 医療型障害児入所 | 加算Ⅰ：19.1% | Ⅱ：18.7% | Ⅲ：14.8% | Ⅳ：12.7% |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 加算Ⅰ：12.9% | Ⅱ：-     | Ⅲ：11.8% | Ⅳ：9.6% |          |           |         |         |         |
| 保育所等訪問支援    | 加算Ⅰ：12.9% | Ⅱ：-     | Ⅲ：11.8% | Ⅳ：9.6% |          |           |         |         |         |

（※旧医療型児発 加算Ⅰ：17.6% Ⅱ：17.3% Ⅲ：16.3% Ⅳ：12.9%）

ポイント

- 新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める）
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。なお、それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める
- 新加算は令和6年6月から施行（令和6年2月から5月までは令和5年度補正予算事業により対応）。また、令和6年度未までの経過措置として、現行3加算の加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引き上げを受けることができるよう、新加算Ⅴ（Ⅰ～Ⅳ）を新設

加算率（※）【既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字】

| 新加算 | 加算率     | 要件  |
|-----|---------|---|
| Ⅰ   | 【13.1%】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>経験・技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）</li> </ul> </li> </ul>  |
| Ⅱ   | 【12.8%】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>改善後の賃金年額440万円以上が1人以上</li> <li>職場環境の更なる改善、見える化【見直し】（令和7年度）</li> </ul> </li> </ul> |
| Ⅲ   | 【11.8%】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。                             <ul style="list-style-type: none"> <li>資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備</li> </ul> </li> </ul>                                     |
| Ⅳ   | 【9.6%】  | <ul style="list-style-type: none"> <li>新加算（Ⅳ）の1/2以上を月額賃金で配分</li> <li>職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】（令和7年度）</li> <li>賃金体系等の整備及び研修の実施等</li> </ul>  |

（※）加算率等は児童発達支援の例

| 対応する現行の加算等   | 新加算の趣旨                   |
|--|--------------------------|
| a. 処遇改善加算（Ⅰ）<br>【8.1%】<br>b. 特定処遇加算（Ⅰ）<br>【1.3%】<br>c. ベースアップ等支援加算<br>【2.0%】 | 事業所内の経験・技能のある職員を充実       |
| a. 処遇改善加算（Ⅰ）<br>【8.1%】<br>b. 特定処遇加算（Ⅱ）<br>【1.0%】<br>c. ベースアップ等支援加算<br>【2.0%】 | 総合的な職場環境の改善による職員の定着促進    |
| a. 処遇改善加算（Ⅰ）<br>【8.1%】<br>b. ベースアップ等支援加算<br>【2.0%】                           | 資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備       |
| a. 処遇改善加算（Ⅱ）<br>【5.9%】<br>b. ベースアップ等支援加算<br>【2.0%】                           | 福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等 |

【参照法令等】報酬告示（通所）：別表第1の13（児発）、別表第3の11（放デイ）、別表第4の4（居宅）、別表第5の3（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の10（福祉型）、別表第2の6（医療型） 基準告示（270）：2（児発） 9（放デイ） 10の3（居宅） 11（保育所等訪問） 16（福祉型） 18（医療型）

②本人の意向を踏まえたサービス提供（同性介助）（通知等）〔障害児通所支援・訪問支援・入所支援〕※児者共通

- 各障害福祉サービス事業等の指定基準の解釈通知において、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべき」旨明記する。

ポイント

- 解釈通知において、支援の取扱方針に関する留意事項として、「本人の意思に反する異性介助がなされないよう、児童発達支援管理責任者等が、障害児の年齢等に応じつつ、支援の提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえた支援の提供体制の確保に努めるべきであること」を求める。

【参照法令等】

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」  
(平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知) 3 (15) ③ほか

③虐待防止措置未実施減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

令和4年度から義務化された障害者虐待防止措置を未実施の障害福祉サービス事業所等に対して、基本報酬を減算する。

単位数（新旧）

【現行】

なし



【改定後】

虐待防止措置未実施減算【新設】

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

- ① 虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること
- ② 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的の実施すること
- ③ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

ポイント

○ 本減算は、運営基準で求められる虐待の防止のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に基本報酬を減算するもの。

① 虐待防止委員会を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合

※法人単位での開催可。身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。

② 虐待の防止のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合

③ 虐待防止措置（上記①②）を適切に実施するための担当者を配置していない場合

○ 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める

○ 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算

※「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5の2（児発）、別表第3の1の注6の2（放デイ）、別表第4の1の注6（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の2（福祉型）、別表第2の1の注3の2（医療型）

④ 身体拘束廃止未実施減算【見直し】〔障害児通所支援、訪問支援、入所施設〕※児者共通

- 施設・居住系サービスについて、身体拘束等の適正化の徹底を図る観点から、減算額を引き上げる。  
また、訪問・通所系サービスについて、減算額を見直す。

単位数（新旧）

【現行】  
身体拘束廃止未実施減算  
基準を満たしていない場合に、1日につき5単位を  
所定単位数から減算する。



【改定後】  
身体拘束廃止未実施減算  
(障害児入所施設) 基準を満たしていない場合に、所定単位数の10%を減算する。  
(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)  
基準を満たしていない場合に、所定単位数の1%を減算する。

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる身体拘束等の廃止・適正化のための取組が適切に行われていない場合（以下に該当する場合）に、基本報酬を減算するもの。
  - ① 身体拘束等を行う場合であって、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の事項を記録していない場合
    - ※ 緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行うた旨を記録しなければならない
  - ② 身体拘束適正化検討委員を定期的に（1年に1回以上）開催していない場合
    - ※ 法人単位での開催可。虐待防止委員会と一体的に設置・運営すること可。テレビ電話装置等を活用しての実施可。
  - ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合
  - ④ 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に（1年に1回以上）実施していない場合
- 基準を満たしていない状況が確認された場合には、都道府県等に対して、速やかに改善計画を提出し、3月後に改善計画に基づく改善状況の報告を行うことを求める
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は10%又は1%。事実が生じた日の翌月から改善が認められた月までの間について減算
  - ※ 「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注5（見発）、別表第3の1の注6（放デイ）、別表第4の1の注5（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注4（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3（福祉型）、別表第2の1の注3（医療型）

### ⑤個別支援計画の共有（基準）【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援】※児者共通

- 指定基準において、各サービスの個別支援計画について、指定障害児相談支援事業所にも交付しなければならぬこととする。

#### 運営基準

※児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

#### 【新設】

- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を行う者に交付しなければならぬ。（第27条第7項・新設）

※第71条、第71条の14、第79条により、指定放課後等デイサービス事業、指定居宅訪問型児童発達支援事業、指定保育所等訪問事業についても準用

#### ポイント

- 本基準は、障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画の作成を促進する観点から、個別支援計画について、保護者に加えて、当該保護者が利用する指定障害児相談支援事業所にも交付することとしたもの
- なお、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容も踏まえた障害児支援利用計画の作成その他支援を可能とする観点から、個別支援計画の交付先である指定障害児相談支援事業所が実施するサービス担当者会議に参加し、障害児に係る必要な情報を共有するよう努めること

## ⑥ 人員基準における両立支援への配慮等（通知等）〔全サービス〕 ※見者共通

- 障害福祉の現場において、治療と仕事の両立を進め、職員の定着促進を図る観点から、各サービスの人員配置基準や報酬算定における「常勤」要件及び「常勤換算」要件について、以下の見直しを行う。
  - ・ 「常勤」の計算に当たり、職員が育児・介護休業法等による育児・介護等の短時間勤務制度を利用する場合に加えて、「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合にも、週30時間以上の勤務で「常勤」として扱うことを認める。
  - ・ 「常勤換算方法」の計算に当たり、職員が「治療と仕事の両立ガイドライン」に沿って事業者が設ける短時間勤務制度等を利用する場合、週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1（常勤）と扱うことを認める。

## 【参照法令等】

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」  
 （平成24年3月30日障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）2（1）及び（2）（ほか）

## ⑦障害福祉現場の業務効率化等を図るためのICTの活用等〔全サービス〕※児者共通

## 【管理者の兼務要件の緩和】

○ 管理者の兼務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者は、その責務を果たせる場合であって、事故発生時等の緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定め、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できる場合によっては、同一敷地内等に限らず、同一の事業者によって設置される他の事業所等（介護サービス事業所等の他分野のサービス事業所を含む。）の管理者又は従業員と兼務できることとする。

## 【管理者のテレワーク要件の明確化】

- 管理者について、介護分野における取扱いに準じ、以下のような措置を講じた上で、管理上支障が生じない範囲内において、テレワークにより管理業務を行うことが可能であることを示す。
  - ・ 利用者及び従業員と管理者の間で適切に連絡が取れる体制を確保していること。
  - ・ 事故発生時、利用者の状態の急変時、災害の発生時等、緊急時の対応について、あらかじめ対応の流れを定めておくとともに、必要に応じて管理者自身が速やかに出勤できるようにしていること。
- また、人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている管理者以外の職種又は業務のテレワークに関して、個人情報情報を適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、具体的な考え方を示す。

## 【指定申請・報酬請求関連文書等の標準様式・標準添付書類の作成】

- 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書、報酬請求関連文書等について、令和5年度中に標準様式及び標準添付書類を作成する。

## ポイント

- 管理者の兼務要件の緩和については、これまで障害児入所施設においては「併設する事業所」、障害児通所支援においては「同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等」に限って兼務可とされていたところ、一定の要件の下で、同一の事業者によって設置される他の事業所等の管理者・従業員との兼務を認めるもの（解釈通知第3の1（3）②ほか）
- 管理者のテレワーク要件の明確化については、「障害福祉サービス事業所・施設等におけるテレワークに関する留意事項について」（こども家庭庁障害児支援課長・厚生労働省障害福祉課長通知）を参照
- 指定申請・報酬請求関連文書等の標準様式・標準添付書類の作成については、「障害福祉分野における手続き負担の軽減について」（こども家庭庁障害児支援課・厚生労働省障害福祉課事務連絡）を参照

⑧業務継続計画未策定減算【新設】〔全サービス〕※児者共通

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

単位数（新旧）

【現行】  
なし



【改定後】

業務継続計画未策定減算【新設】

以下の基準に適合していない場合、所定単位数を減算する。

- ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること
- ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、減算を適用しない。ただし、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

（減算単位） 所定単位数の3%を減算（対象サービス：障害児入所施設）

所定単位数の1%を減算（対象サービス：児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援）

ポイント

- 本減算は、運営基準で求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬を減算するもの
- 複数の減算事由に該当する場合であっても、減算率は所定のものとする
- 居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない。また、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設については、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の両方の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は減算は適用されない

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6（児発）、別表第3の1の注6の3（放デイ）、別表第4の1の注7（居宅訪問型児発）、別表第5の1の注5の2（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の3（福祉型）、別表第2の1の注3の3（医療型）

⑨情報公表未報告減算【新設】〔全サービズ〕※児者共通

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を新設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

単位数（新旧）

要・都道府県への基準適合の届出

【現行】  
なし



【改定後】

情報公表未報告減算【新設】

- ※児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。
- ・所定単位数の10%を減算（対象サービズ：障害児入所施設）
- ・所定単位数の5%を減算（対象サービズ：障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

施行規則

※児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）

227

【新設】

○都道府県知事等は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から児童福祉法第33条の18の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

※第18条の27・28（見発）、第18条の29（放デイ）、第18条の29の2（居宅訪問型見発）、第18条の30（保育所等訪問支援）、第25条の21（障害児入所施設）、第25条の26の6（障害児相談支援）

ポイント

- 児童福祉法第33条の18においては、①事業者は、支援の提供を開始しようとするとき、支援の内容及び事業者・施設の運営状況に関する情報を都道府県知事に報告すること、②都道府県知事等は、当該報告の内容を公表すること を求めている（障害福祉サービス等情報公表制度。WAMNETの障害福祉サービス等事業所情報検索システムを通じて報告・公表）
- 本減算は、事業者が当該報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、基本報酬について所定単位数から減算するもの
- 本基準は、都道府県知事等が、指定更新申請時に、事業者が当該報告を行っていることを確認することとするもの。

【参照法令等】

報酬告示（通所）：別表第1の1の注6の2（見発）、別表第3の1の注6の4（放デイ）、別表第4の1の注8（居宅訪問型見発）、別表第5の1の注6（保育所等訪問）等  
報酬告示（入所）：別表第1の1の注3の4（福祉型）、別表第2の1の注3の4（医療型）

⑩地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】（障害児相談支援）※見者共通

- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等について、障害者総合支援法の改正により市町村に対する努力義務を設け、その整備を推進するとともに、機能の充実を図る。
- 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する加算を創設する。

単位数（新旧）

【現行】なし



【改定後】

地域生活支援拠点等機能強化加算【新設】 500単位/月

ポイント

要・市町村への基準適合の届出（地域生活支援拠点等への位置付け、一体的運営、拠点コーディネーターの配置）

○ 地域生活支援拠点等機能強化加算は、障害者等の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域生活障害者等の緊急時に備えた相談や緊急時の対応、入院・入所からの地域移行の推進等、地域体制の構築を目的とする地域生活支援拠点等についての機能強化に資する取組を評価するもの。

【主な要件】

- ・ ① 障害児相談支援及び計画相談支援（機能強化型（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営していること、又は、
- ・ ② 障害児相談支援及び計画相談支援（同上）を一体的に運営し、その他のサービスについて複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されていること
- ・ 市町村により地域生活支援拠点等に位置付けられていること
- ・ 拠点コーディネーター（相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者）が常勤で1以上配置されていること（②の場合、ネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において配置されている場合を含む）

○ 拠点コーディネーターの要件及び業務については「地域生活支援拠点・ネットワーク運営推進事業の実施について」（厚労省障害福祉部長通知）を参照なお、拠点コーディネーターは原則、専ら地域生活支援拠点等におけるコーディネーター業務に従事することを基本とする

○ 本加算を算定する事業所は、1月に1回の頻度で、拠点コーディネーター及び本加算算定事業所の従業者が参加し、地域生活支援拠点等の機能の整備状況、地域課題の抽出・共有その他地域生活支援拠点等の機能強化を推進するために必要な事項を協議すること。協議内容は市町村と共有すること

○ 配置された拠点コーディネーター1人当たり、本加算の算定人数の上限を1月当たり合計100回までとする。

○ 本加算の算定に係る事務処理の詳細については、「地域生活支援拠点等の機能強化について」（厚労省障害福祉課長通知）を参照

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の1の注9 基準告示（181）：第2号

①①地域区分の見直し〔全サービス〕※児者共通

- 地域区分について、令和3年度報酬改定と同様に、類似制度である介護報酬における地域区分との均衡を考慮し、原則、公務員の地域手当の設定に準拠している介護報酬の地域区分の考え方に合わせることをとする。
- また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（平成30年以前の見直し後の最終的な上乗せ割合の範囲において設定可能とするもの）を適用している自治体において、当該自治体の意向により、当該経過措置を令和9年3月31日まで延長することを認める。
- さらに、平成30年度報酬改定以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、当該自治体の意向により、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）。

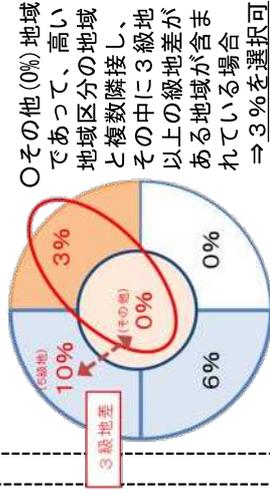
ポイント

- 令和6年度以降の級地の設定に当たっては、引き続き、原則として、介護報酬と同じ区分とすることを基本としつつ、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体については特例（※1）を設け、自治体に対して行った意向調査の結果を踏まえ、級地に反映する。また、平成30年度報酬改定の際に設けられた経過措置（※2）については令和5年度末までがその期限となっているが、令和8年度末までの延長を認める
  - さらに、平成30年度報酬改定以降に、介護報酬と同じ区分に変更した自治体について、現行の区分と従前の区分の範囲内で設定することを認める（令和8年度末までの適用）（※1）
  - ア 次の場合は、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い又は高い地域区分分までの範囲で引上げる又は引下げるとを認める
    - i 当該地域の地域区分よりも高い又は低い地域に全て囲まれている場合
    - ii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と3級地以上の級地差がある地域が含まれている場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く
    - iii 当該地域の地域区分よりも高い又は低い級地が設定された地域に囲まれており、かつ、同じ地域区分との隣接が単一（引下げの場合を除く。）の場合。なお、引上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く
  - イ 5級地以上の級地差がある地域と隣接している場合については、4級地差になるまでの範囲で引上げ又は引下げを認める（※2）
- 平成30年度の地域区分の見直しに当たり、報酬単価の大幅な変更を緩和する観点から、従前の設定値と見直し後の設定値の範囲内で選択することが可能とするもの

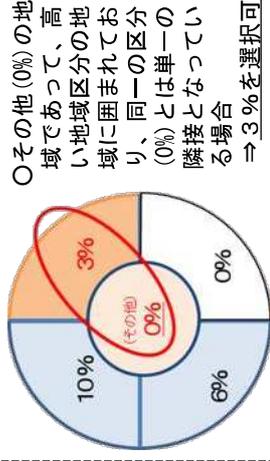
【ア i】に該当する事例



【ア ii】に該当する事例



【ア iii】に該当する事例



【イ】に該当する事例



【参照法令等】

ことども家庭庁長官が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第128号）

**【越谷市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例】**

(令和6年3月定例会提出議案関係)

**1 改正の概要**

(1) 児童発達支援の一元化及び児童発達支援センターにおける基準等の3類型の一元化関係

<背景>

- ・児童福祉法において、令和6年4月1日から「医療型児童発達支援」が「児童発達支援」に一元化することに伴い、基準条例においても同様に「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても一元化するもの。

**【児童発達支援の一元化】**

<改正前>

|           |
|-----------|
| 児童発達支援    |
| 医療型児童発達支援 |



<改正後>

|        |
|--------|
| 児童発達支援 |
|--------|

※サービス類型が一元化される

**【児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の一元化】**

<改正前>

|                     |
|---------------------|
| 児童発達支援センター（障害児）     |
| 児童発達支援センター（難聴児）     |
| 児童発達支援センター（重症心身障害児） |



<改正後>

|            |
|------------|
| 児童発達支援センター |
|------------|

※対象児童によって異なっていた人員基準等が一元化される

(2) 指定障害児通所支援に係る全サービス共通関係

**① 管理者の専従規定の緩和**

- ・障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合に、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとするもの。

**② 障害児・保護者の意思尊重**

- ・事業者及び児童発達支援管理責任者に、障害児・保護者の意思を尊重する責務を課すもの。

**【事業者の責務】**

|               |  |
|---------------|--|
| 指定児童発達支援の取扱方針 | 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。 |
|---------------|--|

【児童発達支援管理責任者の責務】

|           |   |
|-----------|---|
| 個別支援計画の作成 | 障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。 |
| 業務        | 障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。             |
| 個別支援会議    | 障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。                 |

③ 相談支援事業所に対する個別支援計画の交付

- ・ 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に交付しなければならないこととするもの。

(3) 児童発達支援・放課後等デイサービス関係

① サービス提供における総合的支援の義務化

- ・ 事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととするもの。

② 自己評価・保護者評価の拡充

- ・ 事業者が行う自己評価・保護者による評価について、運用の標準化と徹底を図る観点から、自己評価を従事者による評価も受けた上で行うことや、評価及び改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化するもの。

<改正前>

|             |
|-------------|
| 自己評価        |
| 保護者評価       |
| ホームページ等での公表 |



<改正後>

|                |
|----------------|
| <b>従業者評価</b>   |
| 自己評価           |
| 保護者評価          |
| <b>保護者への提示</b> |
| ホームページ等での公表    |

③ 支援プログラムの策定・公表

- ・事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととするもの。

**経過措置あり：令和7年3月31日までは努力義務**

④ インクルージョンの推進

- ・事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならないこととするもの。

⑤ 心身等の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の策定

- ・個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととするもの。

(4) 居宅訪問型児童発達支援関係

① サービス提供における総合的支援の義務化 ※(3)①と同様

- ・事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととするもの。

② プログラムの策定・公表 ※(3)③と同様

- ・事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととするもの。

**経過措置あり：令和7年3月31日までは努力義務**

③ 心身等の健康等に関する領域との関連性を踏まえた個別支援計画の策定

- ・個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性を踏まえた指定児童発達支援等の具体的な内容を定めなければならないこととするもの。

(5) 保育所等訪問支援関係

① 自己評価・保護者評価・訪問先施設評価の実施

- ・事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととするもの。

<改正前>

|      |
|------|
| 評価不要 |
|------|

<改正後>

|             |
|-------------|
| 従業者評価       |
| 訪問先施設評価     |
| 自己評価        |
| 保護者評価       |
| 保護者への提示     |
| 訪問先施設への提示   |
| ホームページ等での公表 |



② インクルージョンの推進 ※(3)④と同様

- ・事業者は、障害児がサービスを利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（インクルージョン）の推進に努めなければならないこととするもの。

③ インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の策定

- ・個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点を踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

(6) その他

- ・児童福祉法及び障害者総合支援法の改正に伴う項ずれ等の改正
- ・「指導」、「訓練」といった表現を「支援」に変更する改正（「機能訓練室」⇒「発達支援室」など）

## 2 施行日

令和6年4月1日

※第49条第1項の改正のみ、障害者総合支援法一部改正法（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる既定の施行の日（公布の日（R4.12.16）から3年を超えない範囲内において政令で定める日）

### 3 その他

詳細については、こども家庭庁支援局長通知をご参照ください。

- (通知) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する命令、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令の公布について（通知）」（障発0125第1号・こ支障第16号、令和6年1月25日付け 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・こども家庭庁支援局長通知）

参考：図表（記載順は資料とは異なる）

| 改正内容                             | 児童発達支援 | 医療型児童発達支援 | 放課後等デイサービス | 居宅訪問型児童発達支援 | 保育所等訪問支援 |
|----------------------------------|--------|-----------|------------|-------------|----------|
| 児童発達支援の一元化                       | ○      | ○※1       |            |             |          |
| 児童発達支援センターにおける人員・設備基準等の一元化       | ○※2    |           |            |             |          |
| 管理者の専従規定の緩和                      | ○      |           | ○          | ○           | ○        |
| 障害児・保護者の意思尊重                     | ○      |           | ○          | ○           | ○        |
| 相談支援事業所に対する個別支援計画の交付             | ○      |           | ○          | ○           | ○        |
| サービス提供における総合的支援の義務化              | ○      |           | ○          | ○           |          |
| 従業者評価の実施                         | ○      |           | ○          |             | ○        |
| 訪問先施設評価の実施                       |        |           |            |             | ○        |
| 自己評価・保護者評価の実施                    | ※3     |           | ※3         |             | ○        |
| 評価結果及び改善内容の保護者提示                 | ○      |           | ○          |             | ○        |
| 支援プログラムの策定・公表                    | ○      |           | ○          | ○           |          |
| インクルージョンの推進                      | ○      |           | ○          |             | ○        |
| 心身等の健康等に関する領域との関連性を踏まえた個別支援計画の策定 | ○      |           | ○          | ○           |          |
| インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の策定        | ○      |           | ○          |             | ○        |

※1 一元化により医療型児童発達支援のサービス類型は児童発達支援に統合される

※2 児童発達支援センターにおいて実施する児童発達支援のみ

※3 児童発達支援・放課後等デイサービスにおいては既に実施することとされている

## 令和6年度に義務化・経過措置期間が終了する項目について

### 1 令和6年度に義務化する項目について

- (1) 障害児・保護者の意思尊重
- (2) 相談支援事業所に対する個別支援計画の交付
- (3) サービス提供における総合的支援
- (4) 自己評価・保護者評価の拡充（明確化）
- (5) 支援プログラムの策定・公表 ※R7.3.31 まで経過措置期間あり
- (6) インクルージョンの推進
- (7) 心身等の健康等に関する領域との関連性を踏まえた個別支援計画の策定
- (8) インクルージョンの観点を踏まえた個別支援計画の策定

※各項目の詳細については、「基準条例改正の概要」の資料をご参照ください。

### 2 既に義務化されており、令和6年3月31日をもって経過措置期間が終了する項目について

#### (1) 業務継続計画の作成

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対して指定児童発達支援の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

また、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行い、業務継続計画の定期的に見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行わなければならない。

#### (2) 衛生管理

利用者が使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

また、事業所において感染症又は食中毒が発生し、またはまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- ① 委員会の定期的な開催及び、その結果について従業員への周知
- ② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- ③ 従業員に対する研修並びに訓練の定期的な実施

(3) 送迎車両への安全装置の設置

障害児の送迎を目的とした車両を日常的に運行するときには、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備えて、降車時に所在の確認を行わなければならない。

原則、座席が2列以下の自動車を除くすべての自動車が対象車両となる。

# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

## ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

- ・ 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験④(OJT)**については、**基礎研修修了後「2年以上」の期間**としており、これを原則として維持しつつ、一定の要件を充足した場合には、**例外的に「6月以上」の期間で受講を可能とする。**

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

① **基礎研修受講時に既にサービス管理責任者等の配置に係る実務経験要件⑤**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- ・ サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成**までの一連の業務（※）を行う。
- ・ やむを得ない事由によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験④(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）

## 実務経験要件

**実務経験⑥**  
相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

## 研修修了要件

### 配置要件（原則）

基礎研修  
(26h)  
修了

実務経験④ (OJT) (相談支援業務又は直接支援業務)  
(2年以上)

実践研修  
(14.5h)  
修了

### 新配置要件（例外）

要件①  
(3～8年)を満たしている者に限り選択可能なルート

基礎研修  
(26h)  
修了

要件②  
実務経験④ (OJT)  
(個別支援計画作成)  
(6月以上)【新規】

実践研修  
(14.5h)  
修了

サービス管理責任者等として配置可能  
(5年毎に要更新)

### 要件③

個別支援計画の作成の業務に従事する旨を事前届出

(具体的な業務内容)

利用者へ面接の上アセスメントを実施、個別支援計画の原案を作成、サービス管理責任者等が開催する個別支援会議への参加等

# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由**（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間**（**最長**でサービス管理責任者等が欠いた日から**2年間**）サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※）「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修**を修了済みである。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として当該事業所に配置されている。

## 要件①

### 実務経験要件

#### 実務経験

相談支援業務  
又は  
直接支援業務  
3～8年

※サービス管理責任者等の配置要件である研修が未修了でも、左記実務経験があればみなし配置可

### 研修修了要件

基礎研修（26h）を修了

サービス管理責任者等欠如以前に修了済み **要件②**

やむを得ない事由による人員の欠如時以降、1年間サービス管理責任者等とみなして従事可能（現行どおり）

サービス管理責任者等が欠如する以前から当該事業所に配置されている者

### 要件③

**実践研修修了時まで（最長で欠如時以降2年間）**

サービス管理責任者等とみなして従事可能【新規】

期間経過後、継続してサービス管理責任者等として配置するには、配置要件における研修修了要件（実践研修まで修了）を満たす必要あり



## サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修制度について

サービス管理責任者・児童発達管理責任者の研修制度については、いくつかの経過措置が設けられておりましたが、経過措置の期間の終了が近づいているもの、既に終了したものがございます。詳細は以下のとおりとなっておりますのでご確認ください。

### 経過措置の概要

#### ①令和元年度～令和3年度までの基礎研修受講者

・基礎研修修了時点で、サービス管理責任者・児童発達管理責任者としての実務経験を満たす者については、基礎研修終了日から**3年間**に限り、実践研修を受講していない場合でもサービス管理責任者・児童発達管理責任者としての要件を満たしているとみなすもの。

（3年の間に実践研修を受講することで、引き続きサービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事することができます）

例) 令和元年9月1日基礎研修修了→令和4年9月1日まで従事可能

令和3年9月1日基礎研修修了→令和6年9月1日まで従事可能

→経過措置期間3年の間に実践研修を受講していない方については、サービス管理責任者・児童発達管理責任者としての要件を満たしていません(未配置状態)。

#### ②平成30年度までのサービス管理責任者・児童発達管理責任者研修・相談支援従事者初任者研修(2日過程)の修了者

- ・令和5年度までは引き続きサービス管理責任者・児童発達管理責任者として従事可能。
- ・令和6年度以降も継続する場合には、**令和5年度**までに更新研修の受講が必要。

※更新研修を受講しなかった場合は、実践研修を受講することで再び従事可能

→令和5年度までに更新研修を受講していない方は、現時点でサービス管理責任者・児童発達管理責任者としての要件を満たしていません(未配置状態)。

上記2点の方法により、サービス管理責任者・児童発達管理責任者を配置している事業所については、経過措置期間の終了により、サービス管理責任者・児童発達管理責任者としての要件を満たすことができず、人員基準違反状態となっている場合があります。各事業所は至急確認し、要件を満たしていない場合には、減算等の必要な手続きをする必要があります。

※確認不足等で必要な手続きを取らなかった場合には、不正請求等により行政処分等の対象となる可能性がありますので、必ず確認してください。

## 障害者差別・虐待防止について

### ○障害者差別解消法について

障害者差別解消法は、平成28年4月1日から施行され、障害のある人もない人も、お互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的とし、「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を求めています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止するものとなります。また、「合理的配慮の提供」とは、行政機関や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため、何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合に、負担が重すぎない範囲で対応することを求めるものとなります。

また、改正障害者差別解消法が令和6年4月1日から施行され、事業者による「合理的配慮の提供」について、従来の努力義務から法的義務へと改められました。

(以下、内閣府リーフレットを掲載しております。)

### ○障害者虐待防止法について

障害者虐待防止法は、平成24年10月1日から施行され、障害者に対する虐待の禁止等を定めることにより、障害者虐待の防止、擁護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

法で定義されている「障害者虐待」とは、擁護者、障害者福祉施設従業者等、使用者による虐待をいい、その類型は、身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類され、虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに市に通報することが義務付けられています。

また、埼玉県では児童、高齢者、障害者の虐待を一元的に規定した埼玉県虐待禁止条例を平成30年4月1日から施行しており、経済的虐待を児童虐待にも適用するなどの法律の範囲を超えた規定や、通報を行いやすい環境整備として24時間365日受付、対応する「埼玉県虐待通報ダイヤル」(#7171)を開設する等の取り組みが進められています。

(以下、埼玉県チラシを掲載しております。)

# 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

## 経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

## 概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

### 1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

### 2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

### 3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

### ※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

## 参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害者差別解消法が変わります！



# 令和6年4月1日から 合理的配慮の 提供が義務化 されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への  
**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら  
共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、  
このリーフレットを通じて考えていきましょう！

## 改正後

|           | 行政機関等 | 事業者          |
|-----------|-------|--------------|
| 不当な差別的取扱い | 禁止    | 禁止           |
| 合理的配慮の提供  | 義務    | 努力義務<br>⇒ 義務 |

## 目次

- 表紙 ..... 1
- 共生社会の実現に向けて ..... 2
- 合理的配慮の提供とは ..... 4
- 「合理的配慮」には対話が重要です！ ..... 6
- 不当な差別的取扱いとは ..... 8
- 障害のある人へ適切に対応するための  
チェックリスト ..... 10
- 困ったときは ..... 12



# 共生社会の 実現に向けて

～障害者差別 解消法とは～

- 我が国では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる 社会（共生社会）を実現することを目指しています。
- 「障害者差別解消法」では、行政機関等及び事業者に対し、障害のある人への障害を理由とする 「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に 「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて、「共生社会」を実現することを目指しています。
- 令和3年には障害者差別解消法が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供 が義務化されました。
- 改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。このリーフレットが障害のある人 への差別を解消するための取組を進める一助となれば幸いです。

例えば障害のある人が  
来店したときに…



## 不当な 差別的取扱い

禁止

- 障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯を制限すること、障害のない人には付けられない条件を付けることなどは禁止されています。

☆「不当な 差別的取扱い」については8ページを参照

## 合理的 配慮の提供

令和6年4月1日から事業者も義務

- 障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。
- 障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときには、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。
- 「合理的 配慮の提供」に当たっては、障害のある人と事業者が話し合い、お互いに理解し合いながら共に対処案を検討することが重要です。

☆「合理的 配慮の提供」については4ページを参照

## 【留意事項】

「合理的配慮」の内容は、障害特性やそれぞれの場面・状況に応じて異なります。

また、障害のある人への対応が「不当な差別的取扱い」に該当するかどうか、個別の場面ごとに判断する必要があります。

事業者においては円滑な対応ができるよう、主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認した上で、個々の場面ごとに柔軟に対応を検討することが求められます！

## 障害者 差別解消法 の対象



### 【障害者】

- 本法における「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。
- 身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（発達障害や高次脳機能障害のある人も含まれます）、その他心や体のはたらきに障害（難病等に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象です（障害のある子どもも含まれます）。

2

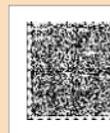
### 【事業者】

- 本法における「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

### 【分野】

- 教育、医療、福祉、公共交通等、日常生活及び社会生活全般に係る分野が広く対象となります。

※雇用、就業については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和35年法律第123号）の定めるところによります。



3

# 合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
  - ① 行政機関等と事業者が、
  - ② その事務・事業を行うに当たり、
  - ③ 個々の場面で、障害者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
  - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
  - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。

● 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対応案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

※「意思の表明」には、障害特性等により本人の意思表明が困難な場合に、障害者の家族や介助者など、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含まれます。  
 ※「合理的配慮の提供」に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮するものとし、特に障害のある女性に対しては、障害に加えて女性であることも踏まえた配慮が求められることに留意する必要があります。

※合理的配慮の内容は個別の場面に依りて異なるものになりますので、以下の例はあらゆる事業者が必ずしも実施するものではないこと、また以下の例以外であっても合理的配慮に該当するものがあることに留意しましょう。

## 合理的配慮の具体例

### 物理的環境への配慮 (例：肢体不自由)



【障害のある人からの申出】  
飲食店で車椅子のまま着席したい。

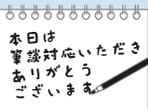


【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
机に備え付けの椅子を片付けて、車椅子のまま着席できるスペースを確保した。

### 意思疎通への配慮 (例：弱視難聴)



【障害のある人からの申出】  
難聴のため筆談によるコミュニケーションを希望したが、弱視でもあるため細いペンや小さな文字では読みづらい。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
太いペンで大きな文字を書いて筆談を行った。

### ルール・慣行の柔軟な変更 (例：学習障害)



【障害のある人からの申出】  
文字の読み書きに時間がかかるため、セミナーへ参加中にホワイトボードを最後まで書き出すことができない。



【申出への対応（合理的配慮の提供）】  
書き出す代わりに、デジタルカメラ、スマートフォン、タブレット型端末などで、ホワイトボードを撮影することとした。

## 「合理的配慮」の留意事項

● 「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。

- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。

- 飲食店において食事介助を求められた場合に、その飲食店は食事介助を事業の一環として行っていないことから、介助を断ること。  
(必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られることの観点)
- 抽選販売を行っている限定商品について、抽選申込みの手続きを行うことが難しいことを理由に、当該商品をあらかじめ別途確保しておくよう求められた場合に、対応を断ること。  
(障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであることの観点)

※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。



## 過重な負担の判断

● 「過重な負担」の有無については、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要です。

- ① 事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
- ② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

☆例えば次のような例は合理的配慮の提供義務に反しないと考えられます。

- 小売店において、混雑時に視覚障害のある人から店員に対し、店内を付き添って買い物を補助するよう求められた場合に、混雑時のため付き添いはできないが、店員が買い物リストを書き留めて商品を準備することを提案すること。（過重な負担（人的・体制上の制約）の観点）

※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。



## 合理的配慮の提供における留意点（対話の際に避けるべき考え方）

【前例がありません】

・合理的配慮の提供は個別の状況に応じて柔軟に検討する必要があります。前例がないことは断る理由になりません。

【特別扱いできません】

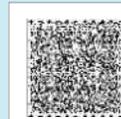
・合理的配慮は障害のある人もない人も同じようにできる状況を整えることが目的であり、「特別扱い」ではありません。

【もし何かあったら…】

・漠然としたリスクだけでは断る理由になりません。どのようなリスクが生じ、そのリスク低減のためにどのような対応ができるのか、具体的に検討する必要があります。

【〇〇障害のある人は…】

・同じ障害でも程度などによって適切な配慮が異なりますので、ひとくくりせず個別に検討する必要があります。



# 「合理的配慮」には対話が重要です！

- 合理的配慮の提供に当たっては、社会的なバリアを取り除くために必要な対応について、障害のある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことが重要です。このような双方のやり取りを「建設的対話」と言います。
- 障害のある人からの申出への対応が難しい場合でも、障害のある人と事業者等の双方が持っている情報や意見を伝え合い、建設的対話に努めることで、目的に応じて代替りの手段を見つけていくことができます。

## 建設的対話の具体例①

事業者  
(習い事教室)

障害のある人の  
保護者  
(発達障害)

うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置は、工事も必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえないような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

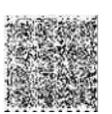
家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、とっておきます。

### 本ケースにおける建設的対話のポイント

- 合理的配慮は、障害のある人にとっての社会的なバリアを除去することが目的ですので、ある方法について実施することが困難な場合であっても、別の方法で社会的なバリアを取り除くことができないか、実現可能な対応策を障害のある人と事業者等と一緒に考えていくことが重要です。
- このためには、例えば、普段本人が行っている対策や、事業者が今ある設備で活用できそうなものなど、情報を共有し、双方がお互いの状況の理解に努め、柔軟に対応策を検討することが重要です。



## 建設的対話の具体例②

事業者  
(ライブハウス)

障害のある人  
(車椅子利用者)

そちらのライブハウスで開催されるコンサートの通常席チケットを1枚お願いします。当日は車椅子で参加する予定です。

以前、通常席で他の参加者と車椅子の方がぶつかってケガをしてしまったことがあったな。また事故が起きないか心配だ。

車椅子での参加ですね。このアーティストのコンサートの通常席は立見席のみとなり、通常席エリアを自由に動き回ったり、飛んだり跳ねたりされる参加者が大勢いらっしゃいます。このため、バランスを崩した参加者が車椅子利用者の方に倒れこんでケガをされるおそれがあります。値段は高くなりますが、特別席なら他の参加者とぶつかる心配もありませんし、通常席にはない特典もありますがいかがでしょうか。

特別席のチケットは値段が高いため購入が難しいです。車椅子でも通常席に参加できるような手段は何かないでしょうか。通常席での参加ができるなら、他の立見席の参加者のように通常席エリアであちこち自由に動き回れなくても構いません。

障害者差別解消法に基づけば、過去例だけで一律に判断せず、個別のお客様に応じて対応を検討する必要があるんだっただな。今の車椅子利用者の方のお話を踏まえ、何か工夫できることはあるだろうか。

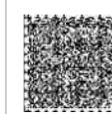
それでは、例えば通常席のエリア内を一部区切って車椅子用スペースを設けることとし、そのスペースでコンサートを鑑賞していただくというのはいかがでしょうか。他の参加者にもお声がけをして、車椅子用スペースにご配慮いただけるように周知をします。この方法ですと、通常席エリア内であちこち移動することは難しくなりますが、他の参加者とぶつかる可能性も低くなるので、安全性を確保した上で、通常席に参加してもらえと思います。

車椅子用スペースでの鑑賞でも大丈夫です。通常席で鑑賞できるように安心しました。

承知いたしました。それではコンサート当日は車椅子用スペースを用意しておくようにします。ご来場、お待ちしております。

### 本ケースにおける建設的対話のポイント

- 本ケースのように、過去例等を踏まえると当初は対応が困難に思われるような場合であっても、建設的対話を通じて個別の事情等を互いに共有すれば、事業者と障害のある人双方にとって納得できる形で社会的障壁の除去が可能となることもあります。このため、まずは障害のある人との対話を始めることが重要です。



# 不当な差別的取扱いとは

- 障害者差別解消法では障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止しています。
- 企業や店舗などの事業者や、国・都道府県・市町村などの行政機関等においては、例えば「障害がある」という理由だけで財・サービス、各種機会の提供を拒否したり、それらを提供するに当たって場所・時間帯等を制限したりするなど、「障害のない人と異なる取扱い」をすることにより障害のある人を不利に扱うことのないようにしなければなりません。
- 具体的には、
  - ① 行政機関等や事業者が、
  - ② その事務又は事業を行うに当たり、
  - ③ 障害を理由として、
  - ④ 障害者でない者と比較して、
  - ⑤ 不当な（正当な理由のない）差別的取扱いをすること
 等により、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

## 不当な差別的取扱いの具体例



1 保護者や介助者がいなければ一律に入店を断る



2 障害のある人向けの物件はないと言って対応しない



3 障害があることを理由として、障害のある人に対して一律に接遇の費を下げる

## 正当な理由がある場合

- 障害のある人に対する障害を理由とした異なる取扱いに「正当な理由がある」場合、すなわち当該行為が
  - ① 客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、
  - ② その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は「不当な差別的取扱い」にはなりません。
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに、**
  - ・ 障害者、事業者、第三者の権利利益
  - （例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等）
  - ・ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持
 等の観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断する必要があります。**



☆例えば次のような例は正当な理由があるため、不当な差別的取扱いに該当しないと考えられます。

- 実習を伴う講座において、実習に必要な作業の遂行上具体的な危険の発生が見込まれる障害特性のある障害者に対し、当該実習とは別の実習を設定すること。（障害者本人の安全確保の観点）
- ※上記はあくまでも考え方の一例であり、実際には個別に判断する必要があります。

- 正当な理由があると判断した場合は、障害のある人にその理由を丁寧に説明し、理解を得よう努めることが望まれます。



# 「もし何かあったら…」は正当な理由になりません！ ～「正当な理由」は個別に判断しましょう～

- 「正当な理由がある場合」の判断は、個別のケースごとに行うことが重要です。
  - 「過去に同じようなことがあったから」「世間一般にはそう思われているから」といった理由で、**一律に判断を行うことは、「正当な理由がある場合」には該当しません。** 個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて、判断をすることが必要です。
  - また、そのためには、障害のある人に対し、個別の事情や、配慮が必要か等の確認を行うことが有効です。
- ※障害者、事業者、第三者の権利利益等の観点から判断するためや、合理的配慮の提供のために必要な範囲で、プライバシーに配慮しながら、障害のある人に障害の状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには該当しません。

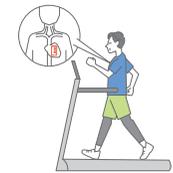
## 例：ペースメーカー利用者がスポーツジムの入会を希望している



ペースメーカーを利用されている方からスポーツジムへの入会申込みがありました。プログラムに参加することで身体に負担がかかり体調不良になってしまわないか不安です。障害のある人の安全の確保のためには、入会をお断りした方がよいと思うのですが、このような場合も、「不当な差別的取扱い」に当たるのでしょうか？

## 対応のポイント

- ペースメーカーを利用されている方について、一律に判断をせず、個別事情をよく聞いた上で判断することが大切です。
- この例では、「ペースメーカーを利用している方は全て、ジムで運動することで体調不良になる可能性が高い。したがって、一律ジムへの入会はお断りした方がよいのではないか」と判断しており、問題があります。
- 例えば、「普段はどのような運動をしていますか」「主治医に参加可能なプログラムについてご相談いただけますか」などの対話を行って、利用者の健康状態や普段の運動への取組状況等を具体的に確認してみましょう。その上で、個別の事情を踏まえて、その方の安全確保上、制限が必要と判断された場合にのみ、必要な限度で、プログラムへの参加を制限するといった対応を行うことが必要です。



☆ 上記の例を始め、このリーフレットで紹介した例など、ケースごとの考え方など詳しく知りたい方はこちらを参照ください。

## 不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



# 障害のある人へ適切に対応するための チェックリスト

## 法令の内容と障害の特性等について理解しましょう

円滑なやり取りのためには、法令や障害に関する理解が重要です。主な障害特性や合理的配慮の具体例等についてあらかじめ確認しておきましょう。

- 内閣府のポータルサイトでは、障害者差別解消法の概要や、障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を紹介しています。

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト  
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp>



## 障害のある人にとってのバリアとなる社内のルールやマニュアル、設備等がないか確認しましょう

主な障害特性や合理的配慮の具体例等について確認したら、障害のある人へのサービス提供等を実質的に制限してしまうようなルールがないか、社内マニュアル等を改めて見直しておくことも重要です。また、障害のある人から申出があった場合には、ルールを理由に一律お断りをするのではなく、その都度、柔軟に対応を検討しましょう。

合理的配慮が提供しやすくなるよう、施設や設備の見直しを行うことも有効です。

- マニュアルの見直しや研修の実施等のソフト面の対応や、施設のバリアフリー化等のハード面の対応といった、合理的配慮を的確に行うために、不特定多数の障害者を対象として行う事前改善措置のことを「環境の整備」といいます（「環境の整備」は努力義務）。
- 内閣府のポータルサイトでは「環境の整備」の事例についても紹介しています。

## 対話による相互理解と、共に解決策を検討することの大切さを理解しましょう

障害のある人の障害特性や個別の状況によって、必要な対応は異なります。障害のある人と事業者が対話を通じてお互いに理解し合い、障害のある人にとっての社会的なバリアを除去するための対応案を共に検討していくことの重要性を、皆で共有しましょう。

## 社内で相談対応ができるよう備えましょう

障害のある人等から相談を受けたときに対応する相談窓口を事前に決めておき、組織的な対応ができるようにしましょう。相談窓口は、既存の顧客相談窓口や、担当者でも構いません。



## 事業者向けガイドライン（対応指針）について

- 事業を所管する国の行政機関は、事業者が適切に対応できるようにするために、不当な差別的取扱いや合理的配慮の具体例を盛り込んだ「対応指針」を定めることとされています。事業者は「対応指針」を参考にし、障害者差別の解消に向けて自主的に取り組むことが期待されています。
- 事業者が法律に反する行為を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難な場合等には、国の行政機関に報告を求められたり、助言、指導若しくは勧告をされる場合があります。
- 事業者の事業を所管する国の行政機関の作成した「対応指針」については、下記のサイトに掲載しています。合理的配慮の具体例や業種ごとの留意事項等を確認する際には「対応指針」もあわせて参照しましょう。

⇒ 内閣府 HP（関係府省庁所管事務分野における対応指針）

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>

⇒ 相談窓口一覧

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou\\_shishin.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf)

## コラム：障害の「社会モデル」とは

- このリーフレットでは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限（バリア）を取り除くために行うべきことなどについて紹介してきました。
- 共生社会を実現するために、障害のある人が直面するバリアを取り除いていくという考え方は、障害者権利条約の基本理念である障害の「社会モデル」の考え方を踏まえたものです。
- 障害の「社会モデル」とは、障害のある人が日常生活又は社会生活で受ける様々な「制限」は、障害のある人ご自身の心身のはたらきの障害のみが原因ではなく、社会の側に、様々な障壁（バリア）があることによって生じるもの、という考え方です。

※障害の「社会モデル」に対し、障害は個人の心身のはたらきの障害によるものであるという考えを「医学モデル」といいます。

### 【社会モデルの考え方】

- 階段しかないで、2階には上がれない
- ▶ 「障害」がある



車椅子の方は、何も変わっていない  
変わったのは、あくまでも周囲の環境



- 「社会モデル」の考え方に基づけば、「階段」という障壁（バリア）があることで車椅子の方に「障害」が生じていることとなります

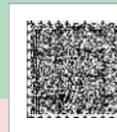
- エレベーターがあれば、2階に上られる
- ▶ 「障害」がなくなった！



### <社会的障壁（バリア）の例>

|            |                          |
|------------|--------------------------|
| ① 社会における事物 | 通行・利用しにくい施設、設備など         |
| ② 制度       | 利用しにくい制度など               |
| ③ 慣行       | 障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など |
| ④ 観念       | 障害のある方への偏見など             |

- 障害のある人もない人も分けへだてなく活動できる共生社会の実現のためには、このような考え方に基づき、障害のある人の活動や社会への参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことが重要です！



# 困ったときは…

☆「不当な差別的取扱い」をしないようにするにはどうすればよいのか、「合理的配慮の提供」を求められたが、どのように対応すればよいかわからない…など、障害者差別解消法に関し困りごとがあれば、まずは地域の身近な相談窓口にご相談してください。



☆このリーフレットをダウンロードしたい方はこちら

**障害者差別解消法が変わります！（リーフレット）**

[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai\\_leaflet-r05.html](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai_leaflet-r05.html)

※このリーフレットの文章やイラストについては、出典を明記いただければ引用や二次利用を含め、自由にご利用いただけます。



☆このリーフレットで紹介した例や、ケースごとの考え方など詳しく知りたい方はこちら

**不当な差別的取扱い・合理的配慮の提供に係るケーススタディ集**

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jirei/case-study.html>



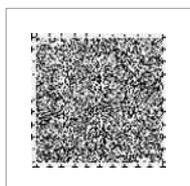
☆障害者差別解消法の概要や障害特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

**障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト**

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>



●自治体の相談窓口



内閣府政策統括官(政策調整担当)付  
内閣府 障害者施策担当

住所：〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1  
中央合同庁舎 8 号館

電話：03-5253-2111

ファックス：03-3581-0902

ホームページ：

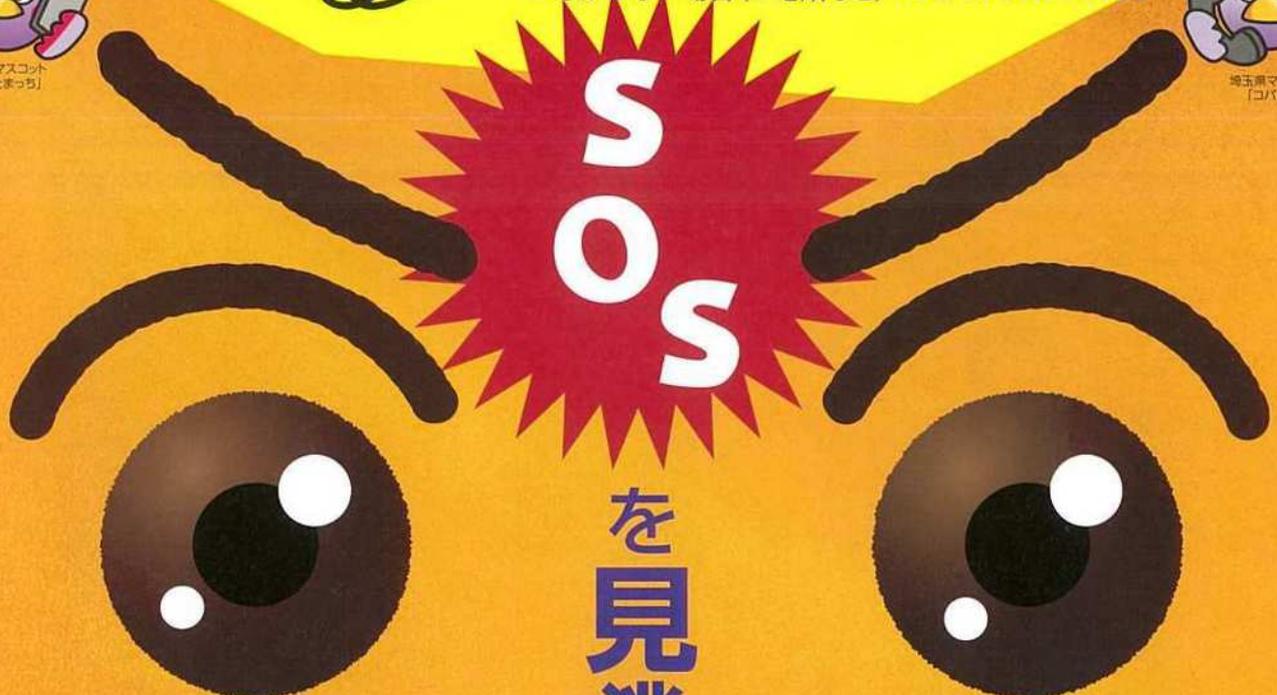
<https://www8.cao.go.jp/shougai/index.html>

虐待かも  
と思ったら

# 埼玉県虐待通報ダイヤル

虐待ない、  
絶対ない社会へ

電話 # 虐待 絶対  
ない ない ない ない  
つながらない場合 (IP電話など) ☎048-762-7533



を見逃さない!

児童虐待



障害者虐待



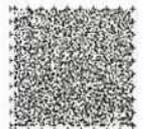
高齢者虐待



24時間  
365日  
受付・対応

(通話料がかかります)

- 生命に重大な危険があるなど緊急の場合は110番へ。
- 自分一人で抱え込まず、虐待通報ダイヤルに電話してください。
- 連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



埼玉県は「埼玉県虐待禁止条例」を制定し、虐待のない社会を目指しています。

案内用音声コード

# 虐待とは…

殴る、蹴るだけが虐待ではありません。

埼玉県虐待禁止条例では、虐待に該当する行為を①身体的虐待、②性的虐待、③ネグレクト(放置・放棄)、④心理的虐待、⑤経済的虐待の5つの類型に定めています。具体的な例は次のとおりです。

## ①身体的虐待

- 殴る、蹴るなどの暴力をふるう
- 車に閉じ込める、置き去りにするなど、危険にさらす
- 子どもの健全な成長を損ねる行為をする など



## ②性的虐待

- 子どもへの性的行為をする、性行為を強要する
- わいせつ映像等を見せる など



## ③ネグレクト(放置・放棄)

- 必要な医療、福祉のサービスを受けさせない
- 食事を与えない、入浴をさせないなど、世話をしない など



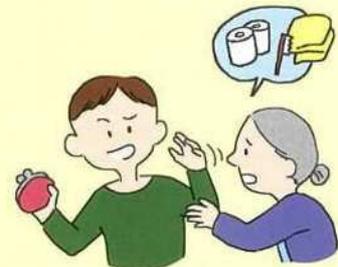
## ④心理的虐待

- 子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう
- からかう、侮辱する、無視する など



## ⑤経済的虐待

- 日常生活に必要な現金を渡さない、使わせない
- 年金や財産などを勝手に使う、処分する など



## 虐待のサインを見逃すな

虐待を受けている人は周囲の人にサインを出している場合があります。サインに気付いたら#7171(ないない)に電話してください。

- 衣服が汚れている



- 怒鳴り声や泣き声が聞こえる



- 頻繁に怪我をしている



- ゴミであふれている



など

虐待のサインに気付いたら



埼玉県虐待通報ダイヤル

#7171  
な い な い

■ 埼玉県 福祉部 福祉政策課 TEL048-830-3391 FAX048-830-4801

## 変更届等の届出に関する留意事項について

### ○変更届出書について

- ・指定申請時に届け出た内容に変更が生じた場合には、変更が生じた日から10日以内に、変更届出書をご提出ください。
- ・内容によっては、事前相談が必要となるものがあります。
- ・様式・必要書類については市ホームページに掲載しています。市指定の様式により、添付書類に不足のないようご確認ください。

### 《注意》

#### ●事業所・施設所在地の変更／利用定員の変更

事前相談が必要です。変更に伴い、平面図等が変更となる場合には、現地確認も行いますので、他法令の確認を行った上で協議にお越しくください。

#### ●事業所名称の変更

事前に変更届を提出する必要があります。

#### ●連絡先（電話番号、FAX番号、メールアドレス）の変更

忘れずに変更届をご提出ください。特に市からの連絡事項や情報提供はメールで行います。迷惑メールに振り分けられないよう、受信メール設定もあわせてご確認ください。

#### ●利用者から徴収する費用等の変更

必ず運営規程にも記載し、越谷市にも変更届を提出してください。また、運営規程と重要事項説明書の内容が異なることがないよう、ご注意ください。

#### ●申請法人の変更

合併や事業譲渡などにより、申請法人に変更が生じる場合は、法人格に継続性が認められない限り、変更届ではなく、既存事業所の廃止届及び変更後の法人による新規の指定申請が必要となります。必ず事前にご相談ください。

※変更内容によっては事前相談をしていない場合、変更が認められない場合があります。また、事後報告の場合、報酬の返還等が生じる可能性がありますのでご注意ください。

## ○体制届（給付費等算定に係る体制等に関する届出）について

### （１）届出に係る加算の算定開始時期について

- ・加算される単位数が増加する場合、毎月15日までに届出書をご提出ください。（必着）  
15日までに提出された分については、翌月のサービス提供分から加算されます。
- ・16日以降に提出された分については、翌々月のサービス提供分から加算されます。必ず余裕を持ってご提出ください。

### （２）加算が算定されなくなる場合の届出の取扱いについて

- ・加算が算定されなくなる状況が生じた場合は、速やかに届出書を提出ください。なお、加算が算定されなくなった事実が発生した日から加算の算定はできなくなります。
- ・職員の退職や異動があった場合は、必ず勤務体制表を見直してください。人員配置基準を満たすよう配置し、併せて加算要件を満たすかを必ず確認してください。

#### 《注意》

※加算が算定されなくなった事実が発生した場合において届出を行わず、当該加算について請求を行った場合は、不正請求となり、支払われた給付費等は返還措置の対象となります。悪質な場合には行政処分等をもって対処します。

## ○廃止・休止・再開届出書について

- ・事業を廃止・休止・再開する場合には、事前にご相談の上、届出書をご提出ください。
- ・廃止・休止の場合は、廃止・休止する日の1ヶ月前までに届出書を提出してください。
- ・再開については再開日から10日以内に届出書を提出してください。

#### 《注意》

※事業所の廃止・休止する場合は、現在サービスを受けている方に対して、適切な措置（他の事業所の紹介や連絡調整など）を行ってください。

## ○更新申請について

- ・指定の有効期間は6年間と定められており、有効期間の満了に伴い、更新手続きが必要となります。早めにご準備いただき、指定更新申請書をご提出ください。
- ・更新の手続きに合わせて指定の内容（人員、設備、運営等）について変更を考えている場合には、早めにご相談ください。

## ○電子申請の届出方法について

- ・同時期に複数の届出を行う場合においても、必ず届出ごとに電子申請の手続きを行ってください。また、重複する書類がある場合においても、それぞれの届出において必要書類を添付してください。併せて手続きを行った場合、正しく書類を受理できないおそれがありますのでご注意ください。

# 事故報告について

サービスの提供中に想定される事故は様々ですが、平常時の備えが発生時の迅速な対応につながります。日頃より職員の意識向上や環境整備に取り組み、利用者が安心してサービスの提供が受けられるよう、事故の防止に努めてください。

万が一、事故が発生した場合には、①利用者の安全確保を最優先とし、②保護者等への丁寧な説明、③障害福祉課・子ども施策推進課（その他関係機関を含む）に速やかに報告をお願いいたします。

## ○対象となる事故等

- ・利用者や職員等の生命・身体・財産に被害が生じた事件や事故。利用者に対する虐待、利用者の行方不明。
- ・感染症・食中毒等による利用者や職員等の健康被害。
- ・自然災害（地震・台風）や火災などによる施設等の被害。
- ・個人情報の漏えい、盗難等の犯罪被害。

## ○報告書と提出先

### 【報告の時期】

**第1報**：危機が発生した場合は、参考様式1「事故報告書（速報）」により速やかに（原則として当日中に）報告します。なお、特に重大な緊急を要する危機が発生した場合は、電話連絡をします。

**続報**：第1報後の状況の変化（危機の拡大、トラブルの発生など）について、参考様式2「事故報告書」により、必要に応じて報告します。

**最終報**：事故発生から再発防止策までの状況について、参考様式3「再発防止策報告書」により、報告書を作成し、提出します。

※自然災害による被害は、参考様式4「自然災害による被害報告書」の提出。

【提出先】電子メールで提出してください。

- ① 障害福祉課 [shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp](mailto:shogaifukushi@city.koshigaya.lg.jp)
- ② 子ども施策推進課 [kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp](mailto:kodomoshisaku@city.koshigaya.lg.jp)



## 事 故 報 告 書

(あて先)

越谷市〇〇〇〇課長

施設所在地

施 設 名

代 表 者

担 当 者

|                  |   |
|------------------|---|
| 事故者氏名            | (手帳 )   |
| 年齢・性別等           | 年 月 日生 歳(男・女)(障害支援区分 )                                    |
| 事故発生日時           | 年 月 日 午前・午後 時 分頃  |
| 事故発生場所           |   |
| 事故の種別            |   |
| 事故の概要            | <p>1 概要</p> <p>2 事故の原因</p> <p>3 施設の対応</p> <p>4 今後について</p> |
| 参考事項 (事故に対する処置等) |   |

※ 上記報告様式に加え、別紙により詳細内容を記載した資料〔事故の状況の詳細、事故原因、本人の普段の生活状況(病状等)、事故当時の施設・事業所の職員体制、事故発生場所の地図等〕を添付すること。

## 再 発 防 止 策 報 告 書

(あて先)

越谷市〇〇〇〇課長

施設所在地  
施設種別  
施設名  
管理者  
担当者

|          |  |
|----------|--|
| 事故者氏名    | (手帳 )  |
| 年齢・性別等   | 年 月 日生 歳 (男・女) (障害支援区分 )                                 |
| 事故発生日時   | 年 月 日 午前・午後 時 分頃   |
| 事故発生場所   |  |
| 事故の種別    |  |
| 再発防止策の概要 | <p>1 概要</p> <p>2 事故の原因</p> <p>3 施設の対応</p> <p>4 再発防止策</p> |
| 参考事項     |  |

※ 上記報告様式に加え、別紙により、参考資料「事故原因、事故当事者や家族等との話し合いの状況、再発防止策に係る職場研修や職員会議の状況、再発防止策の実施状況の確認できる資料等」を添付すること。

## 台風〇〇号による被害報告

(あて先)

越谷市〇〇〇〇課長

所在地：

事業所名：

事業種別：

管理者：

|             |   |            |
|-------------|---|------------|
| 人的被害        | 被害を受けた者                                     | 利用者 人・職員 人 |
|             | ・被害の程度<br>・被害への対応<br>・施設運営への影響の有無           |            |
| 建物・設備等の物的被害 | 被害箇所  |            |
|             | ・被害の程度<br>・被害への対応<br>・施設運営への影響の有無           |            |
| ライフラインの途絶   | ・ライフライン名称<br>・復旧見込<br>・対応状況<br>・施設運営への影響の有無 |            |
| 避難の有無       | 無・有(〇〇人)                                    | 避難場所( )    |

報告者氏名：

緊急連絡先：

# 越谷市の独自基準について

越谷市の基準条例は、基本的には埼玉県基準条例に準じて整備していますが、利用者がより安心してサービスを利用することができる環境整備を図るため、以下の3つの独自基準を設けていますので、ご留意ください。

## 1 暴力団排除

【対象】 全サービス

【内容】 市が指定する各サービスの事業者は、原則、法人であることとしており、運営法人の役員等は暴力団員又は暴力団関係者であってはならない。

【理由】 障害福祉サービスの事業活動により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することの内容、暴力団員等を排除し、利用者が安心してサービスの利用ができる環境を整備するため。

## 2 運営規程に「個人情報の取扱い」を規定

【対象】 全サービス

【内容】 「個人情報の取扱い」について、運営規程に定める項目に規定する。

【理由】 全事業所において取り扱っている利用者の個人情報について、管理を徹底する必要があるため。

※既に指定を受けている事業所においては、運営規程の変更が必要となるが、経過措置として、次回更新までの間に運営規程の変更をすることとする。

## 3 身体的拘束等を行うときの家族等への詳細な説明

【対象】 全サービス（就労定着支援・自立生活援助を除く）

【内容】 やむを得ない場合における身体的拘束等の実施にあたり、利用者や家族に対して、できる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。

【理由】 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（厚生労働省作成）では、やむを得ず身体的拘束等を行うときの手続きとして「本人・家族への十分な説明」が規定されているが、省令では身体的拘束等を実施した際の状況の記録のみを行う規定となっているため。

# 社会福祉施設等における火災予防対策について

## 1 社会福祉施設で発生した過去の火災

| 発生日       | 場所      | 用途                | 発生時刻    | 消防覚知  | 人的被害             |
|-----------|---------|-------------------|---------|-------|------------------|
| H20.6.2   | 神奈川県綾瀬市 | 知的障害者施設           | 2:28 頃  | 2:33  | 死者 3名<br>負傷者 1名  |
| H20.11.13 | 宮城県仙台市  | 老人福祉施設            | 1:20 頃  | 1:24  | 負傷者 33名          |
| H20.12.26 | 福島県いわき市 | 小規模多機能施設          | 22:04 頃 | 22:09 | 死者 2名<br>負傷者 3名  |
| H21.3.19  | 群馬県渋川市  | 有料老人ホーム           | 22:45 頃 | 22:55 | 死者 10名<br>負傷者 1名 |
| H21.4.7   | 新潟県糸魚川市 | ケアハウス             | 3:20 頃  | 3:23  | 死者 1名<br>負傷者 3名  |
| H22.3.13  | 北海道札幌市  | 認知症高齢者<br>グループホーム | 不明      | 2:25  | 死者 7名<br>負傷者 2名  |
| H25.2.8   | 長崎県長崎市  | 認知症高齢者<br>グループホーム | 不明      | 19:43 | 死者 5名<br>負傷者 7名  |
| H29.3.12  | 愛媛県北宇和郡 | 障害者支援施設           | 0:55 頃  | 1:05  | 死者 3名<br>負傷者 2名  |

過去の事例では、人的被害の出ている火災の多くは、夜間に発生しています。夜間は職員の数が少なく、自力避難困難者が多い社会福祉施設等では、防火安全体制や避難体制が十分ではないため、被害が拡大しているケースが見られます。

平成27年には消防法令が改正され、社会福祉施設等の種類や規模により、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準や、自動火災報知設備と火災通報装置の連動が義務化されました。

このように消防用設備の設置義務化に伴い機械的に火災発生を監視し、自動で消火を行うことになりましたが、避難については、人の力に頼らざるを得ない状況です。そのため、各事業所で防火安全体制を強化することが必要であり、昼夜を問わず、避難誘導を迅速にできるようにすることが重要です。

## 2 出火防止対策

根本的な火災予防は出火させないことです。昨年の越谷市における出火原因の上位は、こんろ、たばこ及び放火となっています。出火防止対策としては、次のようなことが挙げられます。

(1) 火気の管理

- ア こんろ上部及び周囲に可燃物を置かない。(IH(電磁調理器)でも同様)  
(それぞれの製品に火災予防上安全な離隔距離が決められています。)
- イ ライター等の器具を管理する。
- ウ 喫煙場所を指定し、吸い殻は水に浸してから捨てるなど適切に処理する。

(2) 電気機器の管理

- ア 暖房器具等は可燃物から遠ざける。
- イ たこ足配線はせず、プラグ等は乾いた布等で定期的に清掃する。
- ウ 電気コードは家具等の下敷きにならないようにし、コードに折れ、よじれ、傷が生じないように注意する。
- エ コンセントや電源タップに許容電流以上の器具を接続しない。
- オ 電気機器等は日常的に点検し、異常を感じた機器等は使用しない。

(3) 放火防止対策

- ア 建物の外周部に燃えやすいものを置かない。
- イ ゴミは決められた場所、日時に出す。
- ウ 物置や車庫など、出入りの少ない場所は施錠する。
- エ 外灯を取付けるなど、建物周囲を明るくする。

### 3 延焼拡大の抑制対策(火炎及び煙を抑える)

万が一出火してしまった際には延焼を拡大させないことが重要です。延焼を拡大させない対策としては次のことが挙げられます。

- (1) 戸は、常時容易に開閉できるように管理し、くさび等での固定や閉鎖障害となるような物品を置かない。
- (2) 居室等に不必要な可燃物を大量に保管しない。
- (3) 壁や天井などの内装材を不燃材料等にする。
- (4) 施設内で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災性能を有する物品の使用が義務付けられています。そのため、防災である旨の表示が付いた物品でないと防災物品として認められません。



防災規制の対象品(一部)

カーテン、じゅうたん等の敷物、のれん、目隠し布、装飾布、合成樹脂製のジョイントマットなど

- (5) 使用する寝具類等は防災製品を使用する。(推奨)



防災製品ラベル

## 4 早期の発見及び初期消火

火災を早期に発見し、できる限り迅速かつ的確に初期消火を行うため、次の点に留意して施設の体制を整えましょう。

### (1) 消防用設備の日常の点検（該当設備が設置されている場合）

- ア 消火器は決まった位置に置かれており、容易に持ち出せる状態になっているか。また、消火器の標識が設置されているか。
- イ 屋内消火栓設備やスプリンクラー設備の補助散水栓の扉の前に操作の支障となる物品等はないか。また、ホースの延長に支障がないか。
- ウ スプリンクラー設備のヘッドの側方30cm、下方45cmの範囲に散水の妨げとなるものはないか。また、ヘッドの外形に異常はないか。
- エ スプリンクラー設備の制御弁室及び消火ポンプ室の位置は把握しているか。また、当該室が物置として利用されていないか。
- オ 自動火災報知設備の感知器の周囲に感知の妨げになるものはないか。また、感知器が取り外されている等の異常はないか。
- カ 自動火災報知設備の受信機に異常の表示は出ていないか。また、警戒区域一覧図が備えられているか。

### (2) 職員の教育、体制

- ア 職員全員に施設にある消火器や他の消防用設備の使用方法を把握させるため、訓練等を定期的に行う。
- イ 火災を確認しに行くときは消火器を必ず持っていく。
- ウ 火災を発見した場合は大声で火災であることを周囲に伝える。
- エ 火が天井に達してしまうと消火器での初期消火は困難なので、他の消火設備に切り替えるか避難を優先する。

## 5 早期の通報

火災を発見したら、直ちに消防機関へ通報をしてください。万が一初期消火に失敗し、火災が拡大した場合は消防機関の消火活動、救助活動に頼らざるを得ません。通報が遅くなればなるほど火災は拡大し、消防車が到着したときには手遅れという事態にもなりかねません。通報に関しては次のことに留意しておきましょう。

### (1) 消防機関へ通報する火災報知設備を有効に使用する。

（消防法令で規定する社会福祉施設等は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動させる必要があります。）

### (2) 人員が足りない場合に備えて、携帯電話等を準備し、火災の際には携行して現場確認を行う。

- (3) 通報する内容（住所、建物名称、目標となる建物、電話番号など）は、訓練等を通じ覚えておくほか、電話機付近の見やすい箇所に掲げておく。

※ 火災の通報があった場合は指令センターから次の内容を聞かれます。

### 「119番通報のかけ方」火災編

- ★119番通報をすると、指令センター職員が火災の出勤に必要なことを順番に伺いますが、危険が迫っている場合は、速やかにその場から避難しましょう。
- ★屋外に避難した場合は、「火事だー」と大きな声で周囲に知らせ、状況に応じて自ら通報するか協力者に通報を頼みましょう。

「119番通報カードを、電話の近くに掲示してください。」



越谷市消防局です。  
火事ですか？救急ですか？



「火事」です。

① 119番通報をしたら、まず「火事です」と伝えてください。



住所はどこですか？



〇〇町〇丁目〇〇番地、  
〇〇事業所です。

② 消防車が向かう住所を伝える。  
(建物名称や交差点などの目標地点も伝えてください。)



何が燃えていますか？



建物内の〇〇が燃えています。

③ どこから火が出ているかを伝えてください。



逃げ遅れた方はいますか？



いません。

④ 逃げ遅れや怪我人がある場合は、わかる範囲で伝えてください。



あなたの名前と連絡先を  
教えてください。



私の名前は越谷〇〇です。  
電話番号は〇〇〇です。

⑤ 連絡可能な限り、あなたの名前と連絡先を伝えてください。危険が迫っている場合は、通報の途中でも、速やかにその場から避難してください。

※携帯電話で119番通報をすると、場所によっては、近隣消防に繋がる場合があります。その場合には、近隣消防の指令センターから越谷市消防局に通報が転送されます。

## 119番通報カード

- 1 《火災・救急・救助》です。
- 2 住所は\_\_\_\_\_です。
- 3 氏名は\_\_\_\_\_です。
- 4 目標は\_\_\_\_\_です。
- 5 電話は\_\_\_\_\_です。

※火災は何が燃えているか、救急は急病・事故・ケガなど、落ちついて伝えましょう。



救急車を  
早くお願い  
します。



※ 市境で携帯電話から119番通報をしたときは、他市の消防本部につながるがありますが、正しい住所を通報すれば越谷市消防局に転送されます。

※ 越谷市消防局（代表）048-974-0101.

## 6 避難管理

初期消火ができず、避難が必要な場合は直ちに利用者の方の避難誘導をしてください。社会福祉施設では、通常の避難よりも多くの時間が掛かります。次のことに留意して、日常の管理、職員の教育などの体制を整えましょう。

### (1) 日常の管理

- ア 搬送・歩行の障害となる段差等はないか。
- イ 避難経路となる廊下や階段等に避難障害となるような物品はないか。
- ウ 発見した障害等を職員で共有する。

### (2) 職員の教育、体制

- ア 第一優先は階段を使用しての避難であるが、いざという時に避難器具を有効に使用できるよう避難器具の設置位置、使用方法を把握しておく。
- イ 車イス等を利用する利用者の周囲に、常時、車イス等を配置しておく。
- ウ 火災時に近隣から駆け付ける協力者、従業員等を確保する。
- エ 自力避難困難者は避難階の避難口付近など容易に避難できる場所に配置する。
- オ 自力避難困難者の居室を職員全員が把握する。
- カ 出火場所に近い者から避難誘導する。
- キ 平常時に避難口を施錠する場合は、屋内側から鍵を使わずに解錠できる構造（サムターン錠等）又は自動火災報知設備と連動し解錠できる構造とする。

## 7 消防訓練

防火管理者の選任義務が生じる建物は、消防計画に基づいて消火及び避難の訓練を年2回以上、通報訓練を年1回以上実施する義務があります。なお、実施前に管轄の消防署へ指定の書類（自衛消防訓練通知書）で通知する必要があります。

また、防火管理者の選任義務がない建物は、消防法令における消防訓練の実施義務はありませんが、定期的に実施することを推奨します。

消防訓練は、施設ごとに応じた実効性のある内容を検討して下さい。少数職員による訓練、出火時間や出火箇所を変えての訓練など、実施して見えてきた課題を検討し、問題を解消して日頃の防火安全体制を構築していきましょう。

## 8 まとめ

防火管理は「自分のところは自分で守る」という自助努力が重要です。建物を使用する人たちが協力し合い、一丸となって火災の発生を防ぐとともに、いざというときに適切な行動がとれるように日頃から体制を整えましょう。

# 住宅用火災警報器の設置及び維持管理について

## 1 概要

住宅用火災警報器は、越谷市火災予防条例ですべての住宅に設置を義務付けています。火災から命を守るためにも、住宅用火災警報器を正しく設置し、適切に維持管理することが重要です。

本市消防局では、住宅用火災警報器の設置促進及び適正な維持管理にかかる広報活動を継続して実施しているところですが、未だ設置されていない住宅も存在し、設置の義務化から10年以上が経過したことにより機器本体の劣化や電池切れが報告されています。

このことから、住宅用火災警報器について広く周知を図り、住宅火災の被害を低減させることは、火災予防の重要な役割を担っています。

住宅用火災警報器の設置率（消防庁報告の推計普及率）

| 該当年月   | 越谷市<br>設置率(%) | 全国<br>設置率(%) | 埼玉県<br>設置率(%) |
|--------|---------------|--------------|---------------|
| 令和元年6月 | 81.0          | 82.3         | 77.5          |
| 令和2年7月 | 81.0          | 82.6         | 78.1          |
| 令和3年6月 | 83.0          | 83.1         | 79.7          |
| 令和4年6月 | 83.0          | 84.0         | 79.4          |
| 令和5年6月 | 81.0          | 84.3         | 80.6          |

## 2 越谷市で発生した奏功事例

### 【事例1】

家人が入浴中に住宅用火災警報器が鳴動したため確認したところ、ストーブ付近から火が上がっているのを発見、すぐに濡れたタオルで消火することができた。

### 【事例2】

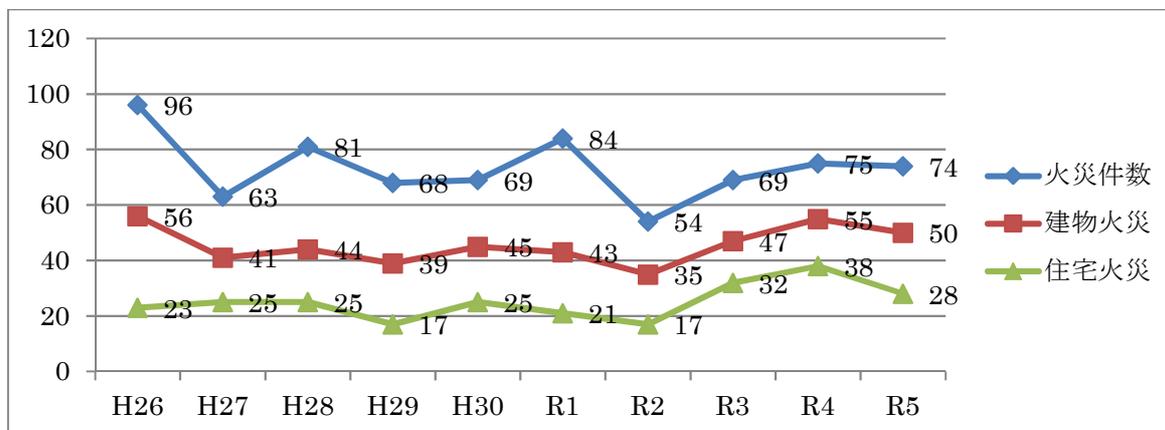
隣の家で住宅用火災警報器が鳴動していることに隣人が気づき、すぐに119番通報し、被害が最小限で済んだ。

### 【事例3】

家人が就寝中に住宅用火災警報器の鳴動音で目が覚め確認したところ、隣の部屋から煙が出ていたため、すぐに119番通報し、部屋の一部が燃えただけで済んだ。

### 3 住宅火災件数の推移

(住宅火災・・・専用住宅、共同住宅及び店舗併用住宅で発生した火災)



### 4 過去の住宅火災による死者数に係る住宅用火災警報器の設置状況

昨年は、高齢者の方が犠牲となる住宅火災が多く発生しました。火災に至る原因は様々ですが、すべてのお宅で住宅用火災警報器が設置されていない状況でした。

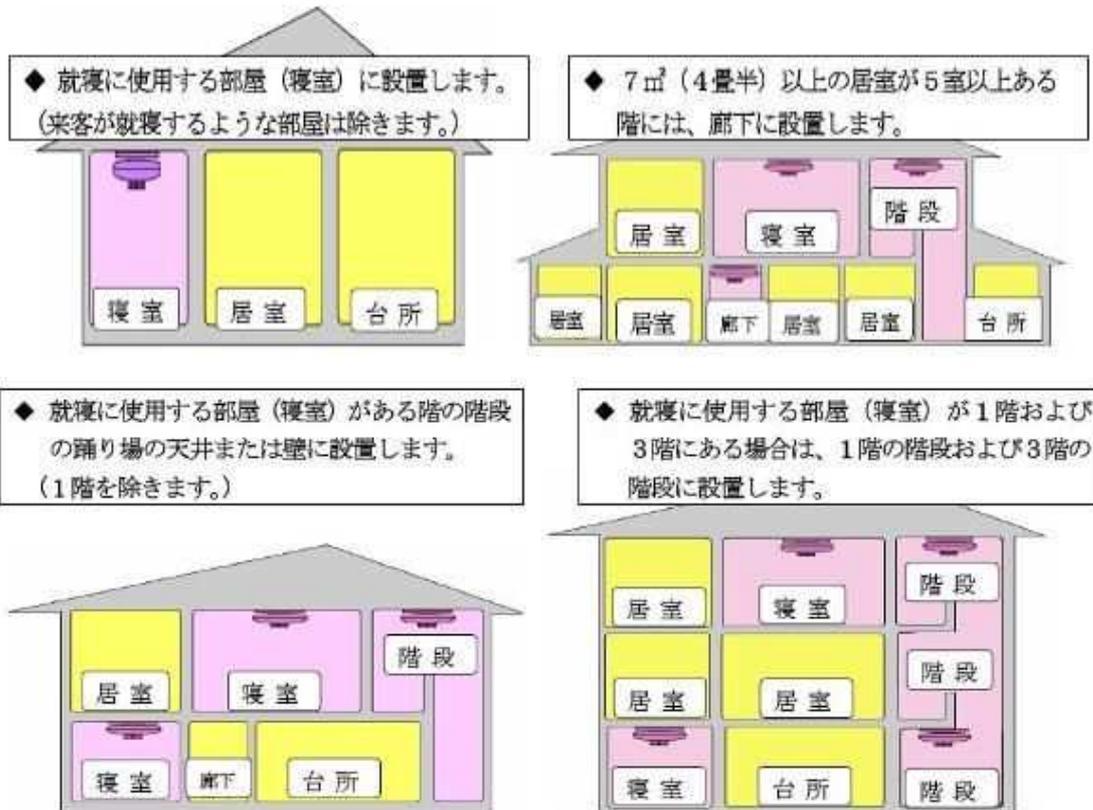
#### 過去の住宅火災での死者数に係る住宅用火災警報器の設置状況

|               | 住宅火災死者数 |    |    | 死者発生住宅火災件数 | 住警器設置件数 (件) |   | 逃げ遅れ死者の住警器設置件数 |    | 住宅火災高齢者死者数 (65歳以上) |
|---------------|---------|----|----|------------|-------------|---|----------------|----|--------------------|
|               | 逃げ遅れ    | 自損 | 不明 |            | 有           | 無 | 有              | 無  |                    |
| 平成26年 (2014年) | 6       | 4  | 2  | 5          | 1           | 4 | 1              | 2※ | 3                  |
| 平成27年 (2015年) | 3       | 2  | 1  | 3          | 1           | 2 | 1              | 1※ | 1                  |
| 平成28年 (2016年) | 6       | 4  | 2  | 6          | 1           | 5 |                | 4  | 4                  |
| 平成29年 (2017年) | 0       |    |    | 0          |             |   |                |    |                    |
| 平成30年 (2018年) | 1       |    |    | 1          | 1           |   |                |    |                    |
| 令和元年 (2019年)  | 2       | 2  |    | 1          |             | 1 |                | 1※ | 2                  |
| 令和2年 (2020年)  | 0       |    |    | 0          |             |   |                |    |                    |
| 令和3年 (2021年)  | 6       | 4  | 1  | 6          |             | 6 |                | 4  | 5                  |
| 令和4年 (2022年)  | 5       | 4  | 1  | 4          | 1           | 3 | 1              | 2※ | 3                  |
| 令和5年 (2023年)  | 1       |    | 1  | 1          |             | 1 |                | 1  |                    |

※1件に対し、複数の死者あり

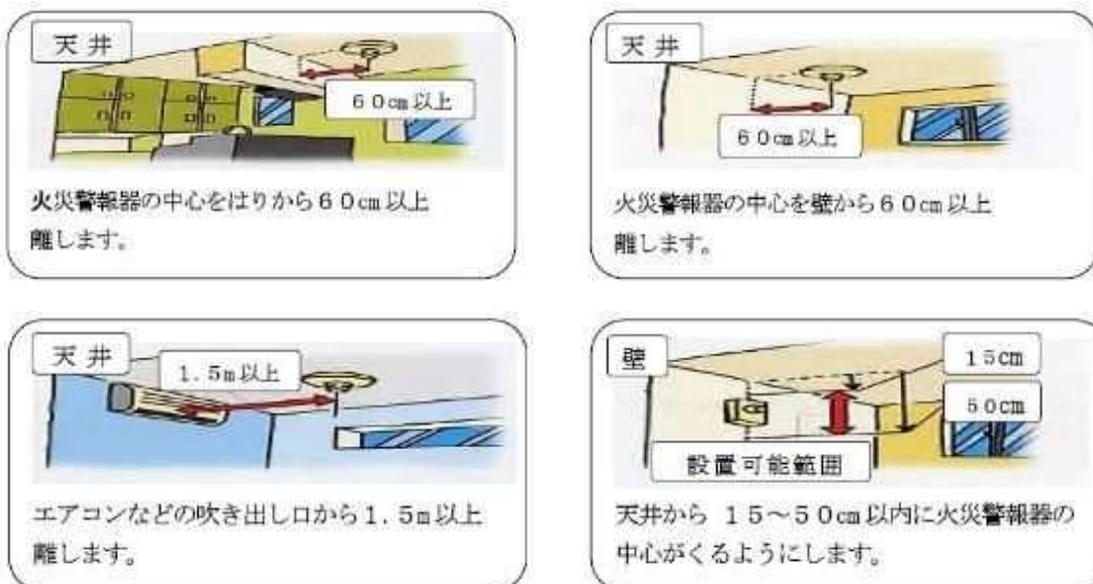
## 5 住宅用火災警報器の設置場所及び取り付ける際の注意点

### 【設置場所】



※台所には条例上設置義務はありませんが、台所にも設置することを推奨しています。

### 【取り付ける際の注意点】



## 6 感知器の種類

感知器の種類は、煙感知器と熱感知器があり、越谷市火災予防条例において、設置義務が生じる場所には煙感知器を設置しなければなりません。自主的に台所に設置する場合には、熱感知器をお勧めします。また、振動と文字で火災を知らせるものや、光で知らせるものなど、さまざまな種類があります。更に、近年は住宅用火災警報器と連動して屋外に警報を発する装置等の機器もあります。

## 7 維持管理について

すでに住宅用火災警報器が設置されている住宅は、維持管理が重要です。電池が切れたときは、短い音が一定の間隔で鳴動するものや「電池切れです。」と音声で知らせるものなどがあります。

### 住宅用火災警報器の維持管理について

(別添)

#### ・ 定期的な作動確認

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。



作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器の本体又は電池を交換しましょう。



定期的な作動確認

#### ・ 古くなったら交換

火災警報以外の警報が鳴った場合



本体の故障か電池切れです。(※2) 警報器本体を交換しましょう。



古くなったら交換

- ※1 住宅用火災警報器の電池の寿命の目安は約10年とされています。警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的に実施してください。
- ※2 故障か電池切れか分からないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問合せください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

#### 正常な場合は？

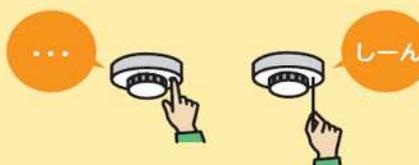
正常をお知らせするメッセージまたは火災警報音が鳴ります。



注) 警報器はメーカーや製品により異なります。

#### 音が鳴らない場合は？

電池がきちんとセットされているか、ご確認ください。



- それでも鳴らない場合は、「電池切れ」か「機器本体の故障」です。取扱説明書をご覧ください。

|     |   |   |
|-----|---|---|
| 6項  | イ | 医療に関する施設であるため、詳細は省略する。  |
|     | ロ | (1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という。))を主として入居させるものに限る。)、有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。)、介護老人保健施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第三百三十三号)第五条の二第四項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。)、同条第六項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの<br>(2) 救護施設<br>(3) 乳児院<br>(4) 障害児入所施設<br>(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第一項に規定する障害者又は同条第二項に規定する障害児で当って、同条第四項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という。))を主として入所させるものに限る。))又は同法第五条第八項に規定する短期入所若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。)) |
|     | ハ | (1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く。)、老人福祉法第五条の二第三項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第五項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く。))その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの<br>(2) 更生施設<br>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法(昭和三十二年法律第六十四号)第六条の三第七項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの<br>(4) 児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第六条の二の二第二項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く。))<br>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く。)、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第七項に規定する生活介護、同条第八項に規定する短期入所、同条第十二項に規定する自立訓練、同条第十三項に規定する就労移行支援、同条第十四項に規定する就労継続支援若しくは同条第十五項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く。))          |
|     | ニ | 幼稚園又は特別支援学校   |
| 15項 |   | 前各項に該当しない事業場  |
| 16項 | イ | 複合用途防火対象物のうち、その一部が1項から4項まで、5項イ、6項又は9項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの   |
| 16項 | ロ | イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物  |

※ 集団指導に関連しない事業の用途記載は省略しています。

【留意事項】

消防法令における用途の判定は建物で判断され、その結果に応じて規制が異なってきます。

また、1の建物で事業が複合する場合は、16項イまたは16項ロになります。管理権原や利用形態によっては主たる用途に従属され、複合用途とならない場合があります。

- 建物用途の例) 養護老人ホーム → 6項ロ(1)  
 障害者支援施設 → 6項ロ(5)  
 保育所 → 6項ハ(3)  
 事務所 → 15項  
 養護老人ホーム+老人デイサービス → 6項ロ(1)+6項ハ(1)=16項イ  
 保育所+共同住宅 → 6項ハ(3)+5項ロ=16項イ  
 事務所+共同住宅 → 15項+5項ロ=16項ロ

## 社会福祉施設等での感染症発生時の対応について

越谷市保健所 感染症保健対策課

### ○感染症対策は、危機管理対策の1つ

福祉施設は多くの人々が利用し、集団生活を営むことから、さまざまな感染症が持ち込まれやすく、施設内でも広がりやすいという側面を持ち合わせています。

日ごろからの「予防対策の実施」と「発生時の感染拡大防止対策」が重要です。

#### 【感染症対策の基本】

感染が成立するのは、下記の3つの要素がそろったときです。

- 1 感染源（病原体の存在）
- 2 感染経路（うつるルート）
- 3 感受性のある人（人）

この3つの要素のどこかを断ち切ることで感染拡大は防止できます。

感染拡大を防止するには・・・

- 1 感染源(病原体の存在)：消毒、滅菌
- 2 感染経路(うつるルート)：標準予防策、感染経路別予防策
- 3 感受性のある人(人)：ワクチン接種



## 【基本的な対策】

スタンダード・プリコーション（標準予防策）

「全ての人が何らかの感染症を持っている」という考え方です。全ての利用者の体液、血液、皮膚など感染の可能性があると考え対応することです。

<標準予防策>

| 具体的な対応時（例）  | 項目          |
|---|-------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染の可能性のあるものに触れたとき</li><li>・ 手袋を外したとき</li><li>・ 他の患者に触れる前</li><li>・ 手の汚れがあったとき</li><li>・ 配膳の前後</li></ul> | 手洗い         |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 感染の可能性のあるものに触れるとき</li><li>・ 便、嘔吐の処理時</li></ul>  | 手袋          |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 咳・痰の多い患者利用者の介護（保育）ケアを行うとき</li><li>・ 職員に咳・くしゃみのあるとき</li></ul>  | マスク<br>ゴーグル |
| <ul style="list-style-type: none"><li>・ 衣類が汚れそうなき</li></ul>   | ガウン         |

## ●手指衛生

基本となるもので、手洗いやアルコールによる消毒のことをいいます。

|    | 日常的手洗い                        | 衛生的手洗い                        |
|----|-------------------------------|-------------------------------|
| 方法 | 水洗い→石鹼での手洗い→すすぎ→乾燥            | 水洗い→石鹼での手洗い→すすぎ→乾燥→アルコールによる消毒 |
| 効果 | 眼に見える汚れがある場合                  | 眼に見えない汚れの場合                   |
| 場面 | 配膳の前後、トイレ等の見守り後など日常生活行為の前後に実施 | 感染症流行時に日常的手洗いと同様の場面で実施        |

<感染経路別予防策>

|      |     | 空気感染  | 飛沫感染                               | 接触感染   |
|------|-----|---|------------------------------------|--|
| 手指衛生 |     | 標準予防策に準ずる   |                                    |  |
| 防護用具 | ガウン | 標準予防策に準ずる<br>衣類の汚染が考えられるときは使用する。<br>使用後は感染性廃棄物として捨てる。 | 標準予防策に準ずる                          | 衣類の汚染が考えられる時は使用する。<br>退室の際、部屋の中で脱ぐ。<br>使用後は、感染性廃棄物として捨てる。  |
|      | マスク | 結核の場合、医療従事者は N95 マスクを着用する。                            | 患者の 1～1.5m 以内に接近する時はサージカルマスクを着用する。 | 標準予防策に準ずる  |
|      | 手袋  | 標準予防策に準ずる   |                                    | 患者の部屋に入るときはアルコールベースの擦式消毒薬で消毒後手袋を着用する。<br>汚染物に触れたときには手袋を交換する。<br>部屋を出る前に手袋を外し、擦式消毒薬を使用する。(便などの有機物付着時は流水で洗う) |

## ○発生時の対応

- 入所者と職員の健康状態の確認
- 発生日時・発生場所を含む状況の確認
- 受診状況・診断名、検査実施状況
- 臨時感染症対策委員会の開催（対策の確認）

初動対応で、「感染拡大」、「感染終息」を左右する

## ○特に対策が必要な感染症

### 【入所者・職員に起こりうる感染症】

|              | 症状                  | 感染可能期間<br>(潜伏期間)                                      | 感染経路  |
|--------------|---------------------|---|---|
| 新型コロナウイルス感染症 | 発熱、咳、咽頭痛等           | 発症の2日前から発症後7～10日                                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ エアロゾル感染</li> <li>▪ 飛沫感染</li> </ul> |
| インフルエンザ      | 咳、鼻汁、咽頭痛等           | 発症後18～72時間<br>発症後2～5日間はウイルス排泄を認める。                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 飛沫感染</li> <li>▪ 接触感染</li> </ul>    |
| 結核           | 2週間以上続く発熱、咳、痰、体重減少等 | 発病後数ヶ月～数十年  | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 空気感染(飛沫核感染)</li> </ul>             |
| 感染性胃腸炎       | 嘔吐、下痢等              | 発症後1～3日程度<br>有症期間中は、便からウイルス分離が認められるので、その間は感染する可能性がある。 | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 経口感染</li> <li>▪ 接触感染</li> </ul>    |
| 腸管出血性大腸菌感染症  | 下痢、血便、等             | 感染後2～9日（多くは2～5日）<br>排菌期間は1週間を過ぎると明らかに減少する。            | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 経口感染</li> </ul>                    |
| 疥癬           | 皮膚の痒み、落屑等           | 発症後約1ヶ月<br>(角化型疥癬からの感染では約1週間)                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 接触感染</li> </ul>                    |

### 【抵抗力の低い人が罹りやすい感染症】

MRSA 感染症

緑膿菌感染症

レジオネラ症 など

### 【血液・体液を介する感染症】

B 型肝炎

C 型肝炎

HIV 感染症/AIDS

いつもと違う？ 日常の観察が非常に大事

こんな時には、行政への報告が必要です  
発生時には、直ちに相談してください。

## ○保健所への報告

社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について  
(令和 5 年 4 月 28 日)

一部抜粋

**4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。**

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が 1 週間内に 2 名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が 10 名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

**5. 4 の報告を行った社会福祉施設等においては、その原因の究明に資するため、当該患者の診察医等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努めること。**

※新型コロナウイルス感染症についても、他の感染症や食中毒が発生した場合と同様に、上記の「社会福祉施設等における感染症発生時にかかる報告について」に基づき、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合、社会福祉施設等の主管部局への報告と、併せて保健所への報告をお願いいたします。  
※基準に達するのを待たずに、早めにご相談いただいても構いません。

感染症の発生時には、感染拡大防止と再発予防の観点から保健所の調査が入る場合もあります。

感染症情報をこまめに入手（公的機関のホームページなど）

その他提出様式など詳しい内容は下記をご参照ください。

感染症集団発生時の報告について（越谷市公式ホームページ）

[https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi\\_shisei/fukushi/hokenjo/kansensho/shisetsu\\_shudankansen.html](https://www.city.koshigaya.saitama.jp/kurashi_shisei/fukushi/hokenjo/kansensho/shisetsu_shudankansen.html)



感染症に関する報告・相談窓口

越谷市保健所 感染症保健対策課 048-973-7531

2次元コードはこちら↑

食中毒等に関する報告・相談窓口

越谷市保健所 生活衛生課 048-973-7533

## 越谷市入退院支援ルールについて

[Tweet](#) 

### 目次

- ▼ [入退院支援ルールとは](#)
- ▼ [医療・介護関係者のみなさまへ](#)

誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、市内の共通ルールとして、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、「[越谷市入退院支援ルール](#)」を作成しました。

### 入退院支援ルールとは

要介護・要支援者及び退院支援が必要な方が入院または退院するにあたって、病院等と在宅関係者が円滑に連携し、患者情報を共有するための[標準的なルール](#)のことです。



### 医療・介護関係者のみなさまへ

- 入退院支援に関わる職種が連携しやすいように[標準的なルール](#)となっています。
- このルールは、強制力を持つことはありません。利用者（患者）によって対応は異なりますので、その都度関係者間で調整をお願いします。
- ルールの運用後、定期的に状況の確認や評価を行い、必要に応じて関係者間で適宜見直しを行っていきます。
- [「通院・入院時あんしんセット」](#)（[越谷市入退院支援ルールP15](#)）について、利用者（患者）とその家族への啓発をお願いします。

## ※ 補足説明

### ●冊子について

・このルールは冊子として作成し、令和4年3月より医療・介護関係者に配布しております。

・冊子は越谷市医療と介護の連携窓口（電話048-910-9140）で配布しておりますので、ご連絡をお願いいたします。

・また、以下のホームページにも掲載されております。

- ①越谷市医療と介護の連携窓口の事業所向けホームページ
- ②越谷市ホームページ（市民向けに加工されているもの）

・診療報酬、介護報酬改定に伴う内容の見直しや専門職の皆様の意見を参考に、定期的に冊子の改訂を行っており、今年度は秋頃を予定しています。最新の内容はホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

送信

よくある質問

- > [予防接種・健診・健康づくり](#)
- > [国民健康保険・後期高齢者医療](#)
- > [介護保険](#)

[このサイトについて](#) | [ウェブアクセシビリティ方針](#) | [個人情報保護方針・免責事項](#) | [情報が見つからない時は](#) | [サイトマップ](#)

### 越谷市役所

〒343-8501

埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

電話：048-964-2111（代表） ファクス：048-965-6433

開庁時間：開庁日の午前8時30分から午後5時15分

法人番号：6000020112224

[開庁日について](#)

[組織から探す](#) >

[よくある質問](#) >

[例規集](#)  >

[市役所・出張所へのアクセス](#)

[各課へのお問い合わせ](#)

# 越谷市 入退院支援ルール

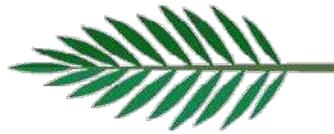
---



切れ目のない  
医療と介護の連携を目指して

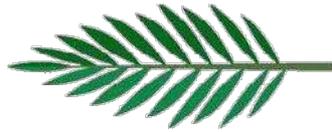
---

2023年8月



## 目次

|                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| はじめに                            | 1P     |
| 入退院支援ルール対象者                     | 2P     |
| 介護保険申請の流れ                       | 3P     |
| 入退院支援に係る多職種連携のイメージ図             | 4P     |
| 病院・在宅チームの協働で目指す入退院支援の視点         | 5P     |
| 入退院支援フローチャート                    | 6P     |
| 入退院支援における連携・調整に関する診療報酬・介護報酬について | 7P     |
| 多職種の連携にあたっての心構え                 | 8・9P   |
| 地域包括支援センターとは                    | 10・11P |
| 在宅医療連携拠点「越谷市医療と介護の連携窓口」         | 12・13P |
| 越谷市内病院連携窓口リスト                   | 14P    |
| 「通院・入院時あんしんセット」について             | 15P    |
| 越谷市入退院支援ルール 策定経過                | 16P    |



## はじめに

高齢化が急速に進んでいる今、市民の医療・介護の需要は更に増えることが予想され、在宅医療の普及・推進が求められています。

そのような現状の中、誰もが住み慣れた地域で、その人らしい生活を送ることができるよう、市内の共通ルールとして、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、この度、「越谷市入退院支援ルール」を作成いたしました。医療・介護関係者のみなさまには、積極的な運用と活用へのご協力をお願いいたします。

本誌が多職種の皆様の業務に役立てば幸いです。

### 越谷市入退院支援ルールの目的

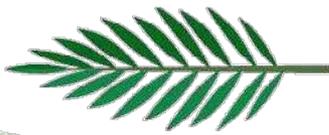
入退院時に医療機関とケアマネジャー等の専門職が連携を図り、利用者（患者）の必要な情報を引き継ぐことにより、切れ目ない支援体制を整えることを目的とします。

### ルールの性格・見直しについて

越谷市入退院支援ルールは、強制力を持つということはありません。入退院支援に関わる職種が連携しやすいように標準的なルールを定めました。利用者（患者）によって対応は異なりますので、その都度、関係者間で調整をお願いします。ルールの運用後、定期的に運用状況の確認や評価を行い、必要に応じて関係者間で適宜見直しを行っていきます。

### 個人情報の取り扱いについて

医療・介護連携のためには関係者間の情報共有が不可欠ですが、個人情報の取り扱いには注意が必要です。厚生労働省から「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」が示されていますのでご参照ください。



## 入退院支援ルール対象者



ケアマネジャーがいる場合



ケアマネジャーと連携をしましょう



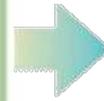
ケアマネジャーがない場合



介護保険の申請(P3)とともに、  
該当するア)、イ)の条件を確認し、  
下記へ相談

### ア) 退院支援が必要な患者

- ① 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症
- ② 入退院を繰り返している
- ③ 入院前より状態が著しく変化している
- ④ 医療処置が必要（がん末期、感染症、褥瘡、在宅酸素など）
- ⑤ 服薬管理が必要
- ⑥ 福祉用具・住宅改修など環境整備が必要
- ⑦ 以下、介助が必要
  - ・ 食事及び口腔ケア
  - ・ 立位、歩行
  - ・ 排泄（ポータブルトイレを使用含む）
  - ・ 入浴、更衣



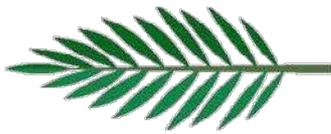
1項目でも該当すれば、  
本人・家族に確認の上、  
居宅介護支援事業所  
(ケアマネジャー)  
に相談

### イ) 上記以外で地域の見守りなどが必要な患者

- ① 日常生活は、ほぼ自立している認知症
- ② 独居で調理や掃除などの身の回りのことに援助が必要
- ③ 家族はいるが、高齢や疾患などにより介護力が弱い
- ④ 日常生活は、ほぼ自立しているがん患者等で、新たに  
医療処置が必要または見込まれる
- ⑤ 内服薬の自己管理が難しい
- ⑥ 買い物や通院の支援が必要
- ⑦ 65歳以上で精神・知的障害がある
- ⑧ 生活困窮者
- ⑨ 虐待、もしくは虐待が疑われる



1項目でも該当すれば、  
本人・家族に確認の上、  
地域包括支援センター  
に相談 <P11参照>  
※ア)、イ)  
で判断に迷う場合も含む



## 介護保険申請の流れ



### 介護保険に加入する方（被保険者）

◇第1号被保険者(65歳以上の方)

◇第2号被保険者(40歳から64歳で医療保険に加入し、下記の**特定疾病(16種類)**により介護や支援が必要となった時に市の認定を受けた方)

|  |                              |
|--|------------------------------|
| ①がん<br>(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る) | ⑧脊髄小脳変性症                     |
|  | ⑨脊柱管狭窄症                      |
|  | ⑩早老症                         |
|  | ⑪多系統萎縮症                      |
| ②関節リウマチ  | ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症    |
| ③筋萎縮性側索硬化症   |                              |
| ④後縦靭帯骨化症   | ⑬脳血管疾患                       |
| ⑤骨折を伴う骨粗鬆症   | ⑭閉塞性動脈硬化症                    |
| ⑥初老期における認知症  | ⑮慢性閉塞性肺疾患                    |
| ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病                            | ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |



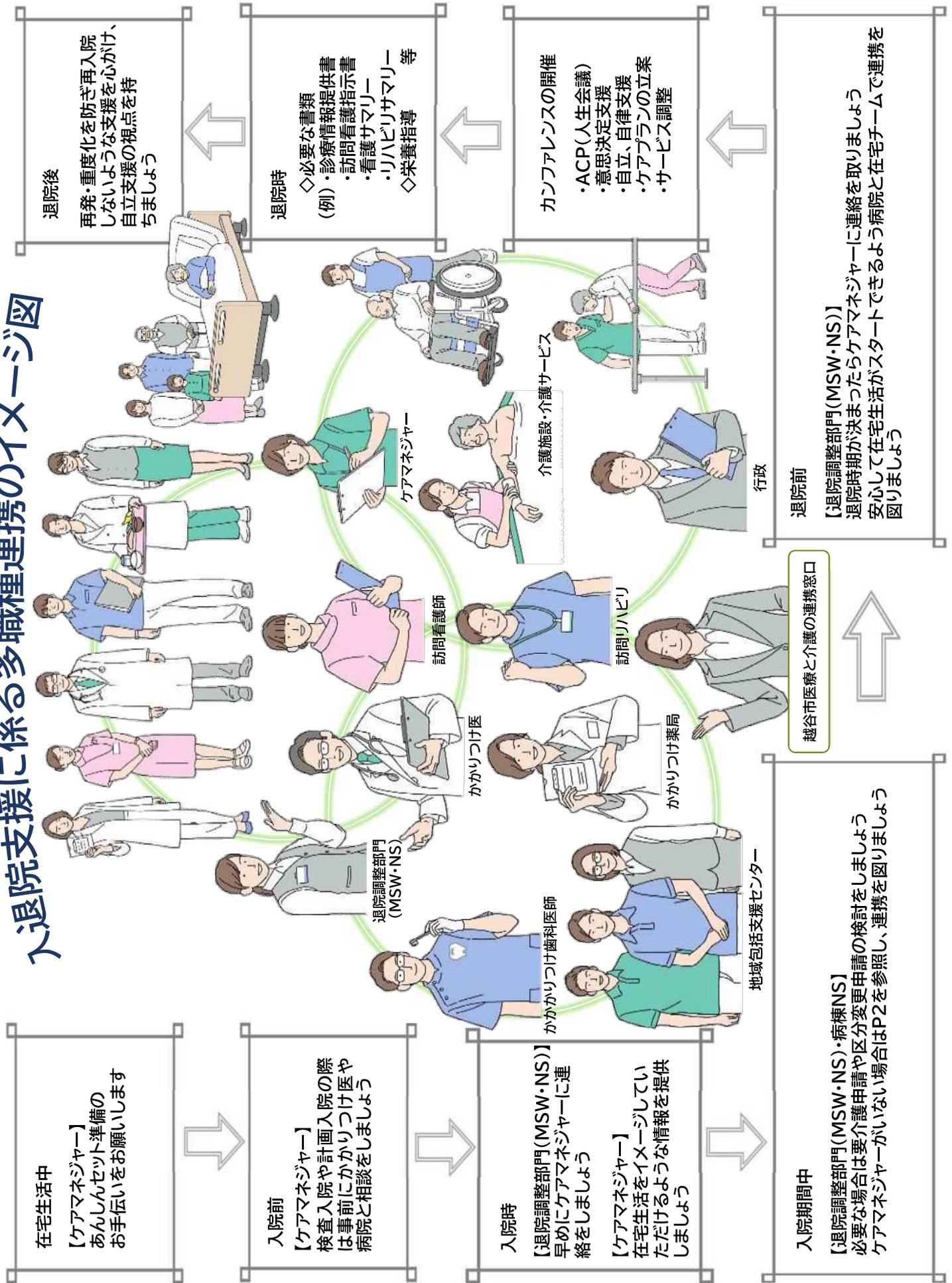
### サービスを利用するまでの流れ

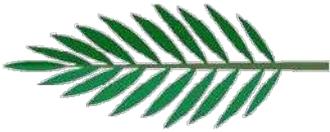
介護保険を利用する場合は、お住まいの市町村の窓口にて要介護認定の申請を行ってください

|          |  |
|----------|--|
| 申請に必要なもの | 要介護・要支援認定申請書                                 |
|          | 介護保険の保険者証                                    |
|          | 健康保険の保険者証(※第2号被保険者の場合)                       |
|          | 本人や代理人の身元確認の書類 等                             |
| 申請者      | 本人または、家族、成年後見人など                             |
|          | 地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などが代行できます |

認定結果が出るまでには、おおよそ1か月かかります

# 入退院支援に係る多職種連携のイメージ図





## 病院・在宅チームの協働で目指す入退院支援の視点

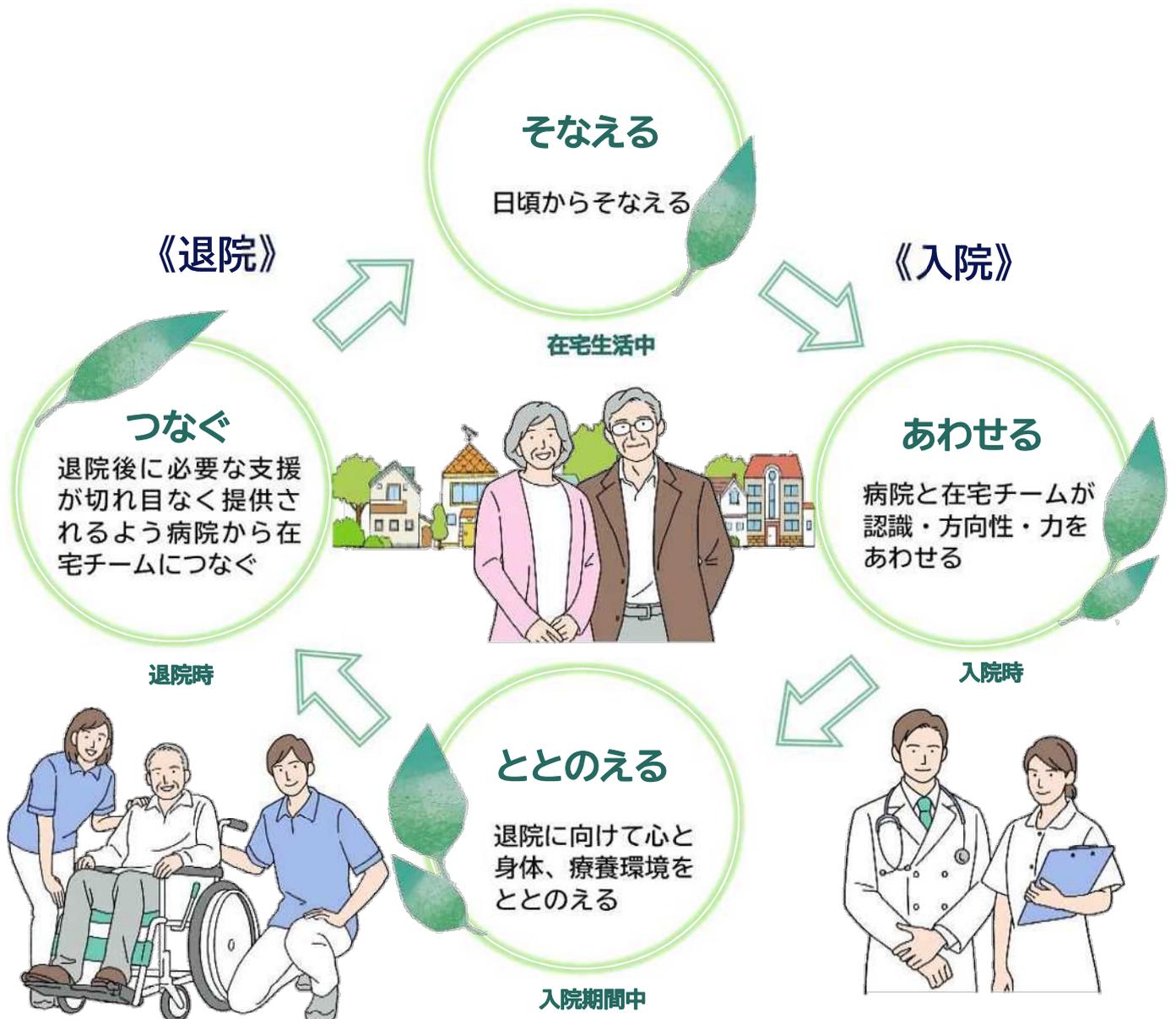
### 【入退院支援の目指すべき姿】

利用者（患者）が入院した場合、その人らしい暮らしの場に戻るために、病院と在宅チームとの協働が求められます。

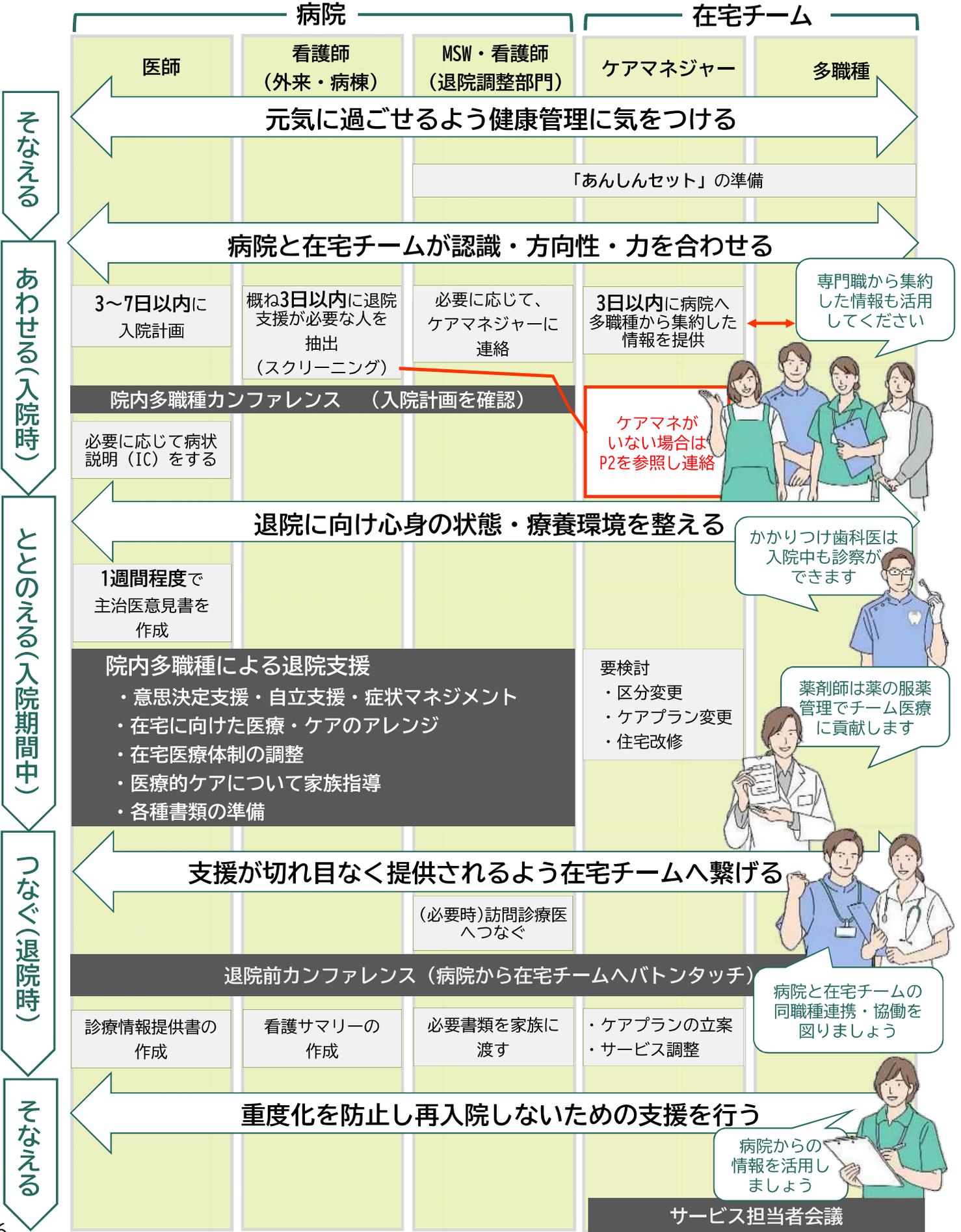
また、退院後、再発・重度化を予防し、本人が望む在宅療養生活が継続できるよう、病院と在宅チームが、互いの強みを活かしながら、地域全体で連携し、支援を行うことが大切です。

### 【入院を経てまた暮らしの場へ戻る際、大切にしたい視点】

本人家族の意向を基に、病院と在宅チームが協働（そなえる・あわせる・ととのえる・つなぐ）していく視点で連携を深めましょう。



# 入退院支援フローチャート



# 【参考】入退院支援における連携・調整に関する診療報酬・介護報酬について

主な関係報酬のみを掲載しています。また、算定に当たっては最新の算定要件・施設基準を確認してください。令和5年7月時点

入院前又は入院早期から医療と介護が連携して退院支援を行うことが、病院から地域への切れ目のない支援につながるため国が加算を作りまし。加算が取れる環境はスムーズな連携に繋がっていきます。

## 病院

### 入退院支援加算

- 1：700点 または1300点（退院時1回）
  - 2：190点 または635点（退院時1回）
- 入院早期より退院困難者を抽出し、退院支援計画の立案及び退院した場合に算定  
+入院時支援加算
- 入院時支援加算1 230点
  - 入院時支援加算2 200点
- 入院予定の患者に対し、入院中に行われる治療の説明等を入院前の外来において実施

- +地域連携療養計画加算 300点（入退院支援加算）
- +地域連携診療計画加算 50点（診療情報提供料Ⅰ）

### 介護支援等連携指導料

- 400点（入院中2回） ケアマネジャーとの連携
- ### 退院時共同指導料2
- 400点（入院中1回）
- 病院の医師等と在宅医が共同で退院後の療養に必要な説明・指導  
※医師等の職種3名以上と共同し指導を実施 2000点

### 退院前訪問指導料

- 580点（1回の入院につき1回）

### 退院時リハビリテーション指導料

- 300点（1回の入院につき1回）

### 退院時薬剤情報管理指導料

- 90点（1回の入院につき1回）

### 退院後訪問指導料

- 580点 + 訪問看護同行加算20点

## ケアマネジャー

### 入院時情報連携時加算

- (Ⅰ)入院後3日以内 200単位/月
- (Ⅱ)入院後7日以内 100単位/月

### 退院・退所時加算

|      | カンファレンス<br>参加無 | カンファレンス<br>参加有 |
|------|----------------|----------------|
| 連携1回 | 450単位          | 600単位          |
| 連携2回 | 600単位          | 750単位          |
| 連携3回 | ×              | 900単位          |

### 緊急時等居宅カンファレンス加算

- 200単位（月2回）

## 多職種

### 歯科

#### 診療情報提供料Ⅰ

- 250点

入院時に歯科医から病院へ診療情報提供料を実施

### 在宅医

#### 退院時共同指導料1

- 1500点（入院中1回）

病院の医師等と在宅医が共同で退院後の療養上必要な説明・指導を実施

### 薬剤師

#### 退院時共同指導料

- 600点（入院中1回）

退院後の訪問薬剤指導を行う薬局薬剤師が、療養上の必要な説明・指導を医師等の職種3名以上と共同して実施

### 訪問看護・定期巡回・看護小規模多機能（介）

#### 退院時共同指導加算

- 600単位（病院内でのカンファレンス）

退院時に共同指導を行った後に、初回の指定訪問看護を実施

### 訪問看護（医）

#### 退院時共同指導加算（訪問看護管理療養費）

- 800点（1回の入院につき1回）



## 多職種の連携にあたっての心構え

### 連携は、心配り（あいさつ・歩み寄り・思いやり）から

医療と介護の関係者がよりスムーズに連携していくには、お互いの立場を理解し、思いやりを持って行動することが大切です。

相互の信頼関係を深めるために、普段からコミュニケーションを心掛け、顔の見える関係を築いていきましょう。



患者さんが自宅に戻ってからの生活をイメージすることが大切です



入退院を繰り返さないよう日常生活がわかるように伝えましょう

### 全ての職種のみなさまへ

- ① 思いやりを持ち、丁寧な対応を心がけましょう
- ② お互いの視点を大切に、わかりやすく相手に伝えましょう
  - ・相手が必要としている正確な情報を、なるべく専門用語を使わずに伝えましょう
  - ・5W1Hを意識し結論から伝えましょう
  - ・どの程度急ぐ要件か伝えましょう
- ③ 地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)を活用しましょう < P10参照 >  
対応困難な時は、利用者（患者）のお住まいの地区を担当している地域包括支援センターに相談しましょう。

## 医師のみなさまへ

- ① 患者（利用者）の在宅療養生活は、医師の作成する書類から始まります
  - ・主治医意見書
  - ・訪問看護指示書
  - ・訪問リハビリテーション指示書 など

## 病院スタッフのみなさまへ

- ① 入院中から在宅生活をイメージした支援を心がけましょう  
患者・家族は退院したその日から療養生活が始まります。その人の日常生活に合わせた支援をしていきましょう。ご家族にも指導をお願いします。
- ② 退院日の目途を早めにケアマネジャーに知らせましょう
- ③ 必要な書類はケアマネジャーと確認しましょう  
退院時に必要な書類をお互いに確認しましょう。
- ④ 地域包括支援センター(高齢者の総合相談窓口)を利用しましょう < P10参照 >  
退院後、介護が必要になる患者（利用者）は、お住まいの地区を担当している地域包括支援センターに相談しましょう。

## ケアマネジャーのみなさまへ

- ① 利用者の情報を取り扱う際には本人・家族から了承を得ましょう
- ② 医療機関の訪問に際しては、事前に相手方の予定を確認しましょう
- ③ 受診同行の際には受付時に名刺を添え、診察の場面では氏名・所属・職種・目的を伝えましょう
- ④ 退院時カンファレンスの内容などは各サービス担当者と情報共有しましょう



## 地域包括支援センターとは

高齢者等に必要な援助・支援を総合的に行う、市の委託機関です。保健師または看護師、主任ケアマネジャー、社会福祉士を配置し、専門性を活かして支援を行っています。

### 業務内容

#### 総合相談

健康、介護、生活のことなど様々な相談を受け、対応しています。  
必要に応じて訪問も行います。

#### 権利擁護

消費者被害や高齢者虐待の防止など、高齢者の権利を守るための支援を行います。

#### 介護予防ケアマネジメント

要介護認定で「要支援1・2」と認定された方または、基本チェックリストにより「事業対象者」と判定された方の介護予防ケアプランを作成します。また、介護が必要な状態にならないよう介護予防教室等の紹介を行います。

#### 包括的・継続的ケアマネジメント

高齢者が暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関と連携し、ネットワークづくりを行っています。  
また、ケアマネジャーに対する支援も行います。

### 例えば、どんな支援をしているの？

#### 【虐待に関する相談支援を行います】

高齢者虐待を発見した場合には、速やかに行政や地域包括支援センターへ通報しなければなりません。また、虐待かどうか迷う場合にもご連絡をお願いします。

#### 【要介護認定の代行申請を行います】

介護保険サービスを利用するには、申請が必要です。基本的にはご家族等が行いますが、独居や家族での対応が難しい方は、地域包括支援センターで代行することができます。

#### 【対応困難なケースについて、一緒に検討します】

身体的、経済的な問題など、多問題を抱えた高齢者への支援は困難が予想されます。一人で抱えず、ご相談ください。また、地域ケア会議を活用することも可能です。

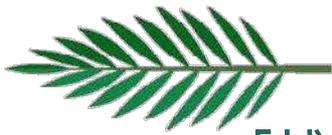
地域包括支援センターは高齢者の総合相談窓口です。

※地区ごとに担当が異なります。P11を参照ください。

## 【越谷市地域包括支援センター】

令和3年9月1日現在

| 名称 | 所在地(越谷市)                              | 電話番号<br>(048) | FAX<br>(048) | 担当地区  |
|----|---------------------------------------|---------------|--------------|---|
| 1  | 桜井<br>下間久里792-1<br>(桜井地区センター・公民館内)    | 970-2015      | 970-2016     | 大里、下間久里、<br>上間久里、大泊、平方、<br>平方南町、千間台東  |
| 2  | 新方<br>大吉470-1<br>(新方地区センター・公民館内)      | 977-3310      | 940-3339     | 弥十郎、大吉、向畑、<br>北川崎、大杉、大松、<br>船渡、弥栄町  |
| 3  | 増林<br>増林3-4-1<br>(増林地区センター・公民館内)      | 963-3331      | 940-0145     | 花田、増林、増森、中島、<br>東越谷1~4、6~10丁目   |
| 4  | 大袋<br>大竹831-1                         | 971-1077      | 970-1166     | 恩間、大竹、大道、<br>三野宮、恩間新田、袋山、<br>大林、大房、千間台西   |
|    | せんげん台<br>出張所<br>千間台西5-26-15           | 940-1315      | 940-1315     |   |
| 5  | 荻島・北越谷<br>南荻島190-1<br>(荻島地区センター・公民館内) | 978-6500      | 940-1140     | 野島、小曾川、砂原、<br>南荻島、西新井、北後谷、<br>長島、北越谷  |
| 6  | 出羽<br>七左町4-248-1<br>(出羽地区センター・公民館内)   | 985-3303      | 988-8866     | 七左町1、4~8丁目、<br>大間野町、新川町、<br>宮本町、神明町、谷中町、<br>新越谷2丁目                                |
| 7  | 蒲生<br>登戸町33-16<br>(蒲生地区センター・公民館内)     | 985-4700      | 972-6070     | 瓦曾根1~2丁目、登戸町、<br>蒲生東町、蒲生寿町、<br>蒲生旭町、蒲生本町、<br>蒲生愛宕町、蒲生南町、<br>南町、蒲生、蒲生西町、<br>南越谷1丁目 |
| 8  | 川柳<br>川柳町2-507-1<br>(老人福祉センターひのき荘内)   | 990-0753      | 971-5310     | 伊原、川柳町、<br>レイクタウン7丁目  |
| 9  | 大相模<br>相模町3-42-1<br>(大相模地区センター・公民館内)  | 993-4258      | 993-4259     | 西方、相模町、大成町、<br>東町、流通団地、<br>レイクタウン1~6丁目、<br>8~9丁目                                  |
| 10 | 大沢<br>東大沢1-12-1<br>(大沢地区センター・公民館内)    | 972-4185      | 972-4186     | 大沢、大沢1~4丁目、<br>東大沢  |
| 11 | 越ヶ谷<br>越ヶ谷4-1-1<br>(越谷市中央市民会館)        | 966-1851      | 965-3855     | 越ヶ谷、御殿町、柳町、<br>越ヶ谷本町、中町、<br>弥生町、東越谷5丁目、<br>赤山町1~2丁目、<br>赤山本町、宮前                   |
| 12 | 南越谷<br>南越谷4-21-1<br>(南越谷地区センター・公民館内)  | 999-6651      | 999-6678     | 瓦曾根3丁目、<br>南越谷2~5丁目、<br>赤山町3~5丁目、<br>蒲生茜町、新越谷1丁目、<br>東柳田町、元柳田町                    |



## 在宅医療連携拠点 「越谷市医療と介護の連携窓口」

～多職種チームワークが深まるよう支えます～

市民が住み慣れた地域で自分らしい生活が送れるよう

「入退院支援・日常療養生活支援・急変時の対応・看取り」体制を構築します。

<主な業務内容>



01 医療介護福祉職・地域包括支援センター等の相談窓口



02 スムーズな多職種連携に向けた対応策の検討や研修会の企画・開催



03 情報共有・連携推進 (MCS:メディカル・ケア・ステーション)

- ・医療介護現場がリアルタイムにつながる多職種連携ツールです。無料。
- ・非公開型（招待制）の高セキュリティで安心です。

※登録は越谷市医療と介護の連携窓口までご連絡ください。



04 訪問診療医の在宅療養支援ベッド調整

- ・訪問診療を受けて在宅療養生活をしている方が脱水や肺炎等で入院加療やレスパイト（介護者の休養）が必要な時に利用できるシステムです。
- ・5病院（市川胃腸科外科病院・慶和病院・越谷誠和病院・十全病院・新越谷病院）が輪番制で対応。365日（1日1床）ベッドが確保されています。



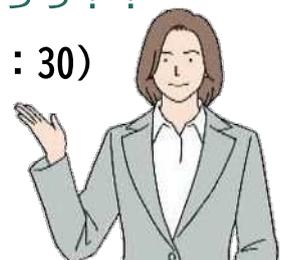
05 人生の最終段階における意思決定支援の普及 等

連絡はこちら！！

電話：048-910-9140（相談受付時間 平日9：00～17：30）

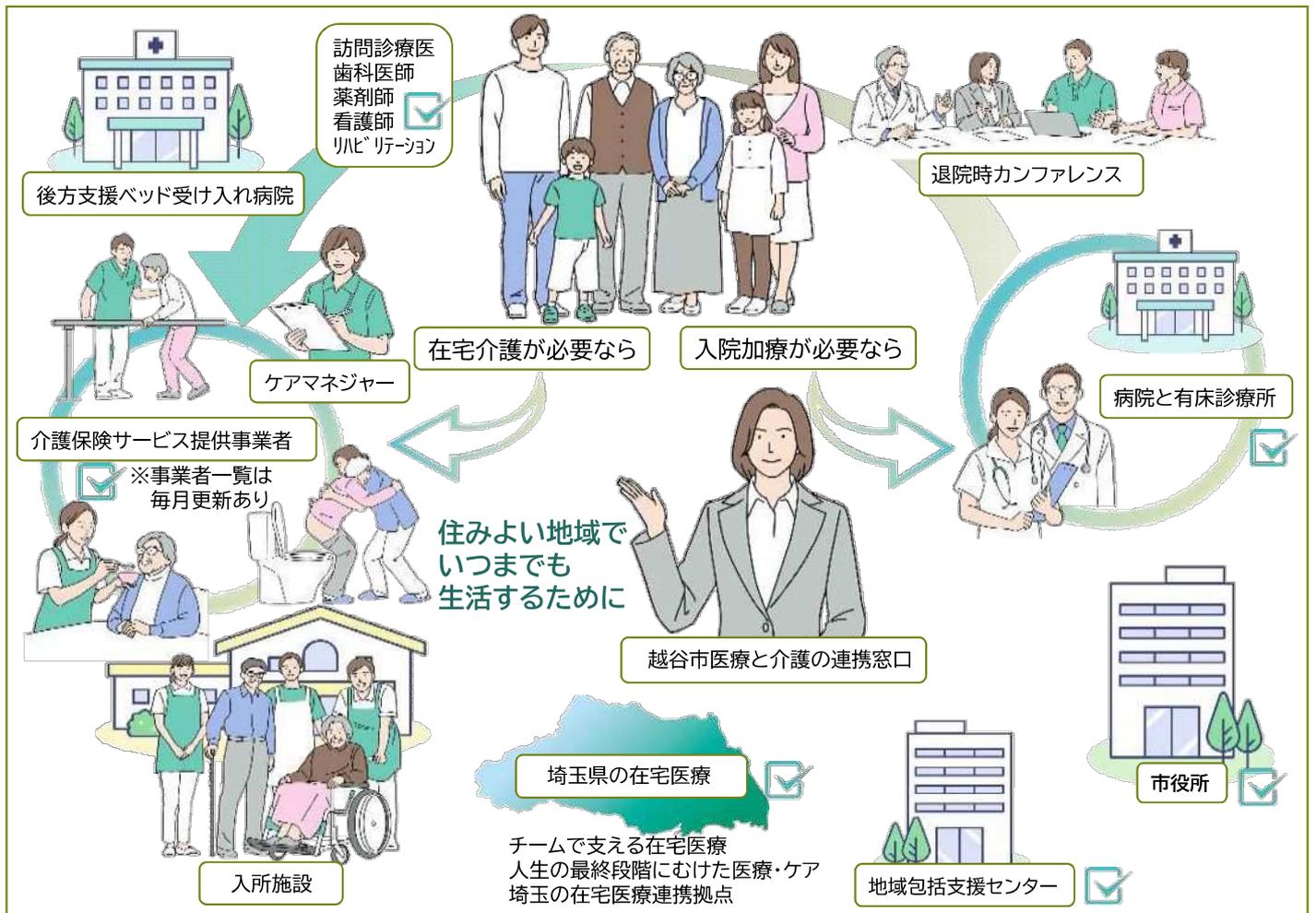
FAX：048-910-9141

アドレス：[renkei@koshigaya-med.or.jp](mailto:renkei@koshigaya-med.or.jp)



越谷市 医療と介護の連携窓口

# 「越谷市医療と介護の連携窓口」ホームページ



事業所の方はこちら [をクリックするとパスワードで以下の専用ページに入れます](#) ...クリックでリンク先へ

|      |              |             |                     |                       |     |
|------|--------------|-------------|---------------------|-----------------------|-----|
| お知らせ | 医療と介護の連携窓口便り | 後方支援ベッド 輪番表 | 後方支援ベッド 利用可能な患者登録用紙 | 医療介護専用SNS 「MCS登録」について | その他 |
|------|--------------|-------------|---------------------|-----------------------|-----|

## 近隣の「在宅医療連携拠点」

| 管轄市町村   | 名称                   | 電話番号         |
|---------|----------------------|--------------|
| 春日部市    | 春日部市地域包括ケアシステム推進センター | 048-745-8651 |
| 吉川市、松伏町 | 吉川松伏在宅医療サポートセンター     | 048-940-8375 |
| 三郷市     | 三郷市在宅医療・介護連携サポートセンター | 048-949-6119 |
| 草加市、八潮市 | 草加八潮医師会在宅医療サポートセンター  | 048-959-9972 |
| 川口市     | 川口市在宅医療サポートセンター      | 048-229-7670 |

# 越谷市内病院連携窓口リスト

令和5年7月7日現在

| 医療機関名                 | 担当部署                        | 住所<br>(越谷市)                   |
|-----------------------|-----------------------------|-------------------------------|
| 獨協医科大学<br>埼玉医療センター    | 総合患者支援センター                  | 〒343-8555<br>南越谷2-1-50        |
| 越谷市立病院                | 医療連携室                       | 〒343-8577<br>東越谷10-32         |
| 越谷誠和病院                | 地域連携・医療福祉相談室<br>在宅支援部 入退院支援 | 〒343-0856<br>谷中町4-25-5        |
| 新越谷病院                 | 医療相談室<br>医療連携室              | 〒343-0815<br>元柳田町6-45         |
| 十全病院                  | 医療相談室                       | 〒343-0807<br>赤山町5-10-18       |
| 慶和病院                  | 医療連携室                       | 〒343-0041<br>千間台西2-12-8       |
| 市川胃腸科外科病院             | 医事課                         | 〒343-0023<br>東越谷7-2-5         |
| リハビリテーション<br>天草病院     | 総合相談部                       | 〒343-0002<br>平方343-1          |
| 埼玉東部循環器病院             | 医療相談・地域医療連携室                | 〒343-0025<br>大沢3187-1         |
| 順天堂大学医学部附属<br>順天堂越谷病院 | 地域医療連携室<br>医療福祉相談室          | 〒343-0032<br>袋山560            |
| 北辰病院                  | 医療連携室                       | 〒343-0851<br>七左町4-358         |
| 南埼玉病院                 | 入院・受診相談担当窓口                 | 〒343-0012<br>増森252            |
| レイクタウン<br>整形外科病院      | なし                          | 〒343-0828<br>レイクタウン<br>5-13-6 |

※越谷市保健所管内の病院に、リスト掲載の照会を行い、同意を得られた病院のみ掲載しています



# 「通院・入院時 あんしんセット」について

医療機関やケアマネジャーは、利用者（患者）が通院や入院時に必要なものをあらかじめ準備しておくように、本人や家族に啓発しましょう。

## 啓発内容

- ① 「通院・入院時あんしんセット」（以下、「あんしんセット」）は、日ごろから通院や入院時に必要なものをご自身で分かりやすい袋やケースにまとめて準備しておきましょう。
- ② 「あんしんセット」を準備しておくことで、医療機関とケアマネジャーで速やかな連携を図ることで、スムーズな通院、入院につながります。
- ③ 誰が見てもわかりやすい「あんしんセット」を活用することで、もしもの時に慌てず、情報共有を図ることができます。

**通院・入院時「あんしんセット」**  
のご準備をお願いします

- ① 医療保険証
- ② かかりつけ医療機関の診察券
- ③ お薬手帳
- ④ 緊急連絡先
- ⑤ ケアマネジャーの名刺
- ⑥ 介護保険証・介護保険負担割合証



受診や入院時にご自身が必要な大切なものをケースなどに入れ保管しておきましょう

**どうして必要なの？**

- ① 事前に必要なものを準備しておくことで、もしものとき慌てず安心です
- ② 患者様の情報が、医療機関やケアマネジャーに一度に伝わるとより円滑なサポートができます

もしもの時にはケアマネジャーに連絡をしましょう

**越谷市では医療機関とケアマネジャーが連携し、市民の皆さまの入退院をスムーズに進めるよう取り組んでいます**

問合せ：越谷市保健医療部地域医療課  
電話：048-972-4777/FAX：048-972-6244  
発行：越谷市医療と介護の連携窓口（越谷市医師会内）

  
① 医療保険証

  
② かかりつけ医療機関の診察券

  
③ お薬手帳

  
④ 介護保険証・介護保険負担割合証

  
⑤ 緊急連絡先を記載したもの

  
⑥ ケアマネジャーの名刺

**「あんしんセット」とあわせて**  
「救急医療情報キット」を活用しましょう



- ① 記入用紙（本人情報・医療情報・緊急連絡先）
- ② 写真（本人が確認できるもの）
- ③ 医療保険証（写し）
- ④ 診察券（写し）
- ⑤ その他 薬剤情報提供書（写し）お薬手帳（写し）等

**救急医療キットとは・・・**  
「かかりつけ医療機関」などの医療機関情報等を容器に入れ自宅に保管しておくことで、救急隊、病院が迅速に対応できるよう備えます。

※救急医療キット内の情報を**随時更新し**、  
万一の時に備えましょう

問合せ  
越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320/FAX：048-963-9174

# 越谷市入退院支援ルール 策定経過

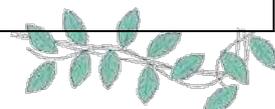
令和4年2月10日現在

| 日にち   | 内容  |
|-------|---|
| R2.4  | ◇埼玉県保健医療部医療整備課より「地域における入退院支援ルール作成の進め方」通知  |
| R2.5  | ◇越谷市における入退院支援ルール作成の課題と進め方について協議   |
| R2.10 | ◇「越谷市入退院支援ルール作成に関するアンケート調査」市内118か所<br>対象：病院・診療所・居宅介護支援事業所・訪問看護ステーション・地域包括支援センター   |
| R2.11 | ◇第1回ケアマネ意見交換会<br>メンバー：<br>市内居宅介護支援事業所 ケアマネジャー 8名<br>越谷市医療と介護の連携窓口   |
| R2.12 | ◇第1回越谷市入退院支援ルール意見交換会<br>メンバー：<br>越谷市内 4病院 看護師、ソーシャルワーカー<br>市内居宅介護支援事業所ケアマネジャー 8名<br>越谷市役所 福祉部 地域包括ケア推進課(現 地域共生部 地域共生推進課)<br>越谷市医療と介護の連携窓口 |
| R3.1  | ◇第2回ケアマネ意見交換会   |
| R3.1  | ◇第2回越谷市入退院支援ルール意見交換会  |
| R3.3  | ◇第3回越谷市入退院支援ルール意見交換会  |
| R3.8  | ◇越谷市リハビリテーション連絡協議会と意見交換会  |
| R3.8  | ◇第4回越谷市入退院支援ルール意見交換会  |
| R3.9  | ◇越谷市薬剤師会と意見交換会  |
| R3.10 | ◇令和3年度 第1回越谷市地域包括ケア推進協議会  |
| R4.2  | ◇令和3年度 第2回越谷市地域包括ケア推進協議会  |

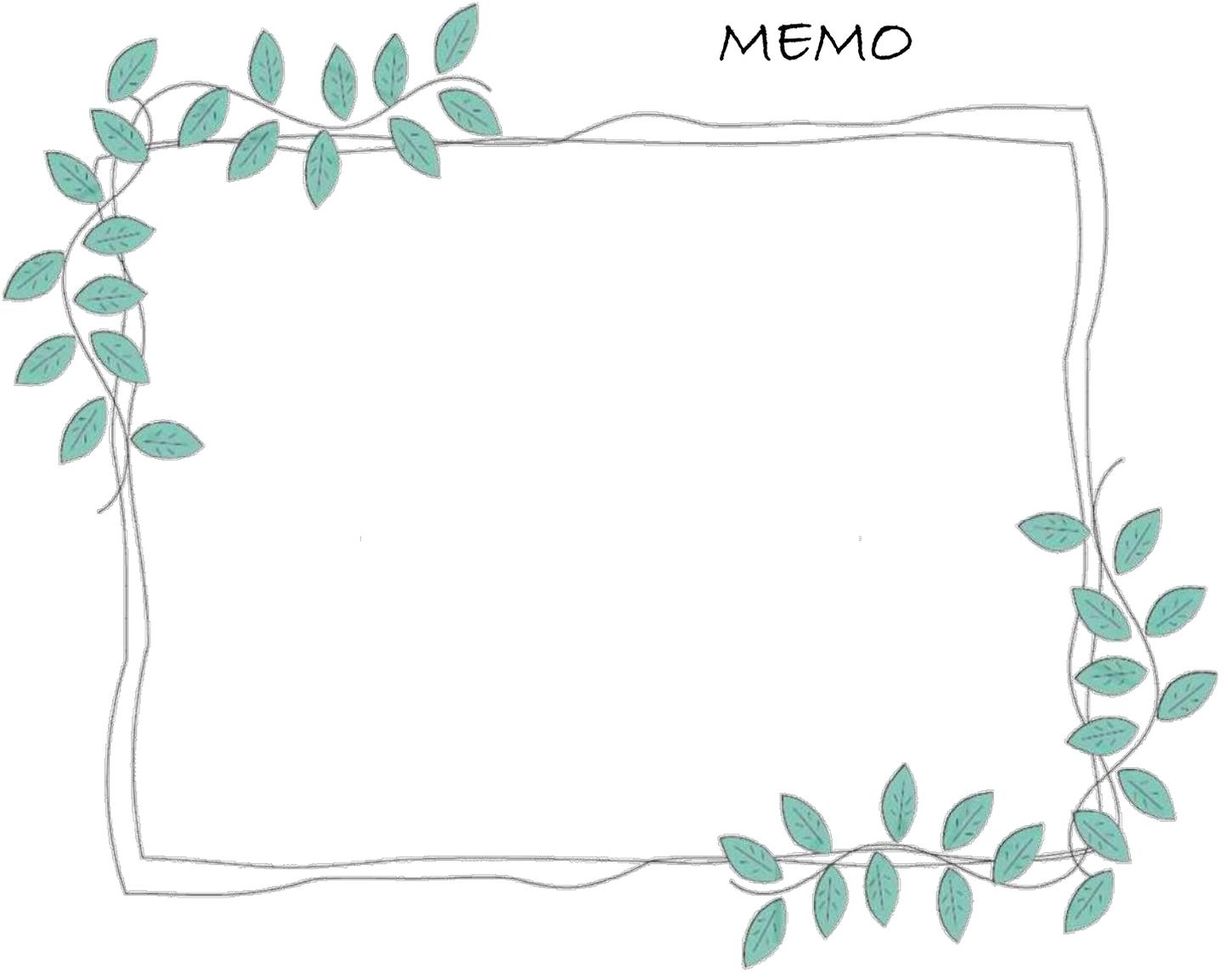
※協議内容は越谷市医療と介護連携の会「世話人会」(年4回)にて結果報告

## <世話人会 メンバー>

越谷市医師会 越谷市医療と介護の連携窓口  
 越谷市歯科医師会  
 越谷市薬剤師会  
 越谷市介護保険サービス事業者連絡協議会  
 越谷市リハビリテーション連絡協議会  
 越谷市訪問看護ステーション連絡協議会  
 越谷ケアマネの会 “ひだまり”  
 獨協医科大学埼玉医療センター 総合患者支援センター  
 越谷市立病院 医療連携室  
 埼玉県立大学  
 越谷市 地域共生部 地域共生推進課 地域包括ケア課 介護保険課  
 保健医療部 地域医療課  
 消防局 救急課



# MEMO



Five horizontal dashed lines for writing a memo.



「越谷市入退院支援ルール」は市ホームページからもダウンロードできます

編集発行：

越谷市 保健医療部 地域医療課

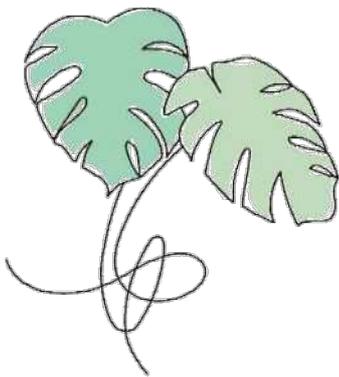
越谷市東越谷10-31(越谷市保健センター内)

TEL:048-972-4777

越谷市医療と介護の連携窓口

越谷市東越谷10-31(越谷市医師会内)

TEL:048-910-9140



## 「通院・入院時あんしんセット」について

[Twocet](#)



### 目次

- ▼ 「通院・入院時あんしんセット」とは
- ▼ チラシの内容

越谷市では、医療機関とケアマネジャーが連携し、市民のみなさまの入退院をスムーズに進められるように取り組んでいます。

### 「通院・入院時あんしんセット」とは

「通院・入院時あんしんセット」とは、市内の医療・介護関係者で協議し、もしもの時に備えて、**事前に必要なものをご自身で分かりやすい袋やケースにまとめて準備ができるよう**にチラシを作成しました。

市民のみなさまには、「通院・入院時あんしんセット」を準備していただき、ご活用ください。

### チラシの内容

(1) 通院・入院時にまとめておくと便利なもの

- [医療保険証](#)
- [かかりつけ医療機関の診察券](#)
- [お薬手帳](#)
- [緊急連絡先](#)
- [ケアマネジャーの名刺](#)
- [介護保険証・介護保険負担割合証](#)

(2) 「あんしんセット」とあわせて、[救急医療情報キット](#)を活用しましょう

### チラシ

[「通院・入院時あんしんセット」チラシ \(PDF: 991KB\)](#)

## ※補足説明

・関係者の皆様には、利用者（患者）が通院や入院時に必要なものをあらかじめ準備しておくように、本人や家族に啓発をお願いします。

・「通院・入院時あんしんセット」のチラシ、ポスター、カードを作成しました。必要な方は、越谷市医療と介護の連携窓口（電話：048-910-9140）で配布しています。また、チラシとポスターは越谷市ホームページからもダウンロードできます。

通院・入院時

# 「あんしんセット」

のご準備をお願いします

- 医療保険証
- かかりつけ医療機関の診察券
- お薬手帳
- 緊急連絡先
- ケアマネジャーの名刺
- 介護保険証・介護保険負担割合証



受診や入院時にご自身が必要な大切なものをケースなどに入れ保管しておきましょう

## どうして必要なの？

- 事前に必要なものを準備しておくことで、もしものとき慌てず安心です
- 患者様の情報が、医療機関やケアマネジャーに一度に伝わるとより円滑なサポートができます

もしもの時にはケアマネジャーに連絡をしましょう

**越谷市では医療機関とケアマネジャーが連携し、市民の皆さまの入退院をスムーズに進めるよう取り組んでいます**

問合せ：越谷市保健医療部地域医療課

電話：048-972-4777 / FAX：048-972-6244

発行：越谷市医療と介護の連携窓口(越谷市医師会内)



医療保険証



かかりつけ医療機関の  
診察券



お薬手帳



介護保険証・  
介護保険負担割合証



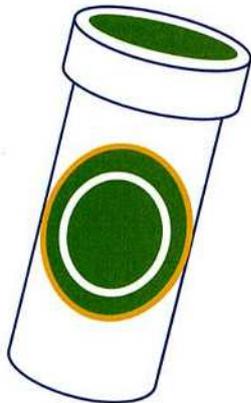
緊急連絡先を  
記載したもの



ケアマネジャーの名刺

## 「あんしんセット」とあわせて

### 「救急医療情報キット」を活用しましょう



- 記入用紙（本人情報・医療情報・緊急連絡先）
- 写真（本人が確認できるもの）
- 医療保険証（写し）
- 診察券（写し）
- その他 薬剤情報提供書（写し）  
お薬手帳（写し）等

#### 救急医療キットとは・・・

「かかりつけ医療機関」などの医療機関情報等を容器に入れ自宅に保管しておくもので、救急隊、病院が迅速に対応できるよう備えます。

※救急医療キット内の情報を**随時更新**し、  
万一の時に備えましょう

#### 問合せ

越谷市福祉部福祉総務課 電話：048-963-9320／FAX：048-963-9174